

1. 最近の貿易保険制度の動向及び 株式会社日本貿易保険の取組について



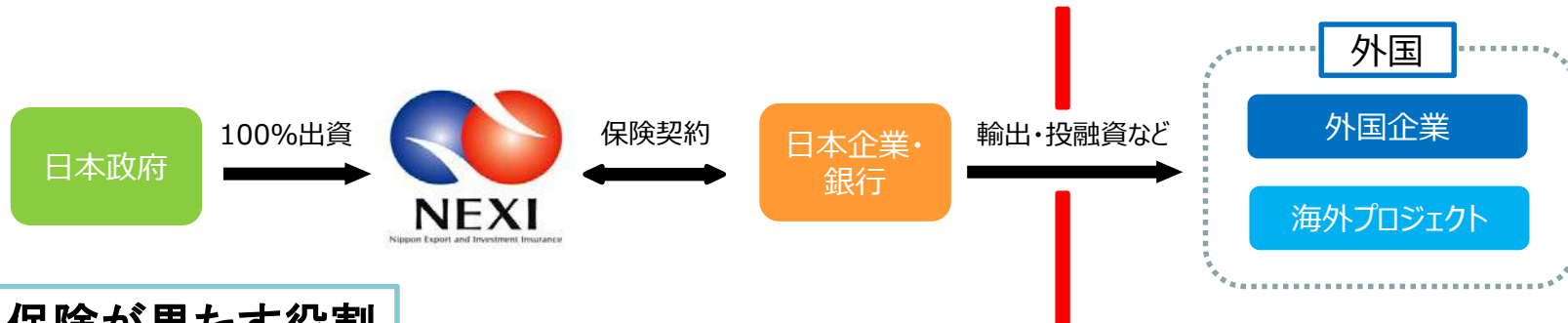
目次

- (1) 貿易保険とは
- (2) 日本貿易保険(NEXI)について
- (3) 最近の取組

(1) 貿易保険とは

貿易保険は、海上保険など通常の保険では救済することができない、企業が行う輸出入、海外投資あるいは融資といった対外取引に伴うリスクをカバーする保険。

貿易保険の目的は、貿易取引や海外投融資を行う際に発生するリスクを軽減し、企業の海外展開を促進すること。

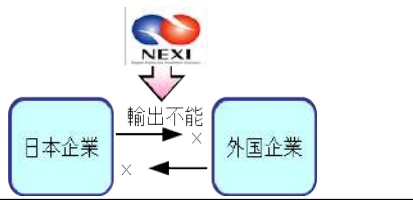
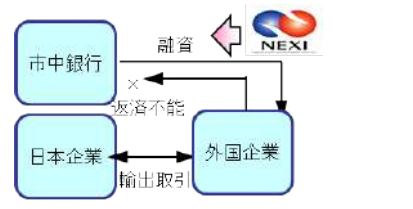
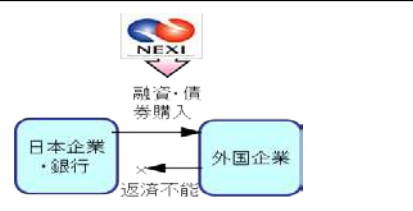
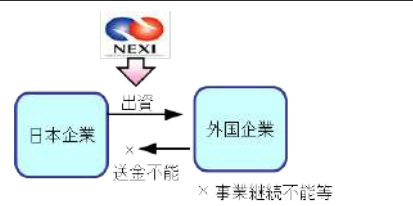


貿易保険が果たす役割

- ◆ **企業にとって:**
 - ✓ 輸出契約や海外投資に伴う不安解消(代金回収不能・事業の継続不能等のリスク回避)
 - ✓ 資金調達手段の確保
- ◆ **金融機関にとって:**
 - ✓ 融資の円滑化
- ◆ **保険事故の未然防止・回収を支援**
 - ✓ 仕向国政府が関係するトラブルの場合、問題解決のため政府が支援(政府間交渉等)

(1) 貿易保険とは

- 貿易保険の主な種類としては、輸出に関する保険、融資に関する保険、投資に関する保険がある。
- 保険の種類(類型)は貿易保険法(法律)で定められている。

| 保険対象取引 | 保険種・保険内容 | |
|---|---|---|
| <p>輸出等に関する保険</p> <p>非常危険</p> <p>信用危険</p> | <p>貿易一般保険</p> <p>輸出不能又は輸出後若しくは外国への技術提供後における代金回収不能による損失をカバー。</p> |  <p>The diagram shows a Japanese company (日本企業) on the left and a foreign company (外国企業) on the right. An arrow labeled '輸出不能' (non-export) points from the foreign company to the Japanese company. A red 'X' is placed over this arrow. Above the diagram is the NEXI logo with a downward arrow pointing to the transaction.</p> |
| <p>融資等に関する保険</p> <p>非常危険</p> <p>信用危険</p> | <p>貿易代金貸付保険</p> <p>銀行等による外国企業の日本貨物の購入資金に係る融資(バイヤーズ・クレジット)をした場合における返済不能による損失をカバー。</p> |  <p>The diagram shows a Japanese bank (市中銀行) on the left and a foreign company (外国企業) on the right. An arrow labeled '融資' (financing) points from the bank to the foreign company. A return arrow labeled '返済不能' (non-repayment) points from the foreign company back to the bank. A red 'X' is placed over the return arrow. Above the diagram is the NEXI logo with a downward arrow pointing to the transaction.</p> |
| | <p>海外事業資金貸付保険</p> <p>銀行等による外国企業の事業資金(日本からの輸出に関連しないアンタイド資金)に係る融資等の返済不能による損失をカバー。</p> |  <p>The diagram shows a Japanese bank (日本企業・銀行) on the left and a foreign company (外国企業) on the right. An arrow labeled '融資・債券購入' (financing/bond purchase) points from the bank to the foreign company. A return arrow labeled '返済不能' (non-repayment) points from the foreign company back to the bank. A red 'X' is placed over the return arrow. Above the diagram is the NEXI logo with a downward arrow pointing to the transaction.</p> |
| <p>投資に関する保険</p> <p>非常危険</p> | <p>海外投資保険</p> <p>戦争等によって投資先の事業が一定期間以上、継続できなくなったこと等による損失をカバー。</p> |  <p>The diagram shows a Japanese company (日本企業) on the left and a foreign company (外国企業) on the right. An arrow labeled '出資' (investment) points from the Japanese company to the foreign company. A return arrow labeled '送金不能' (non-payment) points from the foreign company back to the Japanese company. A red 'X' is placed over the return arrow. Above the diagram is the NEXI logo with a downward arrow pointing to the transaction. A note at the bottom right says '× 事業継続不能等' (× business continuation failure, etc.).</p> |

(1) 貿易保険とは

対象となるリスク

事事故事由

非常危険

- 為替制限・禁止、輸入制限・禁止
- 戦争、内乱、革命、テロ行為
- 支払国に起因する外貨送金遅延
- 制裁的な高関税
- 国連又は仕向国以外の国の経済制裁
- 収用
- 自然災害、その他、契約当事者の責によらない事態

信用危険

- 外国政府等を相手方とする輸出契約等の船積前の一方的キャンセル
(※民間バイヤーの船積前の一方的キャンセルは、一部特約を付帯した場合を除き対象外)
- 契約相手方の破産、破産に準ずる事由
- 契約相手方の3カ月以上の不払い
(工事に対するクレーム等、受注者に責ある場合を除く)

カバー内容

貿易一般保険(個別・設備財包括・技術提供等)

機器・資材を船積できないことにより被る損失 (船積前リスク)

工事を中止せざるを得なくなり仕掛費が回収できないことにより被る損失

(未確認対価＝支出費用)

貨物代金・役務対価が回収できないことにより被る損失

(船積後・役務提供後のリスク)

貿易代金貸付保険／海外事業資金貸付保険

貸付金等が償還されない／貸付に係る保証債務の履行請求を受けたことにより被る損失

海外投資保険

合併事業等の継続不能や事業休止により投資資産が被る損失

(2) 日本貿易保険(NEXI)について

NEXIの概要

| | |
|----------|---|
| 名称 | 株式会社日本貿易保険 (NEXI: Nippon Export and Investment Insurance) |
| 設立根拠法 | 貿易保険法 |
| 事業 | 対外取引(貿易、投資、融資)に伴う通常の保険では救済できないリスクに対する保険事業の実施。 |
| 事務所 | 東京、大阪、パリ、ニューヨーク、シンガポール |
| 役職員数 | 195名 (2019年4月1日) |
| 資本金額 | 約1,694億円(全額政府出資) |
| 年間引受保険金額 | 約6.3兆円(2018年度実績) |
| ホームページ | https://www.nexi.go.jp/ |

(2) 日本貿易保険(NEXI)について

沿革

- | | |
|----------|---|
| 1950年 3月 | 輸出信用保険法(現貿易保険法)成立 |
| 1999年 7月 | 独立行政法人通則法成立 |
| 1999年12月 | 貿易保険法等の一部を改正する法律成立 [貿易保険事業は、2001年3月末まで 通商産業省(現経済産業省)にて運営] |
| 2001年 4月 | 独立行政法人日本貿易保険(NEXI)設立 |
| 2015年 7月 | 貿易保険法等の一部を改正する法律成立 (2017年4月から政府全額出資の特殊会社へ移行) |
| 2017年 4月 | 株式会社日本貿易保険(NEXI)設立 |

(2) 日本貿易保険(NEXI)について

株式会社化

2017年4月1日、これまでの独立行政法人から政府全額出資の特殊会社に移行し、新たに株式会社日本貿易保険が設立された。

特殊会社化の目的は、国の政策意図の反映など国との一体性を高めつつ、経営の自由度、効率性、機動性を向上させる点にある。株式会社化と同時に国の貿易再保険特別会計が廃止され、その資産及び負債を新生NEXIが承継した。

なお、国による再保険の仕組みを廃止する一方、非常時にも保険金の確実な支払を担保するため、NEXIの資金調達が困難な場合には、貿易保険法に基づき、政府が必要な財政上の措置を講ずることとなっている。



(3) 最近の取組

資源エネルギー総合保険の適用対象拡大／要件緩和

- 本邦事業者が資源の第三国向け販売を目的として事業に参画する場合や、資源引取に利用する関連インフラ整備を行う場合でも適用検討可能に**(従来は本邦向けの資源引取案件のみ)**。
- (※)本邦の資源エネルギーの安定供給確保に資する案件に限る。
- (具体例) ・積極的に本邦に供給を振り向ける旨の本邦事業者の意向が確認できる案件
・東/東南アジアにおけるLNG受入ターミナル案件
- 資源エネルギー総合保険の適用条件の一つであるエスクロウ口座の開設が不要に。
- (※)エスクロウ口座の開設がない当該案件においては一般の海外事業資金貸付保険の料率を適用。

従来の適用対象

本邦事業者による本邦向け
資源引取案件

適用対象拡大

新規適用対象

本邦事業者による本邦向け資源引取案件

+

本
事
業
者
に
よ
る

- ① 第三国向け資源輸出・販売案件
- ② 資源関連の権益取得案件
- ③ 資源引取に利用する関連インフラ整備

従来の適用要件

先進国一流銀行内での
エスクロウ口座開設

適用要件緩和

新規支援条件

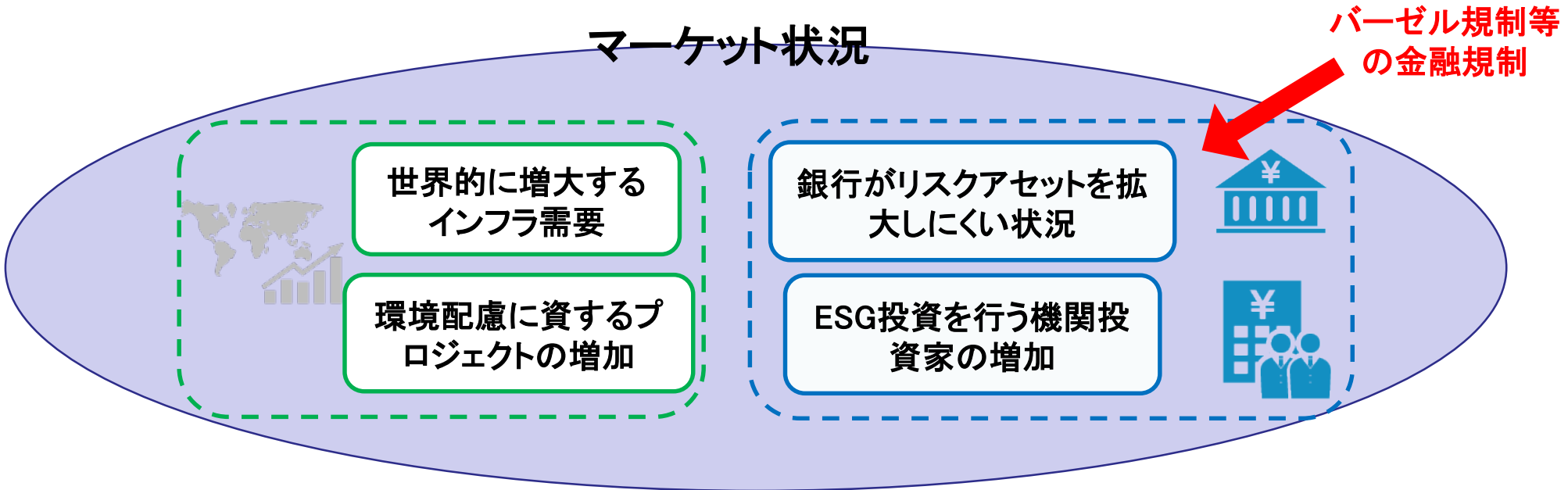
エスクロウ口座を開設せずとも、前述の適用対象案件であれば、**信用危険カバー率を97.5%まで引き上げ**。
(通常＝貿易代金貸付保険：95%、海外事業資金貸付保険：90%)

(3) 最近の取組

インフラファンド及びプロジェクトボンドを活用したインフラ投資スキームの構築

- 世耕経産大臣立ち会いの下、国内外の大手金融機関13社とインフラファンドをはじめとしたファンド及びプロジェクトボンドの活用に向けた業務協力に関する覚書を締結
- 年内を目処に、機関投資家による資金供給を促進するためのインフラファンド及びプロジェクトボンドを活用したファイナンススキームを整備する方針

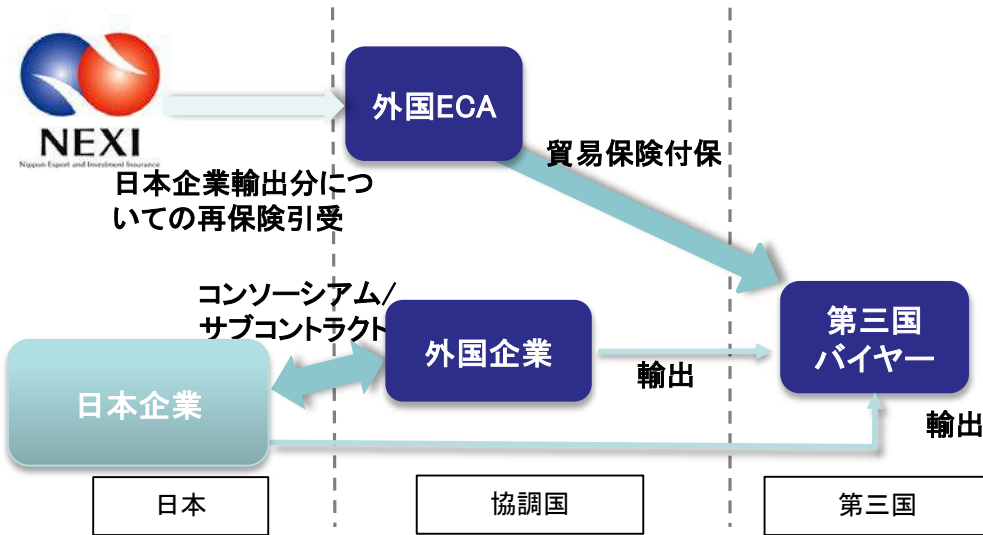
マーケット状況



(3) 最近の取組

第三国連携(本邦からの輸出に対する支援取組)

○他国輸出信用機関(ECA)との再保険協定締結により、他国ECAから本邦企業による輸出品分についてNEXIが再保険を引き受けることで、輸出支援を強化。(One-Stop-Shop再保険)



One-Stop-Shop再保険協定締結先 (2019年10月時点)

| 締結年度 | 国 | 輸出信用機関 |
|------|---------|-------------------------------|
| 2002 | イタリア | イタリア外国貿易保険会社 (SACE) |
| 2002 | オランダ | アトラディウス信用保険会社 (Atradius) |
| 2002 | ベルギー | ベルギー信用保険会社 (Credendo) |
| 2003 | ドイツ | ユーラーヘルメス信用保険会社 (EULER HERMES) |
| 2003 | オーストリア | オーストリア管理銀行 (OeKB) |
| 2004 | フィンランド | フィンランド輸出信用会社 (Finnvera) |
| 2004 | 米国 | 米国輸出入銀行 (US EXIM) |
| 2005 | オーストラリア | オーストラリア輸出信用機関 (Efic) |
| 2005 | スペイン | スペイン輸出信用保険会社 (CESCE) |
| 2007 | スイス | スイス輸出信用機関 (SERV) |
| 2011 | 韓国 | 韓国貿易保険公社 (K-sure) |
| 2016 | フランス | フランス公的投資銀行 (Bpifrance) |
| 2017 | チェコ | チェコ輸出保証・保険公社 (EGAP) |
| 2017 | 英国 | 英国輸出信用保証局 (UKEF) |
| 2018 | カナダ | カナダ輸出開発公社 (EDC) |
| 2019 | タイ | タイ輸出入銀行 (THAI EXIMBANK) |

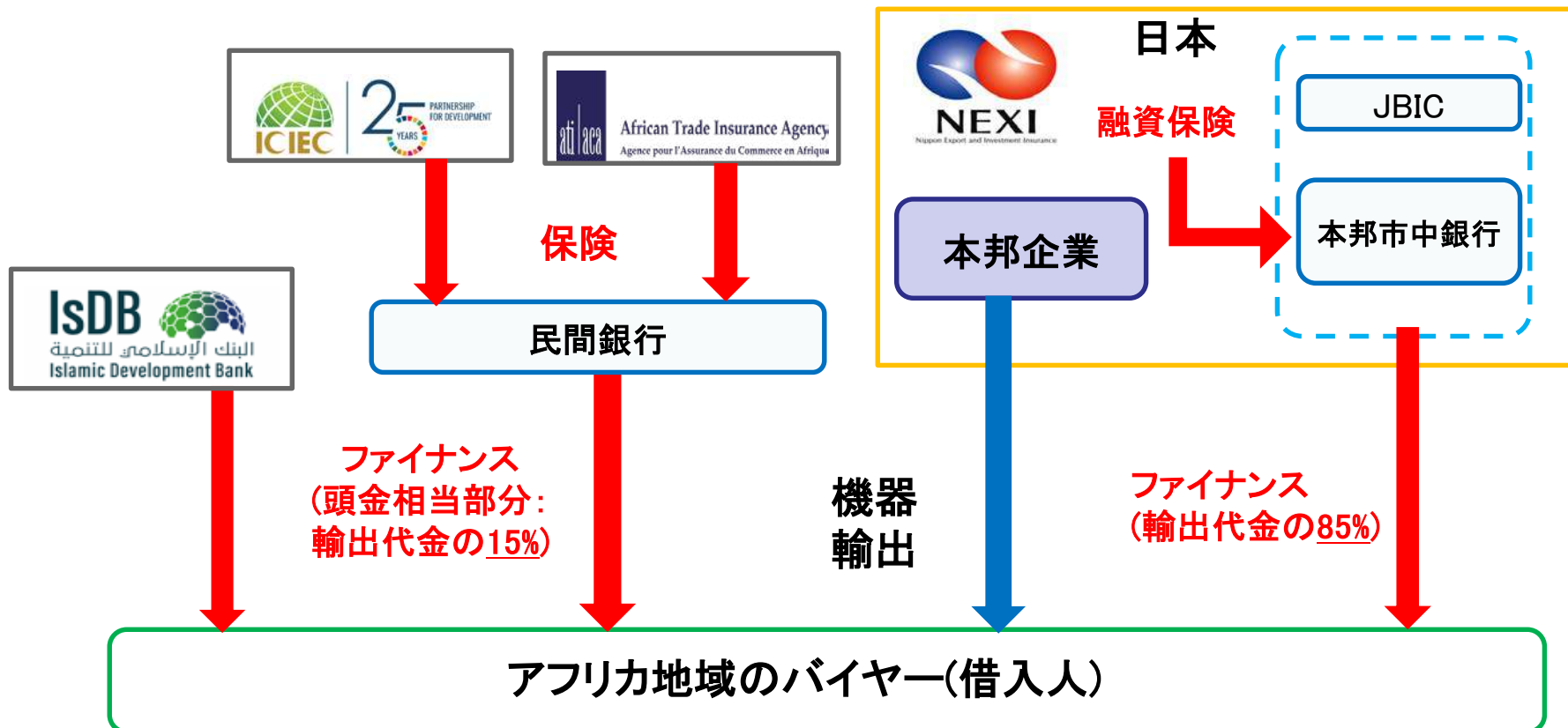
【OeKB(オーストリア)との協調案件】

- 2018年、OeKBがオーストリア企業による鉄鋼生産設備への輸出支援を行うところ、NEXIは日本企業による部品供給分について、再保険による支援を実施。

(3) 最近の取組

第三国連携(アフリカ向けの取組)

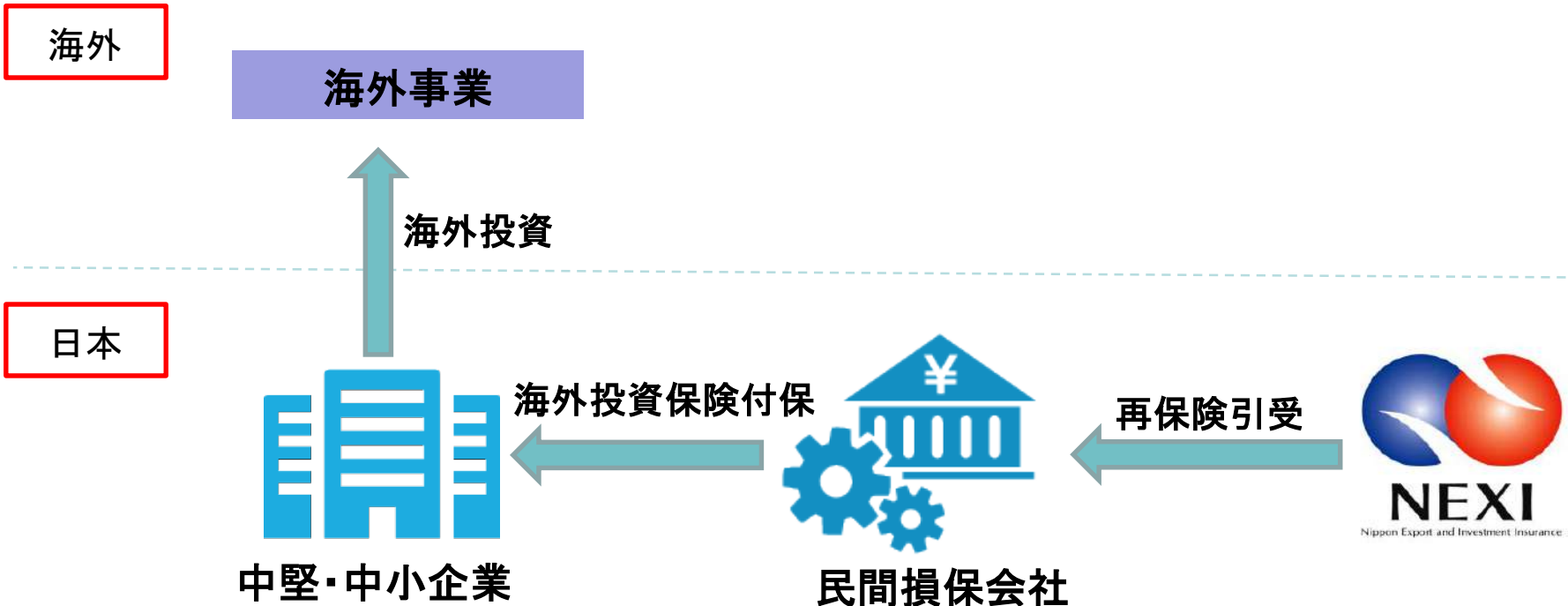
○IsDB(イスラム開発銀行)、ICIEC(イスラム投資・輸出保険機関)、ATI(アフリカ保険機構)とTICAD7開催期間中に協力覚書を締結。頭金部分のファイナンスを支援するIsDB、ICIEC及びATIと連携することで、輸出代金全額がファイナンスできる枠組みをと日本企業が相談しやすい環境を整備。



(3) 最近の取組

国内民間損保会社からの受再

- 7月12日付で貿易保険法施行令が一部改正され、国内の民間損保が提供する海外投資保険について、NEXIが再保険を引き受けることが可能に。
- 中堅・中小企業による海外投資について、民間損保会社を通じてNEXIの支援をより幅広く提供する。





サウジアラビア

石化コンプレックス拡張プロジェクト(2015年)
海外事業資金貸付保険
(約20億米ドル)



バングラデシュ

**マタバリ超々臨界圧石炭火力発電所
湾港建設案件(2017年)**
貿易一般保険



ベトナム

**ニソン製油所・石化コンプレックスプロジェクト
(2013年)**
海外事業資金貸付保険(約13億米ドル)



アメリカ

Cameron LNGプロジェクト(2014年)
海外事業資金貸付保険(約20億米ドル)
Freeport LNGプロジェクト(2014年)
海外事業資金貸付保険(約11.5億米ドル)



カタール

Barzan Onshore プロジェクト(2011年)
貿易一般保険
ドーハメトロ建設・保守案件(2016年)
貿易一般保険



オーストラリア

イクシスLNGプロジェクト(2012年)
海外事業資金貸付保険
(約27.5億米ドル)




モザンビーク/マラウイ

鉄道・湾港建設プロジェクト(2017年)
海外事業資金貸付保険(約10億ドル)



インドネシア

**Tanjung Jati B超々臨界圧石炭火力発電所
再拡張プロジェクト(2017年)**
海外事業資金貸付保険 (約16.8億ドル)



パプアニューギニア

LNG プロジェクト(2010年)
貿易一般保険

＜参考＞中堅・中小企業、農林水産業支援の例

| 年度 | 地域 | 取引概要 | 保険利用対象輸出金額 |
|------|-------|-----------|------------|
| 2018 | アジア | 木毛輸出 | 約90万円 |
| 2018 | 北米 | 床材輸出 | 約2千万円 |
| 2018 | アジア | 果物輸出 | 約1億5千万円 |
| 2018 | ヨーロッパ | 日本酒輸出 | 約120万円 |
| 2017 | アジア | 野菜・果物輸出 | 約40万円 |
| 2017 | アフリカ | 医療用注射針輸出 | 約800万円 |
| 2017 | アジア | 電解槽輸出 | 約1億5千万円 |
| 2016 | アジア | 愛媛県産ヒノキ輸出 | 約330万円 |
| 2016 | 北米 | アパレル製品輸出 | 約450万円 |
| 2016 | オセアニア | 水産物輸出 | 約1千万円 |

2. 貿易一般保険包括保険(機械設備・鉄道システム・船舶) (2年未満案件)の概要

※技術提供保険を含む



貿易一般保険 (設備財包括保険)

- (1) 設備財包括保険の概要
- (2) 対象となる輸出契約等
- (3) てん補範囲と保険料
- (4) 保険責任期間と保険申込
- (5) よくあるお問い合わせ

(1) 設備財包括保険の概要

貿易保険の種類

個別保険

- ・貿易一般保険(個別保険)
- ・輸出手形保険
- ・貿易一般保険(技術提供契約等)
- ・中小企業・農林水産業輸出代金保険
- ・限度額設定型貿易保険
- ・貿易代金貸付保険
- ・海外投資保険
- ・海外事業資金貸付保険

包括保険

企業包括保険

- ・貿易一般保険包括(企業総合保険)
- ・貿易一般保険包括(技術提供契約等)
- ・簡易通知型包括保険
- ・貿易代金貸付保険包括保険

商品別組合別包括保険

- ・貿易一般保険包括(消費財包括保険)
 - ・日本鉄鋼連盟
 - ・線材製品協会
 - ・特殊鋼倶楽部
- ・貿易一般保険包括(設備財包括保険)
 - ・日本機械輸出組合
 - ・日本鉄道システム輸出組合
 - ・日本船舶輸出組合

設備財包括保険とは？

| | |
|------|--|
| 被保険者 | 日本機械輸出組合、日本鉄道システム輸出組合、日本船舶輸出組合にて、設備財包括保険の利用申込をした組合員 |
| 対象貨物 | 各組合毎に特約書にて規定 |
| メリット | <ul style="list-style-type: none">■ NEXIと各輸出組合が1年更新の特約書を締結し、各組合毎に包括的に保険を申し込むことにより、個別保険と比較して低廉な保険料での保険申込が可能。■ NEXIへの保険申込手続きを各輸出組合が代行。■ 高格付バイヤーの信用リスクに対し、他保険種よりも厚い与信枠。 |

(2) 対象となる輸出契約等



対象となる輸出契約

•契約元本が裾切り金額(注1)以上

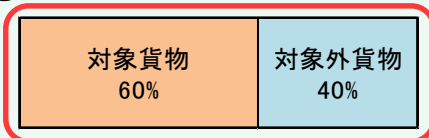
(注1)裾切り金額は組合によって設定が異なります。

| | |
|--------|-----------------------------|
| 機械 | 原則2,500万円、オプションで1,000万円も選択可 |
| 鉄道システム | 1,000万円 |
| 船舶 | 貨物の種類によって、1,000万円～5,000万円 |

•本邦出荷の輸出貨物が特約書上の対象貨物

※一つの輸出契約に包括特約の対象貨物と対象外貨物が混在する場合

①対象貨物 > 対象外貨物: 対象外貨物を含め全額が付保対象



← 契約金額の100%が付保対象

②対象貨物 < 対象外貨物: 対象貨物のみ付保対象。ただし、対象貨物が裾切り金額以上であること(対象貨物が裾切り金額以下の場合は全額付保対象外)



← 契約金額の40%のみが付保対象

契約形態による設備財包括保険付保の可否

—契約



現地調達品を除いた各代金の内
一番大きい代金の契約とみなし、
設備財包括保険付保の可否が決まります。

機械設備の場合、
本邦企業の海外子会社からの
100%仲介は可 (option)

(注)

① 役務とは本邦役務、仲介役務および現地役務をいいます。

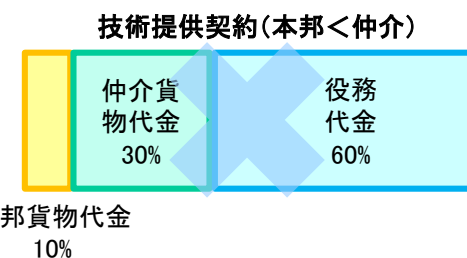
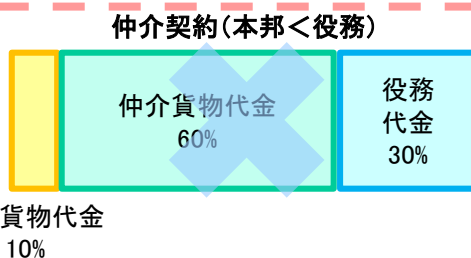
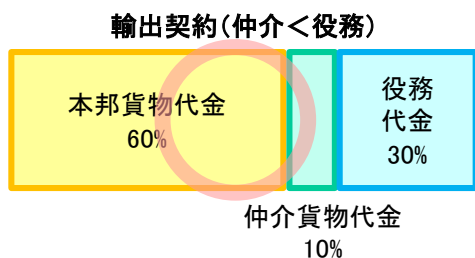
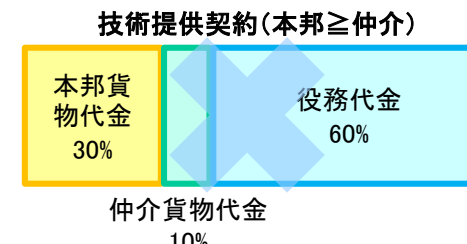
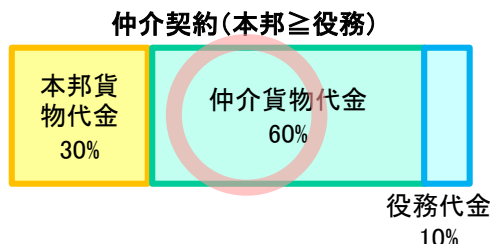
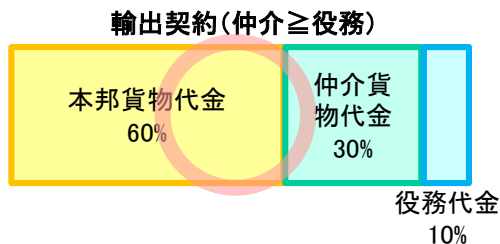
② 現地調達品代金が契約金額の50%を超える場合は、その現地調達品代金部分は、貿易一般保険の付保対象外です。

従って、50%以下の場合はその現地調達品代金部分を含めて付保対象となります。

技術提供契約等保険の対象



→個別保険、企総等の対象



設備財包括保険における案件の区分

| 案件の分類 | 対象となる案件 | 主な特徴 |
|---|---|--|
| 一般案件(証券型) <基準内案件> | <ul style="list-style-type: none"> ◆日本貿易保険が保険契約締結を内諾したもの ◆契約の締結の相手方又は代金等の支払人のいずれかが二以上のもの ◆被保険者が二以上のもの <p>その他、貿易一般保険包括保険(機械設備・鉄道システム・船舶:特定2年未満案件) 手続細則 別表1において定められるもの</p> | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 書面による申込み ✓ 1件毎に保険証券が発行される ✓ 輸出契約書等のエビデンスの提出は不要 |
| 特定2年未満案件 (台帳型) <基準内案件> | <ul style="list-style-type: none"> ◆起算点から決済までが2年未満の契約 ◆10%以内のリテンションで、起算点から決済日まで2年以上あるものも対象 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ データによる申込みが可能 ✓ 1ヶ月分の申込みをまとめて確定台帳が発行される |
| <基準外案件> (付保義務はないが、付保を希望する場合は事前相談が必要) | <ul style="list-style-type: none"> ◆引受基準に適合していない案件 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ NEXIに事前相談をした上で内諾が得られれば、一般案件と同様に保険申込み可能。 |

※申込は各輸出組合経由となります。

＜参考＞2年未満案件とは

「2年未満案件」とは、代金等の決済が起算点（一般的に船積日）から2年未満までに行われるものをいいます。

ただし、代金の10%以内の金額をリテンション（代金等の支払留保分）として後払いする部分のみが起算点から2年以上にわたって決済されるものも「2年未満案件」となります。

（起算点から最終決済期日まで2年以上、または起算点から2年以上にわたるリテンションが10%を越える場合は、「2年以上案件」となります。）

<参考>一般案件(証券型)とは

- ▶ 日本貿易保険が保険契約締結を内諾したもの
- ▶ フルターンキー特約を付して保険契約を締結するもの
- ▶ 共同保険に係る保険契約を締結するもの
- ▶ フルターンキー契約その他の完成納期以降の日を船積期日として保険契約を締結するもの(完成納期案件)
- ▶ エスカレーションクローズ付きのもの
- ▶ 契約相手方又は代金等の支払人のいずれかが複数であるもの
- ▶ 表示通貨と異なる通貨による決済条件付のもの
- ▶ 代金等の決済が各船積時から2年以上となるものを含むもの
- ▶ 起算点から最終の決済期限までの期間が1年を超え、かつ、元本の決済等が均等に分割して行われるもの
- ▶ 船積実行日を起算としない決済(リテンションを除き、決済期日が二以上のものに限る)を含むもの

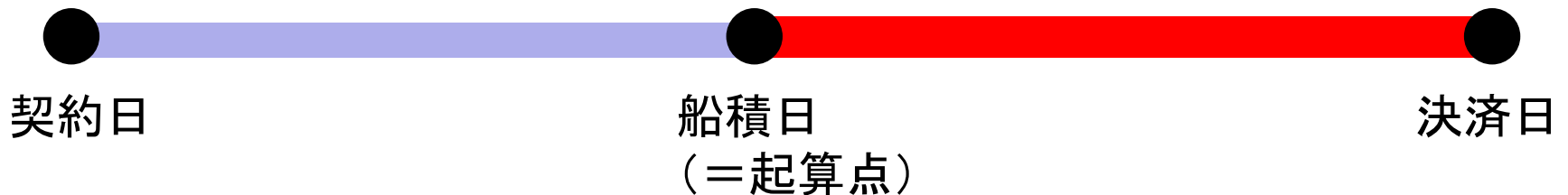
<参考>2年未満案件の範囲

例① 2年未満の案件で、船積1回、決済1回の場合

代金決済が船積日を起算とし2年未満で行われるもの。

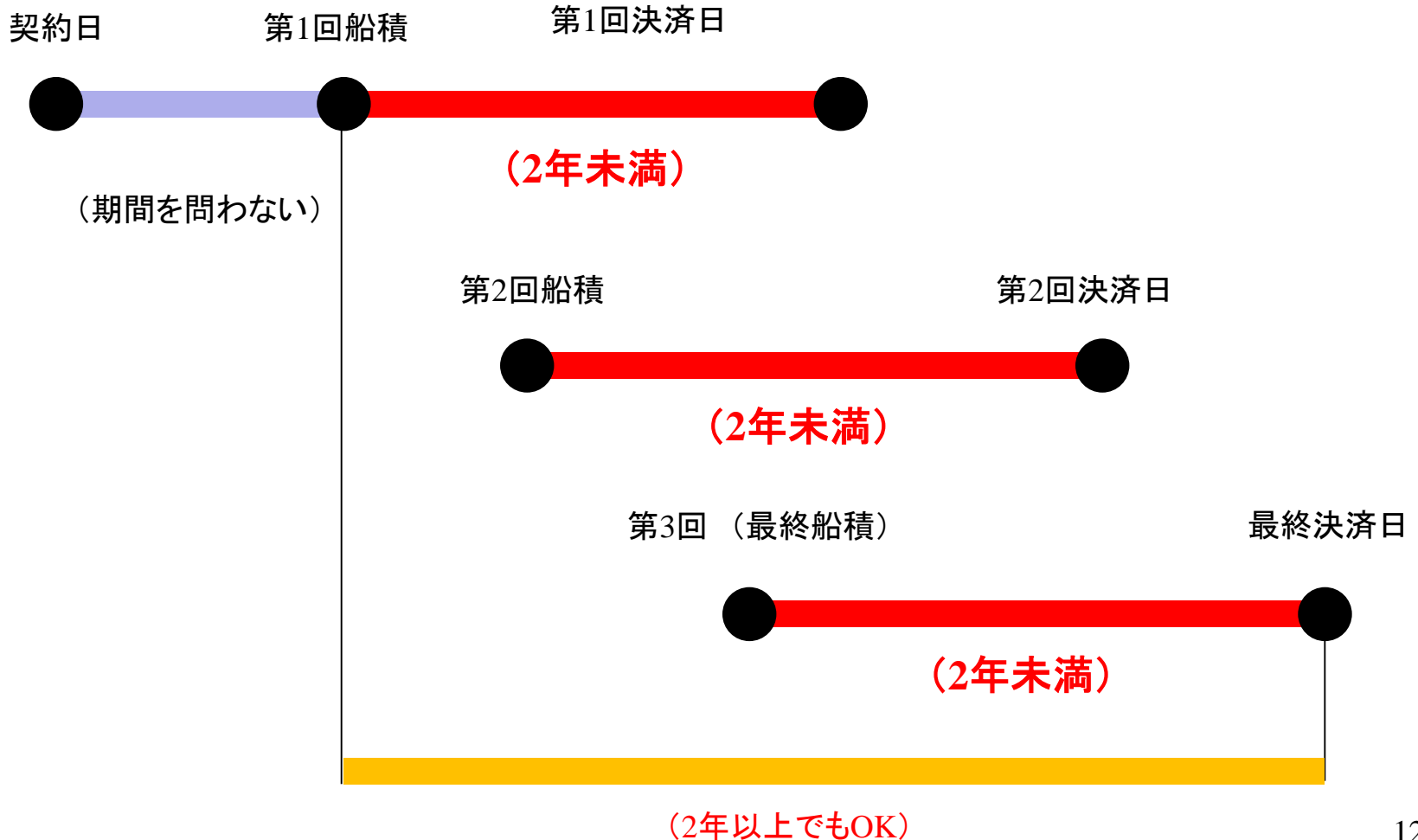
(期間を問わない)

(2年未満)



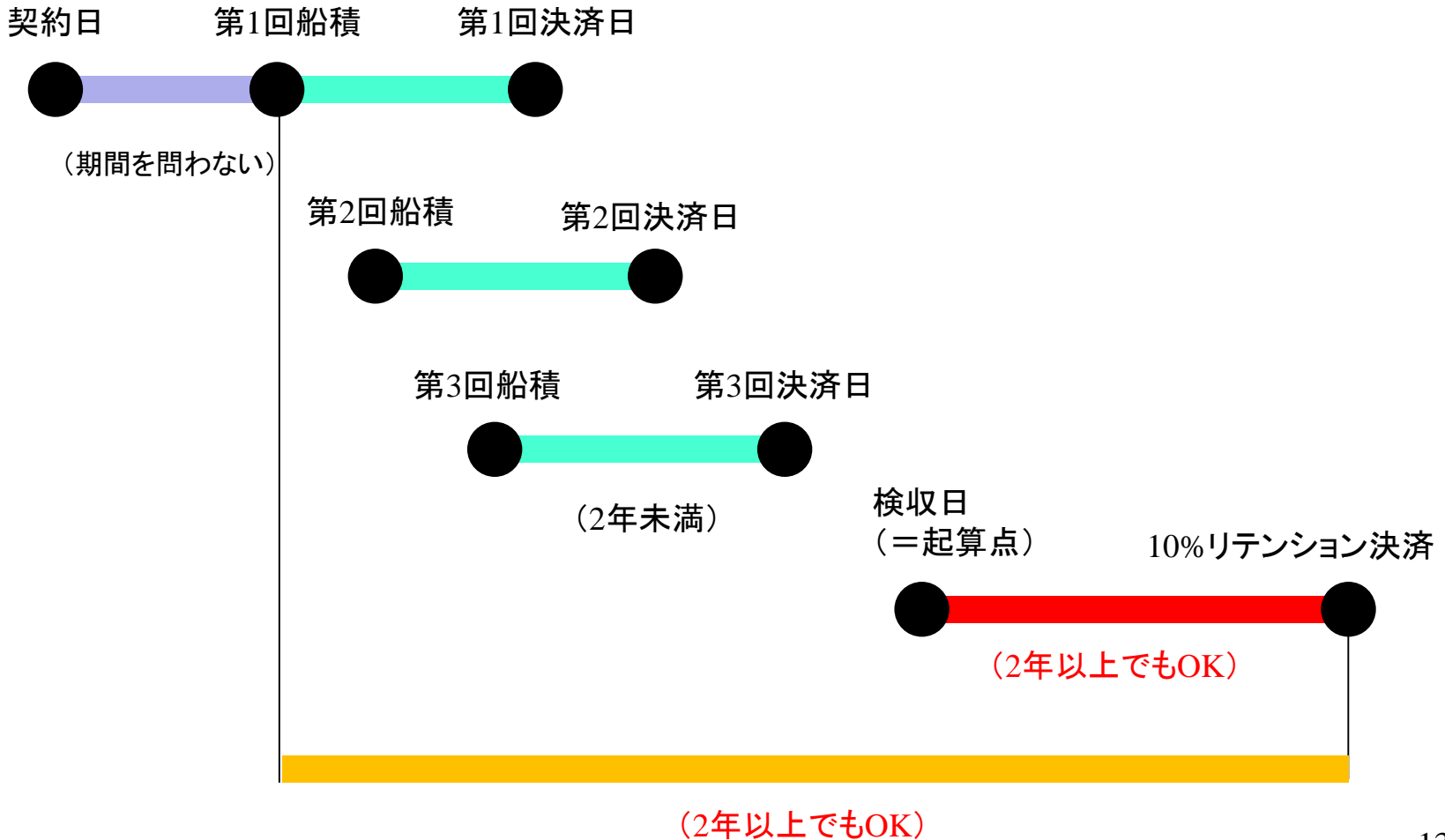
例② 2年未満の案件で、分割船積、各船積毎の決済の場合

船積みが複数回でも、各船積(起算点)から決済日までがそれぞれ2年未満のもの



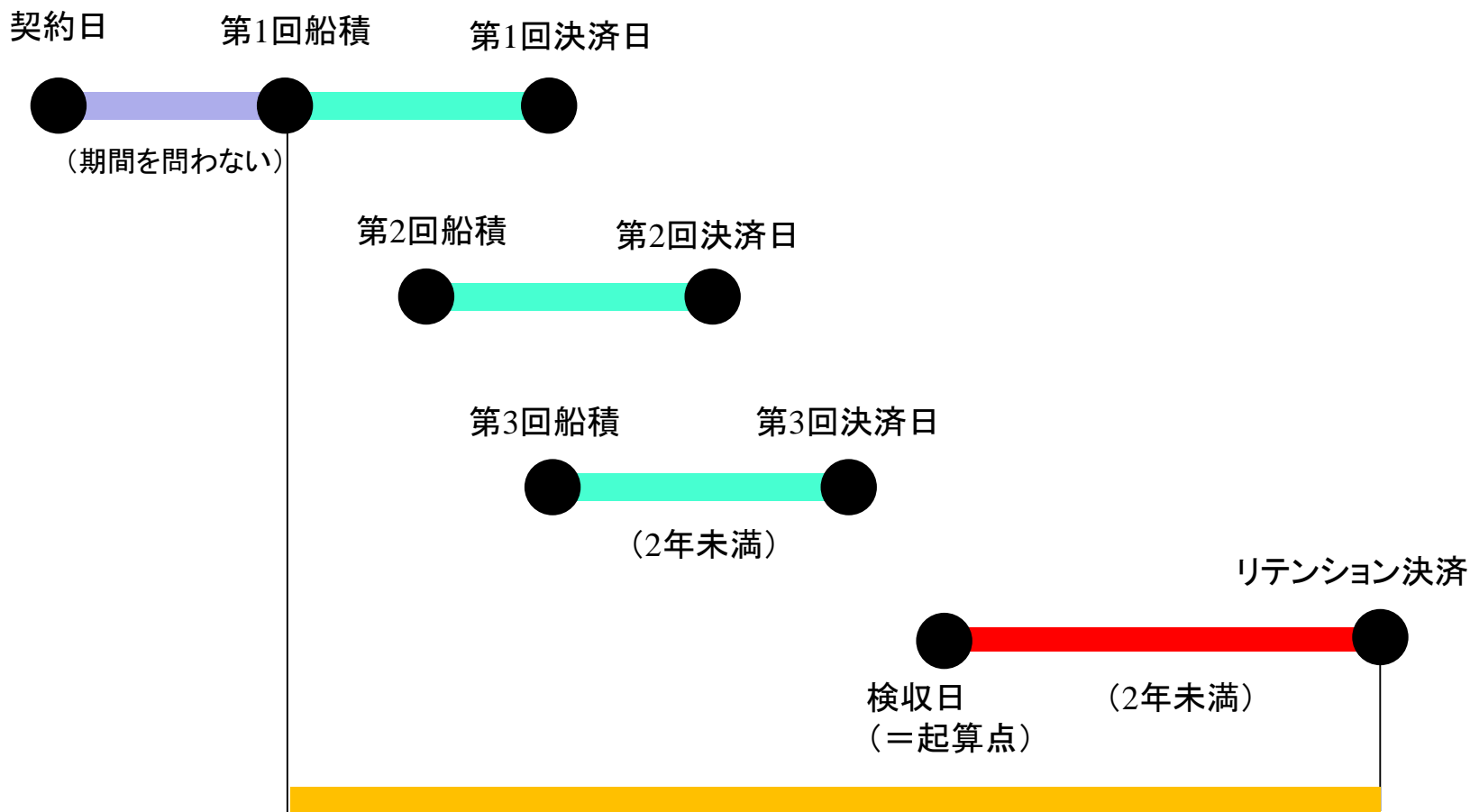
例③ 2年未満の案件で、分割船積、各船積毎決済90%、検収後決済10%の場合

代金の10%以内のリテンション決済が検収日から2年以上経過後に行われるもの。



例④ 2年未満の案件で、分割船積、各船積毎決済80%、検収後決済20%の場合

代金の10%超のリテンション決済が検収日から2年未満で行われるもの。



(2年以上でもOK)

基準外案件とは

『引受基準』に適合しない案件について、付保を希望される場合は、個別に対応いたしますので、事前にNEXIへご相談ください。

これらは一般に「基準外案件」「内諾案件」等と称され、個別審査の結果、引受可と判断されたものについては「内諾書」が交付され、引受が可能となります。

内諾相談

個別に審査を行うことから期間を要する場合があるため、商談の進捗等を勘案しつつ、十分な時間的余裕をもって事前にご相談下さい。

内諾書

有効期限は内諾書発行後6ヶ月となっておりますが、保険申込については、輸出等契約締結日(発効条件がある場合は発効日)の翌月末までに行う必要がありますのでご注意ください。

なお、基準外案件の場合でも「少額案件(下記*参照)」の場合、内諾申請及び承諾を省略することが可能(「内諾書」が発行されたものとみなされる)となっております。

* 次の全ての条件を満たす案件

- ① 契約金額が1億円未満のもの
- ② 仕向国、支払国又は保証国のいずれもが国カテゴリーHの国でないもの
- ③ 起算点から最終決済日までの期間が12ヶ月以内のもの

(3) てん補範囲と保険料

てん補対象リスク

| | 船積前の事故 【船積不能】 ベースとなる損失額＝製造・仕入原価 | 船積後の事故 【代金回収不能】 ベースとなる損失額＝後払額 |
|--|--|--|
| 非常リスク 契約当事者の責任ではない <u>不可抗力的なリスク</u> | ①為替取引の制限・禁止 ②仕向国の輸入制限・禁止 ③戦争・内乱 ④仕向国への輸送の途絶 ⑤政府間合意に基づく債務繰り延べ等の外貨送金遅延 ⑥我が国の輸出制限・禁止（船積前のみ） など | |
| 信用リスク 海外の <u>契約相手方の責任に帰せられるリスク</u> | <ul style="list-style-type: none"> ・バイヤーの破産・破産に準ずる事由 ・バイヤーの一方的契約破棄（公的機関の場合） | <ul style="list-style-type: none"> ・バイヤーの破産 ・バイヤーの3月以上の債務の履行遅延 |

対象とならない
リスク

輸出者側の契約不履行・商品クレーム・
 支払人が民間企業の場合は船積前のキャンセル(※) など
 ※内諾によりてん補可能な場合があります

てん補範囲（非常・信用）

申込みメニュー

セットのみ取扱い
一部選択は不可

A + B + C + D

| | 船積前 | 船積後 |
|----|-----|-----|
| 非常 | A | B |
| 信用 | C | D |

<てん補範囲別の付保率>

- A（船積前の非常危険）：80%（固定）
- B（船積後の非常危険）：97.5% または100%（オプション）
- C（船積前の信用危険）：80%（固定）
- D（船積後の信用危険）：90%（固定）

保険金額

船積前（AまたはC）の保険金額 = 保険価額（貨物のFOB相当価格） × 付保率

船積後（BまたはD）の保険金額 = 保険価額（輸出契約等の金額） × 付保率

バイヤー格付別のてん補範囲

| 格付 区分 | | | てん補リスク | | | | |
|--------------|-------------|-------------|---------------|-----|-------|-----|-----|
| | | | 非常危険 | | 信用危険 | | |
| | | | A | B | C | | D |
| | | | 船積前 | 船積後 | 船積前 | | 船積後 |
| 破産及び破産に準ずる事由 | 一方的な契約キャンセル | 破産 | | | 債務不履行 | | |
| 名簿区分 | G | GS | ○ | ○ | | ○ | |
| | | GA | ○ | ○ | | ○ | |
| | | GE | ○ | ○ | | ○ | |
| | E | EE | ○ | ○ | × | ○ | |
| | | EA | ○ | ○ | × | ○ | |
| | | EM | ○ | ○ | × | △※1 | |
| | | EF | ○ | ○ | × | △※1 | |
| | | EC | ○ | ○ | × | ×※2 | |
| P | ○ | ×※2 | × | ×※2 | | | |
| 事故管理区分 | R | ○ | ×※2 | × | ×※2 | | |
| | B | 保険契約を締結しません | | | | | |
| 未登録 | | | 登録後にお申し込みください | | | | |

オプション補償制

○:てん補します △:個別保証枠残高が契約金額以上ある場合にお引受け可能 ×:てん補しません

- ※1 オプションとして個別保証枠の範囲内でてん補可能。但し、ユーザンスが1年以内のものに限る。
 取消不能信用状(ILC)により決済される場合は、2年未満のユーザンスのものをてん補。
 ILC発行銀行または確認銀行の格付は、GS格、GE格、SA格(信用状態の良い銀行)に限る。
- ※2 ILCにより決済される場合はてん補(ただしILC取得後に限る)。
 ILC発行銀行または確認銀行の格付は※1に同じ。

保険料試算例

【前提条件】 輸出契約金額:1億円、船積前期間:30日、船積後期間:60日

EA格バイヤーが支払人の場合

| 米国 (A) | 船積前 | 船積後 |
|--------|--------|----------------|
| 非常危険 | ¥6,000 | ¥9,000 |
| 信用危険 | ¥3,000 | ¥76,000 |
| 合計保険料 | | ¥94,000 |

EF格バイヤーが支払人の場合

| 米国 (A) | 船積前 | 船積後 |
|--------|--------|-----------------|
| 非常危険 | ¥6,000 | ¥9,000 |
| 信用危険 | ¥3,000 | ¥221,000 |
| 合計保険料 | | ¥239,000 |

| 中国 (C) | 船積前 | 船積後 |
|--------|---------|-----------------|
| 非常危険 | ¥27,000 | ¥79,000 |
| 信用危険 | ¥3,000 | ¥76,000 |
| 合計保険料 | | ¥185,000 |

| 中国 (C) | 船積前 | 船積後 |
|--------|---------|-----------------|
| 非常危険 | ¥27,000 | ¥79,000 |
| 信用危険 | ¥3,000 | ¥221,000 |
| 合計保険料 | | ¥330,000 |

| バングラデシュ (F) | 船積前 | 船積後 |
|-------------|---------|-----------------|
| 非常危険 | ¥70,000 | ¥184,000 |
| 信用危険 | ¥3,000 | ¥76,000 |
| 合計保険料 | | ¥333,000 |

| バングラデシュ (F) | 船積前 | 船積後 |
|-------------|---------|-----------------|
| 非常危険 | ¥70,000 | ¥184,000 |
| 信用危険 | ¥3,000 | ¥221,000 |
| 合計保険料 | | ¥478,000 |

※EF格バイヤーが支払人の場合は、船積後信用危険はオプションでのてん補

※日本機械輸出組合経由の場合、組合への保険取扱手数料が別途発生

＜留意点＞保険料について

バイヤーの格付、資本・人的関係によっては、信用危険（前ページのC、D部分）をてん補できない場合があります。

○PU格のバイヤー（信用状態が不明であるバイヤー）

船積前・船積後における各信用危険に係る損失はてん補しません（ILCにより決済される場合は除きます）

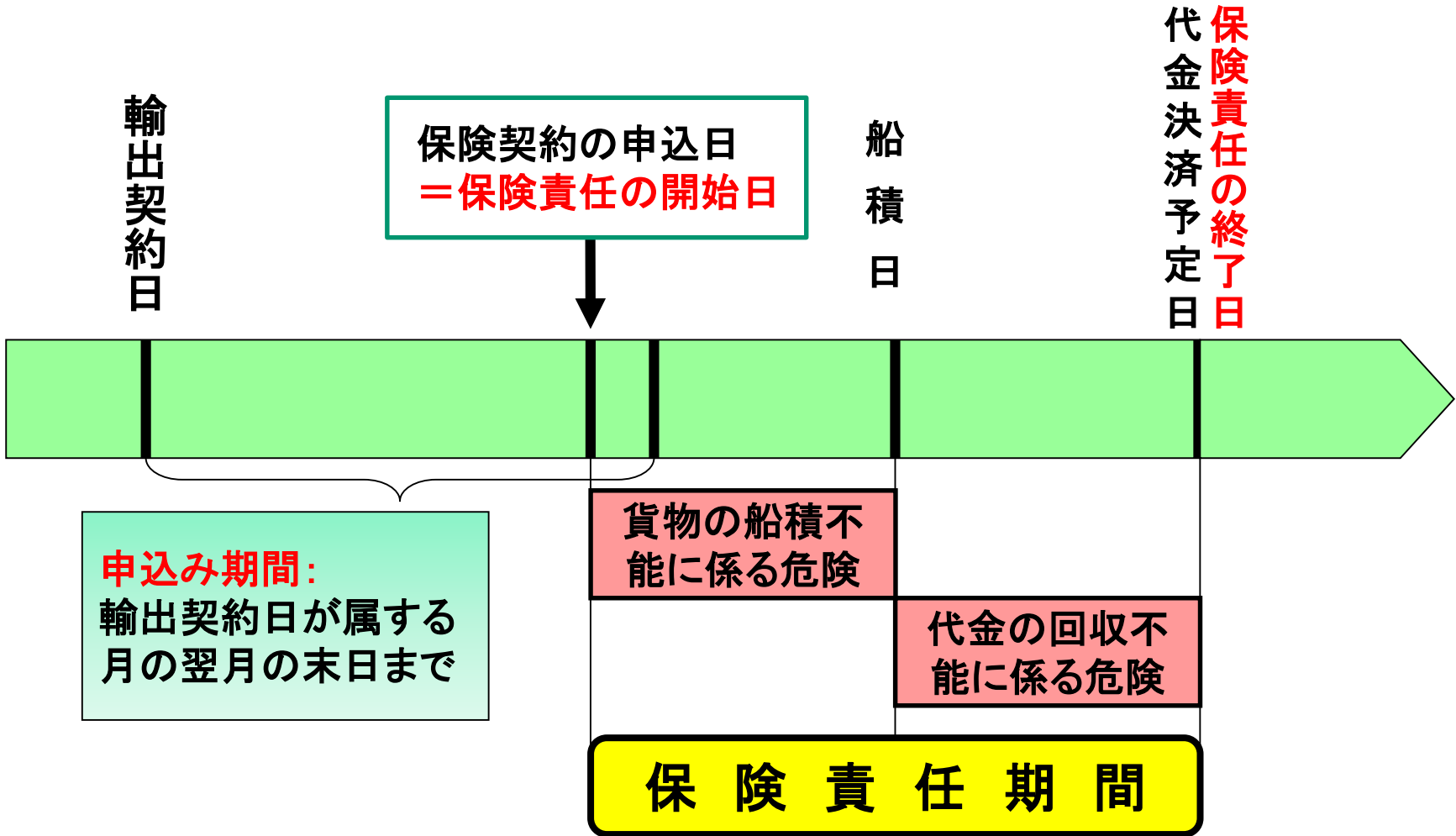
○仕向国、支払国又は保証国の取り扱い

船積不能のてん補危険（船積前）の保険料率に適用する国カテゴリーについては、輸出貨物等の仕向国とし、当該仕向国、当該輸出貨物等の代金等の支払国又は保証国（ILC発行国又はILC確認国を含む）が異なるときは、当該国のうち、いずれか高い国の料率を適用いたします。

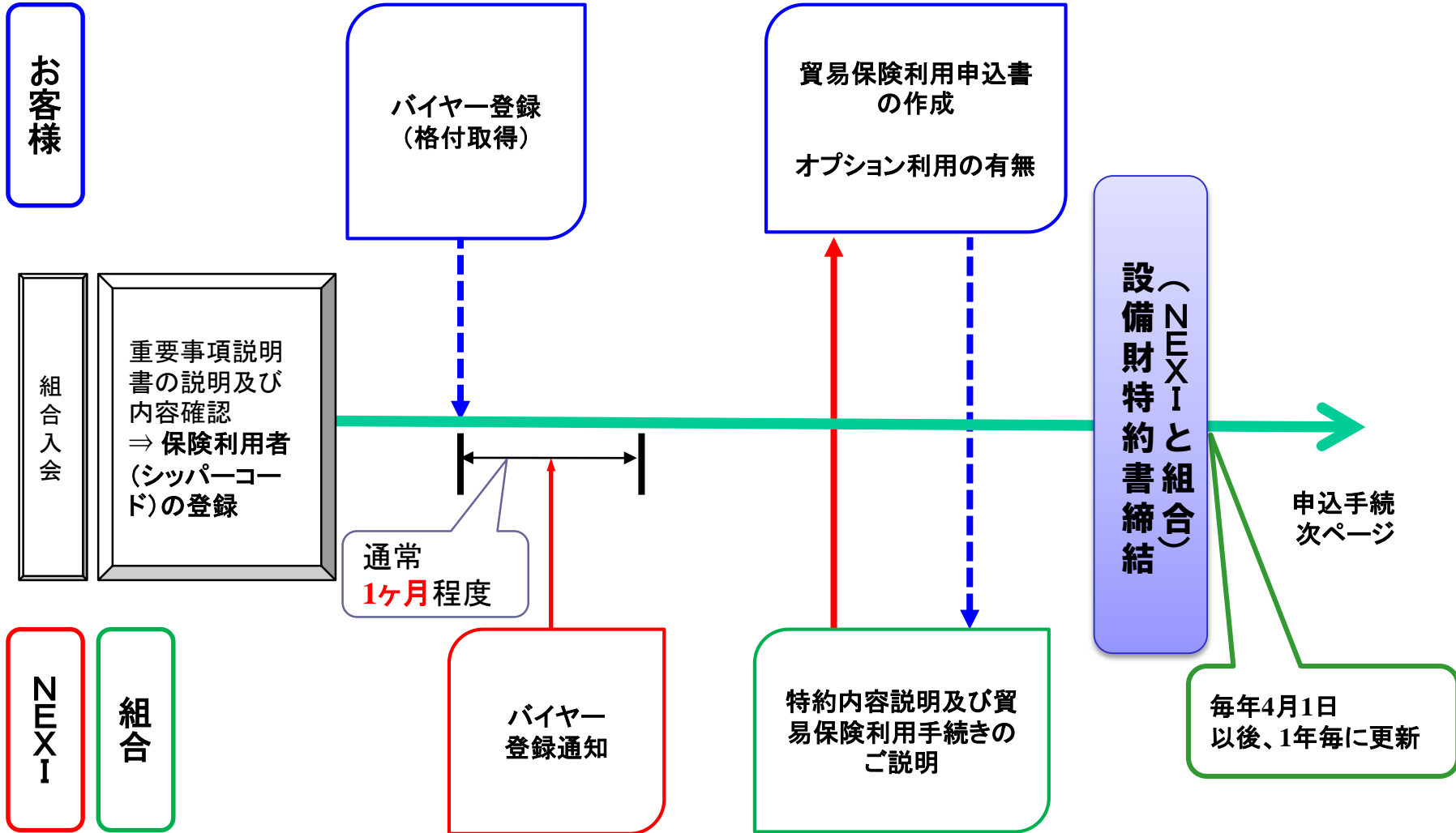
代金回収不能のてん補危険（船積後）の保険料率に適用する国カテゴリーについては、輸出貨物の代金等の支払国とし、代金等の支払国と保証国が異なるときは当該保証国の国カテゴリーを適用いたします。

(4) 保険責任期間と保険申込

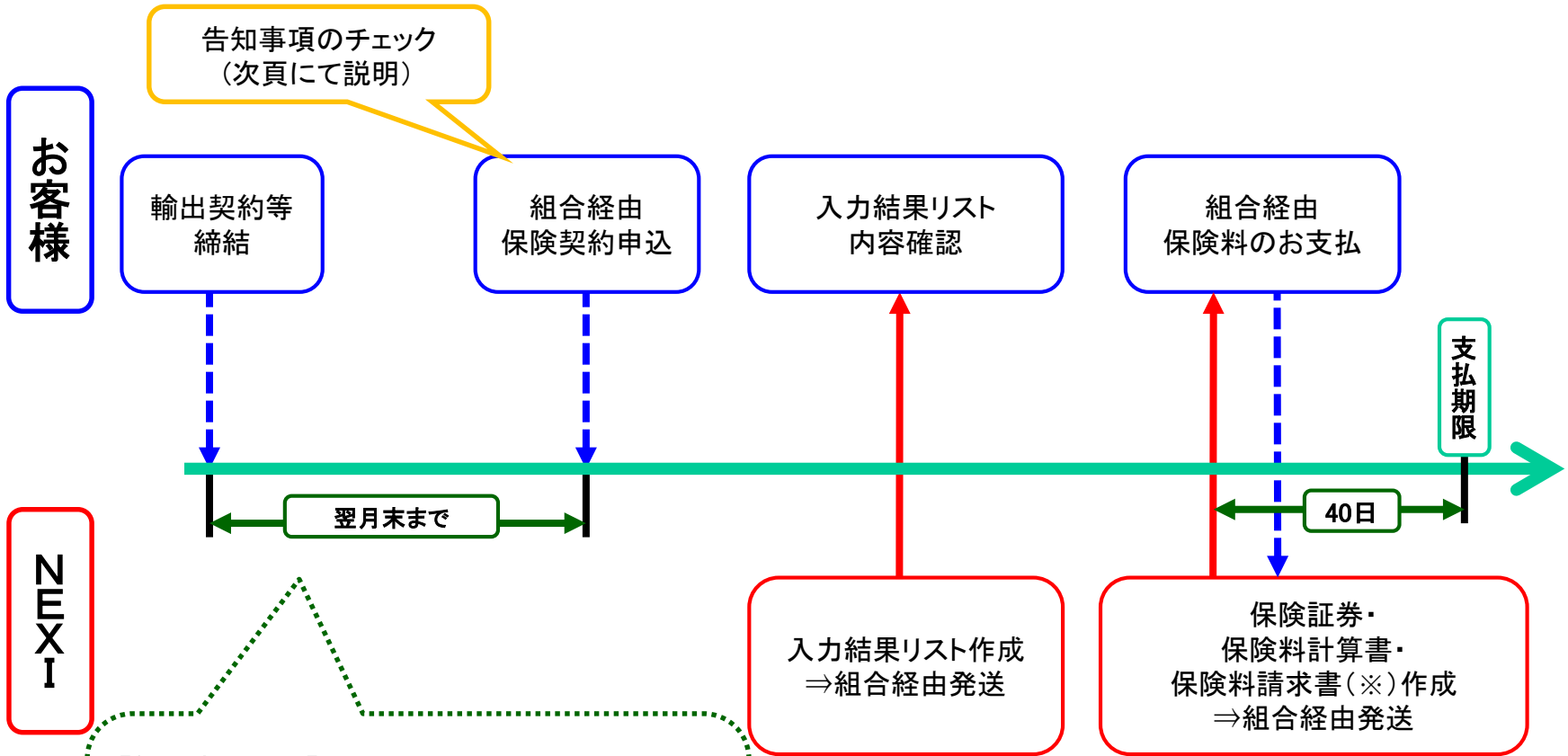
保険責任期間



設備財包括保険申込 事前手続フロー



設備財包括保険 申込手続フロー(一般案件)



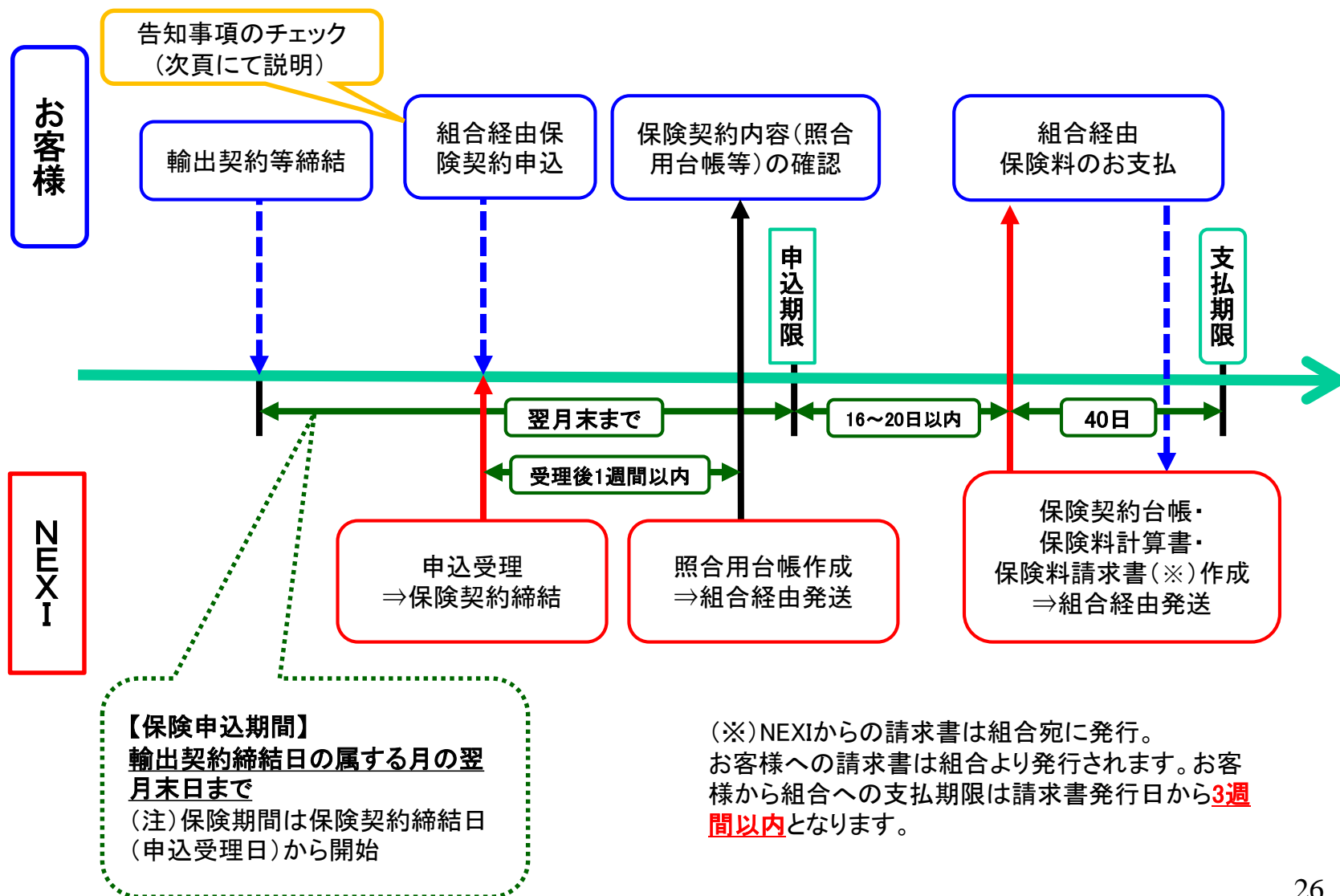
【保険申込期間】

輸出契約締結日の属する月の翌月の末日まで
(注) 保険責任期間は保険契約締結日(申込受理日)から開始

※ 2018年10月の制度改正以降も、お客様から組合には引き続きエビデンスの提出が必要


(※) NEXIからの請求書は組合宛に発行。
お客様への請求書は組合より発行されます。お客様から組合への支払期限は請求書発行日から**3週間以内**となります。

設備財包括保険申込手続フロー（特定2年未満案件）



< 申込時の留意点 > 告知義務

告知方法

 保険契約申込時において、告知事項を確認して下さい。

告知事項に該当する場合のみ、別途告知書を記入の上、組合経由でNEXIへご提出下さい。

告知事項

- ① 輸出契約等の相手方との間で決済期限が到来する債権について、
決済期限に決済が予定通り行われず、**45日以上が遅延が発生し、現時点において
解消されていないこと**
- ② 輸出契約等の相手方又は代金等の支払人が、**操業停止状態にある**、又は
破産その他これに準ずる事由の準備段階にあることを知ったこと
- ③ その他、損失を受けるおそれのある重要な事実のあることを知ったこと

記入内容が事実と相違した場合や告知内容に漏れがあった場合は、
保険契約を解除される場合があります

＜申込時の留意点＞安全保障貿易管理と輸出規制

安全保障貿易管理とは

- 武器や軍事的に転用される恐れのあるものが、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団等の恐れのある相手に渡らないよう、先進国を中心とした国際的な枠組み。

補完的輸出規制(キャッチオール規制)

- 外国為替及び外国貿易法に基づき輸出貨物や技術の提供に対する規制。
規制該当貨物等、懸念のある取引であるおそれのある場合には、事前に経済産業大臣の許可を取得する必要あり。

◆ キャッチオール規制の詳細は経済産業省安全保障貿易審査課へご確認ください。

対象貨物等がキャッチオール規制によるインフォーム要件/客観要件に該当した場合

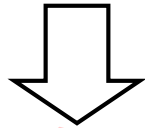
- 保険申込前までに該当した場合
 - ⇒ 保険申込みに際し、別紙様式※により通知
 - ⇒ 輸出許可が取得できてからお引受け
- 保険契約締結以降に該当した場合
 - ⇒ 該当した日若しくは輸出許可申請をした日から1週間以内に別紙様式※により通知
 - ⇒ 適正な手続きを取った上で船積準備を進めた案件が、不許可となり、輸出等が出来なくなった場合は、**輸出不能事故の対象**となる

※「輸出貿易管理令別表第1の16の項に該当する貨物等に係る取扱いについて」の別紙様式をご利用ください。
NEXIウェブサイトよりダウンロード可能。

輸出契約等の重大な内容変更

輸出契約等の契約内容に変更が生じ、

NEXIが規定する**重大な内容変更**に該当する場合



※内容変更通知

重大な変更とは

※2014年10月1日より前に保険契約を締結した案件は従来の内容変更承認申請となります。

変更の生じた日から **1ヶ月以内、**
かつ**内容変更等通知期限まで**
(**事故が発生するまで**)

内容変更通知期限は
保険証券上に記載

- ・船積期日の延期(証券記載の期日から3ヶ月を超えるもの)
- ・決済方法、支払通貨の変更
- ・代金等の額の増加(10%以上且つ裾切金額以上のもの)
- ・契約相手方、支払人、保証人の変更
- ・仕向国、支払国、保証国の変更

等

基準内案件では、重大な内容変更が発生した場合の内容変更通知は「義務」となります。

※基準外案件の場合は、一部を除いて内容変更通知は「任意」です。

内容変更等通知期限

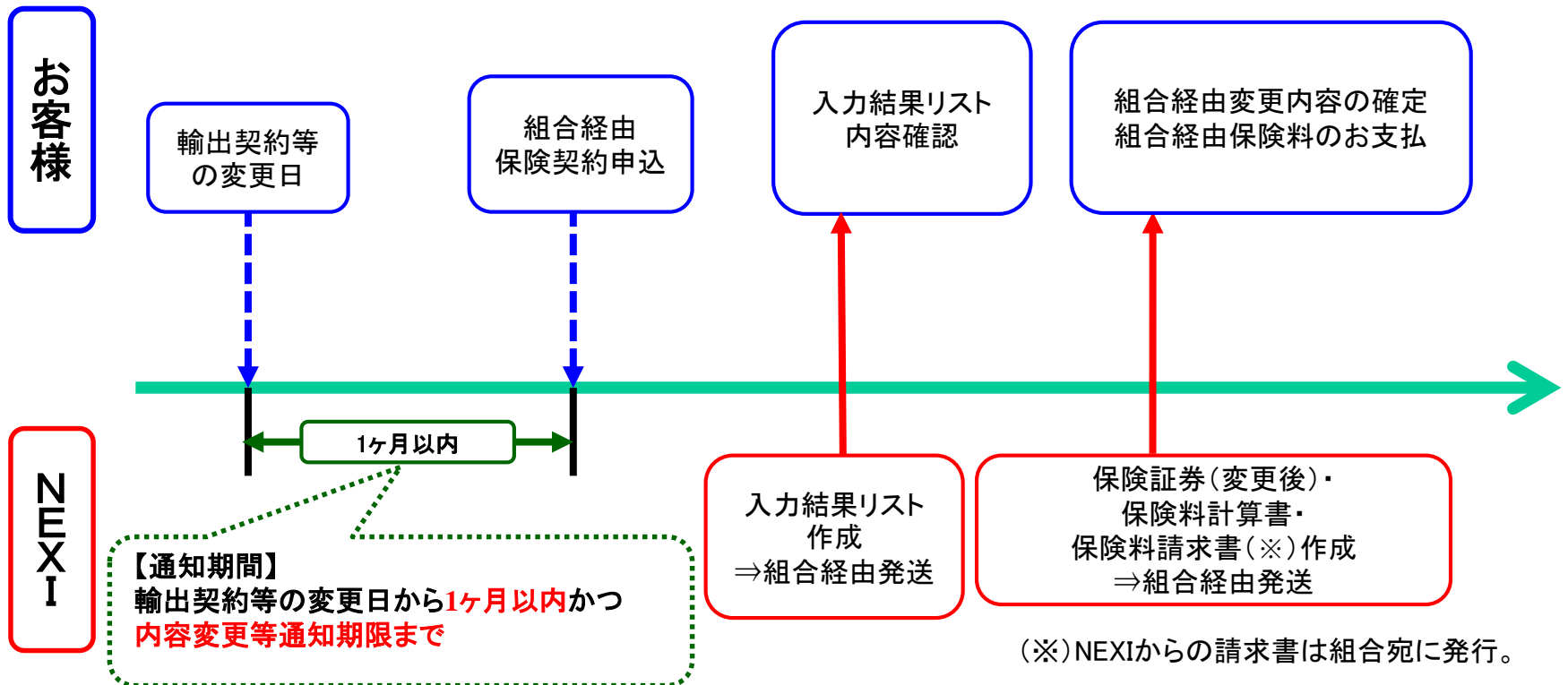
- 保険契約単位で、以下の内容変更等通知期限が設定されています。

| 最終決済予定日に係る決済方法 | 内容変更等通知期限 |
|--|----------------------------------|
| 船積実行日をユーザンスの起算点とする決済 | 最終船積予定日に3月を加えた日に当該ユーザンス日数を加えた日 |
| マイルストーンペイメント(貨物) | 最終決済予定日に3月を加えた日 |
| リテンション | 最終決済予定日に6月を加えた日 |
| マイルストーンペイメント(役務) 対価確認日をユーザンスの起算点とする決済 | 最終対価確認予定日に6月を加えた日に当該ユーザンス日数を加えた日 |
| 上記以外 | 最終決済予定日 |

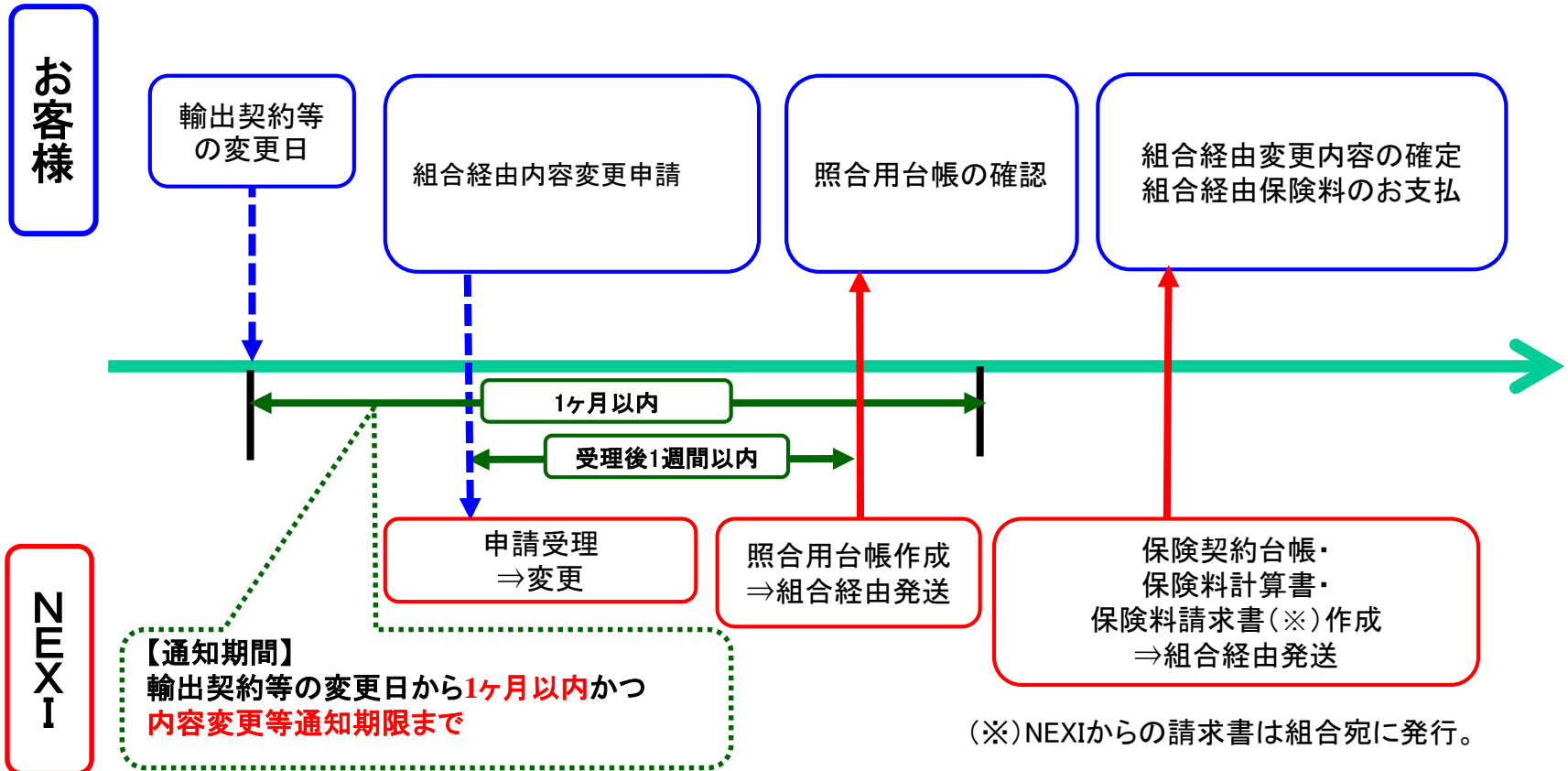
※ 内容変更等通知期限を経過して、内容変更をご通知頂いた場合

- 原則、内容変更の通知を受理することは出来ません。
- お客様から個別にご事情をお聞きし、特に NEXI が認める場合に限り、承認を行う場合があります。
- ただし、内容変更等通知期限の翌日から承認後の通知受理日までの間は、不てん補となります。
- 当該案件が特定2年未満案件の場合、一般案件に切り替えとなります。

<参考>内容変更通知(期間延長の場合)手続フロー(一般案件)



<参考>内容変更通知(期間延長の場合)手続フロー(特定2年未満案件)



〈参考〉誤記訂正について

新規保険契約時の申し込み内容について誤記があり、証券/台帳が既に発行されてしまっていた場合、誤記訂正の手続きが必要です。
なお、訂正申請前に発生した事由に係る損失は不てん補となります。
訂正承認申請を、各組合経由でNEXIに対して速やかに行ってください。

※証券/台帳の発行前であれば、各組合経由でNEXIにご連絡頂くことによって、追加の申請をせずに内容の修正が可能です。入力結果リストや照合用台帳がお手元に届いた際には、契約内容に間違いが無いか、よくご確認下さい。

(5) よくあるお問い合わせ

よくあるお問い合わせ ①

100%前払いの輸出契約も、契約金額が裾切り金額以上であれば、設備財包括保険の付保が義務となるのでしょうか。コンソーシアム案件で、自分は付保を希望しますが、パートナーは付保を希望していません。



付保義務はありません。

100%前払いの輸出契約又は円借款・無償援助により代金決済が行われる輸出契約については、包括保険における申し込みは任意となっております。コンソーシアム案件では個社別の付保選択が可能です。

よくあるお問い合わせ ②

当初の契約からアmendを重ねた結果、現在の契約金額が保険申込時の金額と比較して9%増加しています。特段、内容変更通知をしなくてもよいと理解していますが、間違いはないでしょうか。



➤10%以上の増額でなければ、内容変更通知は任意です。

ただし、万が一保険事故が発生しても、増額分はカバーされません。もし、カバーをご希望される場合は、任意の内容変更通知が必要です。

また、個々のアmendが10%未満でも、アmendの合計が10%を超えた時点で内容変更通知は義務となりますので、ご注意ください。

なお、10%以上の増額が発生した時点(内容変更等の通知義務が発生した時点)で既に代金決済が終了している部分は、保険対象外として保険価額に含めないこととしております。

よくあるお問い合わせ ③

当初の輸出契約をアmendした結果、契約金額が減額となりました。内容変更通知をすれば、保険料の差額は返還されるのでしょうか。



▶ **保険料の返還は可能です。但し、返還保険料の下限(※)が定められています。**契約金額の減額に関する内容変更通知は義務ではありませんが、任意でご通知頂ければ、保険料の差額は返還致します。但し、包括保険特約書において、返還保険料の下限が定められており、返還対象の差額がその下限未満であった場合には、保険料の返還は致しません。

(※) 内容変更の場合・・・100,000円、誤記訂正の場合・・・1,000円

よくあるお問い合わせ ④

組合員企業と非組合員が連名で受注した場合は、非組合員部分も組合包括保険として付保ができるのでしょうか。



▶ **組合員企業の受注部分のみが組合包括保険の付保対象となります。**

非組合員の受注部分を引き受けることは出来ない為、非組合員を含んだ連名契約の場合は、契約当事者間で交わされる業務協定書等に基づく組合員受注部分のみを一つの契約とみなして、組合包括保険の対象とします。非組合員が保険の付保を希望する場合は、個別保険として別途申し込む必要があります。

よくあるお問い合わせ ⑤

仕入先が海外工場で生産をするようになりました。全貨物を海外工場から出荷する輸出契約ですが、自社の海外子会社でない限り保険を付保できないのでしょうか。



オプションで付保対象となります。

特約書で100%仲介貿易契約オプションを選択している場合は、自社に限らず本邦企業の会社法上の海外子会社から出荷する場合にも保険の対象となります。

(機械設備特約に限る)

貿易一般保険 (技術提供契約等)

- (1) 技術提供保険の概要
- (2) てん補範囲
- (3) 保険料
- (4) 保険申込の手続き
- (5) よくあるお問い合わせ

(1) 技術提供保険の概要

1. 技術提供保険の概要

貿易保険の種類

個別保険

- ・貿易一般保険(個別保険) / ・中小企業・農林水産業輸出代金保険
- ・輸出手形保険 / ・~~限度額設定型貿易保険~~
- ・**貿易一般保険(技術提供契約等)**
- ・貿易代金貸付保険
- ・海外投資保険
- ・海外事業資金貸付保険

包括保険

企業包括保険

- ・貿易一般保険包括(企業総合保険)
- ・**貿易一般保険包括(技術提供契約等)**
- ・簡易通知型包括保険
- ・貿易代金貸付保険包括保険

商品別組合別包括保険

- ・貿易一般保険包括(消費財包括保険)
 - ・日本鉄鋼連盟
 - ・線材製品協会
 - ・特殊鋼倶楽部
- ・貿易一般保険包括(設備財包括保険)
 - ・日本機械輸出組合
 - ・日本鉄道システム輸出組合
 - ・日本船舶輸出組合

1. 技術提供保険の概要

技術提供保険とは

◆技術提供保険の定義

「本邦法人又は本邦人が

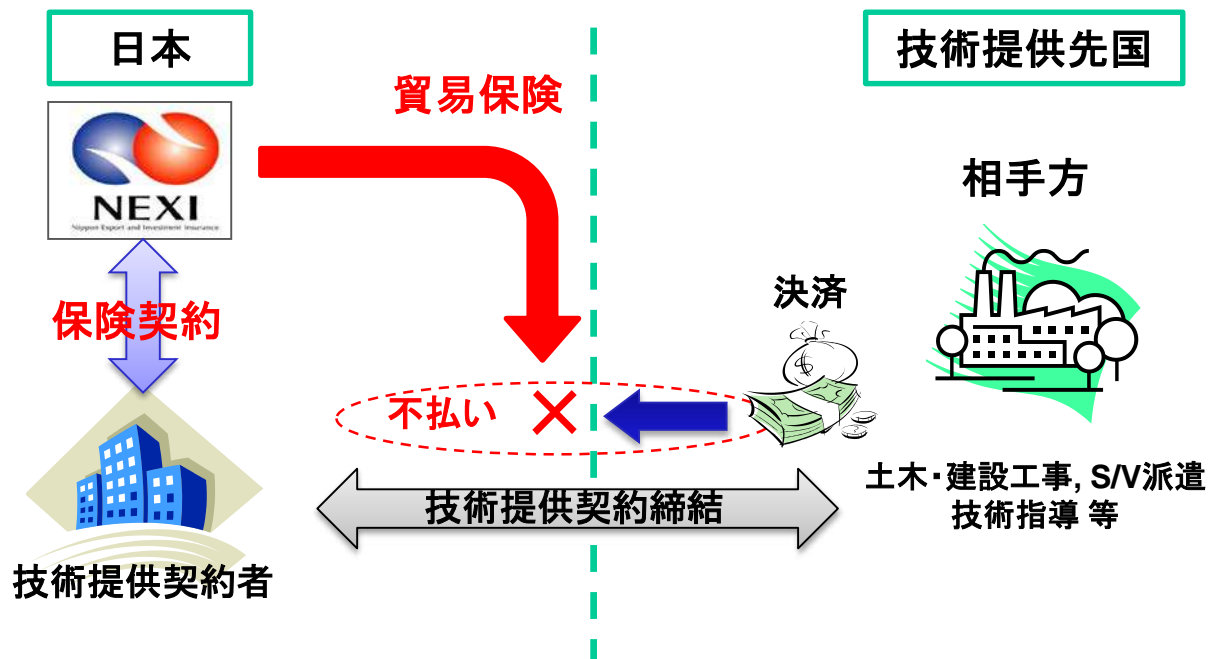
外国の政府、地方公共団体若しくはこれらに準ずる者、外国法人又は外国人に対して

①技術や労務の提供を行う契約や②貨物の売買を含む技術提供契約に係る損失をてん補する保険」

◆どのような損失か？

①対価の回収不能リスクによる損失

②貨物の船積不能リスク、代金・対価の回収不能リスクによる損失（貨物を含む場合）



1. 技術提供保険の概要

技術提供契約書の要件(主要事項)

- 技術提供者の名称および住所
- 相手方及び支払人の名称
および住所
- 技術提供契約等締結日
- 提供先国
- 契約金額
- 技術提供の内容
- 技術提供時期
- 決済方法及び決済時期
- 両者サイン

技術や労務の例

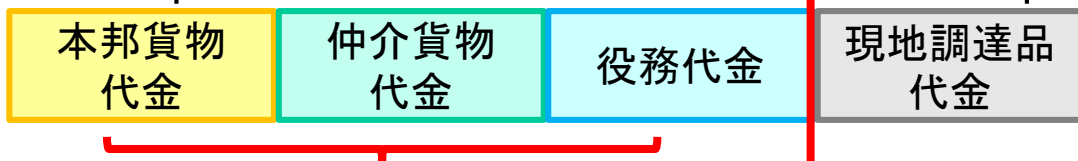
- 土木工事・建築工事
- プラント・設備の据付、運転指導、メンテナンス
- 製造技術・鉱業技術・漁労技術の提供
- 技術者の派遣およびトレーニング
- 設計図・仕様書等の作成、施行管理
- サーバー構築、ソフトウェア販売



1. 技術提供保険の概要

対象となる技術提供契約等

一契約



現地調達品を除いた各代金の内一番大きい代金によって技術提供保険の可否が決まります。

(注)

① 役務とは本邦役務、仲介役務および現地役務をいいます。

② 現地調達品代金が契約金額の50%を超える場合は、その現地調達品代金部分は、貿易一般保険の付保対象外です。

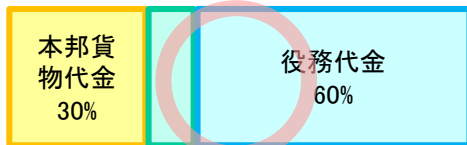
従って、50%以下の場合はその現地調達品代金部分を含めて付保対象となります。

技術提供保険の対象（個別・包括）

役務100%

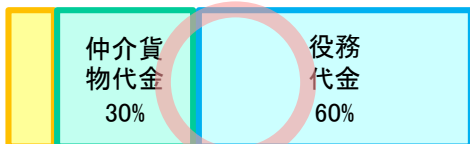


役務 > 本邦 ≥ 仲介



仲介貨物代金
10%

役務 > 仲介 > 本邦



本邦貨物代金
10%

仲介100%



→ 個別保険、企総等の対象

仲介 > 本邦 ≥ 役務



→ 設備財包括等の対象

仲介 > 役務 (2,500万以上) > 本邦



技術提供保険の対象（包括のみ）

輸出契約



→ 設備財包括等の対象

仲介 ≥ 役務



→ 設備財包括等の対象

仲介 < 役務



→ 設備財包括等の対象
仲介貨物代金
10%

1. 技術提供保険の概要

個別保険と包括保険の違い

| | メリット | デメリット |
|---|--|-----------------------------|
| <p>個別</p> <p>お客様が任意に選択する技術提供契約等だけを申し込む方式</p> | <p>個別取引を取捨選択して付保が可能</p> | <p>保険料が割高 (包括の3~4倍)</p> |
| <p>包括</p> <p>特約書に定める全ての技術提供契約等を申し込む方式</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・保険料が割安 ・高格付バイヤーの与信枠が大きい <p>(バイヤーがEA/EE格であり、契約金額が500億円以下であれば原則引受)</p> | <p>特約で該当する全取引に付保義務あり</p> |

※包括保険では、お客様に、特約書等で約定した対象契約は全て付保するという義務が発生します。付保漏れが発生しないよう十分ご注意ください。

1. 技術提供保険の概要

包括保険特約書－オプション設定

| オプション名 | オプション内容 |
|------------|--|
| 1 裾切金額 | 対象とする技術提供契約等の最低金額を自由に設定 (例: 裾切金額を1億円と設定⇒1億円以上の契約は付保対象、1億円未満は対象外。) |
| 2 関連会社向け除外 | 子会社等 ¹ 向け契約にかかる非常危険 ² の付保除外 (¹本支店、資本・人的関係のある企業、²信用危険による損失は全保険種において免責) ⇒国のリスクカテゴリ※ごとに除外可能(※A～Hカテゴリの8段階) (例: Cカテゴリまでの国にある子会社向け契約を除外 ⇒A～Cの非常危険は付保除外、D～Hの非常危険を付保対象とする。) |
| 3 国内役務除外 | 国内で完結する技術提供契約の付保除外 (例: 日本での機器の持ち帰り補修業務、日本でのSVトレーニング等) |
| 4 追加特約書 | 貨物代金の船積後リスクについて、船積日ではなく、対価の確認日(CertificateやI/V提出日等)を保険責任開始日として保険設計するもの ⇒EPC契約など実際の決済条件に合った保険設計が可能 |

包括保険特約書－申込手続き

- 締結時: 特約書締結申込書
➢ 締結後は毎年4月に自動更新
- 変更時: 特約書変更申込書
➢ 特約期間満了日(年度末)の1月前までに変更申込書を提出

1. 技術提供保険の概要

対価確認とは、技術等の提供の出来高を契約相手方と確認すること

保険責任期間

技術提供契約日

保険契約締結日
保険契約申込日

- ①原材料、労働者等が日本もしくは仲介国を離れた日
又は、
- ②現地調達契約を締結した日に該当する日

対価確認日
(船積日)

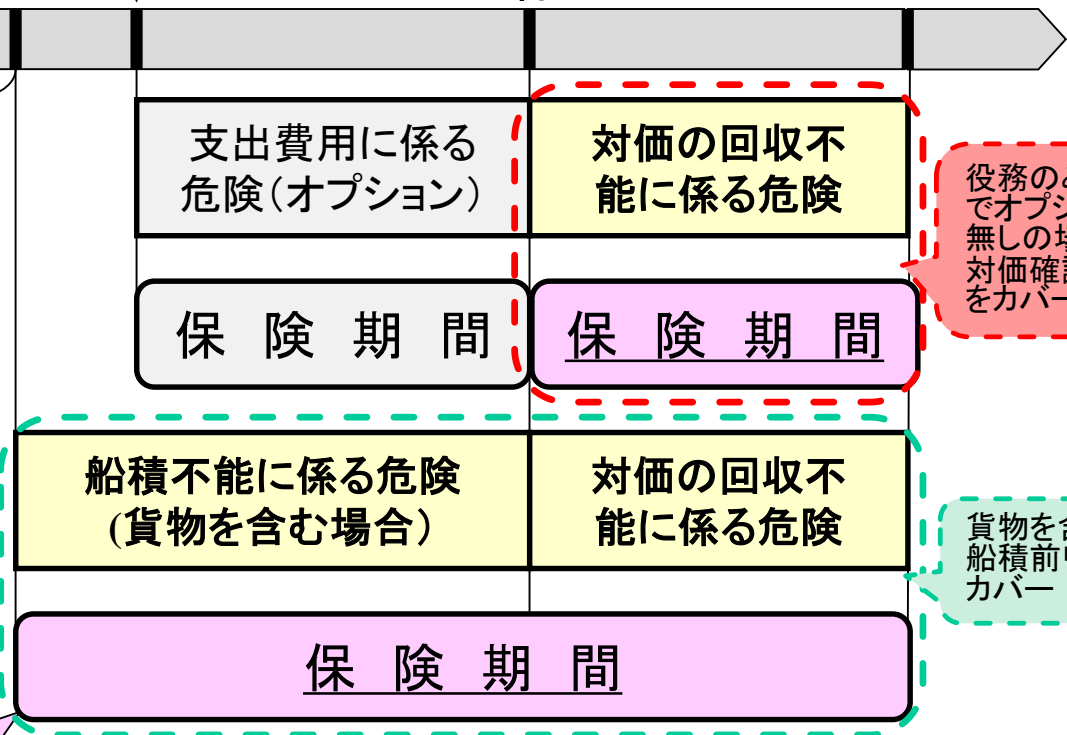
保険責任終了日
代金決済予定日

< 申込期限 >
 > **包括保険:**
 契約締結日が属する月の翌月の末日まで

> **個別保険:**
 契約締結日以降、技術提供開始日含め5営業日まで

< 保険期間開始日 >
 個別保険: 保険契約締結日から5日を経過した日
 (但し、技術提供開始日以降の保険申込みの場合、保険申込日)

包括保険: 保険契約締結日



役務のみの契約でオプション利用無しの場合は対価確認後リスクをカバー

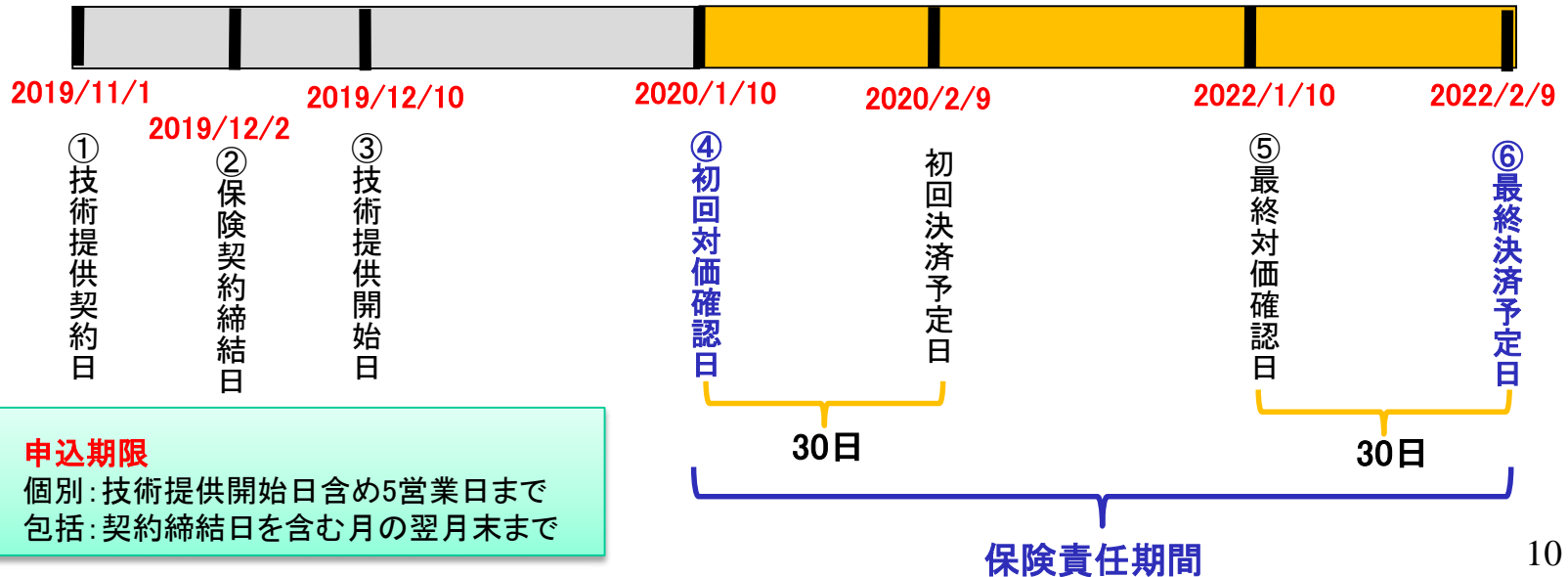
貨物を含む契約は船積前リスクもカバー

1. 技術提供保険の概要

<参考例> 保険責任期間

| | |
|-------|--------------------------------|
| 提供内容: | 技術者派遣契約 |
| 提供期間: | 2年間 |
| 決済条件: | 毎月出来高払い 月末締め、 翌月10日請求書発行 |
| 入金時期: | 請求書発行から30日以内 100%TTR |

| 日付 | イベント | 保険設計 |
|------------|--------------------|----------------------------------|
| 2019/11/1 | 技術提供契約締結 | ①技術提供契約締結日 |
| 2019/12/2 | 保険申込 | ②保険契約締結日 |
| 2019/12/10 | 日本から技術者出発 | ③技術提供開始日 |
| 2020/1/10 | 月末締め、翌月10日請求書発行 | ④初回対価確認日 |
| 2022/1/10 | 同上（2年後の最終請求書発行日） | ⑤最終対価確認日 (Last Shipment: L/S) |
| 2022/2/9 | 最終対価確認日からユーザンス30日後 | ⑥最終決済予定日 |



申込期限

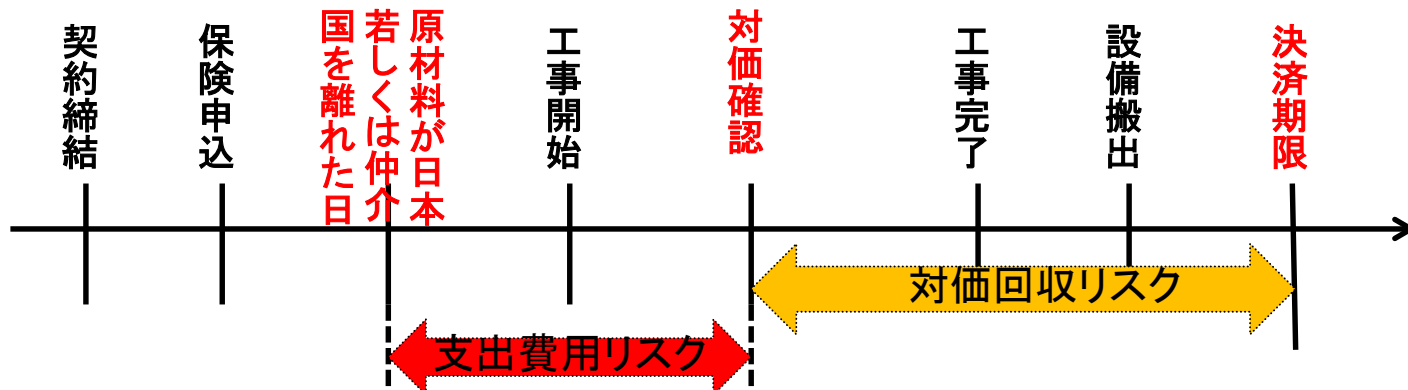
個別: 技術提供開始日含め5営業日まで
 包括: 契約締結日を含む月の翌月末まで

1. 技術提供保険の概要

支出費用特約(オプション)とは？

⇒ 工事実施中の「未確認対価」をカバー

| | |
|-----------|---|
| 「支出費用」の定義 | 契約上、 対価が確認されていない費用 や受注者が 先行的に調達した原材料等の費用 |
| 特約付帯条件 | 契約に関連して発生する問題又は契約等の解釈等について紛争が生じた場合に、 第三者の仲裁裁定により最終的に解決を図ることを約定した条項 が当該契約に規定されていること |
| お支払いの上限 | 受注者が対価が確認されるまでの間の 支出額を試算し、申請した任意の金額に付保率を乗じた額 |
| 保険期間開始日 | 本邦を原材料、労働者等が離れた日 (国内役務には適用されません) |



1. 技術提供保険の概要

＜参考＞プラント等増加費用特約（技術提供包括で利用可能、技術提供個別では利用不可）

⇒ プラント建設工事等を行う場合に戦争等により工事が中断した結果、発生した損失をカバーする特約

てん補対象費用

①中断に伴う費用

- プラント建設サイトからの避難費用
（※日本に帰国する途上で第三国に滞在する場合の滞在費や本社との通信費については、退避のための移動に必要不可欠と認められる範囲内でてん補対象。）
- 輸出貨物又は仲介貿易貨物を積載している船舶の停泊料
- 輸出貨物又は仲介貿易貨物の輸送契約（海上輸送契約等）のキャンセル費用
- 輸出貨物又は仲介貿易貨物の保管料、メンテナンス費用
- 建設機械の賃借料
- 従業員施設の賃借料
- サブコントラクター等において発生する人件費

②再開に伴う費用

- 安全確保のための設備等を設置する費用
- プラント建設工事再開に係る再動員費用

- ＜参考＞
- 保険価額： 契約金額
 - 保険金額： 保険価額 × 付保率（10%を上限とする任意設定）
 - てん補率： 97.5%（実損てん補制）

(2) てん補範囲

2. てん補範囲

個別保険 <技術のお申込メニュー>

基本セット

| | 対価確認前 | 対価確認後 |
|----|-------|-------|
| 非常 | A | B |
| 信用 | C | D |

信用セット

| | 対価確認前 | 対価確認後 |
|----|-------|-------|
| 非常 | A | B |
| 信用 | C | D |

包括保険 <技術のお申込メニュー>

信用セット

| | 対価確認前 | 対価確認後 |
|----|-------|-------|
| 非常 | A | B |
| 信用 | C | D |

■ 保険金額(保険事故時にお支払する保険金の上限額)の計算方法

| リスク | | | (保険価額) | (付保率) | (保険金額) |
|-----|-------|----|-----------------------|---------|-------------|
| B | 対価確認後 | 非常 | 契約上の代金額 ^{※1} | × 97.5% | = リスクBの保険金額 |
| D | | 信用 | 契約上の代金額 ^{※1} | × 90% | = リスクDの保険金額 |

※1 前受金を除きます。 14

2. てん補範囲

<貨物のお申込メニュー>

基本セット

| | 船積前 | 船積後 |
|----|-----|-----|
| 非常 | A | B |
| 信用 | C | D |

信用セットI

| | 船積前 | 船積後 |
|----|-----|-----|
| 非常 | A | B |
| 信用 | C | D |

信用セットII

| | 船積前 | 船積後 |
|----|-----|-----|
| 非常 | A | B |
| 信用 | C | D |

■ 保険金額(保険事故時にお支払する保険金の上限額)の計算方法

| リスク | | | (保険価額) | (付保率) | (保険金額) |
|-----|-----|----|-----------|-----------|-----------------|
| A | 船積前 | 非常 | 貨物のFOB価額 | × 80%※1 | = リスクAの 保険金額 |
| C | | 信用 | 貨物のFOB価額 | × 80%※2 | = リスクCの 保険金額 |
| B | 船積後 | 非常 | 契約上の代金額※3 | × 97.5%※4 | = リスクBの 保険金額 |
| D | | 信用 | 契約上の代金額※3 | × 90% | = リスクDの 保険金額 |

※1 個別保険では60~95%(任意)

※3 前受金を除きます。

※4 100%の選択が可能です

※2 個別保険では60~80%(任意)

ただし、Aの付保率以下。

<組み合わせメニュー>

技術提供契約に貨物の売買が含まれる場合は技術のメニューと貨物のメニューの組み合わせになります。



| | 技術のメニュー | 貨物のメニュー |
|------------------|---------|---------|
| 個別 保 険 | 基本セット | 基本セット |
| | 信用セット | 信用セットI |
| | 信用セット | 信用セットII |
| 包 括 保 険 | 基本セット | 信用セットII |

2. てん補範囲

| 区分 バイヤー格付 | | | 非常危険 | | 信用危険 | | | |
|----------------|------------|----|---------------|-----------|----------------------|-----------------|---------------|-------|
| | | | A | B | C | | D | |
| | | | 船積前 | 対価 確認後 | 船積前 | | 対価確認後 | |
| | | | | | 破産及び 破産に準 ずる事由 | 一方的な契約 キャンセル | 破産手続 開始の決定 | 債務不履行 |
| 名簿 区分 | G (政府系) | GS | ○ | ○ | | ○ | | |
| | | GA | ○ | ○ | | ○ | | |
| | | GE | ○ | ○ | | ○ | | |
| | E (民間) | EE | ○ | ○ | × | 包括:○ 個別:△※1 | | |
| | | EA | ○ | ○ | × | 包括:○ 個別:△※1 | | |
| | | EM | ○ | ○ | × | 包括:△※2 個別:△※3 | | |
| | | EF | ○ | ○ | × | 包括:△※2 個別:△※3 | | |
| | | EC | ○ | ○ | × | ×※4 | | |
| | P(信用状態不明) | | ○ | ×※4 | × | ×※4 | | |
| 事故 管理 区分 | R(債務不履行) | | ○ | ×※4 | × | ×※4 | | |
| | B(破産) | | 保険契約を締結しません | | | | | |
| 未登録 | | | 登録後にお申し込みください | | | | | |

○ △ ×
てん補しません
個別保証枠残高が契約金額以上ある場合にお引受け可能
てん補します

- ※1 オプションとして個別保証枠の範囲内でてん補可能。
- ※2 オプションとして個別保証枠の範囲内でてん補可能。但し、ユーザンスが1年以内のものに限る。
- ※3 オプションとして個別保証枠の範囲内でてん補可能。但し、ユーザンスが180日以内のものに限る。
- ※4 ILCにより決済される場合はてん補(ただしILC取得後に限る)。

「個別保証枠」: バイヤー格付毎の「信用危険」に係わるてん補責任の上限額

(3) 保険料

3. 保険料

保険料は、対価確認前／対価確認後の各保険価額に、保険料率(①国カテゴリー、②バイヤーの格付、③保険責任期間が主な算出要素)を乗じて算出します。

| てん補危険 | | | (保険価額) | (保険料率) | (保険料) |
|-------|-------|------|-------------------|-------------------|--------------------|
| A | 対価確認前 | 非常危険 | 支出費用の額 | × 支出費用 非常危険料率 | = 支出費用 非常保険料 |
| | | 信用危険 | 支出費用の額 | × 支出費用 信用危険料率 | = 支出費用 信用保険料 |
| B | 対価確認後 | 非常危険 | 契約上の 代金額(※1) | × 対価確認後 非常危険料率 | = 対価確認後 非常保険料 |
| D | | 信用危険 | 契約上の 代金額(※1) | × 対価確認後 信用危険料率 | = 対価確認後 信用保険料 |
| 保険料合計 | | | (A + C +) B + D | | = 技術提供契約等 毎の保険料 |

※1 前受金を除きます。

3. 保険料

例1: 個別保険(基本セット)

仕向国: 中国 (Cカテゴリ)
 支払国: 中国
 バイヤー格付: EF格 (個別保証枠内)
 契約金額: 1億円
 対価確認前期間: 30日
 決済条件: 対価確認後30日払い

| てん補危険 | (保険価額) | (保険料率) | (保険料) |
|-----------------------------|--------|--------|-------------------|
| A 対価確認前 <small>非常危険</small> | — | × | — = — 円 |
| C 対価確認前 <small>信用危険</small> | — | × | — = — 円 |
| B 対価確認後 <small>非常危険</small> | 1億円 | × | 0.168% = 168,000円 |
| D 対価確認後 <small>信用危険</small> | — | × | — = — 円 |
| 合計 | 1億円 | × | 0.168% = 168,000円 |

例2: 個別保険(信用セット)

仕向国: 中国 (Cカテゴリ)
 支払国: 中国
 バイヤー格付: EF格 (個別保証枠内)
 契約金額: 1億円
 対価確認前期間: 30日
 決済条件: 対価確認後30日払い

| てん補危険 | (保険価額) | (保険料率) | (保険料) |
|-----------------------------|--------|--------|-------------------|
| A 対価確認前 <small>非常危険</small> | — | × | — = — 円 |
| C 対価確認前 <small>信用危険</small> | — | × | — = — 円 |
| B 対価確認後 <small>非常危険</small> | 1億円 | × | 0.168% = 168,000円 |
| D 対価確認後 <small>信用危険</small> | 1億円 | × | 0.581% = 581,000円 |
| 合計 | 1億円 | × | 0.749% = 749,000円 |

3. 保険料

例3: 包括保険(信用セット)

仕向国: 中国 (Cカテゴリ)
 支払国: 中国
 バイヤー格付: EA格
 契約金額: 1億円
 対価確認前期間: 30日
 決済条件: 対価確認後30日払い

| てん補危険 | (保険価額) | (保険料率) | (保険料) |
|--------------|--------|--------|-------------------------|
| A 対価確認前 非常危険 | — | × | — = — 円 |
| C 対価確認前 信用危険 | — | × | — = — 円 |
| B 対価確認後 非常危険 | 1億円 | × | 0.043% = 43,000円 |
| D 対価確認後 信用危険 | 1億円 | × | 0.050% = 50,000円 |
| 合計 | 1億円 | × | 0.093% = 93,000円 |

例4: 包括保険(信用セット)

仕向国: 中国 (Cカテゴリ)
 支払国: 中国
 バイヤー格付: EF格 (個別保証枠内)
 契約金額: 1億円
 対価確認前期間: 30日
 決済条件: 対価確認後30日払い

| てん補危険 | (保険価額) | (保険料率) | (保険料) |
|--------------|--------|--------|--------------------------|
| A 対価確認前 非常危険 | — | × | — = — 円 |
| C 対価確認前 信用危険 | — | × | — = — 円 |
| B 対価確認後 非常危険 | 1億円 | × | 0.043% = 43,000円 |
| D 対価確認後 信用危険 | 1億円 | × | 0.150% = 150,000円 |
| 合計 | 1億円 | × | 0.193% = 193,000円 |

3. 保険料

<参考> 保険料比較

【保険料計算の一例】

契約金額：1億円（前受金なし）

決済条件：対価確認後 30日後払い

| 国カテゴリー | バイヤー格付 | 個別保険料(円) | 料率 | 包括保険料(円) | 料率 |
|------------------------|--------|-----------|--------|----------|--------|
| Aカテゴリー アメリカ、シンガポール等 | G格/S格 | 94,000 | 0.094% | 23,000 | 0.023% |
| | EA格 | 223,000 | 0.223% | 55,000 | 0.055% |
| | EF格 | 623,000 | 0.623% | 155,000 | 0.155% |
| Dカテゴリー タイ、インドネシア等 | G格/S格 | 306,000 | 0.306% | 79,000 | 0.079% |
| | EA格 | 430,000 | 0.430% | 111,000 | 0.111% |
| | EF格 | 818,000 | 0.818% | 211,000 | 0.211% |
| Gカテゴリー モンゴル、スリランカ等 | G格/S格 | 637,000 | 0.637% | 197,000 | 0.197% |
| | EA格 | 741,000 | 0.741% | 229,000 | 0.229% |
| | EF格 | 1,067,000 | 1.067% | 329,000 | 0.329% |

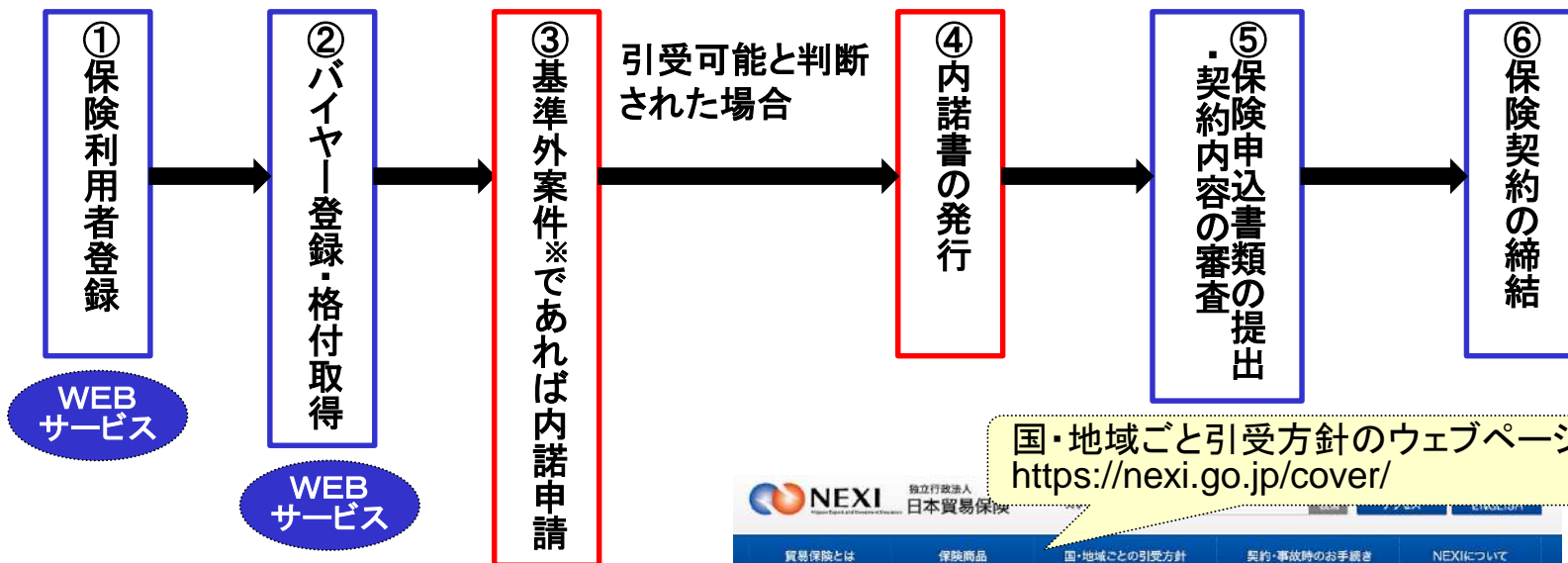
- 同条件の場合、包括保険料は個別保険料よりも概ね**約1/3～1/4割安**
- 国カテゴリーおよびバイヤー格付が上位の格付ほど保険料は割安
⇒ 最新の国カテゴリーはNEXIウェブサイトにてご確認ください。

<https://nexi.go.jp/cover/categorytable>

(4) 保険申込の手続き

4. 保険申込の手続き

技術提供保険申込 一事前手続き



国・地域ごと引受方針のウェブページ
<https://nexi.go.jp/cover/>



※基準外案件とは

NEXIの定める国別の「引受方針」や「引受基準」などを一つでも満たさないものを「基準外案件」と呼びます。
右記のウェブページにて引受方針を確認できます。

国・地域ごとの引受方針

地域で探す

50音順で探す

アジア行

サハラ行

パシフィック行

国カテゴリーを

個別引受方針

中華人民共和國 105 C

| 保険種 | 基準適用日 | 引受方針 | 条件特 (億円) | ユーザーズ 制限 | L/C 条件 | その他条件 |
|------------------|------------|------------|----------|----------|--------|-------|
| 貿易一 般保 険 | 個別保険 | 2008/09/11 | ○ | | | |
| | 包括保険 | 2010/10/01 | ○ | | | |
| 2 年 未 満 | 限額補償定型保険 | 2010/10/01 | ○ | | | |
| | 簡易通知型包括保険 | 2010/10/01 | ○ | | | |
| | 中小企業輸出代金保険 | 2008/09/11 | ○ | | | |
| | 輸出手形保険 | 2002/04/01 | ○ | | | |
| | 前払輸入保険 | 2010/10/01 | ○ | | | |

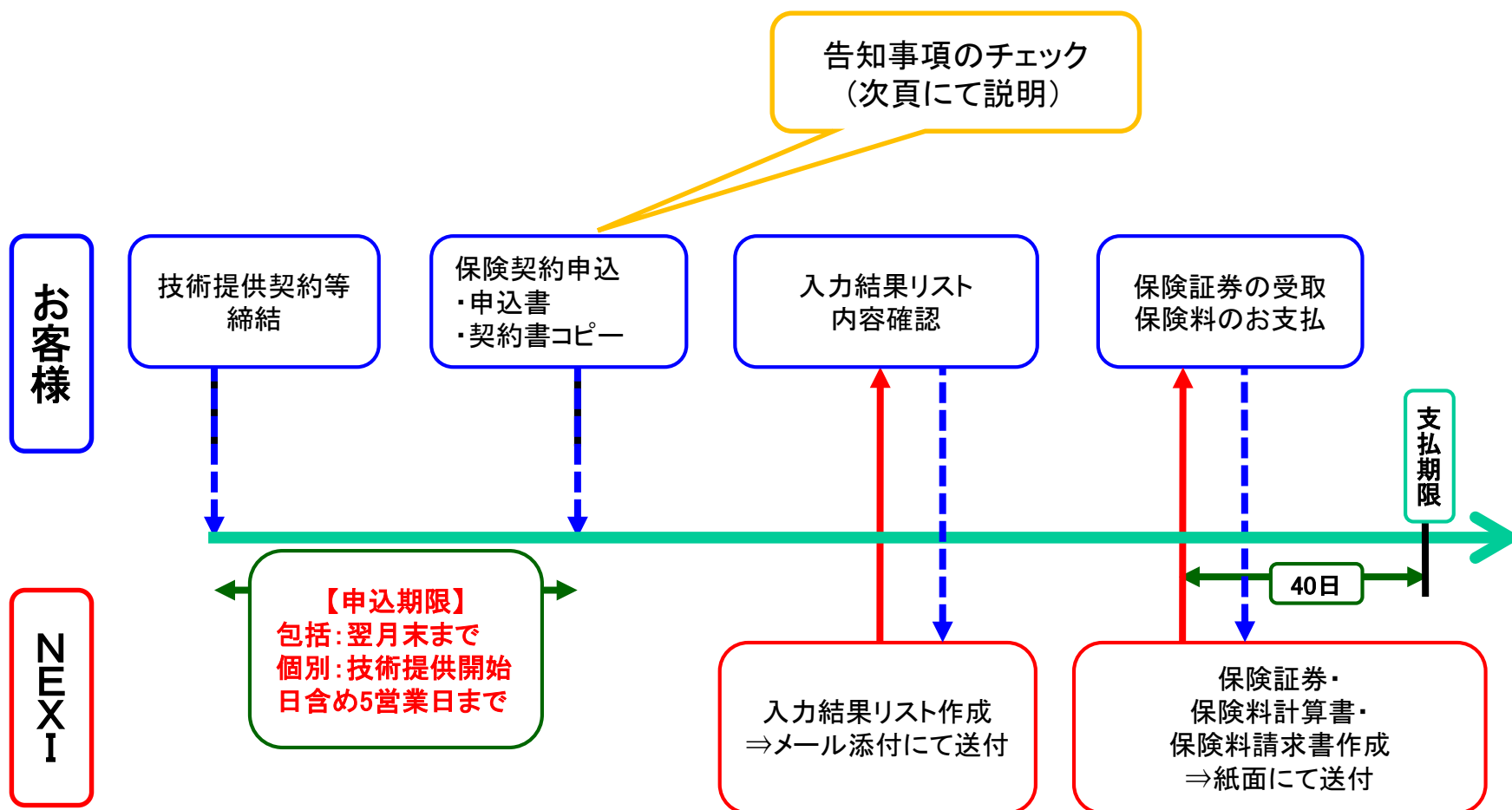
保険サポート情報

よくあるご質問

4. 保険申込の手続き

技術提供保険申込 — 保険申込手続き


※基準外案件については申込の前に内諾取得が必要です



4. 保険申込の手続き

申込み時の留意点： ①告知義務

告知方法

 保険契約申込時において、重要事項説明書の告知事項を確認してください

個別保険： 告知事項に該当する場合は、保険申込書の告知事項欄にチェックを入れて報告

包括保険： 告知事項に該当する場合は、該当する場合のみ、別途告知書を記入の上提出

告知事項

- ① 技術提供契約等の相手方との間で決済期限が到来する債権について、
決済期限に決済が予定通り行われず、45日以上の遅延が発生し、現時点において
解消されていないこと
- ② 技術提供契約等の相手方が、操業停止状態にある、又は
破産その他これに準ずる事由の準備段階にあることを知ったこと
- ③ その他、損失を受けるおそれのある重要な事実のあることを知ったこと

記入内容が事実と相違した場合や告知内容に漏れがあった場合は、
保険契約を解除する場合があります

4. 保険申込の手続き

申込み時の留意点：②安全保障貿易管理と輸出規制

安全保障貿易管理とは

- 武器や軍事的に転用される恐れのあるものが、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団等の恐れのある相手に渡らないようにするための、先進国を中心とした国際的な枠組み。

補完的輸出規制(キャッチオール規制)

- 外国為替及び外国貿易法に基づき輸出貨物や技術の提供に対する規制。
規制該当貨物等、懸念のある取引であるおそれのある場合には、事前に経済産業大臣の許可を取得する必要あり。

◆ キャッチオール規制の詳細は経済産業省安全保障貿易審査課へご確認ください。

対象貨物等がキャッチオール規制によるインフォーム要件/客観要件に該当した場合

- 保険申込前までに該当した場合
 - ⇒ 保険申込みに際し、別紙様式※により通知
 - ⇒ 輸出許可が取得できてから保険申込
- 保険契約締結以降に新たに許可申請の対象に該当した場合
 - ⇒ 該当した日若しくは輸出許可申請をした日から1週間以内に別紙様式※により通知
 - ⇒ 適正な手続きを取った上で船積準備を進めた案件が、不許可となり、輸出等が出来なくなった場合は、**輸出不能事故の対象**となる

※「輸出貿易管理令別表第1の16の項に該当する貨物等に係る取扱いについて」の別紙様式をご利用ください。
NEXIウェブサイトよりダウンロード可能。

4. 保険申込の手続き

技術提供契約等の重大な内容変更

技術提供契約等の契約内容に変更が生じ、
NEXIが規定する**重大な内容変更等**に該当する場合



内容変更通知

- ・2014年10月1日より前に保険契約を締結した案件は従来の**変更承認申請**です。
- ・**包括保険は義務、個別保険は任意通知**です。

変更の生じた日から1ヶ月以内かつ、
内容変更等通知期限までに通知してください。

(包括保険の場合)

重大な内容変更等とは

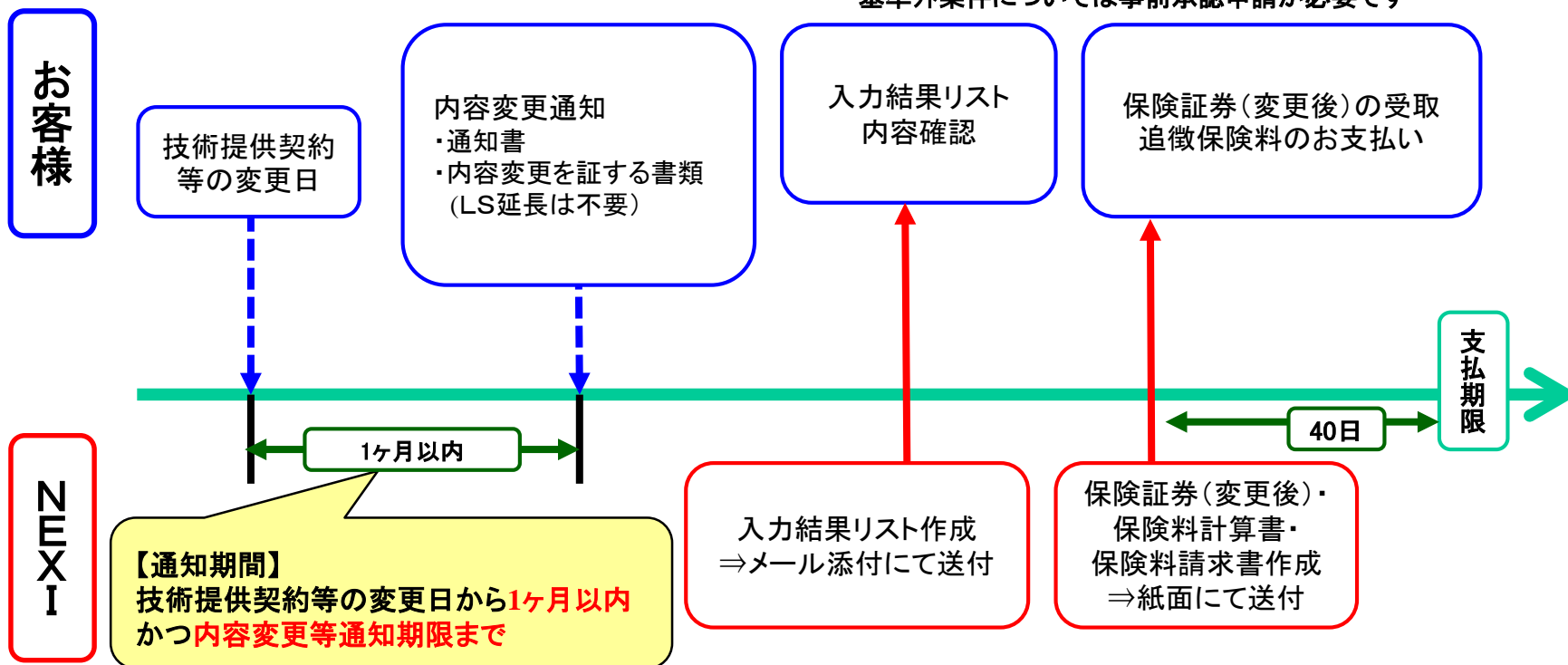
- ・対価確認日の延期(証券記載の期日から6ヶ月を超えるもの)
 - ・決済方法・条件の変更
 - ・代金等(元本に限る)の額の増加(10%以上且つ裾切金額以上のもの)
 - ・契約相手方、支払人、保証人の変更
 - ・仕向国、支払国、保証国の変更
- 等 (詳しくは**手続細則参照**)

内容変更時にエビデンスの提出が不要な場合についても
事故後の保険金請求時に提出が求められますので債権管理は十分に行ってください

4. 保険申込の手続き

<参考>内容変更通知（期間延長の場合）－ 手続フロー（基準内案件）

※基準外案件については事前承認申請が必要です



- ◆ 通知期限を過ぎてしまった内容変更通知については、原則受理致しません。
- ◆ ただし、理由書を付して事前承認申請書をご提出いただければ、個別に判断して通知を認める場合もございます。
- ◆ 審査の結果、承諾された場合には、延長分の保険料は追徴いたしますが内容変更等通知期限の翌日から承認後の通知受理日までの期間は不てん補となりますのでご了承ください。

(5) よくあるお問い合わせ

よくあるお問い合わせ①

- 契約は締結済みですが、契約金額は建設工事の出来高で決まります。保険をかけることはできますか。



- 契約金額の概算でお申込をすることができます。
契約金額が最終決定された時点で内容変更通知をしていただき、再度保険料の計算後、その差額を追徴または返還いたします。

よくあるお問い合わせ②

- EPC契約締結前にNTP(Notice to Proceed)が発行され、工事が既に開始されている場合、EPC契約締結前に決済された代金は保険対象から除外できますか。



- 包括保険では対象契約(EPC契約)の締結日以前に決済期日が到来している代金については保険対象から除外することとしています。
(参照規程: 貿易一般保険運用規程第20条)

3. 貿易一般保険(個別保険)・ 中小企業・農林水産業輸出代金保険の概要



目次

(1) 貿易一般保険(個別保険)

- ①貿易一般保険(個別保険)の特徴
- ②てん補範囲(非常・信用)
- ③保険責任期間
- ④保険料
- ⑤補足

(3) 保険申込手続等について

- ①Webサービス
- ②個別保証枠
- ③保険料試算
- ④告知事項
- ⑤輸出契約等の内容変更

(5) 主な免責事項

(7) 安全保障貿易管理と輸出規制

(2) 中小企業・農林水産業輸出代金保険

- ①中小企業・農林水産業輸出代金保険の特徴
- ②てん補範囲(非常・信用)
- ③保険責任期間
- ④保険料
- ⑤補足

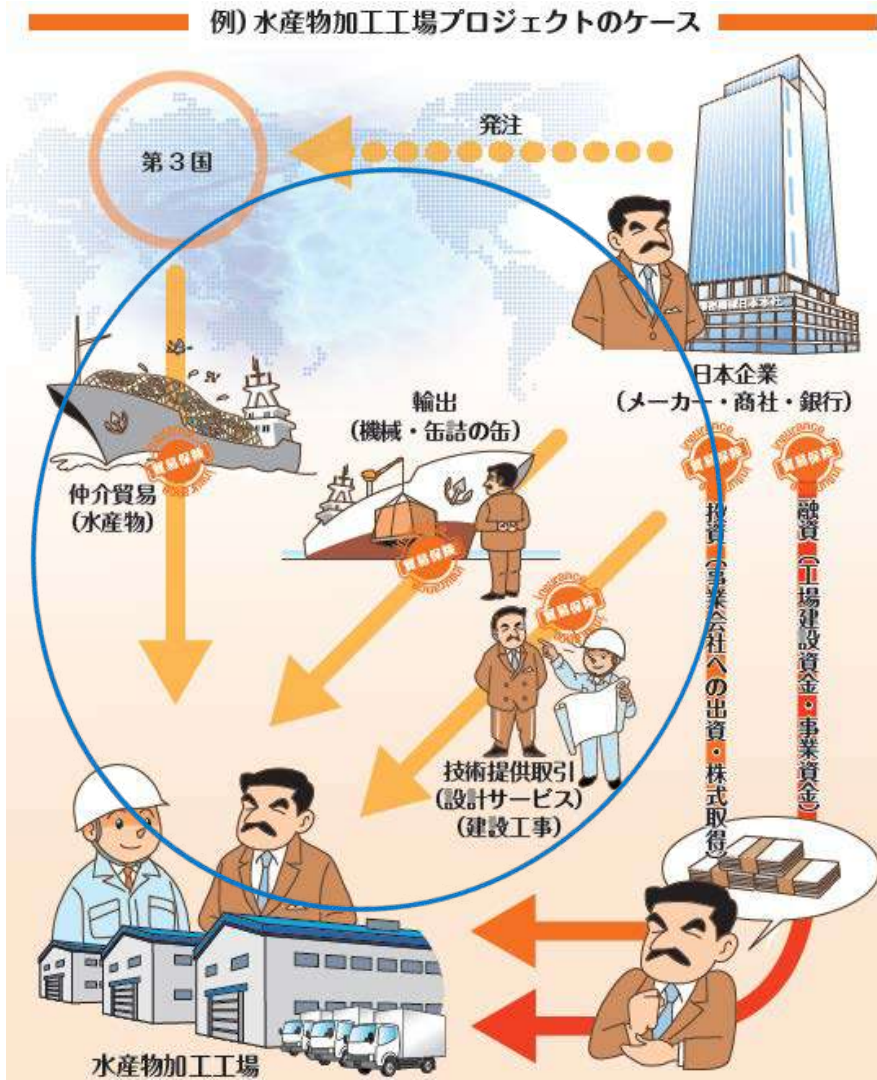
(4) 留意事項

- ①輸出契約書の主要事項
- ②お申込み頂けないケース
- ③手続き注意事項

(6) Q&A

(参考) NEXI動画等

(1) 貿易一般保険(個別)

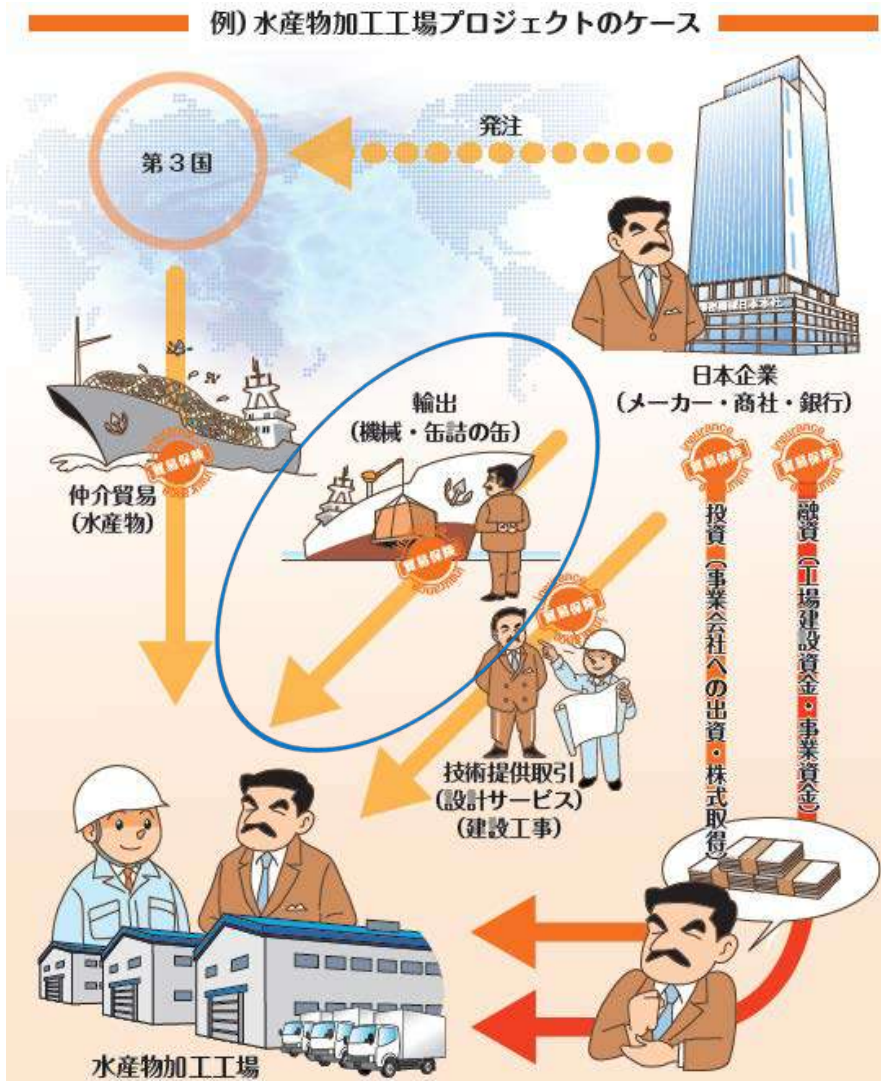


単発のお取引にご利用いただける保険商品
(輸出契約・仲介貿易契約・技術提供等の全てに対応)



貿易一般保険(個別保険)

(2) 中小企業・農林水産業輸出代金保険



中堅・中小企業及び農林水産業従事者を対象に
単発の輸出取引にご利用いただける保険商品



中小企業・農林水産業輸出代金保険

(1)①貿易一般保険(個別保険)の特徴

こんな時には、貿易一般保険(個別保険)をご利用下さい。

- リスクを感じる取引のみ保険をかけたい。
- カントリーリスクのみ保険をかけたい。
- 船積前に製造中の貨物や準備した貨物のリスクカバーを希望
- 貿易一般保険包括保険(設備財)の付保義務対象外の取引
- 貿易一般保険包括保険(鋼材)をご利用で、更にカバーを手厚くしたい

…など



(2)①中小企業・農林水産業輸出代金保険の特徴

こんな時には、中小企業・農林水産業輸出代金保険をご利用下さい。

- 中堅・中小企業の方または農林水産業従事者の方
- リスクを感じる取引のみ保険をかけたい。
- 万が一の時は貨物の転売が可能であるため、船積後の代金回収不能のみ保険をかけたい。
- 輸出契約額が5000万円以下で、ユーザンス180日以内の取引 ……など



(1) ①貿易一般保険(個別保険)の特徴

| | ポイント |
|--------------|---|
| A) 被保険者 | <ul style="list-style-type: none"> • 契約の当事者(本邦法人) |
| B) 契約形態 | <ul style="list-style-type: none"> • 輸出契約、仲介貿易契約、技術提供契約等に対応 |
| C) てん補リスクの範囲 | <ul style="list-style-type: none"> ①非常危険のみをてん補 (船積前、船積後) ②非常危険・信用危険をてん補 (船積前、船積後) |
| D) その他 | <ul style="list-style-type: none"> • 一輸出契約ごとに申込み(契約金額の一部付保は不可) • 対象貨物の制限は特に無し • 原則Webサービスからの申込み (一部紙申請となるケース有。26頁参照) |

(2)①中小企業・農林水産業輸出代金保険の特徴

| | ポイント |
|--------------|---|
| A) 被保険者 | <ul style="list-style-type: none"> 中堅・中小企業及び農林水産業従事者等の契約の当事者 (本邦法人／詳細はP19参照) |
| B) 対象となる契約 | <ul style="list-style-type: none"> 日本から貨物を直接輸出する取引 契約金額 5千万円以下 決済ユーザンス(例:貨物の船積日から代金決済日までの期間)が180日以内の輸出契約 バイヤー(輸出契約の相手方又は輸出代金の支払人)が、被保険者の海外支店や子会社の場合はご利用頂けません。 |
| C) てん補リスクの範囲 | <ul style="list-style-type: none"> 非常危険・信用危険をてん補(船積後のみ) |
| D) その他 | <ul style="list-style-type: none"> 迅速な保険金支払い(原則として保険金請求後1ヶ月以内) 一輸出契約ごとに申込み(契約金額の一部付保は不可) 対象貨物の制限は特に無し 原則Webサービスからの申込み (一部紙申請のケース有。27頁参照。) |

(1)②てん補範囲(貿易一般保険(個別保険))

| | <p>船積前の事故 【船積不能】</p> <p>ベースとなる損失額＝製造・仕入原価</p> | <p>船積後の事故 【代金回収不能】</p> <p>ベースとなる損失額＝後払額</p> |
|--|---|---|
| <p>非常危険</p> <p>契約当事者の責任ではない<u>不可抗力的なリスク</u></p> | <p>①為替取引の制限・禁止 ②仕向国の輸入制限・禁止 ③戦争・内乱・革命 ④仕向国への輸送の途絶 ⑤政府間合意に基づく債務繰り延べ等の外貨送金遅延 ⑥我が国の輸出制限・禁止（船積前のみ） など</p> | |
| <p>信用危険</p> <p>海外の<u>契約相手方の責任に帰せられるリスク</u></p> | <p>・バイヤーの破産・破産に準ずる事由 ・バイヤーの一方的契約破棄（公的機関の場合）</p> | <p>・バイヤーの破産 ・バイヤーの3月以上の債務の履行遅延</p> |

対象とならない
ケース

輸出者側の契約不履行・商品クレーム・
支払人が民間企業の場合は船積前のキャンセル・
保険責任開始前にてん補事由が生じた時の損失 など

(2)②てん補範囲(中小企業・農林水産業輸出代金保険)

| | |
|--|---|
| | <p>船積後の事故 【代金回収不能】 ベースとなる損失額 = 後払額</p> |
| <p>非常危険 契約当事者の責任ではない <u>不可抗力的なリスク</u></p> | <p>①為替取引の制限・禁止 ②仕向国の輸入制限・禁止 ③戦争・内乱・革命 ④仕向国への輸送の途絶 ⑤政府間合意に基づく債務繰り延べ等の外貨送金遅延 など</p> |
| <p>信用危険 海外の <u>契約相手方の責任に帰せられるリスク</u></p> | <p>・バイヤーの破産(破産の手続き開始) ・バイヤーの3月以上の債務の履行遅延</p> |

対象とならない
ケース

船積前の事故・
輸出者側の契約不履行・商品クレーム・
保険責任開始前にてん補事由が生じた時の損失 など

(1)②てん補範囲(貿易一般保険(個別保険))

| | 船積前 | 船積後 |
|----|-----|-----|
| 非常 | A | B |
| 信用 | C | D |

<カバー範囲メニュー>

- ①非常のみ A+B
- ②非常・信用セット A+B+C
- ③フルセット A+B+C+D

<てん補範囲別の付保率>

- A (船積前の非常危険): 60%~95%(申込者の自由設定 ただしA≥C)
- B (船積後の非常危険): 100%又は97.5%
- C (船積前の信用危険): 60%~80%(申込者の自由設定 ただしA≥C)
- D (船積後の信用危険): 90% (固定)

保険金額

船積前(AまたはC)の保険金額 = 保険価額(貨物のFOB相当価格) × 付保率

船積後(BまたはD)の保険金額 = 保険価額(輸出契約等の金額) × 付保率

前受金を控除した額

(2)②てん補範囲(中小企業・農林水産業輸出代金保険)

- 中小企業・農林水産業輸出代金保険は、船積後の非常・信用危険を95%カバーします。

| | 船積前 | 船積後 |
|----|--------|-----|
| 非常 | カバーしない | 95% |
| 信用 | カバーしない | 95% |

保険金額

$$\text{船積後の保険金額} = \text{保険価額(輸出契約等の金額)} \times 95\%$$

前受金を控除した額

(1)②てん補範囲(貿易一般保険(個別保険))

■取引先のリスク判断

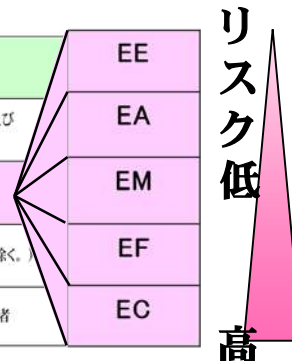
| バイヤー (支払人) 格付 | | 引受可否 | | | | |
|---------------------|----------------|--------------|-----------|-------|-----------|-----------------------------|
| | | 非常 危険 | 信用危険(船積前) | | 信用危険(船積後) | |
| | | | ILCあり | ILCなし | ILCあり | ILCなし |
| 名簿 区分 | G | GS | ◎ | | ◎ | |
| | | GA | ◎ | | ◎ | |
| | | GE | ◎ | | ◎ | |
| | E | EE | ◎ | | ○ | △ |
| | | EA | ◎ | | ○ | |
| | | EM | ◎ | | ○ | △ 決済ユーズン180日 以内の案件に限る |
| | | EF | ◎ | | ○ | |
| | | EC | ◎ | | ○ | |
| | PU, PN, PT | | ○ | × | ○ | × |
| | 事故 管理 区分 | GR, ER | ○ | × | ○ | × |
| EB | | お引受できません | | | | |
| 未登録 | | 登録後にお申込みください | | | | |

【表の見方】

- ◎、○または△のバイヤー格付の場合は、保険のお引受けが可能です。
- ILCにより決済される契約は、バイヤーの格付によらずお引受けできます。ただし、その場合、ILC取得後のカバーであること、及びILC発行銀行または確認銀行の格付は、GS格、GE格、SA格に限られることにご注意ください。

【参考:バイヤー格付】

| 名簿 区分 | | 定義 |
|----------|-------------|---------------------|
| G | Government | 政府機関、政府関連機関、及び国際機関等 |
| E | Enterprise | 民間企業 |
| S | Security | 銀行 (Gに区分される銀行を除く) |
| P | Provisional | 上記のいずれにも該当しない者 |



リスク低

高

- ◎ 保険のカバー対象です。
- ILC受領日以降、保険のカバー対象となります。

- △ 事前又は保険のお申込み時に支払人の個別保証枠残高がある場合に、保険のカバー対象となります。
- × 保険のカバー対象とはなりません。

【個別保証枠について】

バイヤーの与信審査時に、EE・EA・EM格またはEF格に格付されたバイヤーには、「個別保証枠」を設定します。
 本保険で船積後の信用危険のカバーを希望される場合は、保険金額が個別保証枠の残額の範囲内である必要があります。

(2)②てん補範囲(中小企業・農林水産業輸出代金保険)

■取引先のリスク判断

| バイヤー格付 | | 引受可否 (船積後) | | | |
|--------|--------|--------------|--------|---|---|
| | | ILC あり | ILC なし | | |
| 名簿区分 | G | GS | ◎ | | |
| | | GA | ◎ | | |
| | | GE | ◎ | | |
| | E | EE | ◎ | △ | |
| | | EA | ◎ | | |
| | | EM | ◎ | | |
| | | EF | ◎ | | |
| | | EC | ◎ | | × |
| | | PU、PN、PT | ◎ | | × |
| | 事故管理区分 | GR、ER | ◎ | × | |
| EB | | お引受けできません | | | |
| 未登録 | | 登録後にお申込みください | | | |

【参考:バイヤー格付】

| 名簿区分 | | 定義 | |
|------|-------------|---------------------|----|
| G | Government | 政府機関、政府関連機関、及び国際機関等 | EE |
| E | Enterprise | 民間企業 | EA |
| | | | EM |
| S | Security | 銀行 (Gに区分される銀行を除く。) | EF |
| P | Provisional | 上記のいずれにも該当しない者 | EC |

リスク低
↑
高

◎ 保険のカバー対象です。

△ 事前又は保険のお申込み時に支払人の個別保証枠残高がある場合に、保険のカバー対象となります。

× 保険のカバー対象とはなりません。

【個別保証枠について】

バイヤーの与信審査時に、EE・EA・EM格またはEF格に格付されたバイヤーには、「個別保証枠」を設定します。本保険を付保する場合は、保険金額が個別保証枠の残額の範囲内である必要があります。

(1) ③ 保険責任期間(貿易一般保険(個別保険))

輸出契約日

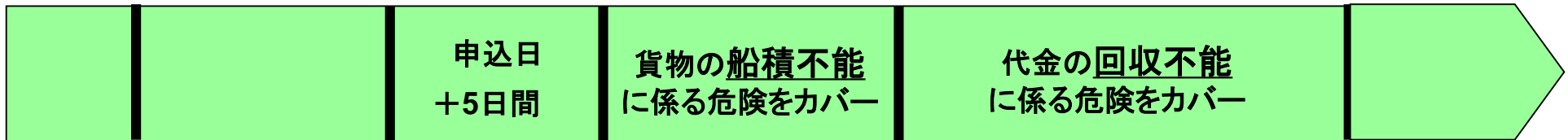
|| 保険契約締結日※
|| 保険契約の申込日

保険責任の開始日

船積日

代金決済期日
|| 保険責任終了日

← 保険責任期間 →

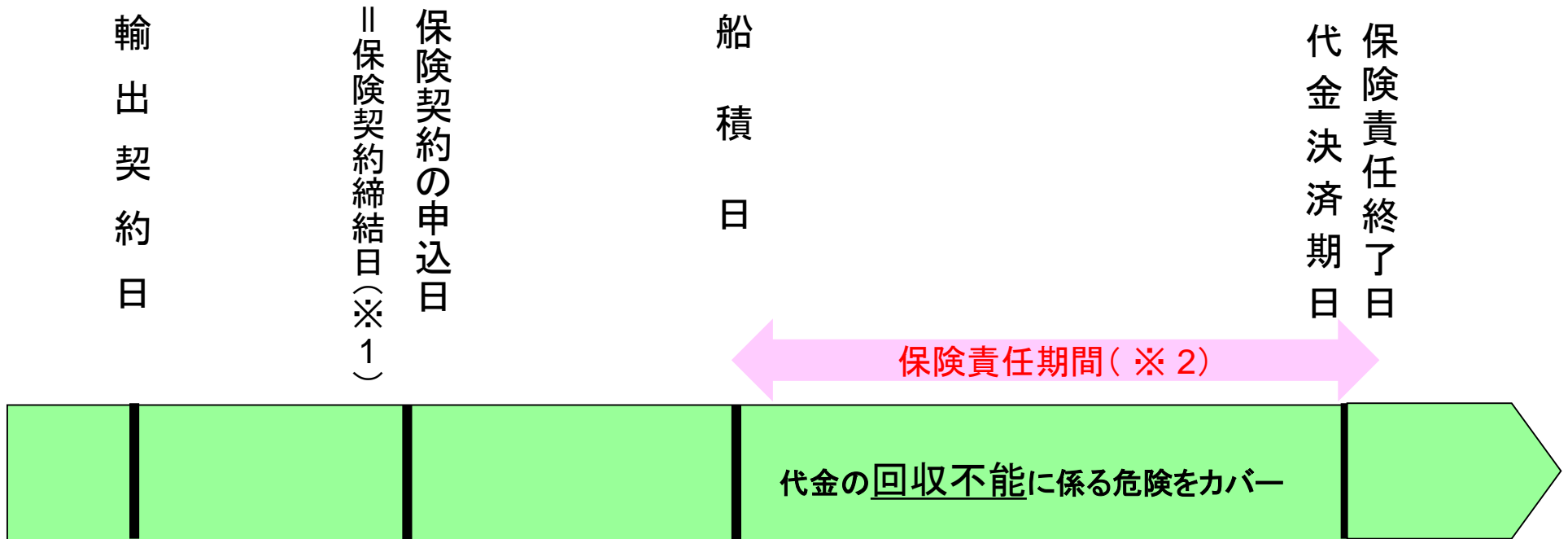


← 申込期間 →

原則、輸出契約締結日から船積まで。
(船積日当日を含む5営業日まで可能)

※申込み後5日間は免責
(船積日以降に保険を申し込んだ場合は免責期間無し。)

(2)③保険責任期間(中小企業・農林水産業輸出代金保険)



原則、輸出契約締結日から船積まで。
(船積日当日を含む5営業日まで可能)

(※1)免責期間はなし
(※2)保険責任の開始日は、輸出契約に基づき船積みを行った日または保険契約締結のいずれか遅い日となります。

(1)④保険料(貿易一般保険(個別保険))

例

仕向国 : タイ(Dカテゴリー)
 支払国 : タイ(Dカテゴリー)
 バイヤー格付: EF格
 契約金額 : 1千万円(FOB)
 船積前期間 : 30日
 決済条件 : T/T 90 days after B/L date
 保険料 : **192,800円**

| てん補危険 | | (保険価額) | (保険料率) | (保険料) |
|-------|-------------|--------|--------|-----------------|
| A | 船積前 非常危険 | 1千万円 | 0.136% | 13,600円 |
| C | 船積前 信用危険 | 1千万円 | 0.010% | 1,000円 |
| B | 船積後 非常危険 | 1千万円 | 0.651% | 65,100円 |
| D | 船積後 信用危険 | 1千万円 | 1.131% | 113,100円 |
| 合計 | | 1千万円 | 1.928% | 192,800円 |

※保険料は、船積前、船積後の各保険価額(契約金額等)に保険期間の長さ等に応じて設定された保険料率(【船積前料率】と【船積後料率】があります。)を乗じて算出します。

※最低保険料は、1契約 10,000円です。

※最低保険料(船積前部分)として、30日分の保険料が発生します。

| てん補危険 | | (保険価額) | (保険料率) | (保険料) |
|-------|-------------|-------------------|-----------------|-----------------|
| A | 船積前 非常危険 | 貨物のFOB価額 | 船積前 非常危険保険料率 | 船積前 非常危険保険料率 |
| C | 船積前 信用危険 | 貨物のFOB価額 | 船積前 信用危険保険料率 | 船積前 信用危険保険料率 |
| B | 船積後 非常危険 | 貨物代金額 役務対価額(*) | 船積後 非常危険保険料率 | 船積後 非常危険保険料率 |
| D | 船積後 信用危険 | 貨物代金額 役務対価額(*) | 船積後 信用危険保険料率 | 船積後 信用危険保険料率 |

(*) 前受金除く

(2)④保険料(中小企業・農林水産業輸出代金保険)

- 本保険の保険料は、保険価額(輸出契約等の金額)に保険料率を乗じた金額です。
- 保険料率は、輸出契約上の貨物代金の決済期間、支払国の国カテゴリーにより異なります。

例

仕向国 : タイ(Dカテゴリー)
 支払国 : タイ(Dカテゴリー)
 バイヤー格付: EF格
 契約金額 : 1千万円(FOB)
 決済条件 : T/T 90 days after B/L date

| てん補危険 | (保険価額) | (保険料率) | (保険料) |
|---------------------|--------|--------|----------|
| 船積後 非常危険 信用危険 | 1千万円 | 1.280% | 128,000円 |

■保険料率早見表

| ユーザンス日数 | 30日 | 45日 | 60日 | 90日 | 120日 | 150日 | 180日 | |
|---------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 国カテゴリー | A | 0.414 | 0.524 | 0.634 | 0.854 | 1.074 | 1.294 | 1.514 |
| | B | 0.454 | 0.583 | 0.713 | 0.973 | 1.232 | 1.492 | 1.751 |
| | C | 0.517 | 0.670 | 0.824 | 1.132 | 1.439 | 1.747 | 2.055 |
| | D | 0.566 | 0.744 | 0.923 | 1.280 | 1.637 | 1.993 | 2.350 |
| | E | 0.648 | 0.847 | 1.045 | 1.442 | 1.839 | 2.236 | 2.633 |
| | F | 0.682 | 0.897 | 1.112 | 1.543 | 1.973 | 2.404 | 2.834 |
| | G | 0.887 | 1.137 | 1.387 | 1.887 | 2.387 | 2.887 | 3.387 |
| | H | 1.047 | 1.345 | 1.642 | 2.236 | 2.831 | 3.425 | 4.019 |

※最低保険料は、1契約 3,000円です。

提携金融機関を通して中小企業・農林水産業輸出代金保険をご利用いただくと、保険料が10%割引になります。

(1)⑤補足：引受条件(貿易一般保険(個別保険))

『引受基準』に適合しない取引について、付保を希望される場合は、個別に対応しますので、NEXI営業第一部再保険引受グループへご相談ください。

これらは一般に「基準外案件」「内諾案件」等と称され、NEXIの個別審査の結果、引受可と判断されたものについては「内諾書」が交付され、引受が可能となります。

内諾相談

個別に審査を行うことから期間を要する場合もある為、商談の進捗等を勘案しつつ、十分な時間的余裕をもって事前にご相談下さい。

内諾書

有効期限は内諾書発行後6ヶ月となっておりますが、保険の申込期限内に申込を行う必要がありますのでご注意下さい。

尚、基準外案件の場合でも「少額案件(下記*参照)」の場合、内諾申請及び承諾を省略することが可能なものもあります。

* 次の全ての条件を満たす案件

- ①契約金額が1億円未満のもの
- ②仕向国、支払国又は保証国のいずれもが国カテゴリーHの国でないもの
- ③起算点から最終決済日までの期間が12ヶ月以内のもの

(2)⑤補足：中小企業・農林水産業輸出代金保険の対象者

➤ 利用対象者

①中小企業基本法第二条第1項に定める中小企業者(下表参照)、または資本金の額もしくは出資総額が10億円未満の会社

| | |
|-----------------|------------------------------|
| 製造業・建設業・運輸業・その他 | 資本金額等が3億円以下または従業員が300人以下 |
| 卸売業 | 資本金額等が1億円以下または従業員が100人以下 |
| サービス業 | 資本金額等が5,000万円以下または従業員が100人以下 |
| 小売業 | 資本金額等が5,000万円以下または従業員が50人以下 |

②農林水産業を営む者もしくはこれらの者が組織する法人、または中小企業協同組合法に基づき設立された法人(下表参照)

| | |
|------|--|
| 農業 | 農業協同組合、農業協同組合連合会、全国農業協同組合連合会、農事組合法人 |
| 林業 | 森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、全国森林組合連合会 |
| 水産業 | 漁業協同組合、水産加工業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会、全国漁業協同組合連合会、全国水産加工業協同組合連合会、輸出水産業組合 |
| 製造業他 | 中小企業等事業協同組合 |

(1)⑤補足：引受条件(貿易一般保険(個別保険))

◎引受基準上の案件枠(金額)・ユーザンス制限

輸出契約上の金額・ユーザンスが範囲内であれば、引受可。

<例>

ギニア(条件付引受国)の場合

ユーザンスが12ヶ月、契約金額が5億円を超える案件の場合、
NEXIの内諾が必要となります。

(2)⑤補足：中小企業等の海外事業展開支援

- **NEXI**は中小企業及び農林水産業従事者の皆様の海外展開を支援するために、様々な取り組みを行っています。

取引先の信用調査費用が **8件まで無料**

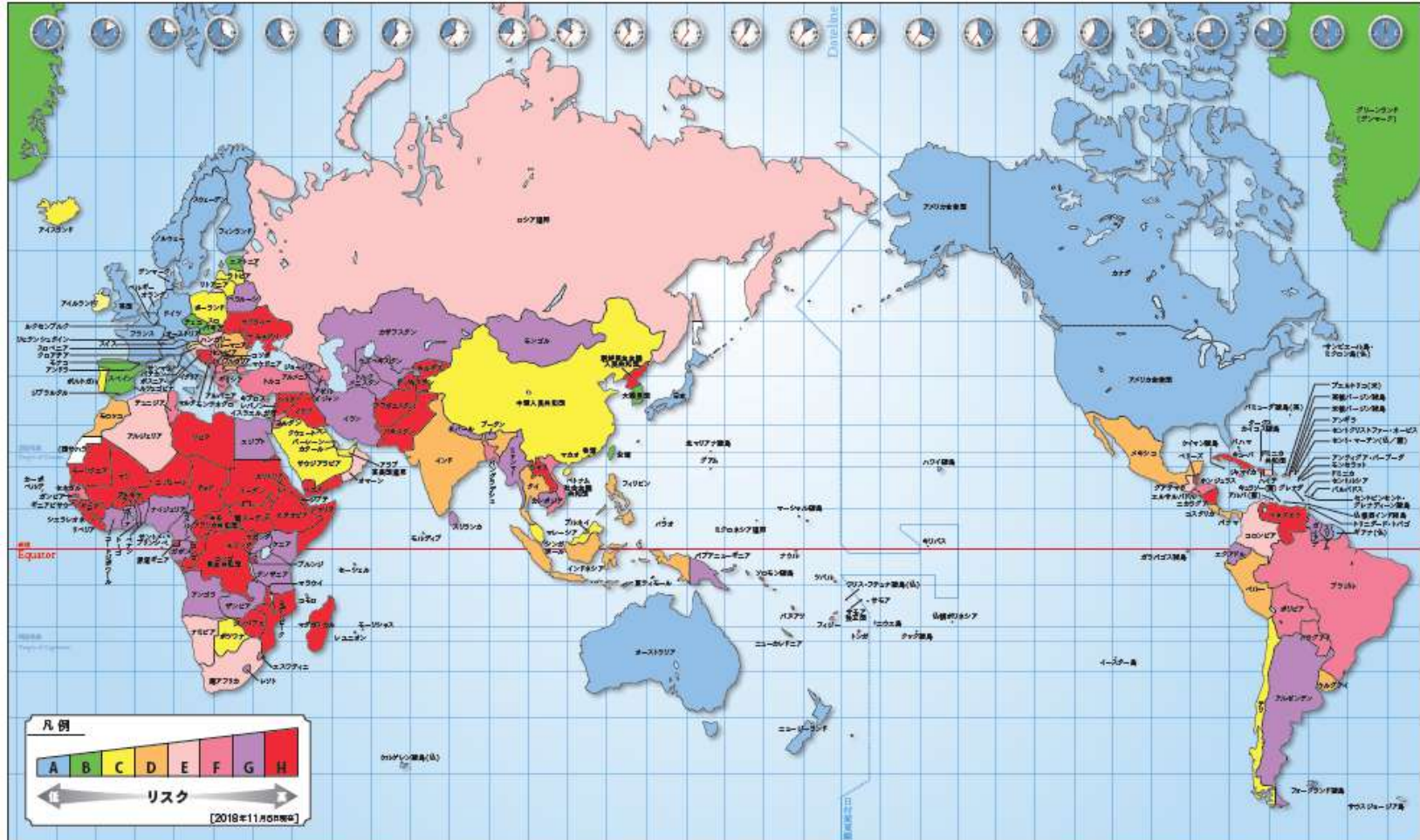
- 貿易保険利用検討のための海外商社登録(バイヤー格付取得)にあたっての信用調査の取得費用は、8件まで無料です(信用調書は開示できません)。

※中小企業基本法に基づく中小企業者(中堅企業除く)または農林水産業従事者等からのお申込みに限ります。

- Webサービス上でお申込いただけます。

(1)⑤補足:カントリーリスクマップ

取引先国のリスク判断



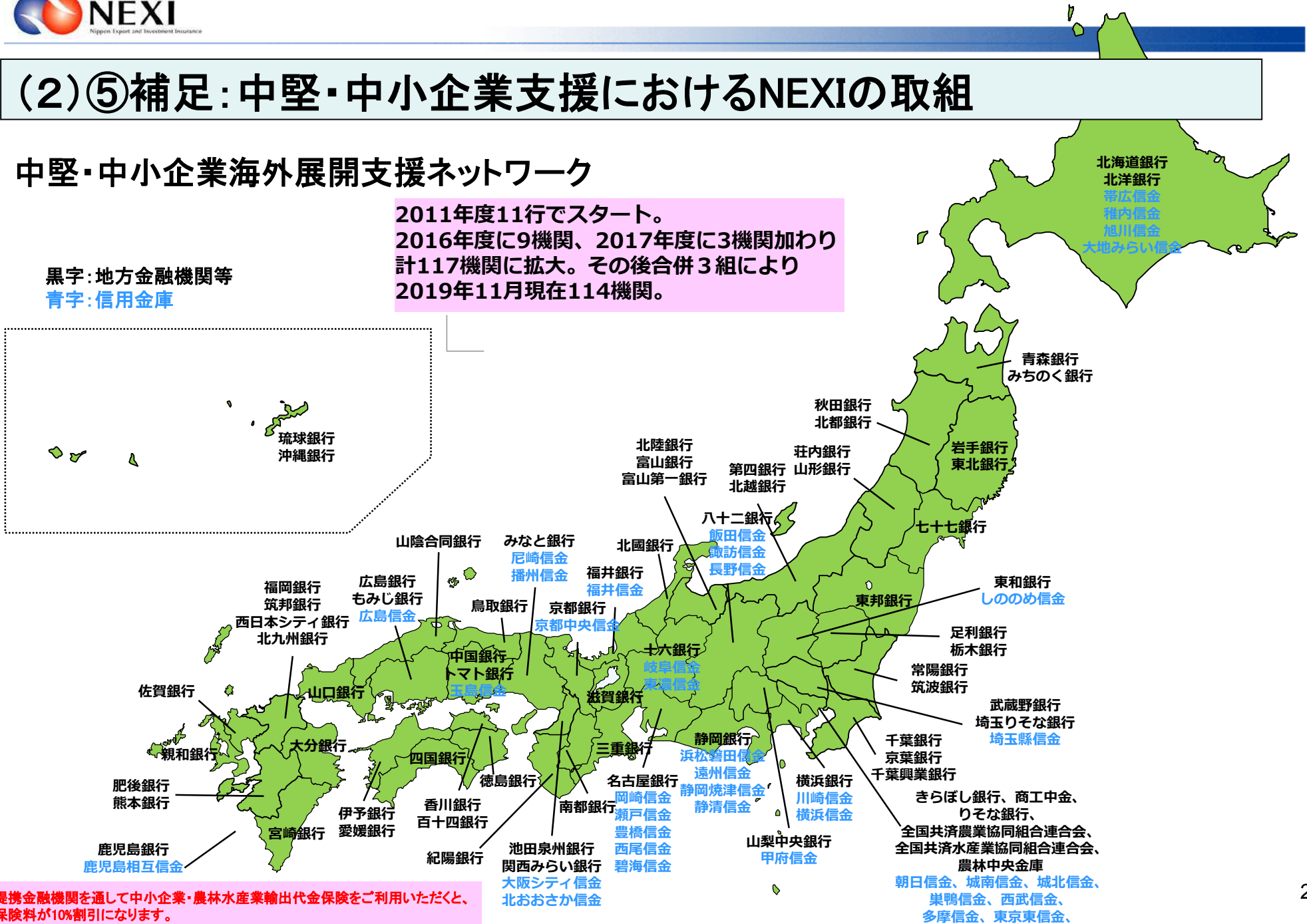
最新のリスクマップはこちら
<https://www.nexi.go.jp/sme/img/rskmap.pdf>

(2)⑤補足：中堅・中小企業支援におけるNEXIの取組

中堅・中小企業海外展開支援ネットワーク

黒字：地方金融機関等
青字：信用金庫

2011年度11行でスタート。
2016年度に9機関、2017年度に3機関加わり
計117機関に拡大。その後合併3組により
2019年11月現在114機関。



提携金融機関を通して中小企業・農林水産業輸出代金保険をご利用いただくと、保険料が10%割引になります。

(3) 保険申込手続等について

➤ 一般的な手続きフロー



(3)①Webサービス

- 2015年11月より新規申込み等に関するWebサービスを開始致しました。
- 貿易一般保険(個別保険)、中小企業・農林水産業輸出代金保険は、従来の紙様式での新規申込は廃止し、原則Webサービスからのお手続きのみとなりました(Webサービスで手続きができないものを除く)。
- お取引に関するエビデンスとなる輸出契約書等については、申込時に提出不要になりますが、事故発生・保険金請求時には必要となりますので、保管をお願いします。

【受付時間】

平日8:00~20:00

※上記時間以外はWebからお手続きいただけません。

※20時までにお申込みが完了したものは当日の受理扱いとなります。

※紙申請の受付窓口は9:00~15:30です。

(3) ①Webサービス

➤ Webの対象とならない申込み(貿易一般保険(個別保険))

(以下の①～⑤はすべて紙様式でのお申し込みとなります。)

| 項目 | 内容 |
|---|--|
| ①特定国向け取引 | 以下の国は、紙申請となります。 キューバ:すべて イラン:前受金100%以外 イラク:現地引渡の契約 ※新規申込/内容変更時とも共通です。 |
| ②一部の内容変更・訂正承認 ※内容変更、訂正承認申請とも任意のお手続きです。 ・内容変更: 保険契約締結後、輸出契約等の内容を変更した結果として、保険契約の内容を変更する手続 ・訂正承認: 保険契約申込時等において、内容を誤って申請してしまった場合等に、誤りを修正する手続 | 以下の条件に当てはまる内容変更手続きは紙様式でのお手続きとなります。 ①新規申込を紙申請で行ったものは内容変更も紙様式 ②新規申込をWeb、かつ紙申請で内変実績があるものは紙様式 訂正内変のお手続きは全て紙様式でお申し込み下さい。 |
| ③包括保険(鋼材)の上乗せ ※日本鉄鋼連盟、特殊鋼倶楽部、線材製品協会向けオプションです。 | 貿易一般保険 包括保険(鋼材)の上乗せについて、貿易一般保険(個別保険)を申し込む場合は紙様式となります。 |
| ④債権譲渡、質権設定 | 紙様式のみとなります。 |
| ⑤その他 | ・保険契約者、被保険者、保険金受取人が異なる場合・決済方法に複数回マイルストーンペイメントやスケジュールペイメントを含む取引 ・連帯債務契約 ・ストックセールスや本邦企業の海外支店による取引 |

(3) ①Webサービス

➤ Webの対象とならない申込み(中小企業・農林水産業輸出代金保険)

(以下の①～⑦はすべて紙様式でのお申し込みとなります。)

| 項目 | 内容 |
|--------------------------------------|---|
| ①特定国向け取引 | キューバ:すべて イラン:すべて イラク:現地引渡を支払条件と定めている取引 |
| ②内容変更・訂正内変 ※内容変更、訂正内変とも任意のお手続きです。 | ・内容変更: 保険契約締結後、輸出契約等の内容を変更した結果として、保険契約の内容を変更する手続 ・訂正内変: 保険契約申込時等において、内容を誤って申請してしまった場合等に、誤りを修正する手続 |
| ③複数枝案件 | 複数の通貨で決済される案件や、複数の仕向国が存在する案件等については、案件を分割してお申込みいただきます。 ※分割したものを枝と表現いたします。 |
| ④リテンション | 2016年3月の制度改正以降、中小企業・農林水産業輸出代金保険においてもリテンションを含む案件が引受可能になりました。 ※機械の据え付け等において、輸出者等の責任が完全に履行されたことが確認されるまでの間、代金・対価の支払いの一部を留保することがあり、この留保部分のことを「リテンション」といいます。 |
| ⑤質権設定・債権譲渡 | 保険の目的や保険金請求権について、質権設定や債権譲渡を行う場合 |
| ⑥保険関係者が複数存在する | 保険契約者、被保険者、保険金受取人が異なる場合 |

(3) ① Webサービス

➤ Webサービスから利用できる手続き




株式会社日本貿易保険 ユーザーページ - Internet Explorer

https://sikouweb-... 株式会社日本貿易保険 ユー...

ファイル(F) 編集(E) 表示(V) お気に入り(A) ツール(T) ヘルプ(H)

保険利用人名: Webサービス試行環境確認用(企業) ユーザーID: 800000000000 保険利用者コード: 800000000 ログアウト

株式会社 日本貿易保険

画面印刷 | マニュアル | お問い合わせ

ユーザーページ: Webサービス試行環境確認用(企業)様 最終ログイン日時: 2017/11/09 08:50:25

お知らせ 掲載中のお知らせ一覧

2018年海外商社名簿更新に伴うスリーピング処理について (2017/10/02)

貿易一般保険(個別)中小企業・農林水産業輸出代金保険の申込期間等の変更について (2017/01/31)

- Web申込状況一覧照会 ... 現在お手続中の場合、まごころにて状況をご確認いただけます。
- 海外商社登録等のお手続き
- 保険申込み・変更のお手続き
 - 貿易一般保険(個別)
 - 設備財包括保険
 - 消費財包括保険
 - 企業総合保険
 - 簡易通知型包括保険
 - 中小企業・農林水産業輸出代金保険
- 個別保証枠のお手続き
 - 個別保証枠確認申込み
 - 決済/枠戻通知
- 企業総合保険特約のお手続き
- 事故に関するお手続き
- 保険料試算(詳細版)
 - 貿易一般保険
 - 貿易代金貸付保険
 - その他の保険
- 各種情報照会
 - 海外商社情報
 - 保険契約情報
 - 事故情報
 - 回収情報
- 保険利用者情報・ユーザー管理
 - パスワード変更
 - Webユーザー情報照会
 - 口座情報照会
 - 保険利用者情報照会
- 管理項目
 - Webユーザー(管理者)情報変更
 - Webユーザー(申込者)情報照会・追加・変更
 - 口座情報照会・登録・変更
 - 保険利用者情報照会・変更
 - アクセス履歴出力

(3) ① Webサービス

➤ Webサービスから利用できる手続き

① Web申込状況一覧照会

※Webで申込みした手続きや途中保存した手続きで、手続き完了後2年経過前のものが表示されます。

② 新規バイヤー登録、登録済みバイヤー情報の変更等

※バイヤー登録についてのご質問は、本店審査部与信管理グループ
(03-3512-7684、buyer-tokyo@nexi.go.jp)までお願いします。

③ 保険の申込み、内容変更通知

④ 個別保証枠の取得及び決済通知

⑤ 船積後の事故通知(損失等発生通知、入金通知など/買入・中小のみ)

⑥ 各保険種毎の保険料試算(詳細版)

⑦ バイヤー登録の有無や格付けの照会、自社の保険情報データのダウンロード等

⑧ Webサービスを利用するためのパスワードの変更、Webユーザーの追加・変更、返還保険料を受け取る口座の登録等

Webサービスの操作方法は、以下のページの[Webサービス操作マニュアル](https://nexi.go.jp/webservice/use/index.html)をご参照下さい。

<https://nexi.go.jp/webservice/use/index.html>

(3)②個別保証枠

EE, EA, EM, EF格の取引先に対して船積後の信用危険を付保したい

→契約額と同額の個別保証枠が必要(*)



(*)個別保証枠が不足している場合、部分付保はできません。

【個別保証枠の残高の照会方法】

Webサービスのユーザーページ「海外商社登録等のお手続き」上でご確認いただけます。

| ■ 海外商社(バイヤー) 情報詳細 | | |
|-------------------|---|---|
| 国コード | 105 | |
| 国名 | 中華人民共和国 CHINA | |
| バイヤーコード | 000548 - 0 | |
| 海外商社名 | CHINA COMMUNICATIONS IMPORT & EXPORT CO. LTD. | |
| 格付変更履歴 | 新 | EF |
| | 旧 | |
| 格付変更事由 | | |
| 格付変更効力発生日 | 2018-03-02 | |
| 個別保証枠残高 ※ | 50,000,000円 | |
| 最新審査における採用決算期 | --- | |
| 住所 | 00 | 6/F, CHINA MERCHANTS TOWER NO.118 JIANGUO RD. CHAOYANG DIST. BEIJING 100022 |

※個別保証枠残高は、ご照会時点の金額となります。申込時点では、変動している可能性があります。
 個別保証枠のお手続きに関する問い合わせは、[こちら](#)へお願いします。

(3)②個別保証枠

個別保証枠の残高が足りない場合

①決済通知を行う。

保険申込時または事前に個別保証枠確認を行った取引について代金決済が行われた場合は、Webサービスから「決済通知」を行うことにより、すぐに枠を戻すこともできます。

NEXIにおいて自動的に個別保証枠を戻すのは、保険証券記載の決済予定日の約1.5ヶ月後です。

② NEXIお客様総合支援グループに増枠の相談をする。

他の保険のために割り当てられている枠の有無や、そちらの使用状況を調査いたします。

調査の結果、可能であれば、他の保険のために割り当てられている枠を個別保証枠に移動いたします。

③格付変更の申請を行う。

最新の信用調書や財務データに基づき、信用状態の審査を行います。

ただし、格付変更の申請をされても、必ずしも与信枠が増えるとは限りません。

財務状況等により、与信枠が変わらない、あるいは減少することもありますので、ご了承下さい。

※輸出契約金額の一部だけを付保することは出来ません(個別保証枠不足による一部付保も不可)。

※個別保証枠と保険申込時の換算レート(外貨建て取引の場合)

・個別保証枠：申請日前月25日のTTBLレート

・保険申込時：輸出契約締結日のTTBLレート

※何らかの事情で個別保証枠を使わなくなった場合は、Webサービスより枠戻通知をお願いいたします。

(3) ③ 保険料試算

<取引事例>

機械メーカーA社は、アメリカの電子デバイスメーカーB社へ自社製造の機械設備を輸出する契約を20XX年4月1日に締結した。

契約金額は1,000万円で前受金は無く、決済条件は「100% D/A 60 Days After B/L Date」である。

B社とは初めての取引となるため、取引リスクを考えて、貿易一般保険(個別)を申し込むことにした。

B社については既にNEXIへのバイヤー登録も完了しており、B社の格付はEF格である。

船積予定日は20XX年5月15日を予定しており、A社は同年4月16日に保険を申し込もうと考えている。

<入力事項例>

上記の取引事例に基づき、保険料試算に必要な入力事項を以下に記載しています。

| | |
|---------|---|
| 【てん補範囲】 | 総合 |
| 【貨物】 | 機械設備 |
| 【貨物仕向国】 | アメリカ(304) |
| 【支払人】 | 国:アメリカ(304) バイヤー格付:EF格 お客様と支払人との本支店・親子関係:無し |
| 【付保率】 | 船積前:非常(95%)・信用(80%) 船積後:非常(97.5%)・信用(90%) |
| 【保険価額】 | ¥10,000,000 |
| 【船積前期間】 | 30日 |
| 【決済方法】 | D/A 60 Days After B/L Date |

(3) ③ 保険料試算



The screenshot shows the NEXI website interface. At the top, there is a navigation bar with 'HOME', '貿易保険とは', '保険商品', '国・地域ごとの引受方針', '保険手続きのステップ', and 'NEXIについて'. A search bar and 'お問い合わせ' button are also present. On the right, there are 'Webサービス' and 'ログイン' buttons. The main content area is divided into three columns:

- 貿易保険をご検討中の方 (For those considering trade insurance):** Includes links for '貿易保険とは？', '保険商品', '保険料の目安', '保険金支払事例紹介', and '貿易保険の流れ'.
- 貿易保険のお手続 (Trade Insurance Procedures):** Includes links for '保険手続きのステップ', '事前手続', '保険申込', '契約内容変更', '事故手続', and '回収手続'.
- お役立ちコンテンツ (Helpful Content):** Includes '保険料試算シミュレーション' (highlighted in red with a yellow arrow labeled 'クリック'), '国・地域ごとの引受方針', '商品/パンフ/重要事項説明書', '貿易保険規程集', '用語集', '申請様式ダウンロード', and 'よくある質問'.

At the bottom, there are sections for 'トピックス' (Topics) and '重要なお知らせ' (Important Notice).

(3) ③ 保険料試算

メニュー 閉じる
画面印刷 終了



【保険料試算を行う保険種別を選択して下さい】

| | 2年未満 | | 2年以上 | |
|----------|--|-----------------------------------|--------------------------------|----------------|
| | 個別 | 包括 | 個別 | 包括 |
| 貿易一般保険 | <div style="border: 2px solid red; padding: 2px;">輸出契約等</div> 技術提供契約等 ライセンス保険 | 設備財 技術提供契約等 消費財（鋼材） 企業総合 | 輸出契約等 技術提供契約等 | 設備財 技術提供契約等 |
| 貿易代金貸付保険 | 2年未満個別 | 2年未満包括 | 2年以上個別 | 2年以上包括 |
| その他の保険 | 簡易通知型包括保険 <div style="border: 2px solid red; padding: 2px;">中小企業・農林水産業輸出代金保険</div> 限度額設定型貿易保険 輸出手形保険 | | 前払輸入保険 海外投資保険 海外事業資金貸付保険 | |

(3) ③ 保険料試算

[メニュー](#) [戻る](#)

WEB保険料試算サービス

[画面印刷](#) [終了](#)


貿易一般保険 (2年未満) 個別／輸出契約等

国・地域ごとの引受方針

保険料試算

必須項目を入力し、保険料試算ボタンをクリックして下さい。
 ※項目名をクリックすると項目説明が表示されます。

【試算条件】

「引受方針」確認のお願い

本試算プログラムでは、各国の引受条件によらず概算保険料を算出します。
 引受を停止している国や、契約金額、決済方法等に条件がある場合がありますので、
 詳細は、上記の「国・地域ごとの引受方針」をご参照ください。

| | | | | | | | |
|---|-----|---------------------------------------|--------|-------------------------------------|-------------|--|--------|
| てん補範囲 (引受メニュー) | | <input checked="" type="radio"/> 総合 | | <input type="radio"/> 非常のみ | | <input type="radio"/> 船後信用てん補しない | |
| 貨物 | | <input checked="" type="radio"/> 機器 | | <input type="radio"/> 役務 | | | |
| 仕向国 | 304 | 選択 | 支払国 | 304 | 選択 | 保証国 | |
| I L C付の有無 | | <input type="radio"/> 有 | | <input checked="" type="radio"/> 無 | | | |
| 支払人の格付 | | <input type="radio"/> G格/EE格 | | <input type="radio"/> EA格 | | <input checked="" type="radio"/> EF格/EM格 | |
| 支払人と被保険者との関係 | | <input type="checkbox"/> 本支店等 | | | | | |
| 仕向船後信用てん補 | | <input type="checkbox"/> てん補する | | | | | |
| 消費財上乘せてん補 | | <input type="checkbox"/> てん補する | | | | | |
| 付保率 | 船積前 | 非常 | 95.0 % | 信用 | 80.0 % | 船積後 | 非常 |
| | | | | | | | 97.5 % |
| | | | | | | | 信用 |
| | | | | | | | 90.0 % |
| 保険価額 | 船積前 | 10,000,000円 | | 船積後 | 10,000,000円 | | |
| | | <input checked="" type="radio"/> 期間入力 | | <input type="radio"/> 船積前日付・船積後期間入力 | | <input type="radio"/> 日付入力 | |
| ※期間入力又は船積前日付・船積後期間入力又は各日付のいずれかを入力して下さい。 | | | | | | | |

(3) ③ 保険料試算



貿易一般保険 (2年未満) 個別/輸出契約等

国・地域ごとの引受方針

保険料試算

必須項目を入力し、保険料試算ボタンをクリックして下さい。
 ※項目名をクリックすると項目説明が表示されます。

| | | | | |
|--------------|---|---|----------------------|----------------|
| 貨物 | | <input checked="" type="radio"/> 機器 <input type="radio"/> 役務 | | |
| 仕向国 | 304 選択 | 支払国 | 304 選択 | |
| 保証国 | | 選択 | | |
| ILC付の有無 | <input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 | | | |
| 支払人の格付 | <input type="radio"/> G格/EE格 <input type="radio"/> EA格 <input checked="" type="radio"/> EF格/EM格 <input type="radio"/> EC格 <input type="radio"/> ER格/PN格 <input type="radio"/> PU格 | | | |
| 支払人と被保険者との関係 | <input type="checkbox"/> 本支店等 | | | |
| EF格船後信用てん補 | <input type="checkbox"/> てん補する | | | |
| 消費財上乘せてん補 | <input type="checkbox"/> てん補する | | | |
| 付保率 | 船積前 | 非常 | 95.0 % | |
| 信用 | 80.0 % | 船積後 | 非常 | |
| 97.5 % | 信用 | 90.0 % | | |
| 保険価額 | 船積前 | 10,000,000円 | 船積後 | |
| | | 10,000,000円 | | |
| 保険料計算期間 | <input checked="" type="radio"/> 期間入力 <input type="radio"/> 船積前日付・船積後期間入力 <input type="radio"/> 日付入力 ※期間入力又は船積前日付・船積後期間入力又は各日付のいずれかを入力して下さい。 | | | |
| | 船積前期間 (対価確認前) | 30 <input checked="" type="radio"/> 日 <input type="radio"/> 月 <input type="radio"/> 年 | 保険契約締結予定日 | 2017 / 04 / 16 |
| | 船積後期間 (対価確認後) | 60 <input checked="" type="radio"/> 日 <input type="radio"/> 月 <input type="radio"/> 年 | L/S予定日 (最後の対価確認日) | |
| | | | 最初の対価確認日 | |
| | | | 最終決済予定日 | |
| 企業総合 | 保険成績調整係数 | | 限度額割増係数 | |

(3) ③ 保険料試算

メニュー 戻る
WEB保険料試算サービス
画面印刷 終了



貿易一般保険（2年未満）個別／輸出契約等

国・地域ごとの引受方針

保険料試算

必須項目を入力し、保険料試算ボタンをクリックして下さい。
 ※項目名をクリックすると項目説明が表示されます。

【保険料】

試算結果

| | 船積前保険料 | 船積後保険料 | 総保険料 |
|----|--------|---------|---------|
| 合計 | 4,000円 | 92,100円 | 96,100円 |

(注) 総保険料が10,000円未満の場合は、最低保険料の10,000円となります。

(注) 試算中のお取引がお申込み可能か、「引受態度」および「国・地域ごとの引受方針」を必ずご確認ください。

【保険料計算式】

保険料計算式

| | |
|--|-----------|
| $(a \times \text{船積前保険料計算期間} + b) \times \text{非常付保率 (実数)} \times \text{商品係数} \times \text{消費財上乗せてん補割引係数}$ | 船積前非常保険料率 |
| $(0.000023 \times 30 + 0.009) \times 0.95 \times 3.2 \times 1.0$ | 0.029% |
| $0.000138 \times \text{船積前保険料計算期間} \times \text{信用付保率 (実数)} \times \text{商品係数} \times \text{消費財上乗せてん補割引係数}$ | 船積前信用保険料率 |
| $0.000138 \times 30 \times 0.8 \times 3.2 \times 1.0$ | 0.011% |
| $(a \times \text{船積後保険料計算期間} + b) \times \text{非常付保率 (実数)} \times \text{商品係数} \times \text{知的財産割増引係数} \times \text{消費財上乗せてん補割引係数}$ | 船積後非常保険料率 |
| $(0.000149 \times 60 + 0.003) \times 0.975 \times 3.2 \times 1.0 \times 1.0$ | 0.037% |
| $(a \times \text{船積後保険料計算期間} + b) \times \text{信用付保率 (実数)} \times \text{商品係数} \times \text{知的財産割増引係数} \times \text{消費財上乗せてん補割引係数}$ | 船積後信用保険料率 |
| $(0.003282 \times 74 + 0.064) \times 0.9 \times 3.2 \times 1.0 \times 1.0$ | 0.884% |

(3)④告知事項

告知方法

保険契約申込時において、告知事項を確認してください。

告知事項に該当する場合は、**保険申込書の告知事項欄にチェックを入れて報告**

告知事項

- ① 輸出契約等の相手方との間で決済期限が到来する債権について、決済期限に決済が予定通り行われず、**45日以上**の遅延が発生し、**現時点において解消されていないこと**
- ② 輸出契約等の相手方又は代金等の支払人が、**操業停止状態にある**、又は**破産その他これに準ずる事由の準備段階にあること**を知ったこと
- ③ その他、損失を受けるおそれのある重要な事実のあることを知ったこと
(債務超過、私的整理、他の債権者による差し押さえ、等)

記入内容が事実と相違した場合や告知内容に漏れがあった場合は、
保険契約を解除される場合があります

非常危険のみ付保の場合など、告知が不要であるケースがあります。
不明な場合は申込み前にNEXIにご相談下さい。

(3) ④ 告知事項

1 申込内容の入力
2 申込内容の確認
3 重要事項の説明等
申込完了

重要事項説明の確認について

- ・重要事項説明書では、保険金がお支払いできない場合や保険契約上、お客様に実施いただく必要がある事項等の重要な事項をご確認ください。
- ・保険契約のお申込みにあたっては、必ず次の重要事項説明書をご確認ください。
- 📄重要事項説明書
- ・重要事項説明書の内容のご確認およびご了解がいただけない場合は、Web申込みができませんのでお客様相談窓口へお問い合わせください。
- ・重要事項説明書の内容について確認し、ご了解いただける場合は、以下のチェックボックスにチェックをして「告知事項の確認について」にお進みください。

重要事項説明の内容を確認し了解しました。

告知事項の確認について

- ・保険契約のお申込みにあたっては、損失を受けるおそれのある重要な事項(告知事項)の告知が必要です。
- ・次の告知事項に該当する場合は、Web申込みができませんのでお客様相談窓口へお問い合わせください。
- ① 輸出契約等の相手方との間で決済期限が到来する債権について、決済期限に決済が予定どおり行われず、4日以上遅滞が発生し、現時点において解消されていない場合
- ② 輸出契約等の相手方または代金等の支払人が、操業停止状態にある、または破産その他これに準ずる事由の準備段階にあることを知った場合
- ③ その他、損失を受けるおそれのある重要な事実のあることを知った場合
- ・なお、告知事項を故意または過失によって告げず、または事実でないことを告げたときは、保険契約を解除する場合があります。
- ・告知事項に該当する事実がないことを確認された場合は、以下のチェックボックスにチェックして「贈賄行為にかかわっていないことの誓約について」にお進みください。

告知事項に該当する事実がないこと、または、非常危険のみの申込みのため、告知が不要であることを確認しました。

贈賄行為にかかわっていないことの誓約について

- ・保険契約のお申込みにあたっては、贈賄行為にかかわっていないことおよび今後ともかわらないことについての誓約が必要です。
- ・次の事項について誓約できない場合は申込みができません。
- 申込みしようとする会社ならびに会社役員、従業員および代理人が、本件に関して不正競争防止法(平成6年法律第47号)に違反する贈賄行為にかかわっていないこと、および今後ともかわらないこと、また、会社ならびに会社役員、従業員および代理人が、不正競争防止法の贈賄に関する規定に違反した罪により起訴されていないこと、および過去5年間に有罪判決を受けていないこと。
- ・贈賄行為にかかわっていないことを誓約できる場合は、以下のチェックボックスにチェックしてください。

贈賄行為に関する事項について誓約します。

上記3つのチェックボックスにチェックし、「申込み」ボタンを押してください。

戻る
申込み

内容確認したら...

クリック

告知事項がなければ...

クリック

誓約できる場合は...

クリック

クリック

(3)⑤輸出契約等の内容変更

保険契約の変更を希望する場合には、内容変更等通知期限までにNEXIに内容変更を通知することで保険契約の変更を行うことができます。

個別保険、中小企業・農林水産業輸出代金保険においては、内容変更等の通知は任意です。
内容変更等の通知を行わなかった場合、保険の対象は当初の保険契約内容となります。

【輸出契約等の重大な内容変更とは】

- ・表示通貨の変更
- ・船積期日の延期(証券記載の期日から3ヶ月を超えるもの)
- ・決済方法・条件の変更
- ・代金等の額の増加(10%以上のもの)
- ・契約相手方、支払人、保証人の変更
- ・仕向国、支払国、保証国の変更 等

←これらの項目は、特に保険のカバーに関連しています。
保険でのカバーを希望する場合は、内容変更等の通知を行ってください。
内容変更等の通知がされないとカバーされない場合があります。

例1) ユーザンスを延長した場合、通知を行わないと当初の保険証券上の決済期限の後で発生した事由は保険の対象となりません。

例2) 船積期日が3ヶ月を超えて延長された場合、通知を行わないと保険の対象となりません。

「重大な内容変更」に該当する場合であって、内容変更後の輸出契約等がNEXIの定める引受基準に合致しない(基準外案件)場合は、通知前に予めNEXIの承認が必要です。

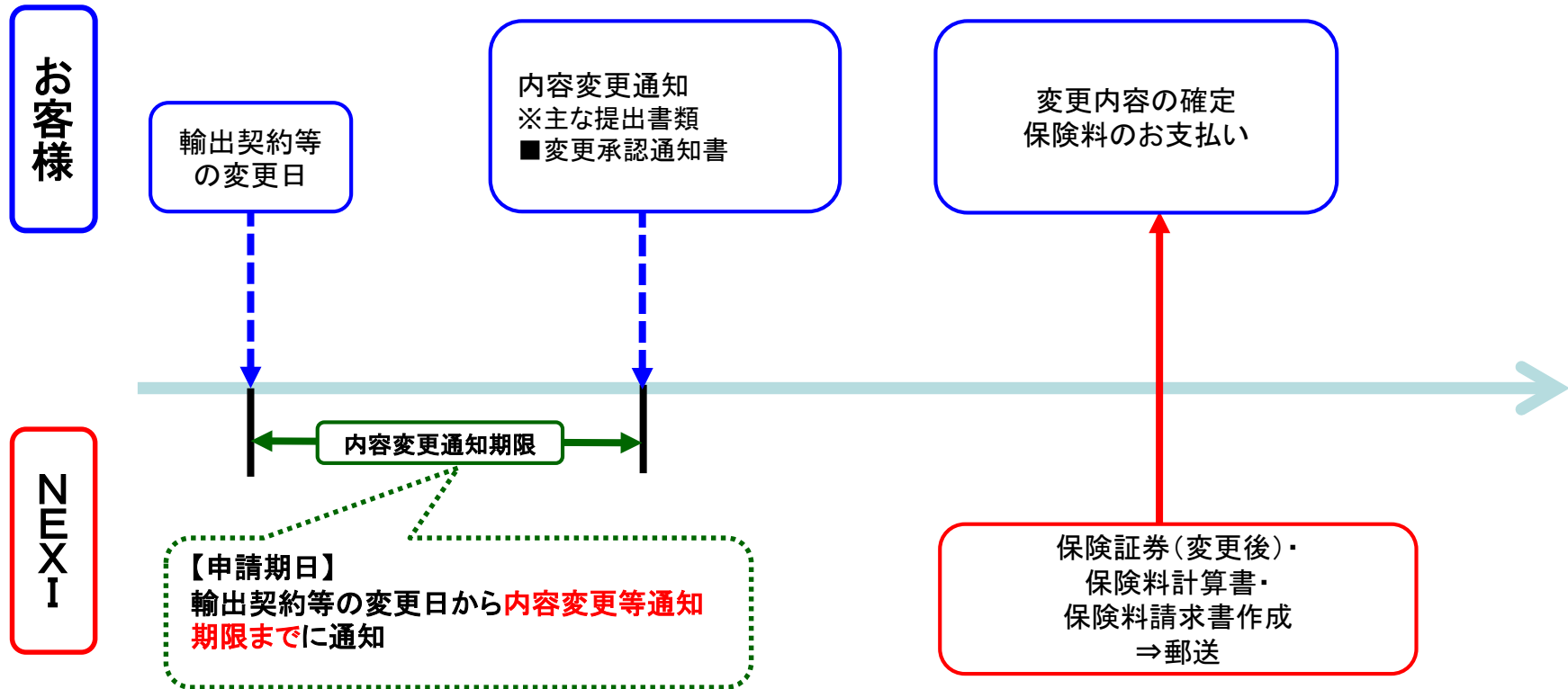
(3)⑤輸出契約等の内容変更

内容変更等通知期限

保険契約の変更手続きの期限は保険証券上に記載の内容変更等通知期限までをお願いいたします。
 内容変更等通知期限は、保険契約単位で以下の通り設定されています。

| 最終決済予定日に係る決済方法 | 内容変更等通知期限 |
|--|----------------------------------|
| 船積実行日をユーザンスの起算点とする決済 | 最終船積予定日に3月を加えた日に当該ユーザンス日数を加えた日 |
| マイルストーンペイメント(貨物) | 最終決済予定日に3月を加えた日 |
| リテンション | 最終決済予定日に6月を加えた日 |
| マイルストーンペイメント(役務) 対価確認日をユーザンスの起算点とする決済 | 最終対価確認予定日に6月を加えた日に当該ユーザンス日数を加えた日 |
| 上記以外 | 最終決済予定日 |

(3)⑤輸出契約等の内容変更



- ◆ 通知期限を過ぎてしまった内容変更等通知については、**原則お引受けいたしません。**
- ◆ ただし、理由書を付して**事前承認申請書**をご提出いただければ、内容によっては内容変更ができる場合もございます。
- ◆ 審査の結果、承諾された場合には、延長分の保険料は追徴いたしますが**通知までの期間は免責**となりますのでご了承ください。

(4) 留意事項①輸出契約書の主要事項～保険引受の観点から、定めていただきたい事項～

【メールのみは不可。輸出者・相手方**両者のサイン**（＝**両者合意が確認出来ること**）を確認します。】

| | |
|--|---|
| ① 輸出者等の名称及び住所 | |
| ② 相手方の名称及び住所 | |
| ③ 相手方と代金支払人が異なる場合は、当該支払人の名称及び住所 (契約書において支払人の意思確認が可能であること) | |
| ④ 輸出契約締結日 | 契約書の日付とサイン日のいずれか遅い日を合意日と看做するのが一般的。NEXIの貿易保険には申込みの期限があり、保険の種類によっては輸出契約締結日を起算として「〇日以内」との期限を設けているものがある。契約日のない契約書は不可。 |
| ⑤ 最終仕向国 例 China | |
| ⑥ 契約金額及び受け渡し条件 | “何”を、“いくら”で、“どれだけ” 契約する のかを書面 で合意するのは取引の重要事項。 |
| ⑦ 貨物の名称 | |
| ⑧ 船積時期 例 January to March, 2018 | 貿易保険上、保険責任期間設定に必要。納期認識の違いが不払いの原因になることがある。書面で合意しておくことにより、トラブルを回避出来る。 |
| ⑨ 代金の決済時期及び決済方法 例 D/A 30 days after B/L date | 貿易保険上、船積後の保険責任期間設定に必要。期日が算定出来ない契約は、保険事故となる“不払い”の期日が決まらない。また、一般的に、支払期日を明確にしておかないと、相手側は自分に有利な期日で解釈する。 |
| * 参考その他事項(可能な限り) | 取引に必要な承認や許認可取得、トラブル発生時の仲裁条項、不可抗力な事態が発生した場合の取極め、当該取引独特の確認事項など。 |

(4) 留意事項②お申込頂けないケース

バイヤー:EA格
 仕向国・支払国:イタリア(Aカテ)
 契約金額: 10,000,000円
 決済条件: D/A 30days after B/L date
 契約締結日:2018年9月3日
 船積時期:**2018年10月4日**
 保険申込日:**2018年10月12日** ❌

※船前+船後、非常+信用にてお申し込みの場合

保険申込期日を超えての
 申込みはできません。
 (船積日を含む5営業日以内にお申込下さい。)

| 10 | | | | | | |
|----|---|---|----|----|----|----|
| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 |

5営業日目

バイヤー:EF格
 仕向国・支払国:中国(Cカテ)
 契約金額:**15,000,000円** ❌
 決済条件: T/T90days after B/L date
 契約締結日: 2018年6月7日
 船積時期:2018年6月30日
 個別保証枠残額:**8,000,000円**

個別保証枠残額を超える
 契約金額の申込みはできません。
 (契約額と同額の個別保証枠が必要です。)

(5) 主な免責事項(保険金をお支払いできない場合)

- ① お客様の故意又は重大な過失により生じた損失
- ② 貨物の滅失・き損・だ捕、その他貨物について生じた損失
- ③ 輸出契約等に関してお客様による法令違反があった場合において生じた損失
- ④ 保険責任の開始日前にてん補事由が生じたときの当該事由による損失
- ⑤ お客様の告知義務違反により日本貿易保険が解除した保険契約における損失
- ⑥ お客様と輸出契約等の相手方が次のいずれかに該当する場合における信用危険に対する損失
 - お客様の本店又は支店
 - お客様と特定の資本関係があるバイヤー、子会社、兄弟会社など
 - お客様と特定の人的関係がバイヤー
- ⑦ お客様が、当該約款に基づく保険関係について、日本貿易保険の承認を受けずに保険の目的を譲渡(譲渡担保の設定を含む)した場合には、譲渡された当該保険の目的にかかる損失

(6) Q&A①

Question①

1 契約の中に、「日本からの輸出貨物（本邦貨物）」と「仲介貨物」、「技術等の提供（役務）」が混在している場合、保険は利用できますか？

Answer①

利用できます。その場合は、「本邦貨物代金」「仲介貨物代金」「役務代金」を比較して、金額が一番大きいものでお申込いただきます。

<例>

「本邦貨物」が一番大きい場合→「輸出契約」とみなします。

(6) Q&A②

Question②

船積みを複数回に分割して行うのですが、その場合の保険申込みはどうなりますか？

Answer②

保険申込は、原則初回の船積みまでとなります。申込書のL/Sは最終船積日を記入して下さい。

なお、輸出等の契約書上、各船積日及び船積金額が定められている場合は、保険申込は1件として、各船積ごとに枝分けをすることも可能です。

(6) Q&A③

Question③

付保以降の手続きとして、増額の場合の注意点、
また減額の場合はどのようにしたらよいのか教えてください。

Answer③

増額及び減額については、内容変更手続きは任意です。

なお、増額分の内容変更手続きをしない場合は、増額分は保険対象外となりますので、ご注意ください。

また、減額の場合、手続きをされても、返還保険料(既収保険料との差額精算)が貿易一般保険(個別)は10万円、中小企業・農林水産業輸出代金保険は3万円未満の場合は返還されませんので、予めご了承下さい。

。

(6) Q&A④

Question④

輸出契約締結日について教えてください。

Answer④

シッパーとバイヤーが輸出契約を締結した日を指します。

<例>

- ・ 契約書上のサイン日付けが複数存在する場合→当事者のどちらかが後にサインした日。
- ・ シッパーの片サインの契約書に対し、取消不能信用状(ILC)が開設された場合→ILC受領日

※ 輸出契約締結日について確認が必要な場合、NEXIにご相談ください。

(6) Q&A⑤

Question⑤

ILC決済ですが、申込み時点でILCが未入手です。
保険を申し込むことは可能ですか？

Answer⑤

- ・ ILC決済の場合、まず発行銀行又は確認銀行の格付が信用危険てん補可能な格付か、事前にNEXIに確認をお願いします。
- ・ 上記において信用危険てん補可能な格付であれば、バイヤー格付がE(EBを除く)、P、R格での場合、ILC取得前の損失は信用危険について免責である旨の「特約」をつけさせていただいた上で、船積後の信用危険(※P、R格については、船積前の信用危険も含む)についててん補させていただきます。
- ・ また、ILC発行銀行又は確認銀行の格付が信用危険てん補不可能な格付である場合でも、非常危険のみ、あるいは非常危険+船積前信用危険(ER、EBを除くE格)についててん補することが出来ます。

(6) Q&A⑥

Question⑥

貨物を中国から調達し、ブラジル向けに出しますが、付保できますか？仲介貿易契約（三国間貿易）への貿易保険利用は可能でしょうか？

Answer⑥

仲介貿易契約は貿易一般保険（個別保険）でお引き受け可能です。

（中小企業・農林水産業輸出代金保険では本邦からの出荷品のみが対象になりますので、仲介貿易契約の場合は保険をご利用できません。）

(6) Q&A⑦

Question⑦

バイヤーの格付を確認したいのですが、どのようにしたらよいですか？ また、バイヤーが登録されておらず格付が付与されていない場合はどのような手続きが必要ですか？
この手続きの所要期間と費用について教えてください。

Answer⑦

まず、バイヤーの登録の有無についてNEXIにお問い合わせください。登録がない場合は、Webサービスから海外商社登録(バイヤー登録)の申請を行って下さい。

バイヤー登録にあたっては、通常信用調査書の取得が必要になりますが、NEXIに調査書の取得をご依頼いただくことも可能です。調査書の取得を含めてバイヤー登録までには1ヶ月程度を要することもございますので、早めにお申し込みください。NEXIへご依頼いただく場合の料金については下記リンクをご確認ください。

【弊社ご案内ホームページ】

https://www.nexi.go.jp/procedure/consult/price_list.html

(6) Q&A⑧

Question⑧

バイヤー登録をしたら、付与された格付がEC格になっていましたが、保険の利用はできますか？

Answer⑧

船積後の信用危険についてはてん補できませんが、非常危険のみ又は非常危険+船積前の信用危険のてん補であれば保険をご利用いただけます。

また、ILCによる決済であれば、ILC発行銀行又は確認銀行の格付が適格であれば、船積後の信用危険までてん補することが可能です。ただし、ILC取得前に発生した損失については免責となります(Q&A⑥ご参照)

Memo

(7) 安全保障貿易管理と輸出規制

▶ 安全保障貿易管理とは

国際的な平和及び安全を維持するために、武器そのものの他、軍事的に転用される恐れのあるものが、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団等の恐れのある相手に渡らないよう、先進国を中心とした国際的な枠組みを作り、安全保障管理を行っています。

日本では、外国為替及び外国貿易法に基づき輸出貨物や技術の提供に対する規制が行われており、規制該当貨物等、懸念のある取引であるおそれのある場合には、事前に経済産業大臣の許可を取得する必要があります。

詳細は、経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 安全保障貿易審査課
(TEL:03-3501-2801)にご確認下さい。

(7) 安全保障貿易管理と輸出規制

➤ 貿易保険との関係

万が一、保険契約締結後に、対象貨物がキャッチオール規制によるインフォーム要件、もしくは客観要件に該当し、輸出許可の申請に対して不許可処分を受け貨物を輸出できなくなっても、下記所定の手続きがなされている場合には、輸出不能事故の対象となります。

※必要な手続きがなされていない場合は、保険契約を解除又は保険金をお支払いできないこともありますので、十分ご注意ください。

※通知様式が新しくなりました。

| | 保険申込前までに 該当した場合 | 保険契約締結以降に 該当した場合 |
|---------------------|-----------------------------|--------------------------------------|
| インフォーム要件もしくは客観要件に該当 | 保険申込みに際し、 <u>別紙様式</u> により通知 | 輸出許可申請をした日から1週間以内に <u>別紙様式</u> により通知 |

※「別紙様式」は「輸出貿易管理令別表第1の16の項に該当する貨物等に係る取扱いについて」の別紙様式をご利用ください。様式はNEXIウェブサイトよりダウンロードできます。

(参考)NEXI動画等

- 貿易保険の認知度の向上を図るため、ホームページに動画を掲載しています。4つのバージョンをご用意しておりますので、ぜひご覧下さい。



The image shows a sequence of steps on the NEXI website to access trade insurance videos:

- ①クリック**: A red circle highlights the "貿易保険とは" (What is Trade Insurance) link in the top navigation menu.
- ②画面をスクロールしてクリック**: A blue callout points to a red circle around a link that says "貿易保険がよくわかる！4つの動画をご用意いたしました。こちらをクリック！" (Trade insurance is easy to understand! We have prepared 4 videos for you. Click here!).

Below the second step, a row of five buttons is shown: "貿易保険とは？", "保険商品", "保険料の目安", "保険金支払事例紹介", and "貿易保険の流れ".

At the bottom of the page, a text box states: "実際に貿易保険のお手続きに進む方は、[こちらをクリック！](#)" (For those who actually want to proceed with trade insurance procedures, click here!).

お問い合わせ先

NEXIホームページ又は、以下の窓口までお問い合わせをお願いいたします。

(本店)営業第一部お客様相談窓口
TEL 0120-671-094(フリーダイヤル)
TEL 03-3512-7563

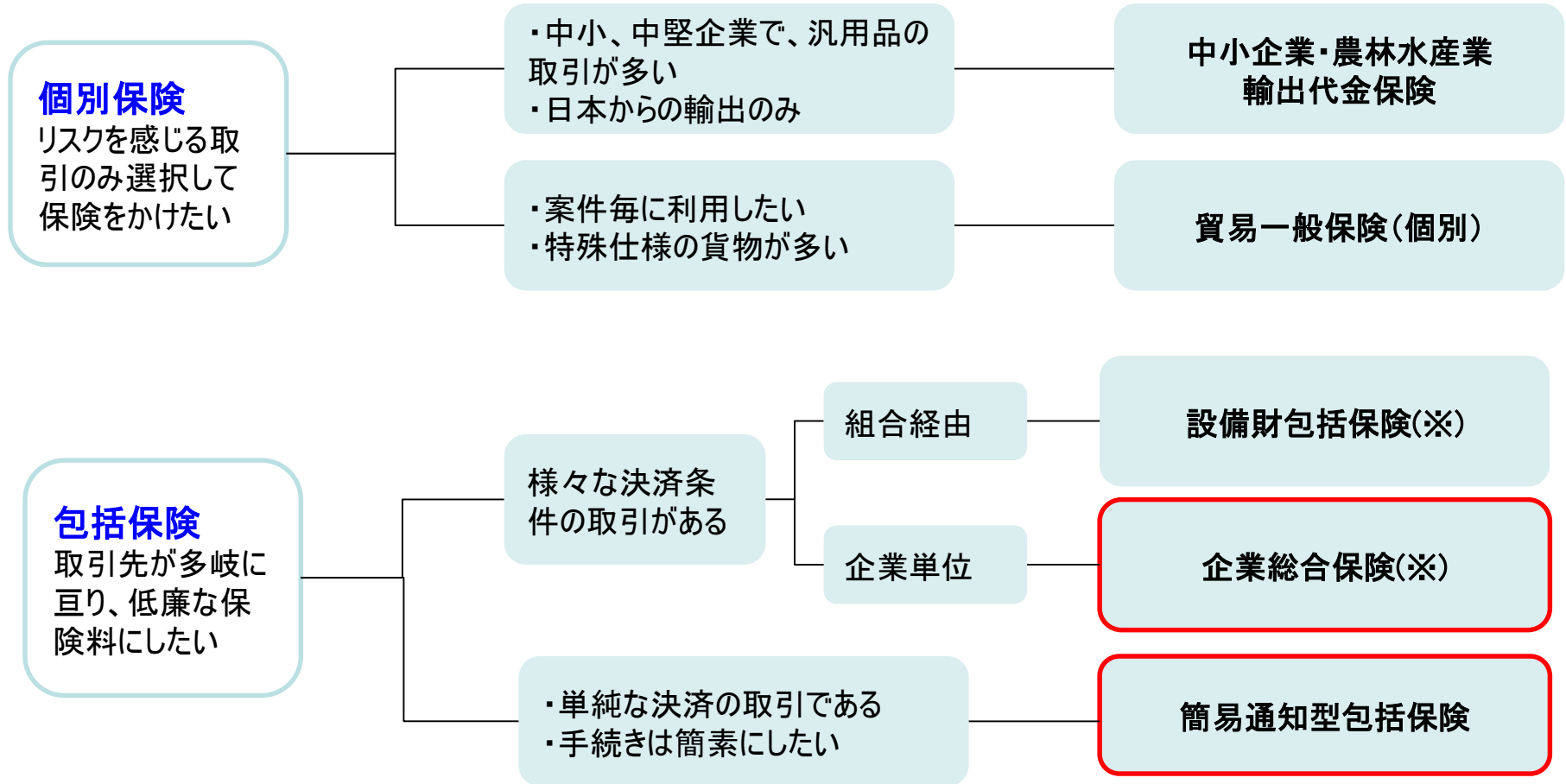
(大阪支店)営業グループ
TEL 0120-649-818(フリーダイヤル)
TEL 06-6233-4017

4. 貿易一般保険包括保険(企業総合保険)の概要

※簡易通知型包括保険を含む



貿易取引向けの様々な保険商品



(※)設備財包括保険と企業総合保険の主な相違点

- ・お手続き主体
- ・包括契約単位
- ・裾切金額(付保対象とする最低契約金額)
- ・100%仲介貿易契約オプション
- ・損害率に応じた保険料割引/割増制度
- ・EM/EF格バイヤーに係る船積後信用リスク(決済ユーザンス1年以内の場合)てん補オプション
- ・保険金支払限度額設定
- ・増加費用特約
- 等

貿易一般保険 包括保険 (企業総合保険)の概要

- (1) 企業総合保険の概要
- (2) 対象となる輸出契約等
- (3) てん補範囲と保険料
- (4) 保険責任期間と保険申込
- (5) 主な留意点
- (6) よくあるお問い合わせ

(1) 企業総合保険の概要

企業総合保険の概要

■幅広い取引先との継続的な取引を、包括的にリスクカバーしたいお客様向き

1. 特徴

- お客様とNEXIとの間で包括特約(年間基本契約)を締結
- 対象取引は、すべて保険申込義務あり
- バイヤー毎に保険金支払限度額を設定(船積後信用危険)
- 損害率に応じた割引/割増制度を適用(船積後信用危険)
- 個別保険と比較して、保険料が大幅に安い
- EF(,EM)格バイヤーに対し、決済ユーザンス最大1年まで引受可(⇔個別保険:180日)

企業総合保険の概要

2. 特約締結条件

- 輸出契約等に基づく貨物の輸出または販売の実績があること
- 将来継続的かつ反復的に貿易取引が見込めること
- 取引先バイヤーに極端な偏りが無いこと

3. 各種オプション

- 企業全体 or 部門(部・課等)単位 or 貨物(HSコード)単位
- 裾切金額(付保対象とする最低契約金額)を0~1,000万円の範囲で任意設定
- 100%仲介貿易契約(純粋な三国間貿易契約)の付保
- 自社の子会社等向け取引の付保除外
- 増加費用のてん補

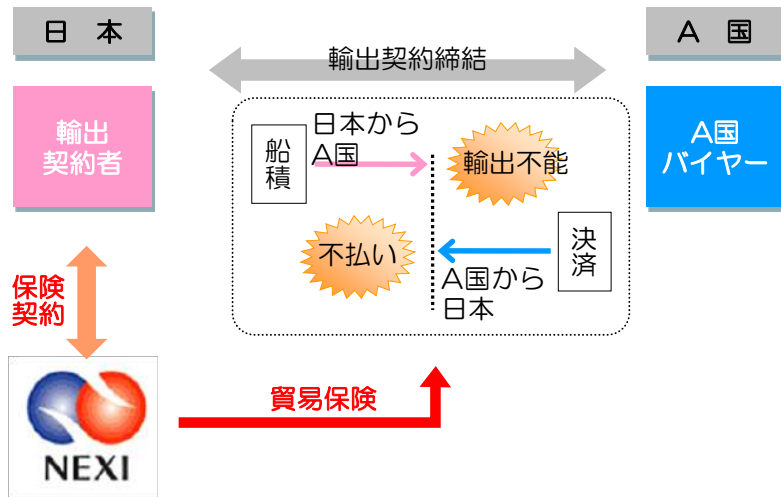
(2) 対象となる輸出契約等

対象となる輸出契約等

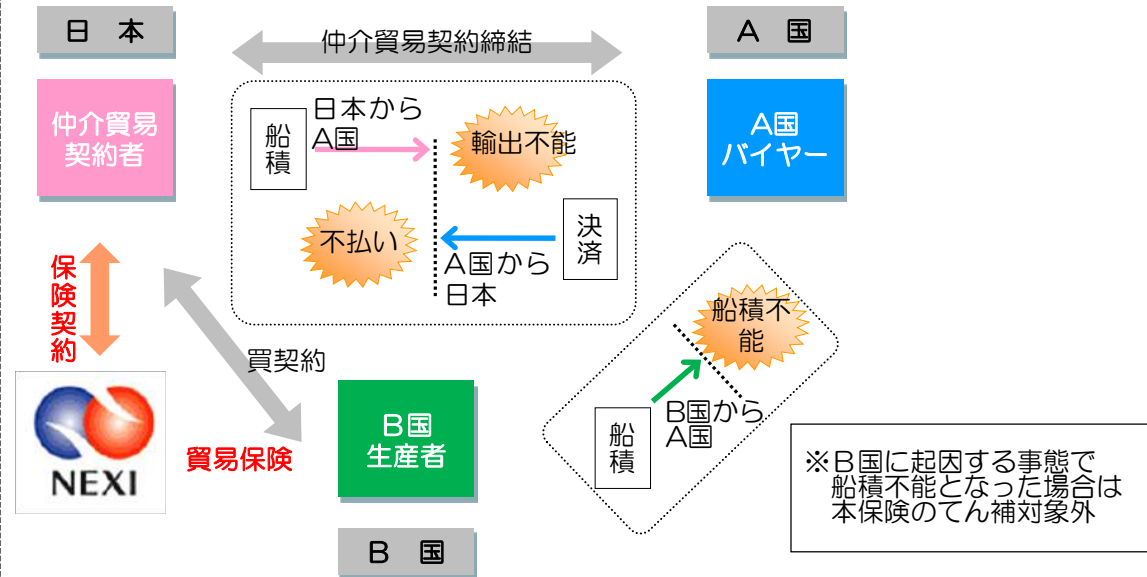
代金の決済が起算点（一般的に船積日）から**2年未満**に行われる取引

※ただし、取引先の格付がEF/EM格の場合は、**1年以内**に行われる取引

■輸出契約

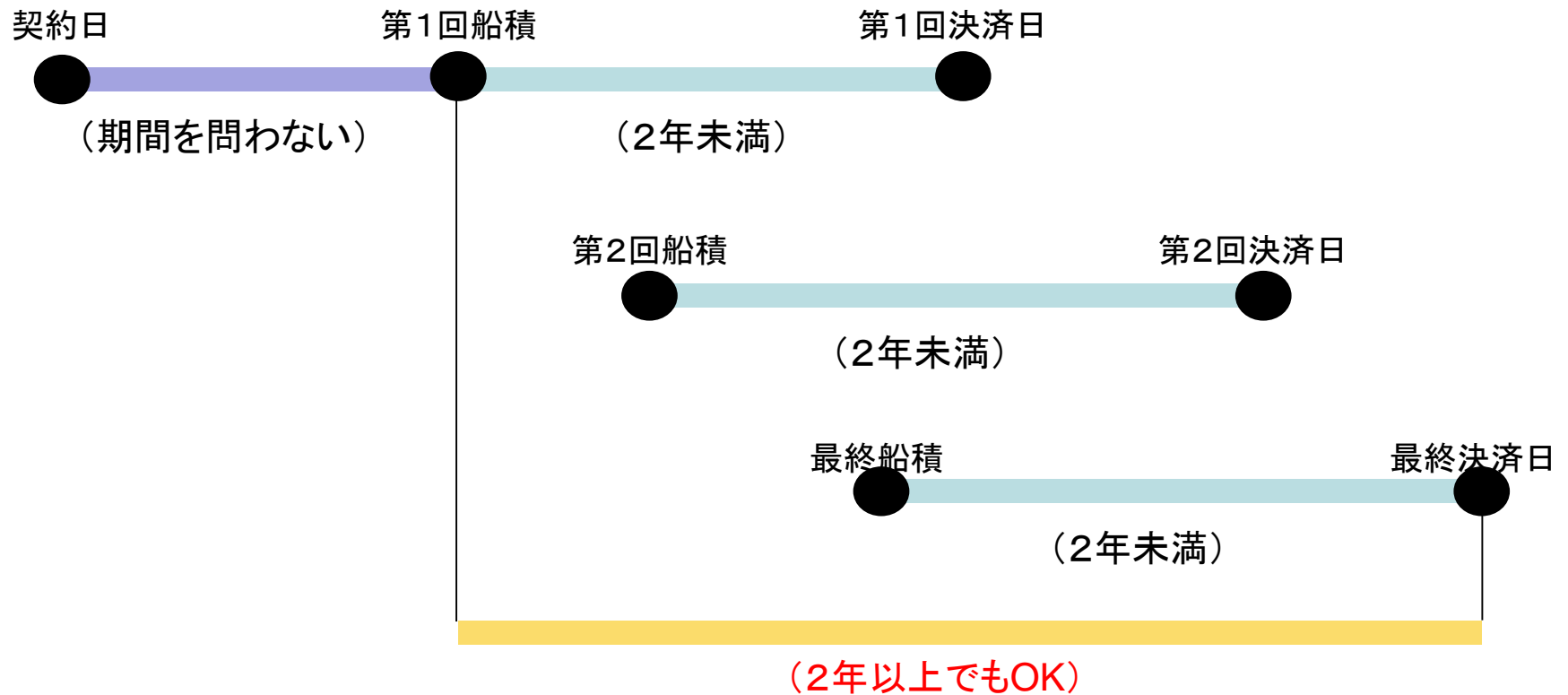


■本邦からの輸出を含む仲介貿易契約



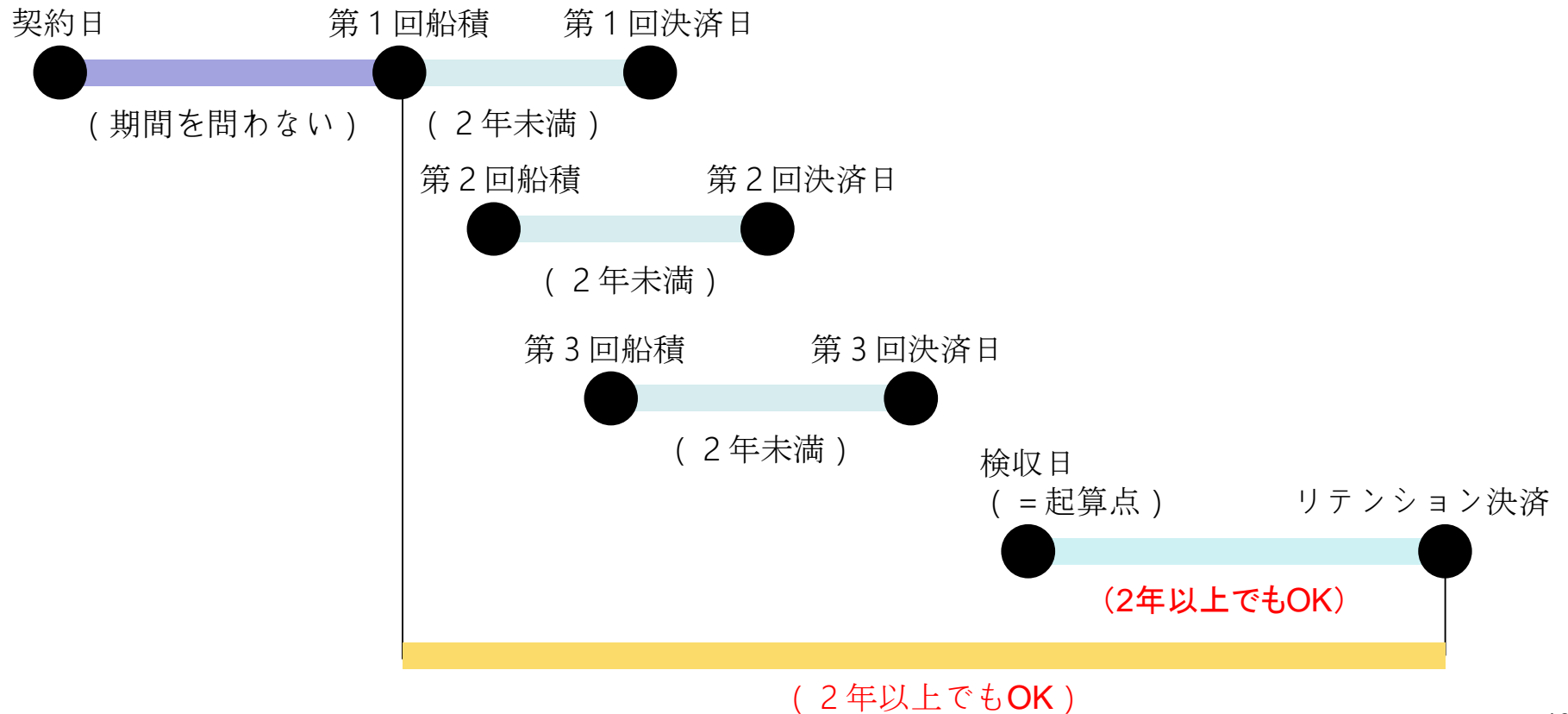
<参考> 2年未満案件

船積みが複数回でも、各船積み(起算点)から決済日までがそれぞれ2年未満のもの

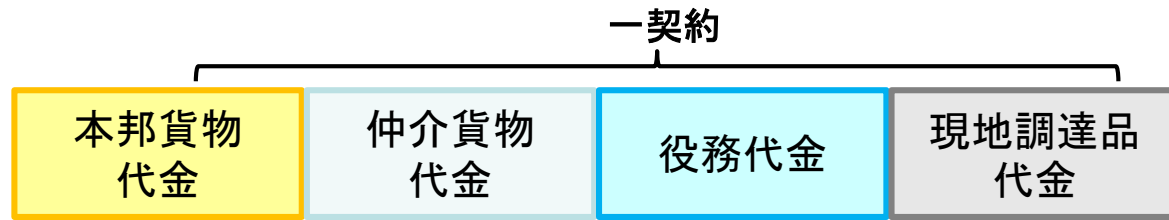


<参考> 2年未満案件

代金の10%以内のリテンション決済が、検収日から2年以上にわたって行われるもの。



対象となる輸出契約等（輸出・仲介・役務が混在する取引）



現地調達品を除いた各代金の内一番大きい代金の契約とみなし、付保対象となる包括保険種が決まります。

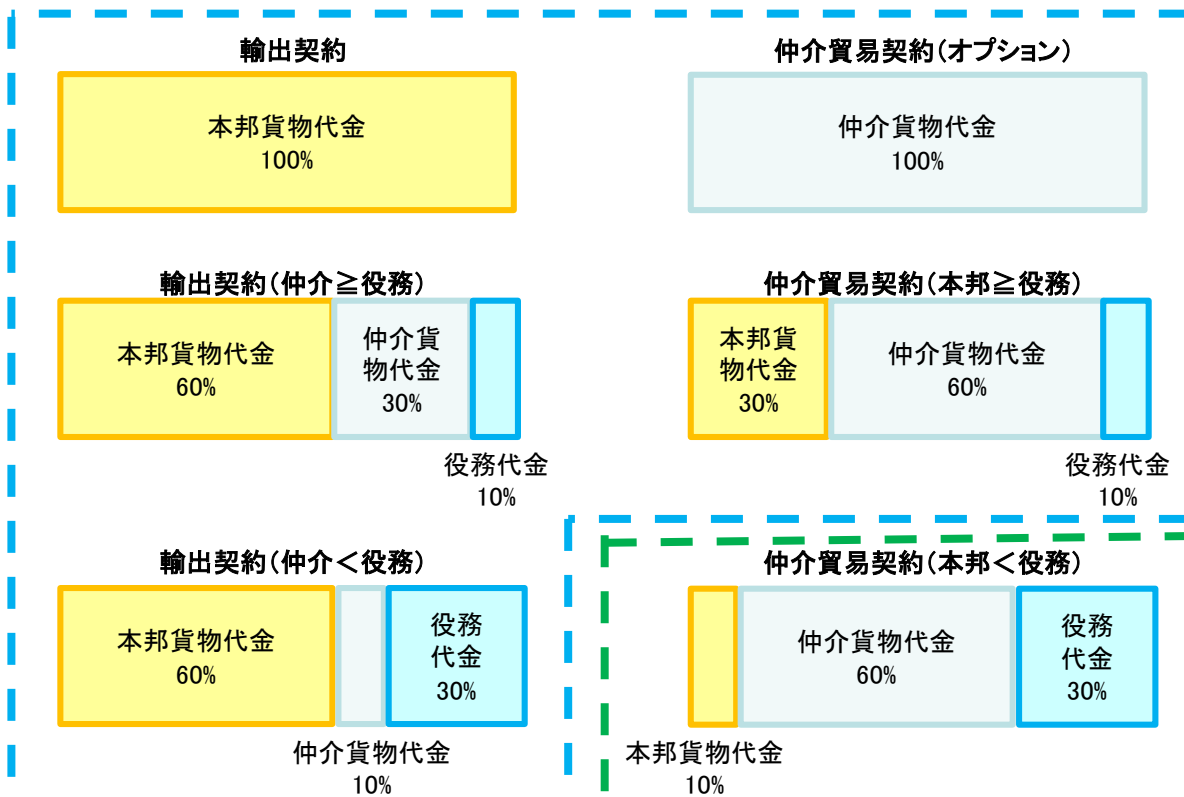
（注）

① 役務とは本邦役務、仲介役務および現地役務をいいます。

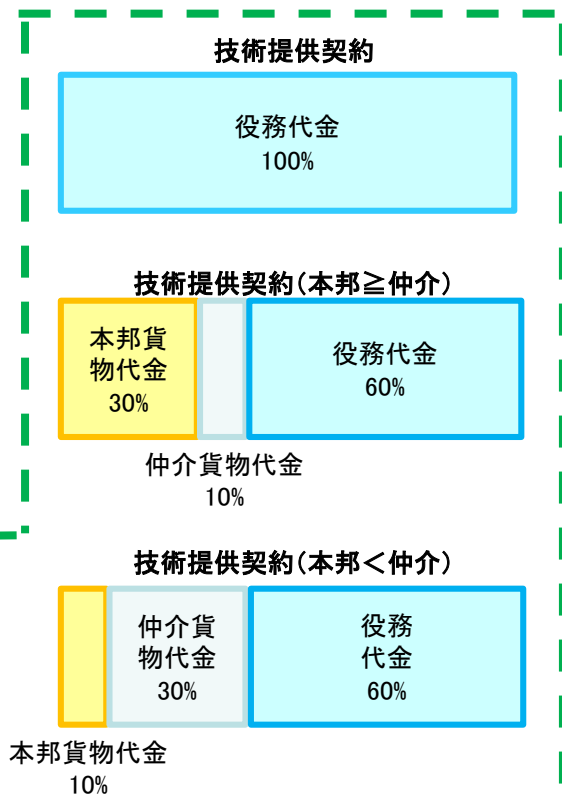
② 現地調達品代金が契約金額の50%を超える場合は、その現地調達品代金部分は、貿易一般保険の付保対象外です。

従って、50%以下の場合はその現地調達品代金部分を含めて付保対象となります。

企業総合保険の対象



（参考：技術提供包括保険の対象）



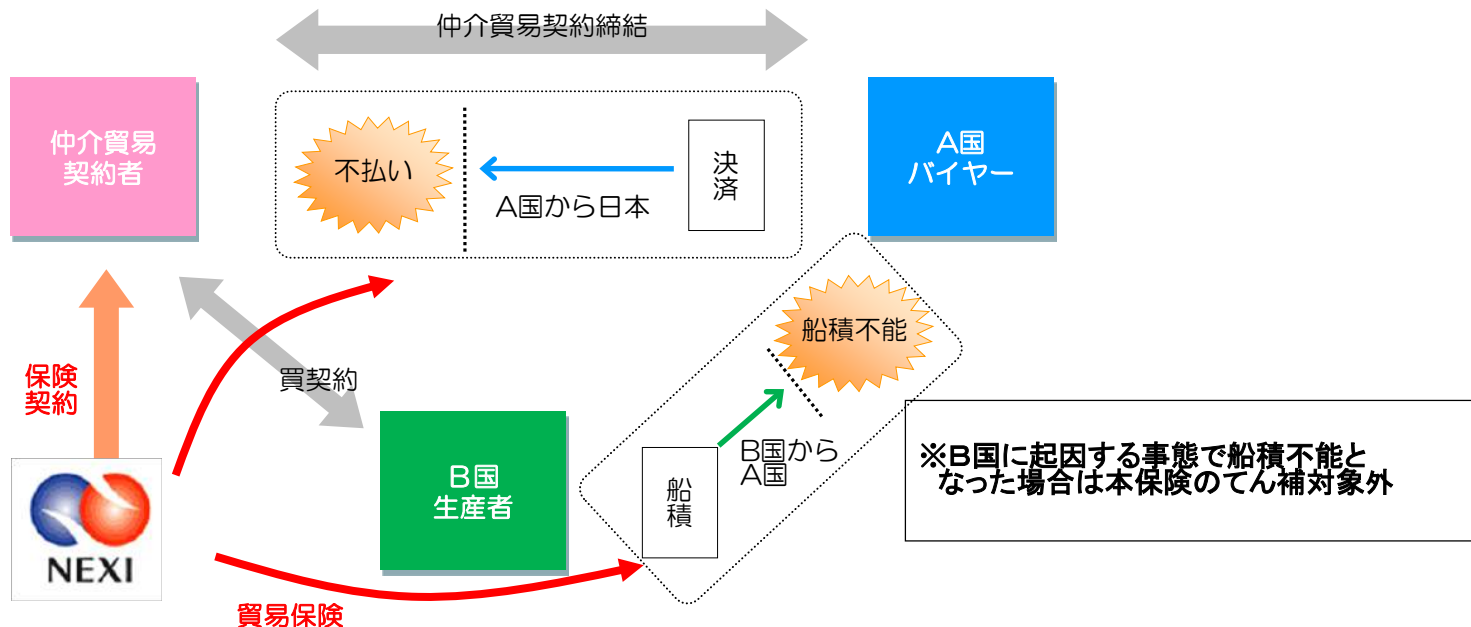
対象となる輸出契約等（オプションで対象に追加できる取引）

■ 100%仲介貿易契約（純粋な三国間貿易契約）

貨物のすべてを日本以外の国から出荷する仲介貨物**のみ**の貿易契約を保険の対象としたい場合

※ただし、仲介貨物の船積国において非常危険が発生したことにより被る損失はカバー対象外

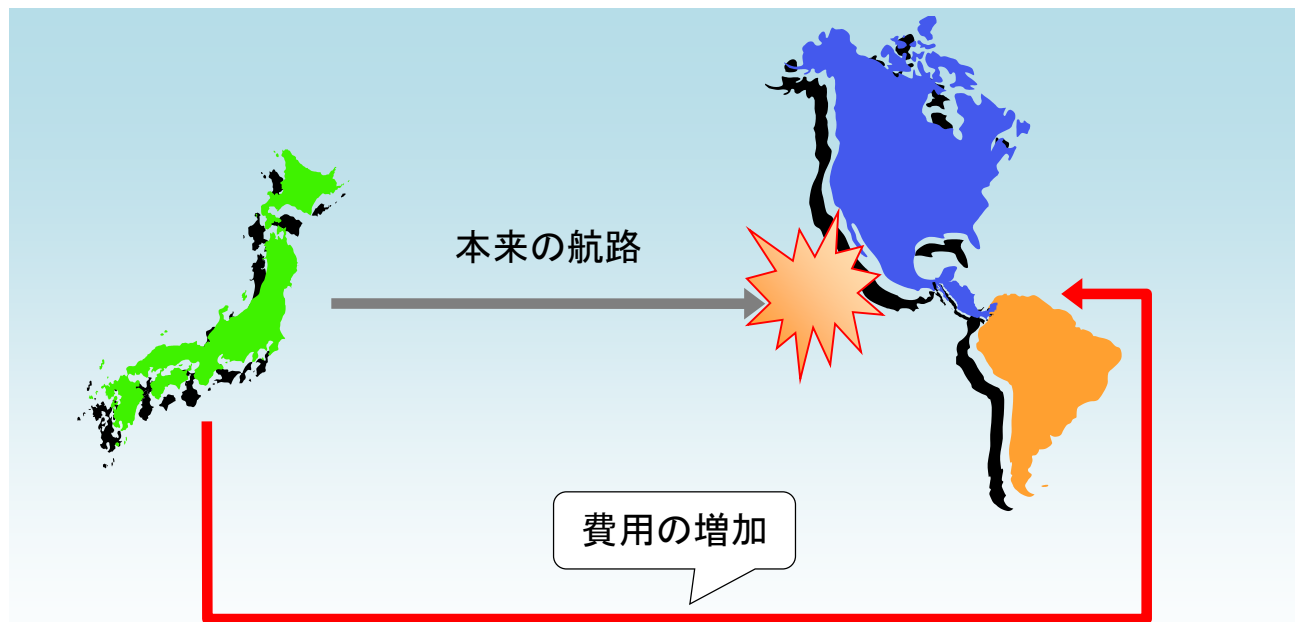
※売契約相手方と買契約相手方との間に特定資本関係(本支店関係、親子関係、兄弟関係等)がある場合には信用危険はてん補対象外(非常危険のみてん補)



対象となる輸出契約等（オプションで対象に追加できるリスク）

■ 増加費用特約

戦争、港湾ストライキ等の非常危険の発生によって、航海または航路を変更したことにより、運賃や海上保険料が増加した場合に、輸出者が新たに負担することになった増加費用分を保険の対象としたい場合



非常危険の発生により変更された航路

対象となる輸出契約等（オプションで対象から除外できる取引）

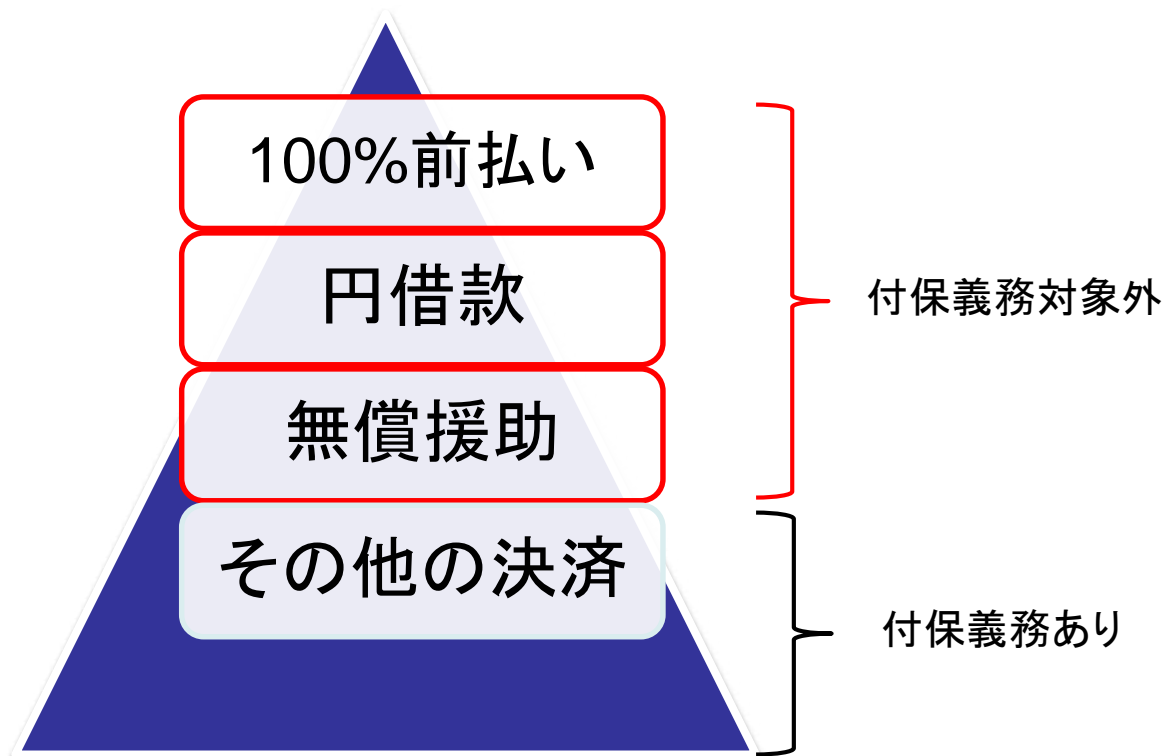
■ 自社の海外子会社等との取引

- ・ 自社の海外子会社等関係会社との取引では 信用危険は保険の対象外
非常危険に起因する損失のみカバー
- ・ 非常危険のカバーが不要な場合、保険の対象から除外することが可
- ・ 仕向国や支払国のカテゴリー毎に保険の対象としない範囲の設定が可

| 国カテゴリー | 例 | A | B | C | D | E | F | G | H |
|-------------|---|----------|-----------|--------------|-----|---|---|---|---|
| 除外設定可能 ○ | ① | A～B除外 | | C～Hは非常危険をカバー | | | | | |
| | ② | 全カテゴリー除外 | | | | | | | |
| 除外設定不可 × | ③ | Aを飛ばした | B除外 | | | | | | |
| | ④ | A除外 | ←連続していない→ | | D除外 | | | | |

＜参考＞ 保険の付保義務の例外

100%前払い決済等のリスクの小さい取引については保険申込み任意



(3) てん補範囲と保険料

てん補対象リスク

| | 船積前の事故 【船積不能】 ベースとなる損失額＝製造・仕入原価 | 船積後の事故 【代金回収不能】 ベースとなる損失額＝後払額 |
|--|--|-------------------------------------|
| 非常リスク 契約当事者の責任ではない <u>不可抗力的なリスク</u> | ①為替取引の制限・禁止 ②仕向国の輸入制限・禁止 ③戦争・内乱 ④仕向国への輸送の途絶 ⑤政府間合意に基づく債務繰り延べ等の外貨送金遅延 ⑥我が国の輸出制限・禁止（船積前のみ） など | |
| 信用リスク 海外の <u>契約相手方の責任に帰せられるリスク</u> | ・バイヤーの破産・破産に準ずる事由 ・バイヤーの一方的契約破棄 （公的機関の場合） | ・バイヤーの破産 ・バイヤーの3月以上の債務の履行遅延 |

対象とならない
リスク

輸出者側の契約不履行・商品クレーム・
支払人が民間企業の場合は船積前のキャンセル など

てん補範囲(非常・信用)

申込みメニュー

セットのみ取扱い
一部選択は不可

A + B + C + D

| | 船積前 | 船積後 |
|----|-----|-----|
| 非常 | A | B |
| 信用 | C | D |

<てん補範囲別の付保率>

- A (船積前の非常危険): 80% (固定)
- B (船積後の非常危険): 97.5% または 100% (選択可能)
- C (船積前の信用危険): 80% (固定)
- D (船積後の信用危険): 90% (固定)

保険金額

船積前(AまたはC)の保険金額 = 保険価額(貨物のFOB相当価格) × 付保率

船積後(BまたはD)の保険金額 = 保険価額(輸出契約等の金額) × 付保率

第1回船積前に決済された前受金等は除く

バイヤー格付別てん補範囲

| バイヤー(支払人)格付 | | | てん補リスク | | | | |
|--------------|-------------|----------|--------------|-----|-------|-----|-----|
| | | | 非常危険 | | 信用危険 | | |
| | | | A | B | C | | D |
| | | | 船積前 | 船積後 | 船積前 | | 船積後 |
| 破産及び破産に準ずる事由 | 一方的な契約キャンセル | 破産 | | | 債務不履行 | | |
| 名簿区分 | G | GS | ○ | ○ | | ○ | |
| | | GA | ○ | ○ | | ○ | |
| | | GE | ○ | ○ | | ○ | |
| | E | EE | ○ | ○ | × | ○ | |
| | | EA | ○ | ○ | × | ○ | |
| | | (EM) | ○ | ○ | × | ○※1 | |
| | | EF | ○ | ○ | × | ○※1 | |
| | | EC | ○ | ○ | × | ×※2 | |
| | | P (PU等) | ○ | ×※2 | × | ×※2 | |
| | 事故管理区分 | R (ER等) | ○ | ×※2 | × | ×※2 | |
| B (EB等) | | お引受できません | | | | | |
| 未登録 | | | 登録後にお申込みください | | | | |

バイヤー毎に設定した「保険金支払限度額」が支払い得る保険金の上限額となります。

○:てん補します ×:てん補しません

L/C発行銀行または確認銀行の格付は、GS/GE/SA格であることが前提

※1 ユーザンスが1年以内のものに限りてん補。ただし、L/C決済の場合は、2年未満までてん補。

※2 L/C決済の場合は、L/C受領日以降、2年未満までてん補。

てん補範囲(船積後信用危険事故時の保険金支払限度額)

■バイヤー毎に「保険金支払限度額」を設定

- ・EE, EA, EF(, EM, SA)格のバイヤーが対象
- ・適格銀行(GS/GE/SA)発行/確認のL/C決済の取引については、保険金支払限度額の制限は受けない
- ・特約期間中**1回**に限り、前回設定時から**3カ月経過後に増額可**

■特約期間中に格付が下がった場合

- ・EC格まで下がった場合:特約更新日までの間は期初に設定した保険金支払限度額を適用可
- ・R格まで下がった場合:信用危険はてん補対象外(非常危険のみてん補)
- ・B格まで下がった場合:引受不可

保険料

| てん補危険 | | (保険料率) | (保険料) |
|-------|-----|--------|--|
| A | 船積前 | 非常危険 | $\text{貨物のFOB価額} \times \text{船積前危険料率} = \text{船積前保険料}$ |
| | | | $\text{貨物のFOB価額} \times \text{船積前危険料率} = \text{船積前保険料}$ |
| B | 船積後 | 非常危険 | $\text{貨物代金額} \times \text{船積後非常危険料率} = \text{船積後非常保険料}$ |
| | | | $\text{役務対価額}(\ast 1) \times \text{船積後信用危険料率}(\ast 2) = \text{船積後信用保険料}$ |
| C | 船積前 | 信用危険 | $\text{貨物代金額} \times \text{船積後非常危険料率} = \text{船積後非常保険料}$ |
| | | | $\text{役務対価額}(\ast 1) \times \text{船積後信用危険料率}(\ast 2) = \text{船積後信用保険料}$ |
| D | 船積後 | 信用危険 | $\text{貨物代金額} \times \text{船積後非常危険料率} = \text{船積後非常保険料}$ |
| | | | $\text{役務対価額}(\ast 1) \times \text{船積後信用危険料率}(\ast 2) = \text{船積後信用保険料}$ |

※1 前受金を除く

※2 船積後信用危険に対する保険料の割引・割増あり

保険料

例1

仕向国： 中国
 支払国： 中国
 バイヤー格付： EF格
 契約金額： 1千万円(FOB)
 船積前期間： 30日
 決済条件： T/T 60 days after B/L date

| てん補危険 | (保険価額) | (保険料率) | (保険料) |
|------------|--------|----------|-----------|
| A 船積前 非常危険 | 1千万円 | × 0.026% | = 2,600円 |
| C 船積前 信用危険 | 1千万円 | × 0.003% | = 300円 |
| B 船積後 非常危険 | 1千万円 | × 0.079% | = 7,900円 |
| D 船積後 信用危険 | 1千万円 | × 0.110% | = 11,000円 |
| 合計 | 1千万円 | 0.218% | = 21,800円 |

例2

仕向国： 中国
 支払国： 中国
 バイヤー格付： EA格
 契約金額： 1千万円(FOB)
 船積前期間： 30日
 決済条件： T/T 60 days after B/L date

| てん補危険 | (保険価額) | (保険料率) | (保険料) |
|------------|--------|----------|-----------|
| A 船積前 非常危険 | 1千万円 | × 0.026% | = 2,600円 |
| C 船積前 信用危険 | 1千万円 | × 0.003% | = 300円 |
| B 船積後 非常危険 | 1千万円 | × 0.079% | = 7,900円 |
| D 船積後 信用危険 | 1千万円 | × 0.076% | = 7,600円 |
| 合計 | 1千万円 | 0.184% | = 18,400円 |

※船積後信用危険保険料率の割引・割増を含めない試算としています。

保険料の割引・割増制度

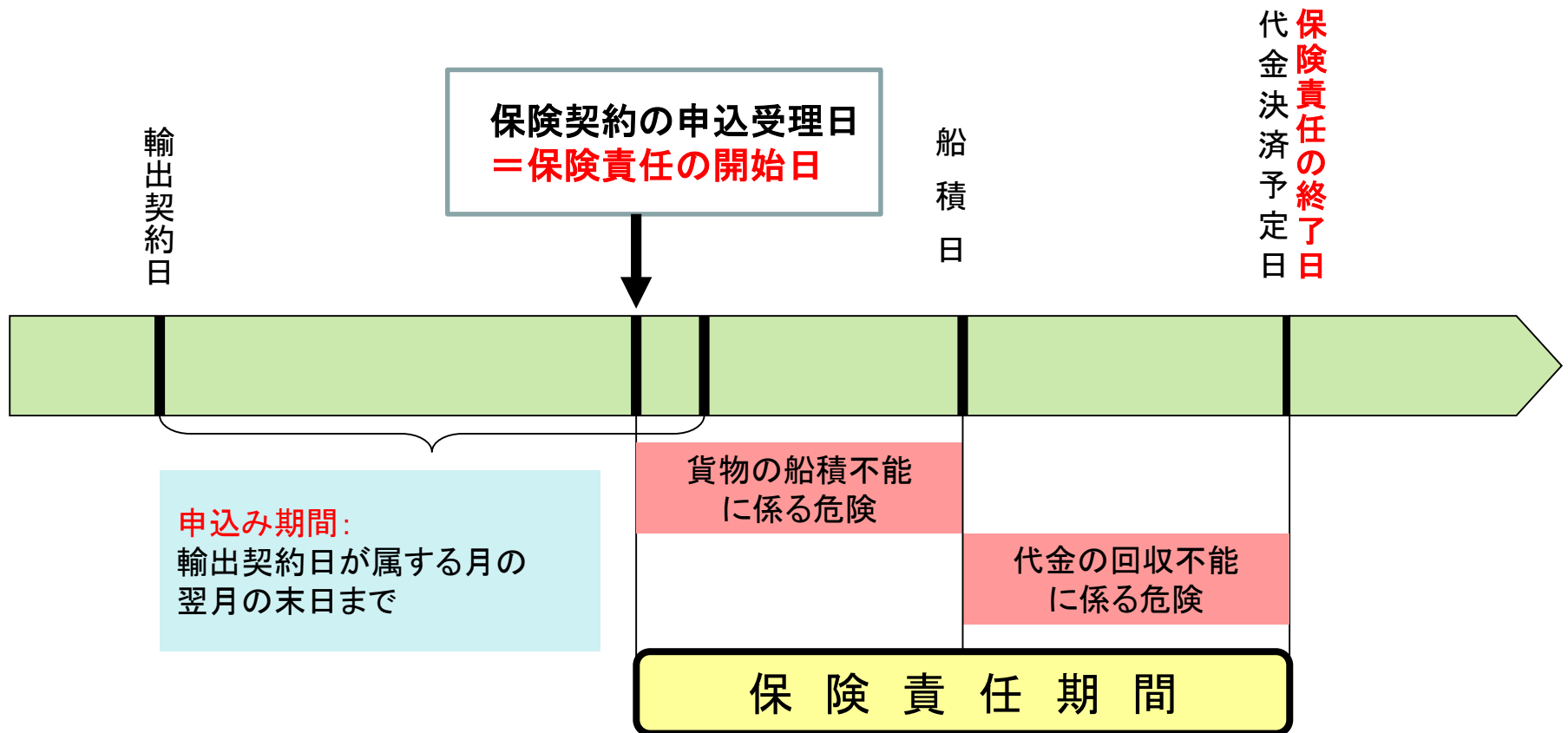
■無事故割引・事故割増（リザルトレーティング制度）

- ・企業総合保険を継続して2年以上ご利用いただいたお客様が対象
- ・船積後信用事故損害率に応じ割引、割増あり
- ・割引率は最大30%

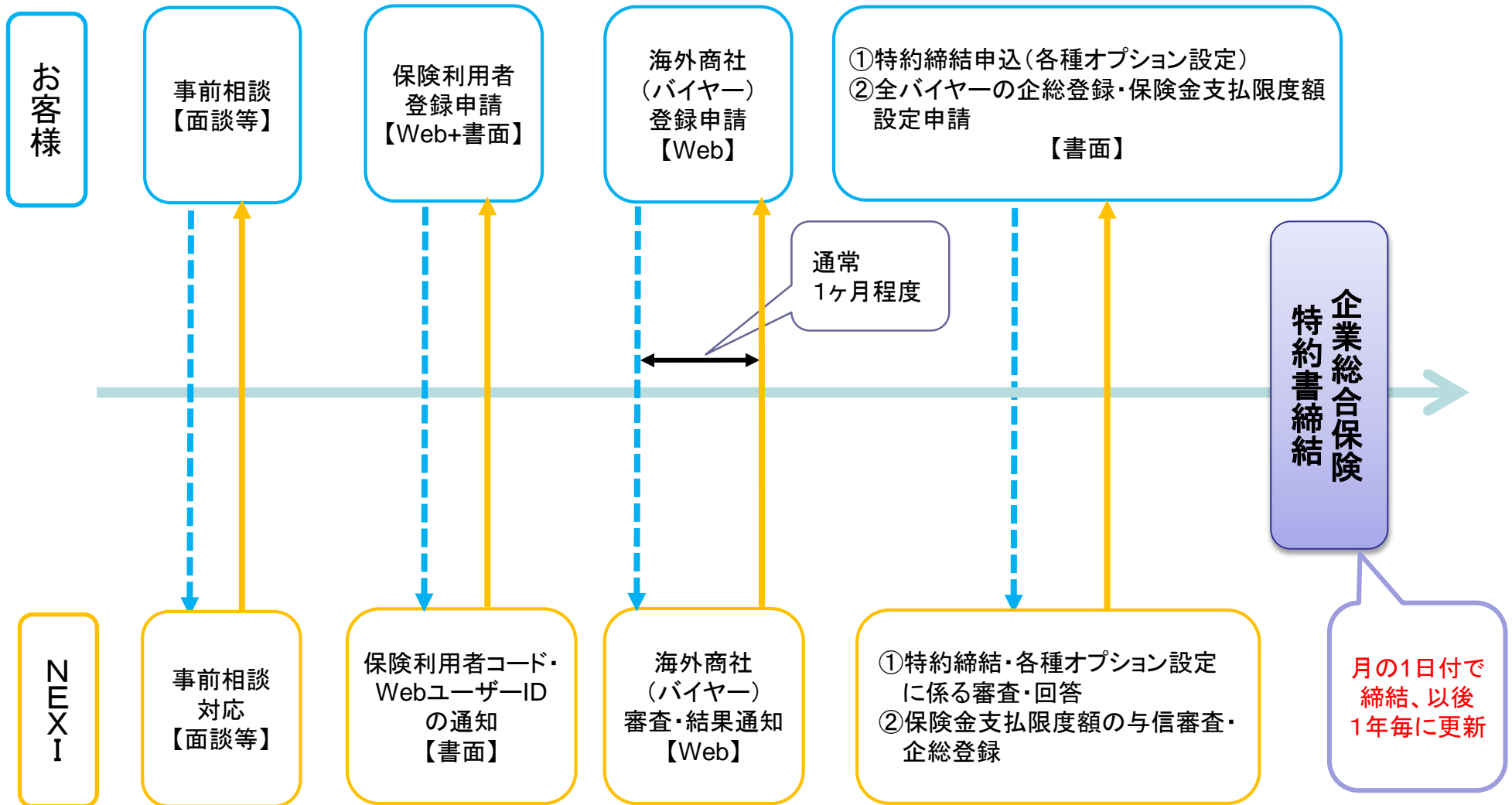
(4) 保険責任期間と保険申込手続き

保険責任期間

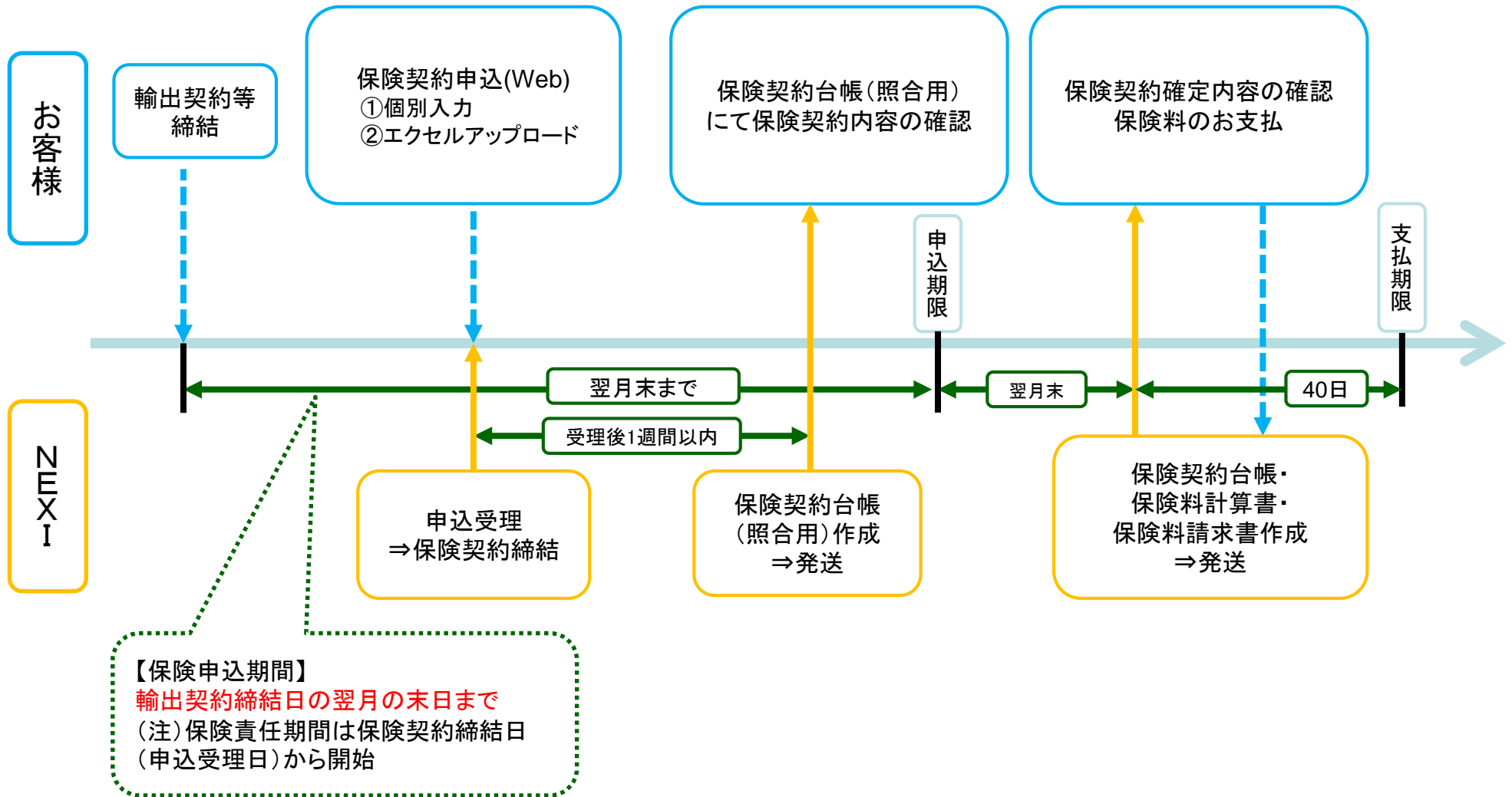
保険期間＝保険契約締結日(申込受理日)から代金の決済期限まで



申込手続フロー(事前手続)



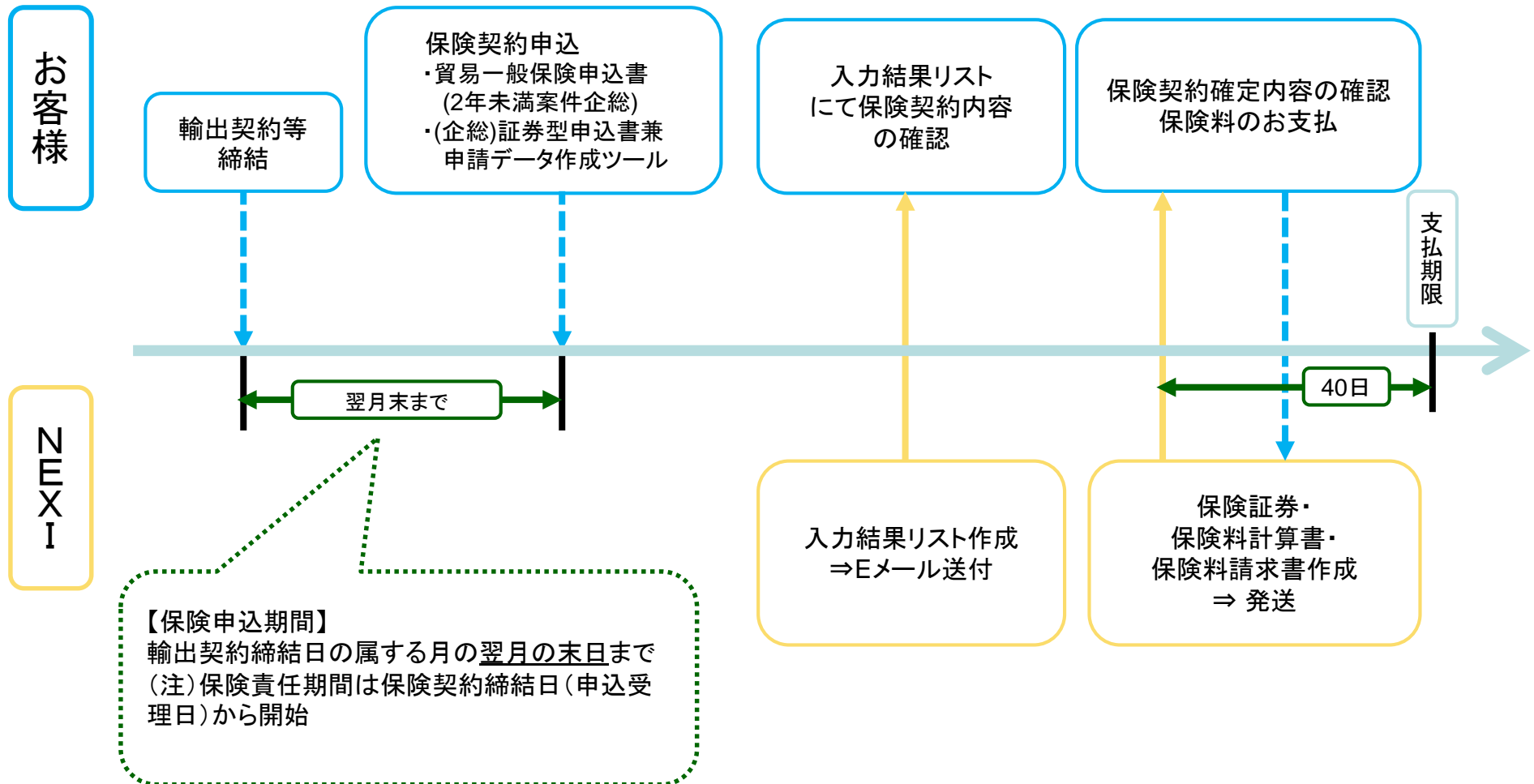
申込手続フロー(台帳型案件)



＜参考＞証券型案件

- ▶ 日本貿易保険が保険契約締結を内諾したもの
- ▶ フルターンキー特約を付して保険契約を締結するもの
- ▶ 共同保険に係る保険契約を締結するもの
- ▶ フルターンキー契約その他の完成納期以降の日を船積期日として保険契約を締結するもの（完成納期案件）
- ▶ エスカレーションクローズ付きのもの
- ▶ 契約相手方又は代金等の支払人のいずれかが複数であるもの
- ▶ 表示通貨と異なる通貨による決済条件付のもの
- ▶ 起算点から最終の決済期限までの期間が1年を超え、かつ、元本の決済等が均等に分割して行われるもの
- ▶ 船積実行日を起算としない決済（リテンションを除き、決済期日が二以上のものに限る。）を含むもの

<参考> 申込手続フロー(証券型案件)



(5) 主な留意点

＜申込時の留意点＞告知義務

告知方法

➡ 保険契約申込時において、告知事項を確認して下さい。

告知事項に該当する場合のみ、別途告知書を記入の上ご提出下さい。

告知事項

- ① 輸出契約等の相手方との間で決済期限が設定される債権について、決済期限が到来しているにもかかわらず、予定通りに決済されず、**45日以上が遅延が発生し、告知の時点において解消されていないこと**
- ② 輸出契約等の相手方が、**操業停止状態にある**、又は**破産その他これに準ずる事由の準備段階にあること**を知ったこと
- ③ その他、損失を受けるおそれのある重要な事実のあることを知ったこと

記入内容が事実と相違した場合や告知内容に漏れがあった場合は、
保険契約を解除する場合があります

＜申込時の留意点＞安全保障貿易管理と輸出規制

安全保障貿易管理とは

- 武器や軍事的に転用される恐れのあるものが、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団等の恐れのある相手に渡らないよう、先進国を中心とした国際的な枠組み。

補完的輸出規制(キャッチオール規制)

- 外国為替及び外国貿易法に基づき輸出貨物や技術の提供に対する規制。
規制該当貨物等、懸念のある取引であるおそれのある場合には、事前に経済産業大臣の許可を取得する必要あり。

◆ キャッチオール規制の詳細は経済産業省安全保障貿易審査課へご確認ください。

対象貨物等がキャッチオール規制によるインフォーム要件/客観要件に該当した場合

- 保険申込前までに該当した場合
 - ⇒ 保険申込みに際し、別紙様式※により通知
 - ⇒ 輸出許可が取得できてからお引受け
- 保険契約締結以降に該当した場合
 - ⇒ 該当した日若しくは輸出許可申請をした日から1週間以内に別紙様式※により通知
 - ⇒ 適正な手続きを取った上で船積準備を進めた案件が、不許可となり、輸出等が出来なくなった場合は、輸出不能事故の対象となる

※「輸出貿易管理令別表第1の16の項に該当する貨物等に係る取扱いについて」の別紙様式をご利用ください。
NEXIウェブサイトよりダウンロード可能。

輸出契約等の内容変更

輸出契約等の契約内容に変更が生じ、

NEXIが規定する**重大な内容変更**に該当する場合



※内容変更通知

重大な内容変更とは

※2014年10月1日より前に保険契約を締結した案件は従来の内容変更**承認申請**となります。

変更の生じた日から **1ヶ月以内、**
かつ内容変更等通知期限まで
(事故が発生するまで)

- ・船積期日の延期(証券記載の期日から3ヶ月を超えるもの)
- ・決済方法、支払通貨の変更
- ・代金等の額の増加(10%以上かつ裾切金額以上のもの)
- ・契約相手方、支払人、保証人の変更
- ・仕向国、支払国、保証国の変更

等

基準内案件では、重大な内容変更が発生した場合の内容変更通知は「義務」となります。

※基準外案件の場合は、一部を除いて内容変更通知は「任意」です。

輸出契約等の内容変更

- 保険契約単位で、以下の内容変更等通知期限が設定されています。

| 最終決済予定日に係る決済方法 | 内容変更等通知期限 |
|--|--------------------------------------|
| 船積実行日をユーザンスの起算点とする決済 | 最終船積予定日に3月を加えた日に 当該ユーザンス日数を加えた日 |
| マイルストーンペイメント(貨物) | 最終決済予定日に3月を加えた日 |
| リテンション | 最終決済予定日に6月を加えた日 |
| マイルストーンペイメント(役務) 対価確認日をユーザンスの起算点とする決済 | 最終対価確認予定日に6月を加えた日に 当該ユーザンス日数を加えた日 |
| 上記以外 | 最終決済予定日 |

※ 内容変更等通知期限を経過して、内容変更をご通知頂いた場合

- 原則、内容変更の通知を受理することは出来ません。
- お客様から個別にご事情をお聞きし、特に NEXI が認める場合に限り、承認を行う場合があります。
- ただし、内容変更等通知期限の翌日から承認後の通知受理日までの間は、不てん補となります。
- 当該案件が台帳型案件の場合、証券型案件に切り替えとなります。

(6) よくあるお問い合わせ

よくあるお問い合わせ①

先月締結した輸出契約で、船積予定日は明日です。今から保険申込できますか。



企業総合保険の申込期限は、船積日を基準としておらず、輸出契約を締結した日の翌月末までです。

ただし、保険責任期間はNEXIがお客様より保険申込を受理した日から開始するため、申込前に保険事故が発生しても保険金のお支払ができませんので、ご注意ください。

よくあるお問い合わせ②

自社の海外子会社を介して貨物を輸出販売する取引（輸出契約の相手方が自社の海外子会社等関係会社との取引）で、海外子会社と最終販売先との取引についてリスクヘッジできますか。



現地の民間損害保険会社や輸出信用機関が引き受けた保険契約についてNEXIが再保険を引き受けるフロンティングスキームを利用いただける場合があります。この場合、被保険者（保険契約を締結いただくお客様）は現地の海外子会社となります。

また、一定の条件を満たせば、個別のリスク審査（内諾）を経て、企業総合保険の保険料率でお引受できる場合もありますので、ご相談ください。

簡易通知型包括保険

- (1) 簡易通知型包括保険の概要
- (2) 対象となる輸出契約等
- (3) てん補範囲と保険料
- (4) 保険責任期間と保険申込手続き
- (5) 主な留意点
- (6) よくあるお問い合わせ

(1) 簡易通知型包括保険の概要

簡易通知型包括保険の概要

- 幅広い取引先との継続的な取引を、包括的にリスクカバーしたいお客様向き
- 転売可能な汎用性の高い貨物を扱っているお客様向き

1. 特徴

- お客様とNEXIとの間で包括保険契約を締結
- 船積後の非常・信用危険リスクてん補が基本
- 対象取引全てについて船積後に船積実績を通知(船積確定通知)
- バイヤー毎に保険金支払限度額を設定(船積後信用危険)
- 損害率に応じた割引/割増制度を適用
- 個別保険と比較して保険料が大幅に安い
- EF(,EM)格バイヤーに対し、船積後期間(船積日～決済期限)最大1年まで引受可
(⇔貿易一般保険個別保険:決済ユーザンス180日まで)

簡易通知型包括保険の概要

2. 包括保険契約締結の条件

- 輸出契約等に基づく貨物の輸出または販売の実績があること
- 将来継続的かつ反復的に貿易取引が見込めること
- 取引先バイヤーに極端な偏りがないこと

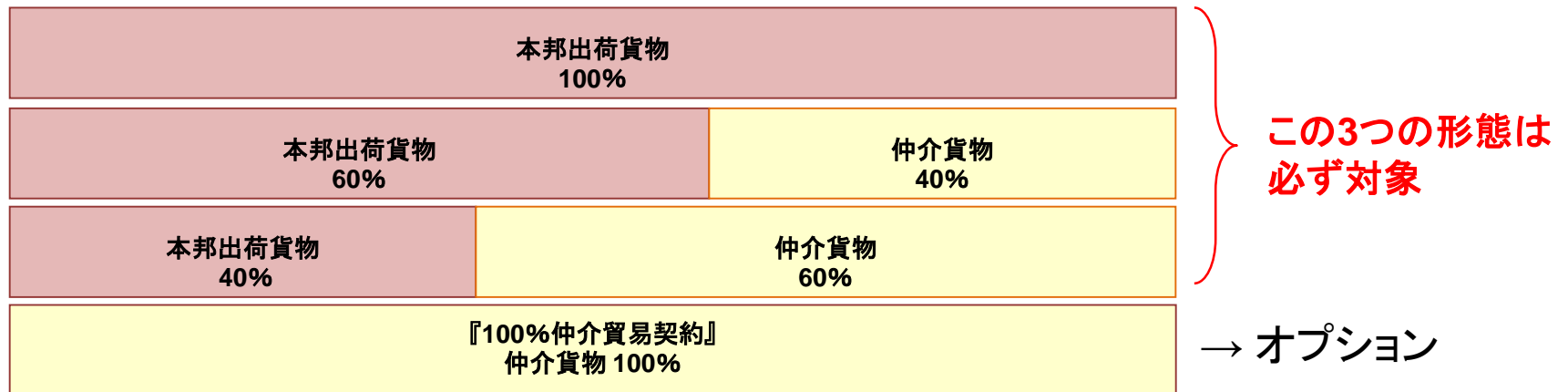
3. 各種オプション

- 企業全体 or 部門(部・課等)単位 (貨物単位は不可)
- 船積前リスクのてん補
- 100%仲介貿易契約(純粋な三国間貿易契約)の付保
- 子会社等向け輸出契約等の付保除外
- 増加費用のてん補
- 少額取引バイヤー向け輸出契約等の付保除外
(年間取引額が1億円以下の範囲で任意設定)

(2) 対象となる輸出契約等

対象となる輸出契約等（輸出・仲介が混在する取引）

- 輸出契約等の締結日から船積までの期間（船積前期間）が**1年以内**、かつ、船積日から決済期限までの期間（船積後期間）が**1年以内**の契約
- 保険申込みの対象となる契約形態



※技術提供部分が含まれる契約については対象外

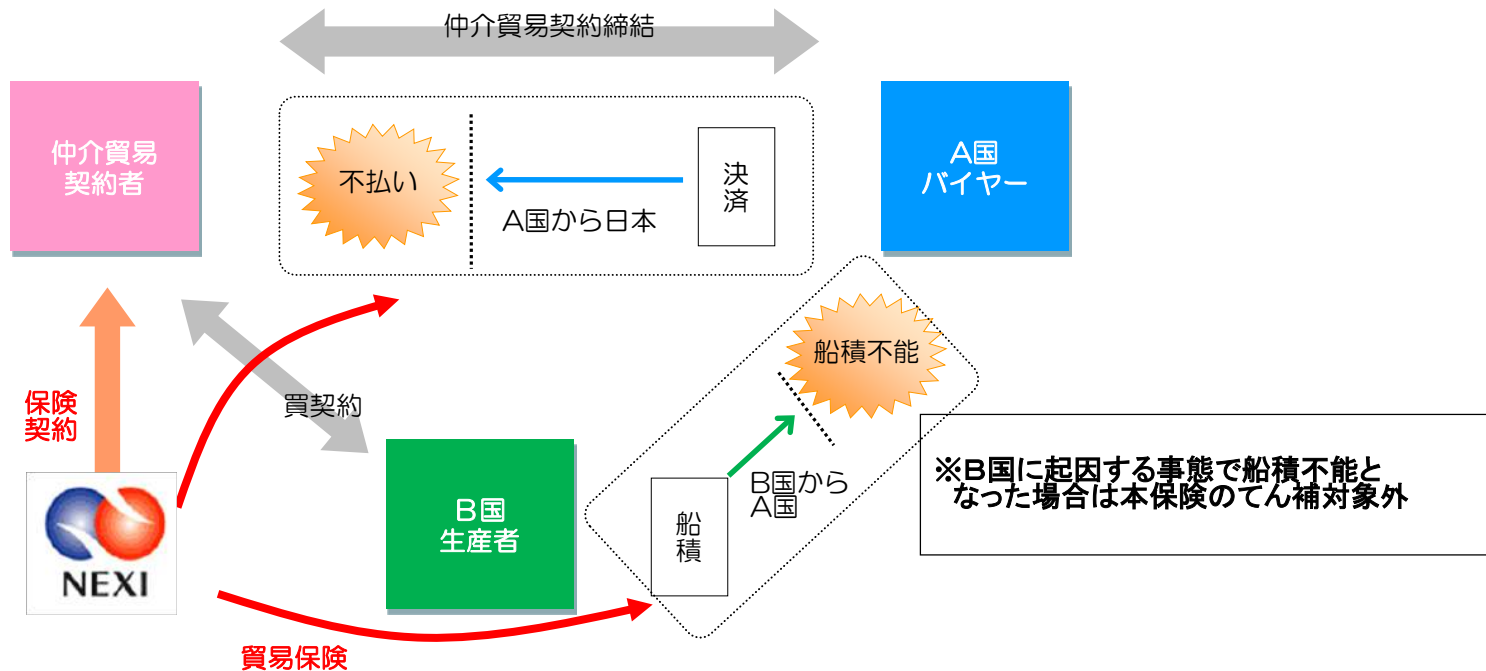
対象となる輸出契約等(オプションで対象に追加できる取引)

■100%仲介貿易契約

貨物のすべてを日本以外の国から出荷する仲介貨物[※]のみの貿易契約を保険の対象としたい場合

※ただし、仲介貨物の船積国において非常危険が発生したことにより被る損失はカバー対象外

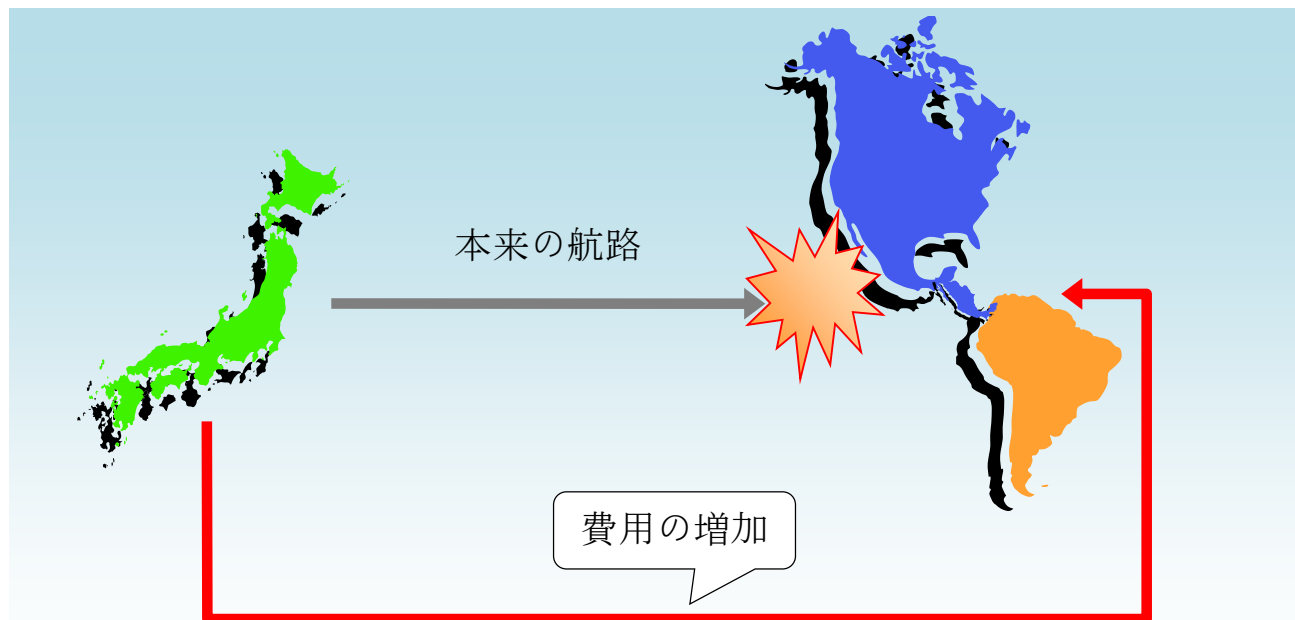
※売契約相手方と買契約相手方との間に特定資本関係(本支店関係、親子関係、兄弟関係等)がある場合には信用危険はてん補対象外(非常危険のみてん補)



対象となる輸出契約等（オプションで対象に追加できるリスク）

■ 増加費用特約

戦争、港湾ストライキ等の非常危険の発生によって、航海または航路を変更したことにより、運賃や海上保険料が増加した場合に、輸出者が新たに負担することになった増加費用分を保険の対象としたい場合



非常危険の発生により変更された航路

対象となる輸出契約等（オプションで対象から除外できる取引）

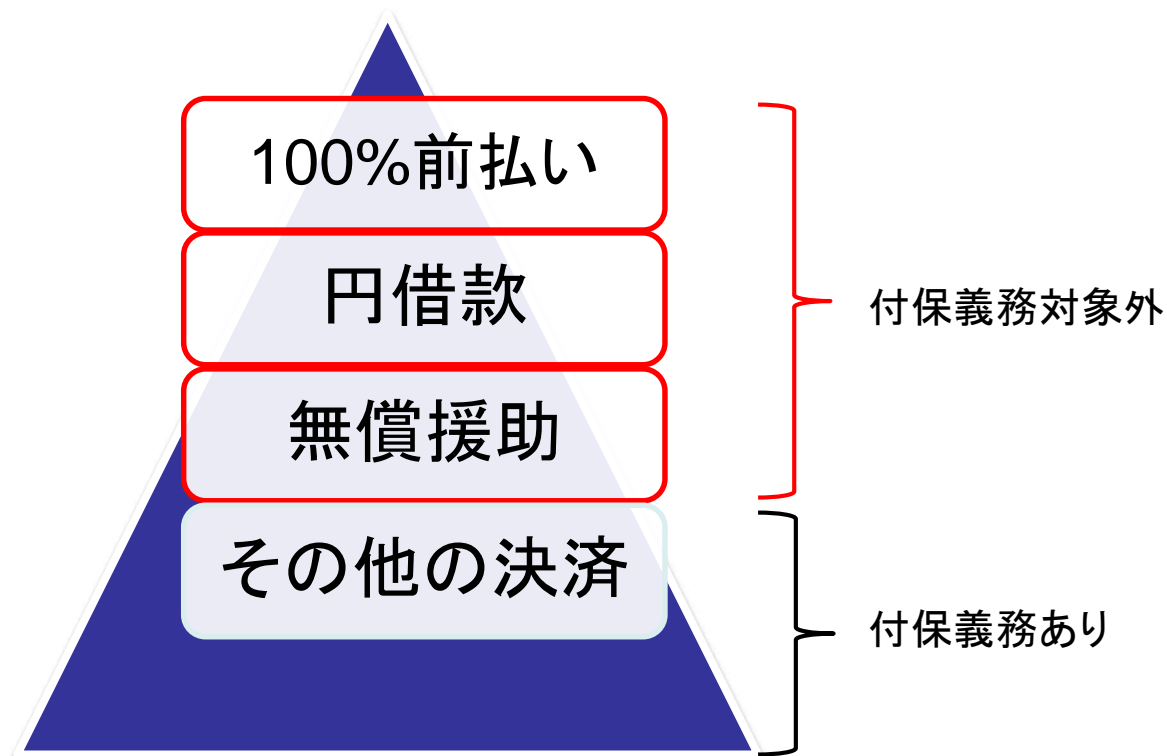
■ 自社の海外子会社との取引

- ・ 自社の海外子会社等関係会社との取引では 信用危険は保険の対象外
非常危険に起因する損失のみカバー
- ・ 非常危険のカバーが不要な場合、保険の対象から除外することが可
- ・ 仕向国や支払国のカテゴリー毎に保険の対象としない範囲の設定が可

| 国カテゴリー | 例 | A | B | C | D | E | F | G | H |
|-------------|---|----------|-----------|--------------|-----|---|---|---|---|
| 除外設定可能 ○ | ① | A～B除外 | | C～Hは非常危険をカバー | | | | | |
| | ② | 全カテゴリー除外 | | | | | | | |
| 除外設定不可 × | ③ | Aを飛ばした | B除外 | | | | | | |
| | ④ | A除外 | ←連続していない→ | | D除外 | | | | |

＜参考＞ 保険の付保義務の例外

100%前払い決済等のリスクの小さい取引については保険申込み任意



(3) てん補範囲と保険料

てん補対象リスク

| | 船積前の事故 【船積不能】 ベースとなる損失額＝製造・仕入原価 | 船積後の事故 【代金回収不能】 ベースとなる損失額＝後払額 |
|--|--|-------------------------------------|
| 非常リスク 契約当事者の責任ではない <u>不可抗力的なリスク</u> | ①為替取引の制限・禁止 ③戦争・内乱 ⑤政府間合意に基づく債務繰り延べ等の外貨送金遅延 ⑥我が国の輸出制限・禁止（船積前のみ） | ②仕向国の輸入制限・禁止 ④仕向国への輸送の途絶 など |
| 信用リスク 海外の <u>契約相手方の責任に帰せられるリスク</u> | ・バイヤーの破産・破産に準ずる事由 ・バイヤーの一方的契約破棄（公的機関の場合） | ・バイヤーの破産 ・バイヤーの3月以上の債務の履行遅延 |

対象とならない
リスク

輸出者側の契約不履行・商品クレーム・
支払人が民間企業の場合は船積前のキャンセル など

てん補範囲(非常・信用)

申込みメニュー

いずれかの
セットのみ取扱い
一部選択は不可

基本: **B** + **D** または

船積前危険てん補(オプション):

A + **C** + **B** + **D**

| | 船積前 | 船積後 |
|----|-----|-----|
| 非常 | A | B |
| 信用 | C | D |

<てん補範囲別の付保率>

- A (船積前の非常危険): 80% (固定)
- B (船積後の非常危険): 97.5% (固定)
- C (船積前の信用危険): 80% (固定)
- D (船積後の信用危険): 90% (固定)

保険金額(保険事故時にお支払する保険金の上限額)

船積前(AまたはC)の保険金額 = 保険価額(契約上の代金額) × 付保率

船積後(BまたはD)の保険金額 = 保険価額(契約上の代金額) × 付保率

前受金を控除した額

てん補範囲(バイヤー格付別)

| バイヤー(支払人)格付 | | | てん補リスク | | | | |
|------------------|-----------------|----------|--------------|-----|--------|-----|-----|
| | | | 非常危険 | | 信用危険 | | |
| | | | A | B | C | | D |
| | | | 船積前 ※1 | 船積後 | 船積前 ※1 | | 船積後 |
| 破産及び破産 に準ずる事由 | 一方的な契約 キャンセル | 破産 | | | 債務不履行 | | |
| 名簿区分 | G | GS | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | GA | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | GE | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | E | EE | ○ | ○ | ○ | × | ○ |
| | | EA | ○ | ○ | ○ | × | ○ |
| | | (EM) | ○ | ○ | ○ | × | ○ |
| | | EF | ○ | ○ | ○ | × | ○ |
| EC | ○ | ○ | ○ | × | ×※2 | | |
| P (PU等) | ○ | ○ | ×※2 | × | ×※2 | | |
| 事故管理 区分 | R (ER等) | ○ | ○ | ×※2 | × | ×※2 | |
| | B (EB等) | お引受できません | | | | | |
| 未登録 | | | 登録後にお申込みください | | | | |

バイヤー毎に設定した「保険金支払限度額」が
 支払い得る保険金の上限額となります。
 (船積前危険はオプション選択した場合)

○:てん補します ×:てん補しません

L/C発行銀行または確認銀行の格付は、GS/GE/SA格であることが前提

※1 船積前危険はオプション選択した場合のみてん補

※2 L/C決済の場合は、L/C受領日以降、1年以内までてん補

てん補範囲(保険金支払限度額の設定)

■バイヤー毎に船積後信用危険事故時の「保険金支払限度額」を設定

- ・EE, EA, EF(, EM, SA格)のバイヤーが対象
- ・適格銀行(GS/GE/SA格)発行/確認のL/C決済の取引については、
保険金支払限度額の制限は受けない
- ・保険年度中**1回**に限り、前回設定時から**3カ月経過後に増額可**

■保険年度中に格付が下がった場合

- ・EC格まで下がった場合: 保険契約更改日までの間は期初に設定した保険金支払限度額を適用可
- ・R格まで下がった場合: 信用危険はてん補対象外(非常危険のみてん補)
- ・B格まで下がった場合: 引受不可

※船積前危険てん補オプションを選択した場合、
船積前非常/信用事故時の「船積前保険金支払限度額」の設定が別に必要

保険料

| てん補危険 | | (保険料率) | (保険料) |
|-------|----------------|--------|---|
| A | 船積前 (オプション) | 非常危険 | 船積前保険金 支払限度額 × 船積前危険料率(年率) (非常・信用総合料率) = 船積前 保険料 (※1) |
| | | | |
| B | 船積後 | 非常危険 | 船積確定 通知額(※2) × 船積後非常危険料率 = 船積後 非常保険料 |
| D | | 信用危険 | 船積確定 通知額(※2) × 船積後信用危険料率 (※3) = 船積後 信用保険料 |

※1 包括保険契約締結時(又は更改時)に保険年度分(1年分)を一括払い

※2 前受金を除く

※3 船積後信用危険に対する保険料の割引・割増あり

保険料(例)

例1

仕向国： 中国
 支払国： 中国
 バイヤー格付： EF格
 契約金額： 1千万円(FOB)
 船積前期間： 30日
 決済条件： T/T 60 days after B/L date

| てん補危険 | (保険料率) | (保険料) |
|---------------|-----------------|--------------------|
| A 船積前 非常危険 | 1千万円 × 0.150% = | 15,000円 (年間保険料) |
| C 信用危険 | | |
| B 船積後 非常危険 | 1千万円 × 0.079% = | 7,900円 |
| D 信用危険 | 1千万円 × 0.118% = | 11,800円 |
| 船積後合計 | 1千万円 0.197% = | 19,700円 |

例2

仕向国： 中国
 支払国： 中国
 バイヤー格付： EA格
 契約金額： 1千万円(FOB)
 船積前期間： 30日
 決済条件： T/T 60 days after B/L date

| てん補危険 | (保険料率) | (保険料) |
|---------------|-----------------|--------------------|
| A 船積前 非常危険 | 1千万円 × 0.150% = | 15,000円 (年間保険料) |
| C 信用危険 | | |
| B 船積後 非常危険 | 1千万円 × 0.079% = | 7,900円 |
| D 信用危険 | 1千万円 × 0.080% = | 8,000円 |
| 船積後合計 | 1千万円 0.159% = | 15,900円 |

※船積前危険保険料は、船積前危険てん補オプションを選択した場合のみ算出されます。
 ※船積後信用危険保険料率の割引・割増を含めない試算としております。

保険料の割引・割増制度

■ 無事故割引・事故割増（リザルトレーティング制度）

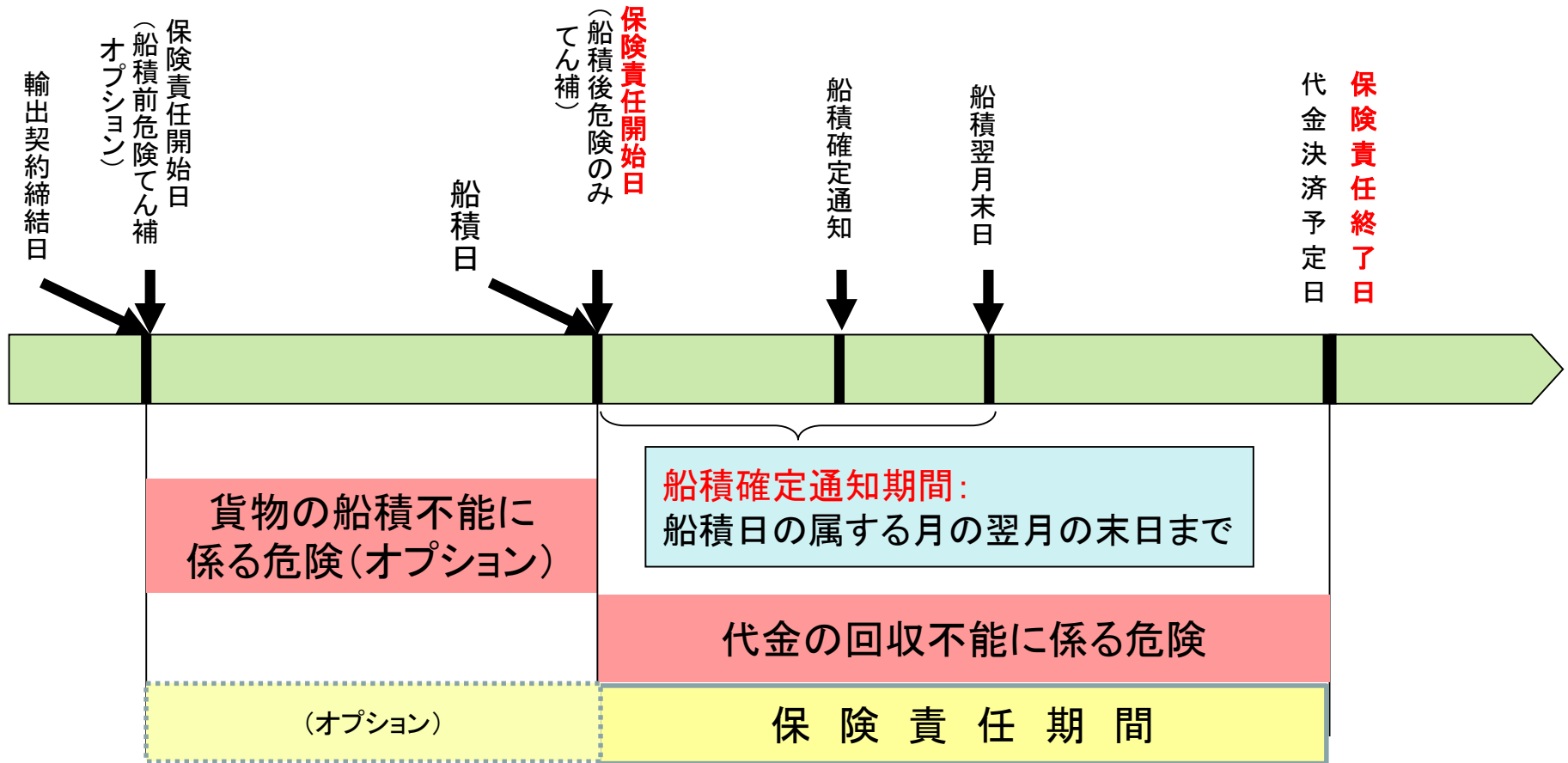
- ・簡易通知型包括保険を継続して2年以上ご利用いただいたお客様が対象
- ・船積後信用事故損害率に応じ割引、割増あり
- ・割引率は最大30%

(4) 保険責任期間と保険申込手続き

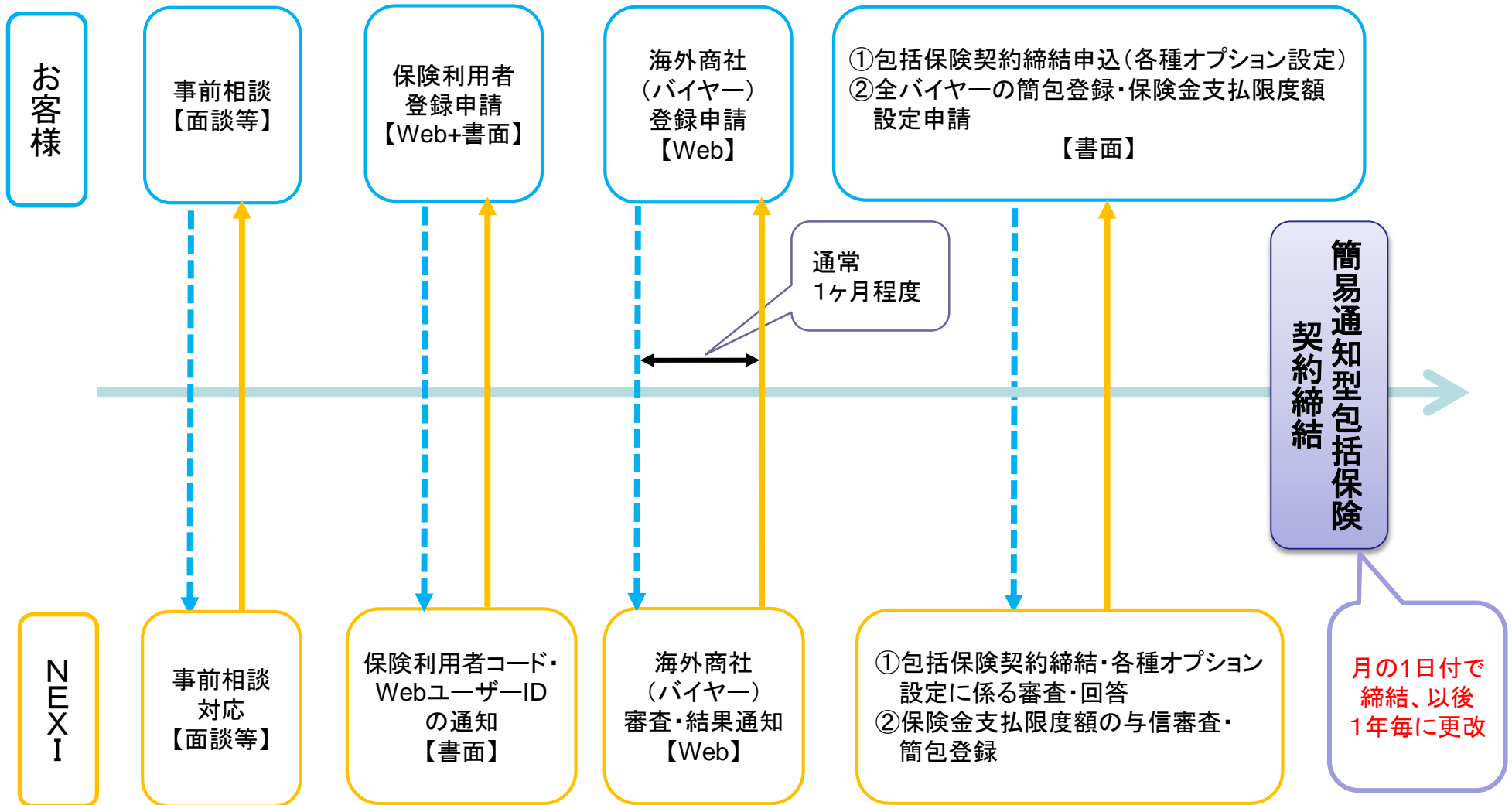
保険責任期間

保険責任期間

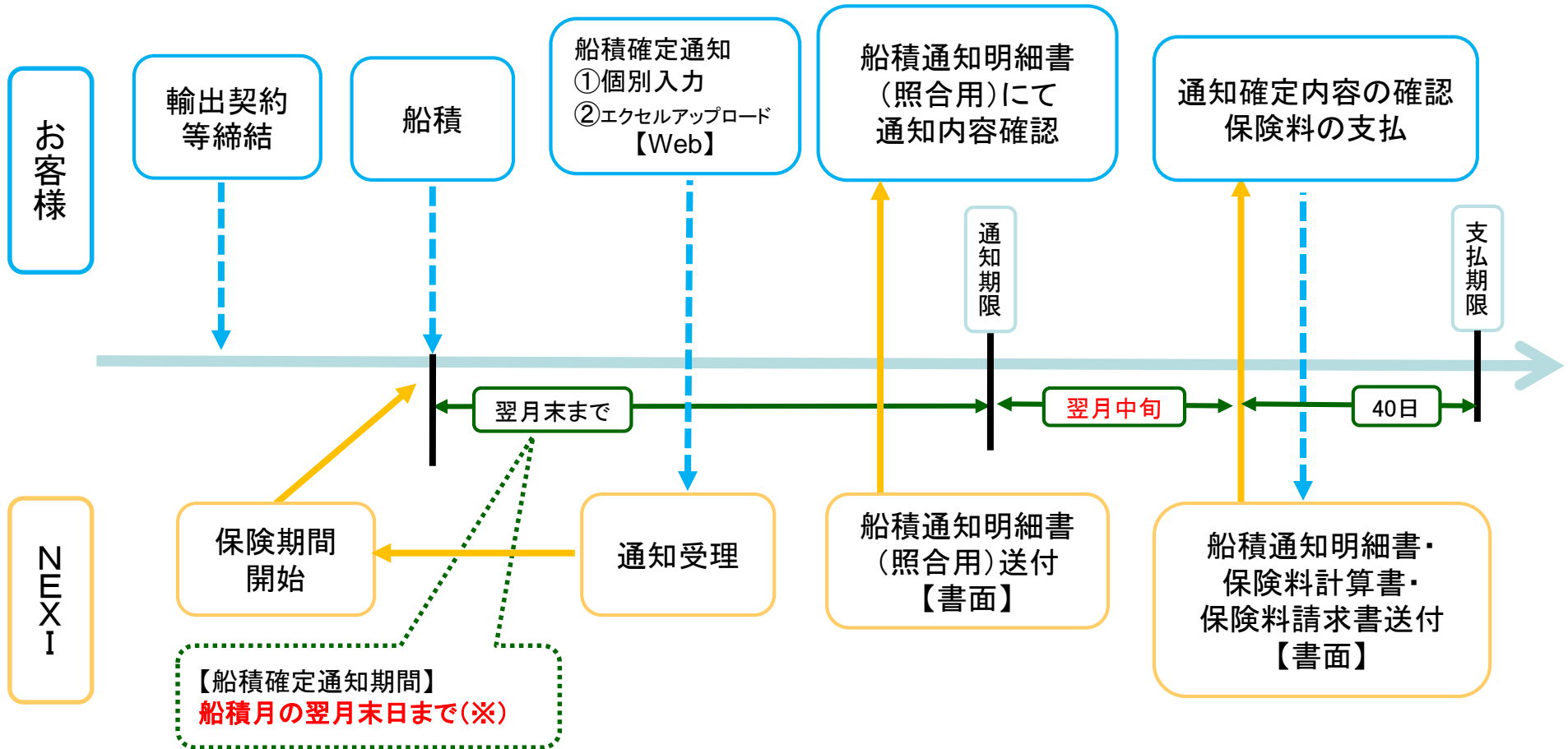
= 船積日 (船積前危険てん補の場合は輸出契約等締結日) から決済期限まで



申込手続フロー(事前手続)



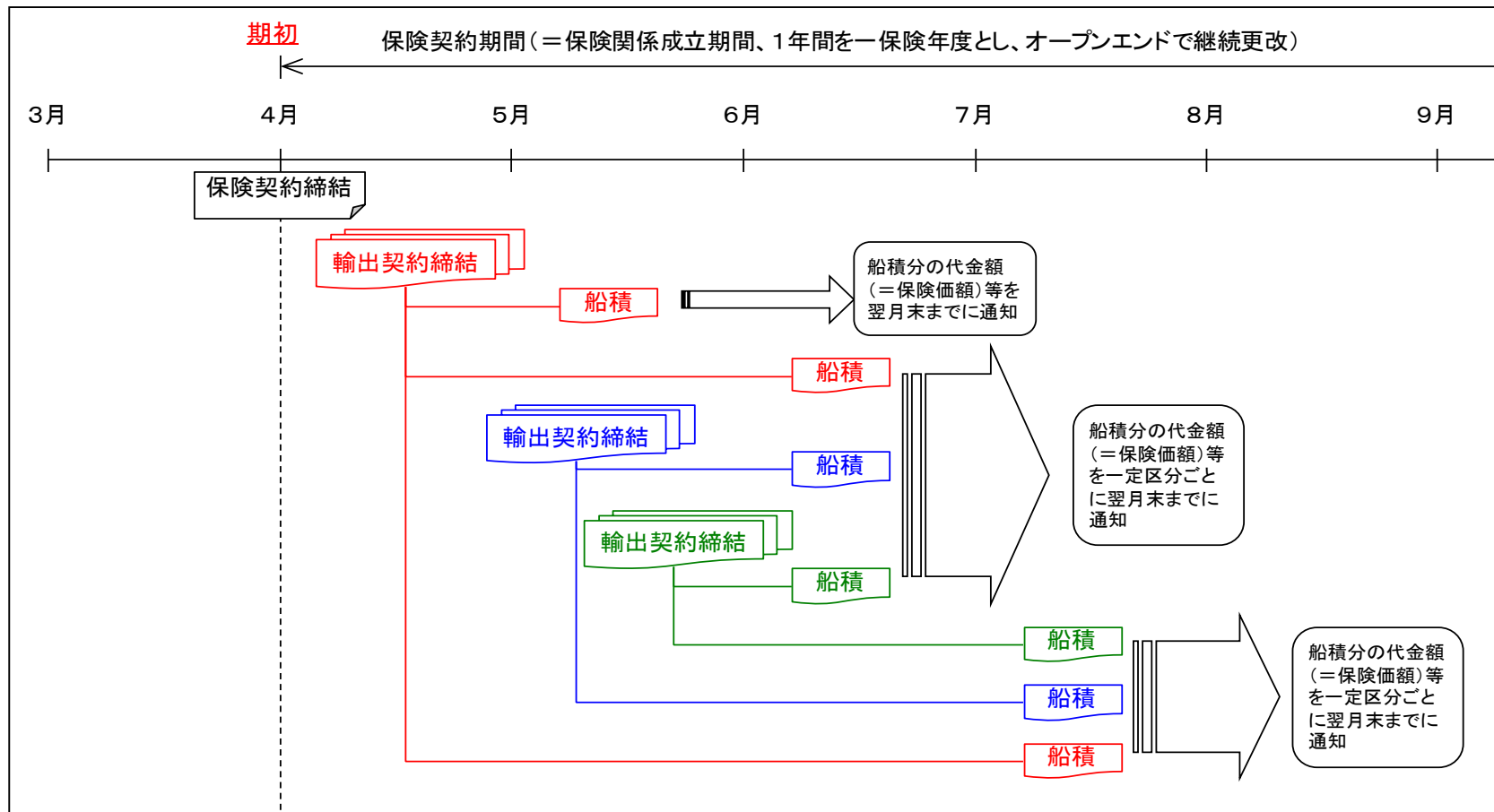
申込手続フロー(船積確定通知)



(※) 保険責任期間は、船積確定通知日ではなく、実際の船積日に遡及して開始いたします。
 通知期限を超過して通知を受けた場合は、通知受理日までの期間に発生した損失について
 てん補されない場合があります。遅滞、脱漏が判明した際には、速やかにNEXIにご相談ください。
 また輸出契約締結後に、国別引受基準・バイヤー格付変更による引受制限が生じた場合等、
 一定の要件下においては、「船積確定通知」によらず、「確定前通知」が必要となる場合があります。

<参考> 船積確定通知のイメージ

- ① 包括保険契約締結日以降に締結された輸出契約等が通知の対象
- ② 輸出契約等に基づいた船積実施分の代金額(=保険価額)等を船積みした月の翌月末までにバイヤー・仕向国・決済期間区分等ごとにまとめて通知することで保険関係が成立



<参考> 船積確定通知のイメージ

まとめ通知が可能な例

バイヤーⅠ

| 仕向国 | (船積後)決済期間 | 金額(百万円) |
|-----|-----------|---------|
| A国 | 30日 | 50 |
| A国 | 45日 | 100 |
| A国 | 90日 | 100 |
| A国 | 120日 | 100 |
| A国 | 180日 | 200 |

| 仕向国 | (船積後)決済期間 | 金額(百万円) | (船積後)決済期間 | 金額(百万円) |
|-----|-----------|---------|-----------|---------|
| A国 | 1~30日 | 50 | 31~60日 | 100 |
| A国 | 61~90日 | 100 | 91~180日 | 300 |

バイヤーⅡ

| 仕向国 | (船積後)決済期間 | 金額(百万円) |
|-----|-----------|---------|
| A国 | 30日 | 50 |
| A国 | 90日 | 100 |
| B国 | 90日 | 120 |
| B国 | 120日 | 90 |
| B国 | 150日 | 150 |

| 仕向国 | (船積後)決済期間 | 金額(百万円) | (船積後)決済期間 | 金額(百万円) |
|-----|-----------|---------|-----------|---------|
| A国 | 1~30日 | 50 | 61~90日 | 100 |
| B国 | 61~90日 | 120 | 91~180日 | 240 |

■ 決済期間区分(保険料計算区分)は以下の6区分


①前受 ②1~30日 ③31~60日 ④61~90日 ⑤91日~180日 ⑥181日~365日

■ バイヤーⅠ及びバイヤーⅡ向けの単月の船積実績が左表の場合、船積確定通知時は右表のように仕向国・決済期間区分に集約可能

(5) 主な留意点

< 申込時の留意点 > 告知義務

告知方法

 保険契約締結時、更改時、輸出契約等の相手方の新たな追加時、又は保険金支払限度額の増額時に、告知事項を確認して下さい。

告知事項に該当する場合、各申込/申請書の告知欄にて告知ください。

告知事項

- ① 輸出契約等の相手方との間で決済期限が設定される債権について、決済期限が到来しているにもかかわらず、予定通りに決済されず、**45日以上が遅延が発生し、告知の時点において解消されていないこと**
- ② 輸出契約等の相手方が、**操業停止状態にある**、又は**破産その他これに準ずる事由の準備段階にあること**を知ったこと
- ③ その他、損失を受けるおそれのある重要な事実のあることを知ったこと

記入内容が事実と相違した場合や告知内容に漏れがあった場合は、
保険契約を解除する場合があります

＜申込時の留意点＞安全保障貿易管理と輸出規制

安全保障貿易管理とは

- 武器や軍事的に転用される恐れのあるものが、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団等の恐れのある相手に渡らないよう、先進国を中心とした国際的な枠組み。

補完的輸出規制(キャッチオール規制)

- 外国為替及び外国貿易法に基づき輸出貨物や技術の提供に対する規制。
規制該当貨物等、懸念のある取引であるおそれのある場合には、事前に経済産業大臣の許可を取得する必要あり。

◆ キャッチオール規制の詳細は経済産業省安全保障貿易審査課へご確認ください。

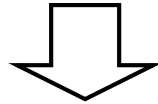
輸出契約等締結後、且つ船積前までに、対象貨物等がキャッチオール規制による インフォーム要件/客観要件に該当した場合(オプションにより船積前リスクのてん補を選択時のみ)

- ⇒ 別紙様式※により通知
- ⇒ 「確定前通知」により保険関係を成立させる
- ⇒ 適正な手続きを取った上で船積準備を進めた案件が、不許可となり、
輸出等が出来なくなった場合は、輸出不能事故の対象となる

※「輸出貿易管理令別表第1の16の項に該当する貨物等に係る取扱いについて」の別紙様式をご利用ください。
NEXIウェブサイトよりダウンロード可能。

輸出契約等の内容変更

輸出契約等の契約内容に変更が生じ、
NEXIが規定する**重大な内容変更**に該当する場合



内容変更通知

変更の生じた日の翌月末日まで、
かつ、内容変更等通知期限まで
(事故が発生するまで)

重大な内容変更とは

- ・船積日から代金の決済期限までの期間の変更
- ・支払保証の変更
- ・表示通貨の変更
- ・相手方、支払人、保証人の変更
- ・仕向国、支払国、保証国の変更

輸出契約等の内容変更

■ 内容変更等通知期限

「船積確定通知に記載された船積月の翌月の1日に決済期間(※)を加えた日」

(※) 船積日から決済期限までの日数(船積後期間)。

ただし実際の輸出契約等上の期間ではなく、船積確定通知時の決済期間区分のうち最も長い期間。

| 例 | 船積日 | 輸出契約等上の 決済期間(船積後期間) | 船積確定通知上の 決済期間区分 | 通知期限 |
|---|------------|------------------------|--------------------|--|
| ① | 2019/10/10 | 30日 | 1～ <u>30日</u> | 2019/12/1 (2019/11/1+ <u>30日</u>) |
| ② | 2019/10/10 | 45日 | 31～ <u>60日</u> | 2019/12/31 (2019/11/1+ <u>60日</u>) |

※ 内容変更等通知期限を経過して、内容変更をご通知頂いた場合

- 原則、内容変更の通知を受理することは出来ません。
- お客様から個別にご事情をお聞きし、特に NEXI が認める場合に限り、承認を行う場合があります。
- ただし、内容変更等通知期限の翌日から承認後の通知受理日までの間は、不てん補となります。

(6) よくあるお問い合わせ

よくあるお問い合わせ①

バイヤー毎に保険金支払限度額を設定する際、設定額に応じて保険料は変わりますか。将来の取引増加を見込んで、多めに設定したいのですが。



保険金支払限度額設定額の多寡により保険料は変わりません。
(※船積前危険てん補オプションを選択した場合は、船積前保険金支払限度額に保険料率を乗じて保険料を算出しますので、保険料に影響します。)

限度額設定にあたり、将来の取引見込みを考慮した設定希望額を提示いただきますが、設定希望額の妥当性および設定可能な範囲内かNEXIで審査させていただきます。

なお、直近の保険金支払限度額設定日から3ヶ月経過後であれば保険年度中1回に限り限度額の増額が可能ですので、取引状況に合わせて設定いただくこともできます。

よくあるお問い合わせ②

輸出契約上の決済条件が「T/T 30 days after B/L date」なので、決済期間区分「1～30日」で船積確定通知を行いましたが、その後の契約変更により、「T/T 60 days after B/L date」となりました。この場合、何か手続きは必要でしょうか。



輸出契約上の船積後期間が60日へ変更となる場合、船積確定通知上は「31～60日」の決済期間区分に該当することとなります。

決済期間区分の変更がある場合、「重大な内容変更」のうち「船積日から代金の決済期限までの期間の変更」に該当しますので、船積確定通知変更通知が必要となります。

企業総合保険と簡易通知型包括保険の特徴比較

| | 企業総合保険 | 簡易通知型包括保険 |
|--------------|----------------------------|---|
| ■ 包括契約単位 | 企業全体／部門単位／貨物単位 | 企業全体／部門単位 |
| ■ 保険の通知/申込方法 | 輸出契約毎 輸出契約締結の翌月末まで | <u>毎月の船積実績</u> 船積月の翌月末まで(まとめ通知可) |
| ■ てん補範囲 | 船積前危険 船積後危険 | <u>船積前危険てん補オプション選択可</u> 船積後危険 |
| ■ 対象契約 | 船積前期間の制限なし 船積後期間は原則2年未満 | 船積前期間1年以内 船積後期間1年以内 |
| ■ 保険責任開始時期 | 保険契約締結日(保険申込受理日) から開始 | 各船積日に遡及して開始 (船積前危険てん補オプション選択時 は各輸出契約締結日に遡及して開始) |

保険料比較

輸出契約額 : ￥10,000,000

支払条件 : T/T 60 days after B/L date (船積前期間30日、船積後期間60日)

| | 国 保険種類 | バイヤー 格付 | アメリカ、シンガポール等 (Aカテゴリー) | 中国、マレーシア等 (Cカテゴリー) | タイ、インド等 (Dカテゴリー) | 保険料計算 |
|----------|-----------------------------|------------|--------------------------|-----------------------|---------------------|--|
| 個別 保険 | 貿易一般保険 (個別保険) | EA格 | ￥38,100 (0.381%) | ￥73,200 (0.732%) | ￥88,500 (0.885%) | 輸出等契約ごと 左記は、船積前付保率 Maxの場合 (非常 95%・信用 80%) (最低保険料: 10,000円) |
| | | EF格 | ￥96,100 (0.961%) | ￥129,300 (1.293%) | ￥144,600 (1.446%) | |
| 包括 保険 | 貿易一般保険 (企業総合保険) | EA格 | ￥9,400 (0.094%) | ￥18,400 (0.184%) | ￥22,300 (0.223%) | 輸出等契約ごと |
| | | EF格 | ￥12,800 (0.128%) | ￥21,800 (0.218%) | ￥25,700 (0.257%) | |
| | 簡易通知型包括保険 (船後危険のみてん補の場合) | EA格 | ￥8,900 (0.089%) | ￥15,900 (0.159%) | ￥19,500 (0.195%) | 毎月のInvoice金額合計 ごと |
| | | EF格 | ￥12,700 (0.127%) | ￥19,700 (0.197%) | ￥23,300 (0.233%) | |

※ 貿易一般保険(個別)の付保率: 船前非常95%, 船前信用80%, 船後非常97.5%, 船後信用90%

5. 保険事故発生時の対応・ 保険金支払いと回収の概要



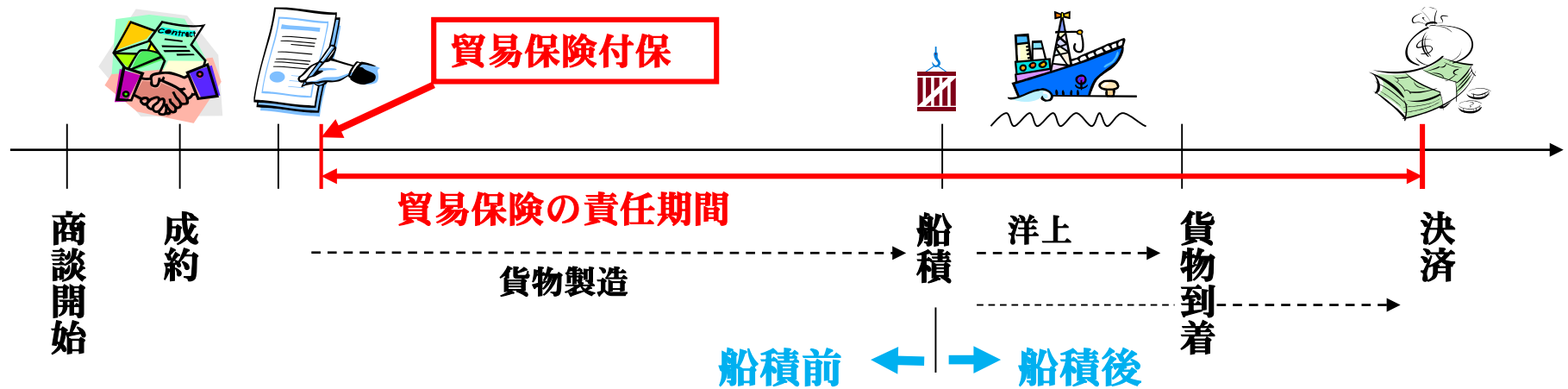
目次

- (1) てん補事由
- (2) 支払金額の算出方法
- (3) 保険金支払までの手続き
- (4) 注意が必要なポイント
- (5) 債権回収
- (6) サービサー回収制度
- (7) 保険事故関連のお問い合わせ先
- (8) 参考資料

(1) てん補事由

(1) てん補事由

貿易保険のてん補事由



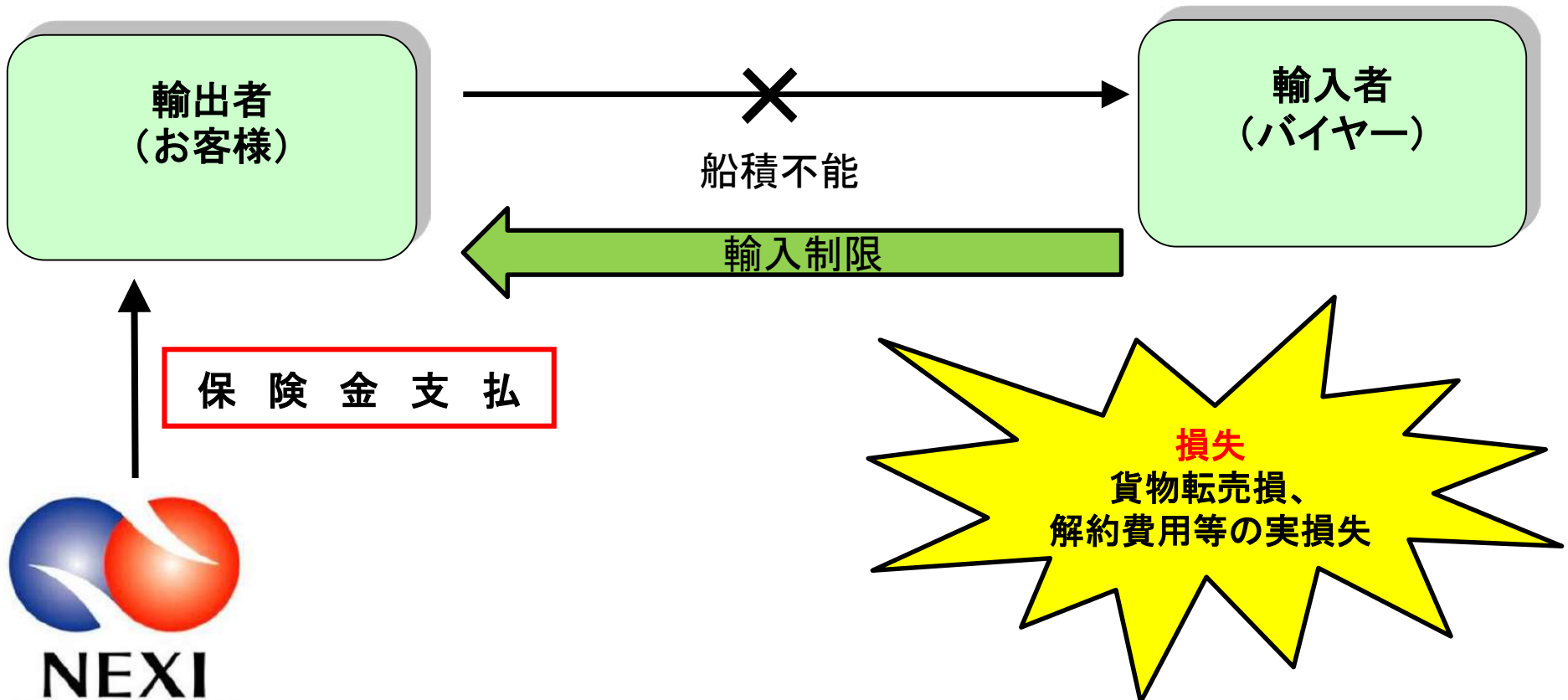
| | 船積前の事故【輸出不能】 | 船積後の事故【代金回収不能】 |
|-------|--|---|
| 非常リスク | <ul style="list-style-type: none"> ①為替取引の制限・禁止 ③戦争・内乱 ⑤政府間合意に基づく債務繰り延べ等の外貨送金遅延 ⑥我が国の輸出制限・禁止（船積前のみ） | <ul style="list-style-type: none"> ②仕向国の輸入制限・禁止 ④仕向国への輸送の途絶 など |
| 信用リスク | <ul style="list-style-type: none"> ・バイヤーの破産または破産に準ずる事由 ・公的バイヤーの一方的契約破棄 （民間バイヤーによる契約キャンセルは対象外） | <ul style="list-style-type: none"> ・バイヤーの破産 ・バイヤーの3月以上の債務履行遅滞 |

(1) てん補事由

～新たな輸入規制導入により損失が発生したケース～

A (非常・船積前／輸出不能)

<事故原因> 保険責任期間開始後、輸入国が新たな輸入規制を導入したため、輸出出来なくなった。(非常リスクによる輸出不能)

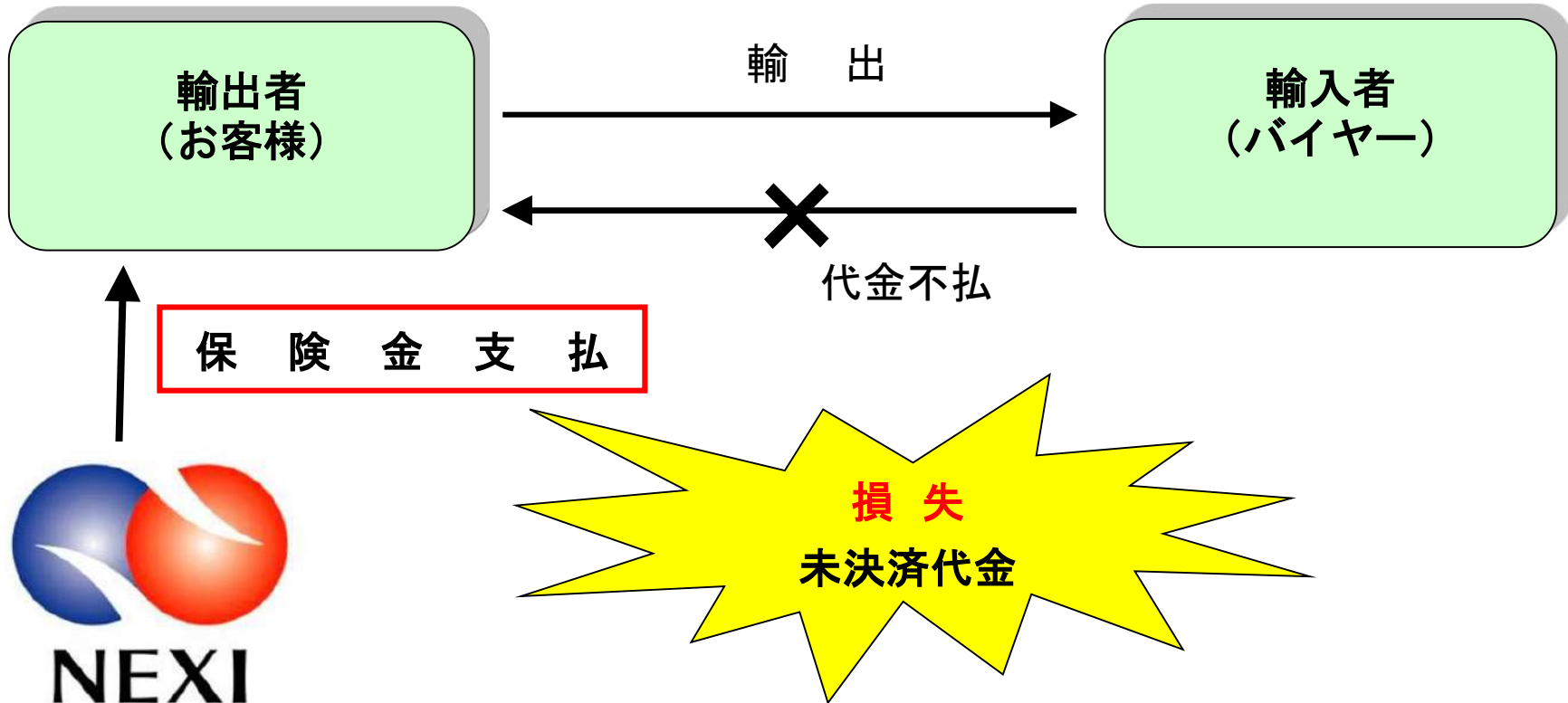


(1) てん補事由

～外貨不足により損失が発生したケース～

B (非常・船積後／代金回収不能)

＜事故原因＞中米のB国向けに輸出を行ったが、外貨不足を理由に代金回収が不能となる。
(非常リスクにより代金回収不能)

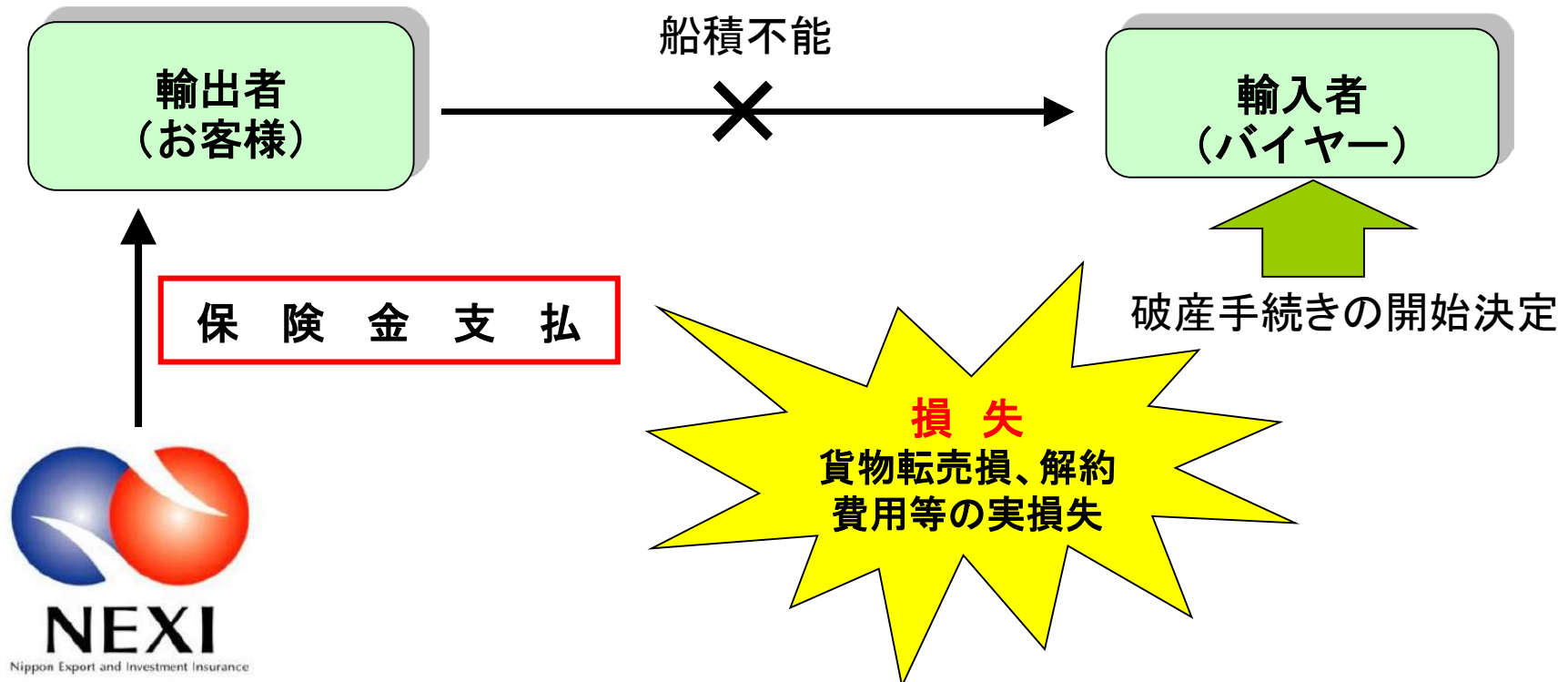


(1) てん補事由

～バイヤーの破産手続き開始の決定により損失が発生したケース～

C(信用・船積前／輸出不能)

<事故原因> 輸出契約締結後、貨物の製造途中でバイヤーが破産。
現地裁判所による「バイヤーの破産手続き開始決定」の公示がなされ、
貨物の輸出が出来なくなった。(信用リスクによる輸出不能)

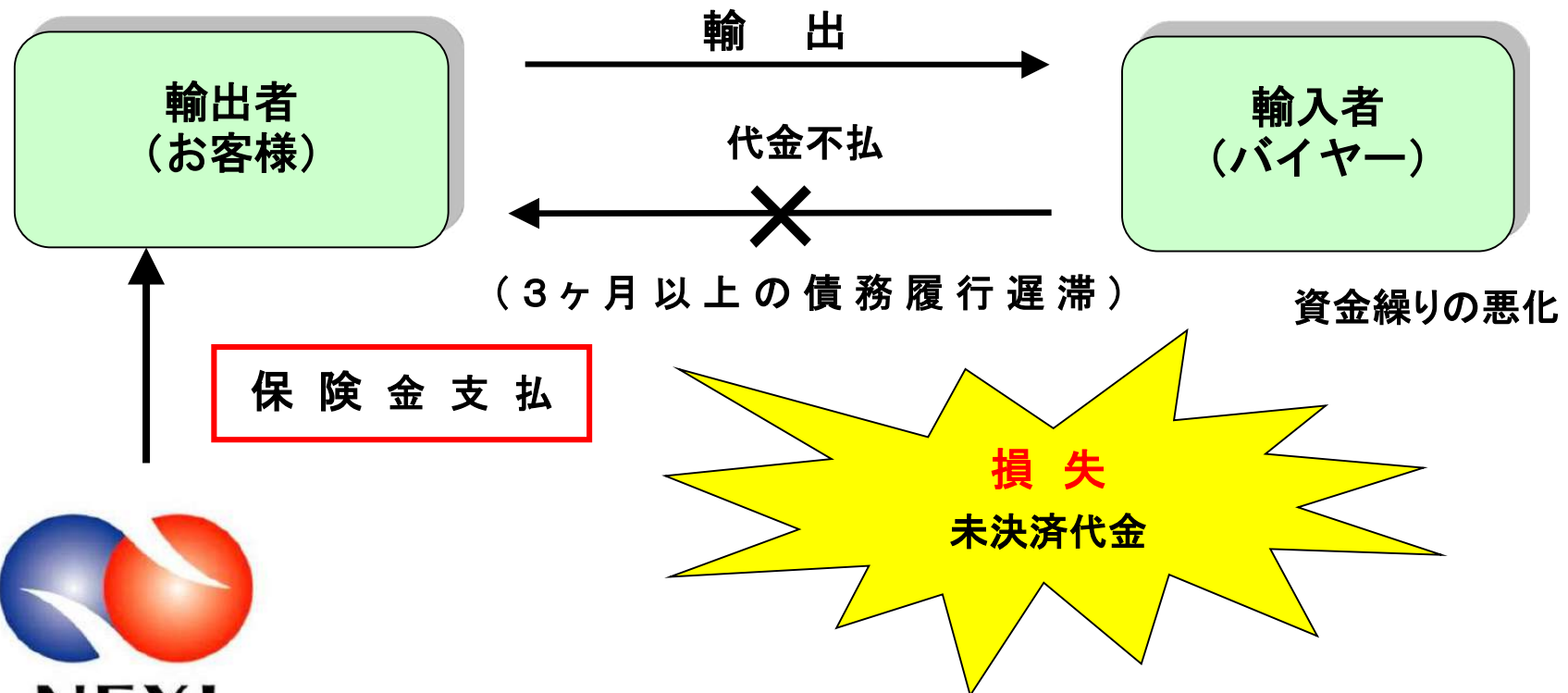


(1) てん補事由

～支払人の資金繰り悪化に伴う代金回収不能事故～

D(信用・船積後／代金回収不能)

<事故原因> 為替変動に起因するバイヤーの資金繰り悪化。(信用リスクによる回収不能)



(2) 支払金額の算出方法

(2) 支払金額の算出方法

てん補の対象となる損失

船積前事故＝輸出不能

○ 船積みできなくなった貨物の転売・処分損が対象

損失額の算定では貨物の製造・仕入原価が対象となります。

転売に係わる費用も対象となりますが、保険対象契約に係わる期待利益や未支出の費用は対象外です。

船積後事故＝代金回収不能

○ 未回収となった輸出・仲介貿易代金(後払額)が対象

(2) 支払金額の算出方法

保険金計算例(船積前事故＝実損てん補制)

貿易一般保険(設備財)包括保険(船積前・輸出不能)の例

支払保険金 = 損失額 × てん補率 (非常危険 95%
信用危険 80%) または 保険金額 のいずれか小さい方

保険金計算例 (船積後事故＝比例てん補制)

貿易一般保険(設備財)包括保険(船積後・代金回収不能)の例

支払保険金 = 損失額 × てん補率(保険証券記載の付保率)

支払保険金額算出方法の具体例は、(8)参考資料に記載しております。

(3) 保険金支払までの手続き

(3) 保険金支払までの手続きの流れ

事故発生時のフロー

< 貿易一般・船積後代金回収不能の場合 >

「損失のおそれが高まる事情発生通知義務」

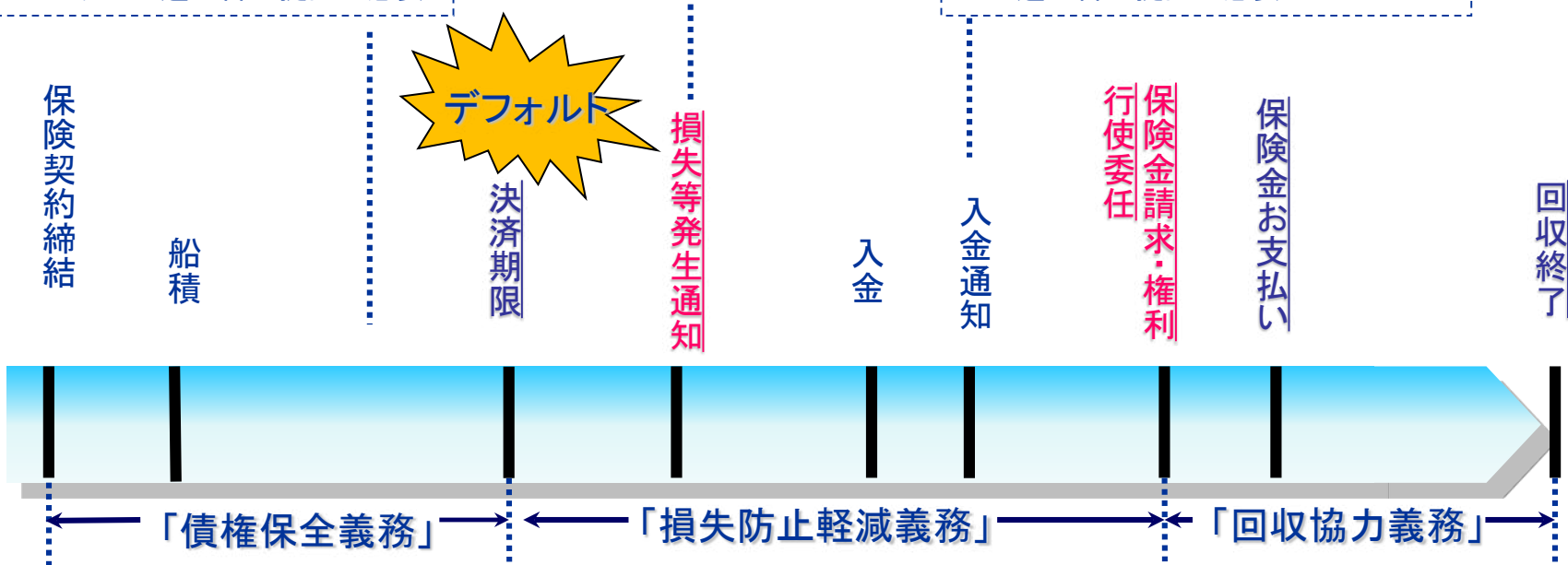
* 事情発生を知った日から原則15日以内に通知書の提出が必要

「損失等発生通知義務」

* 決済期限から45日以内に通知書の提出が必要

「入金通知義務」

* 損失等発生通知書提出以降に入金があった場合には、入金日から1ヶ月以内に通知書の提出が必要



各手続の詳細は(8)参考資料に記載しております。

(3) 保険金支払までの手続き

保険金請求に必要な提出書類(その1)

＜貿易一般・船積後代金回収不能の場合＞

1. 保険金請求書

2. 保険金請求経緯書

3. 未決済の事実及び当該未決済額を確認できる書類

- ・支払人が未決済額を確認した書類(債務確認書等)
- ・被保険者が未決済額を表明した書類等

4. 保険事故を確認できる書類

- ・破産手続開始の決定の場合には現地裁判所の公告、破産管財人の決定等、手続の開始を証する書類

5. 輸出契約等の成立及び内容を確認できる書類

- ・輸出契約書等、契約当事者双方のサインを確認できるもの

(3) 保険金支払までの手続き

保険金請求に必要な書類(その2)

6. 船積の事実及び内容を確認できる書類

- ・B/L、インボイス等船積書類の写し

7. 損失防止軽減義務の履行を確認できる書類の写し

- ・支払人への督促を確認できる書類
- ・貨物の保全が可能な場合は、保全したことを確認できる書類

8. 過去の取引状況を確認できる書類

○以上は主な必要書類の例示です。

詳細は、各保険種の「手続細則」をご覧ください。

○保険金請求書類の準備にあたり、不明な点がありましたら、
ご遠慮なくNEXIにお問い合わせください。

(4) 注意が必要なポイント

(4) 注意が必要なポイント

◆ 請求時に確認するお客様の約款上の義務

① 告知義務

② 債権保全義務

③ 損失防止軽減義務

④ 各種通知義務(事情発生通知・損失等発生通知・入金通知)

◆ その他主な留意点

◆ 保険金がお支払いできない事例

(4) 注意が必要なポイント

① 告知義務

保険申込み時の告知事項

1. バイヤーとの既存のお取引で期日通りに決済されず、**45日以上**の延滞が発生しており、保険申込時点で解消していない(既存のお取引とは、貿易保険の対象契約だけでなく、保険をご利用いただいていない契約も含まれます)。
2. 保険申込時点で、バイヤーが**操業停止状態**にある又は**破産**や**会社更生**の準備段階にある。
3. その他、損失を受けるおそれのある**重要な事実**
(**債務超過**、**私的整理**、**他の債権者による差し押さえ等**)を把握している。

※告知内容によっては、保険をお申込みいただいてもお引受できない場合があります。
また、お客様が、告知事項について、故意又は過失によって、これを告げず、
又は真実でないことを告げたときは、保険契約を解除する場合があります。

(4) 注意が必要なポイント

② 債権保全義務

貿易保険が付保されている債権について、
貿易保険が付保されていない場合と同様の注意をもって管理保全
に努めてください。

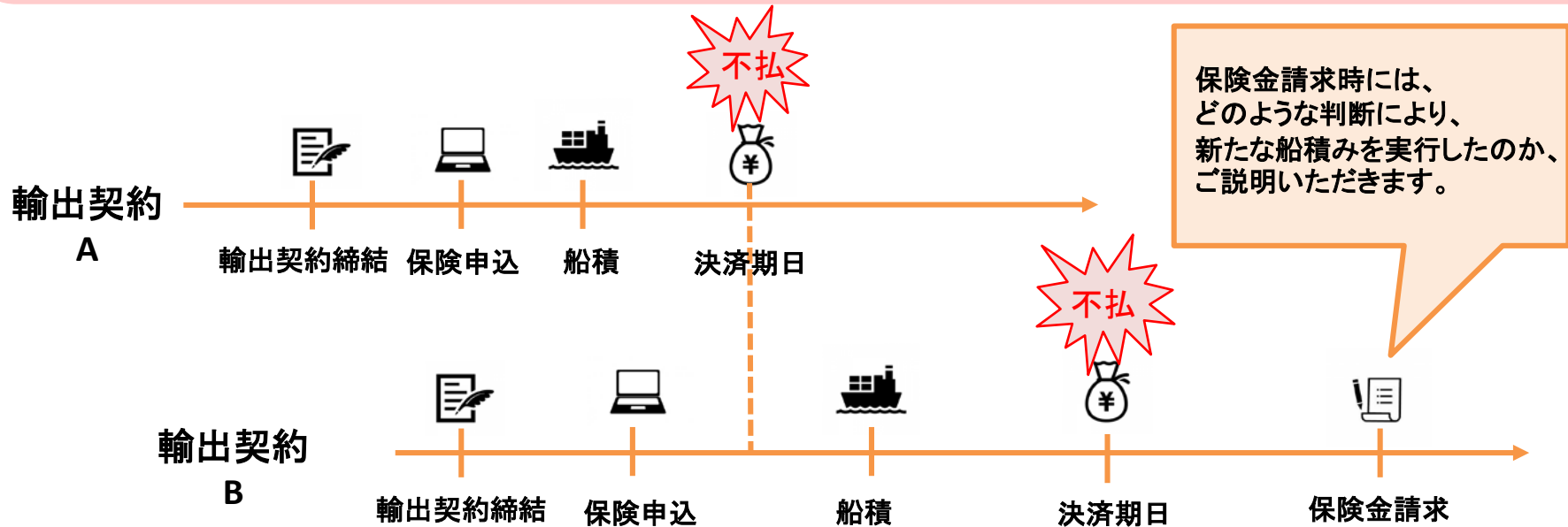
③ 損失防止軽減義務

損失発生に関する情報収集・分析、債権者が輸出契約上有する権利の行使、
また実施しておく必要がある債権者の権利保全のための措置等、
損失を防止し軽減するため一切の合理的な措置を実施する必要があります。
※損失防止軽減措置を講じた事項について、
エビデンスとなる書類、バウチャー類を取得し保存してください。

(4) 注意が必要なポイント

債権保全義務・損失防止軽減義務違反に該当する事例

既に延滞が発生している、又は財務状況が悪化していることを知っている状態で、合理的な理由なく新たな船積をし、結果的に延滞事故になった場合には、保険金をお支払いできない可能性があります。
 決済遅延発生時に未船積みの輸出契約残がある場合には、NEXIにご相談ください。



(4) 注意が必要なポイント

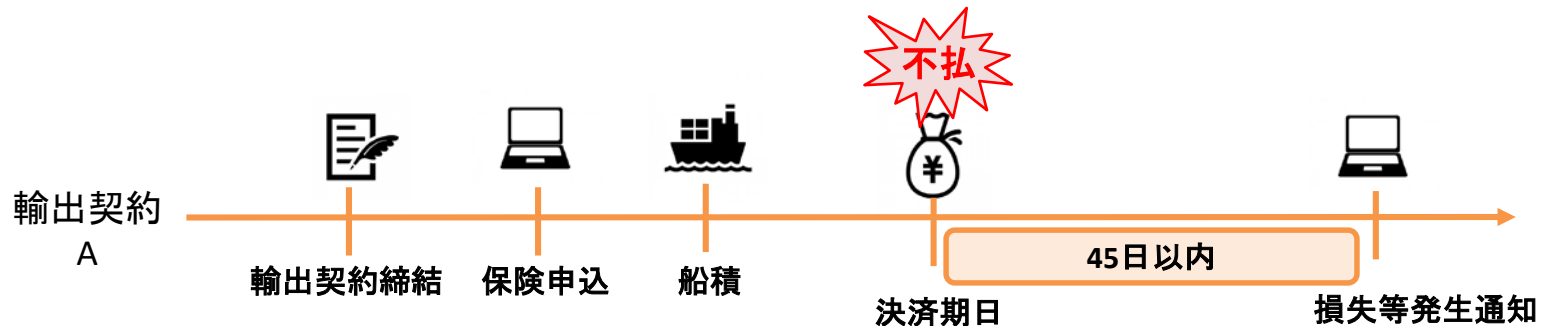
④ 各種通知義務 (事情発生通知、損失等発生通知、入金通知)

事情発生通知、損失等発生通知、入金通知を通知期限内に必ず提出してください。
(※提出を怠ると、保険金のお支払いができない場合があります。)

～損失発生通知の場合～

決済期日を過ぎても全額入金とならない場合、**決済期日から45日以内に**
NEXIに損失等発生通知を提出していただきます。

本通知は、**不払の事由**や**保険金請求意向の有無**に拘わらず、ご提出いただくものです。



通知漏れの事例は(8)参考資料に記載しております。

(4) 注意が必要なポイント

その他の主な留意点

◇書類の保管をお願いします◇

保険金請求書類が準備できない場合、保険金のお支払いに支障が生じることもあります。特に、輸出契約や代金に関するエビデンス取得・保管には、十分な注意が必要です。エビデンスレスで保険申し込みの場合でも、事故時にはエビデンスの提出が必要です。**両者サインのある契約書**も必要となりますのでご注意ください。

◇クレームがある場合◇

輸出契約等の相手方等と契約履行について紛争(クレーム等)がある場合には、**保険金のお支払いを留保する**場合があります。

◇保証金等がある場合◇

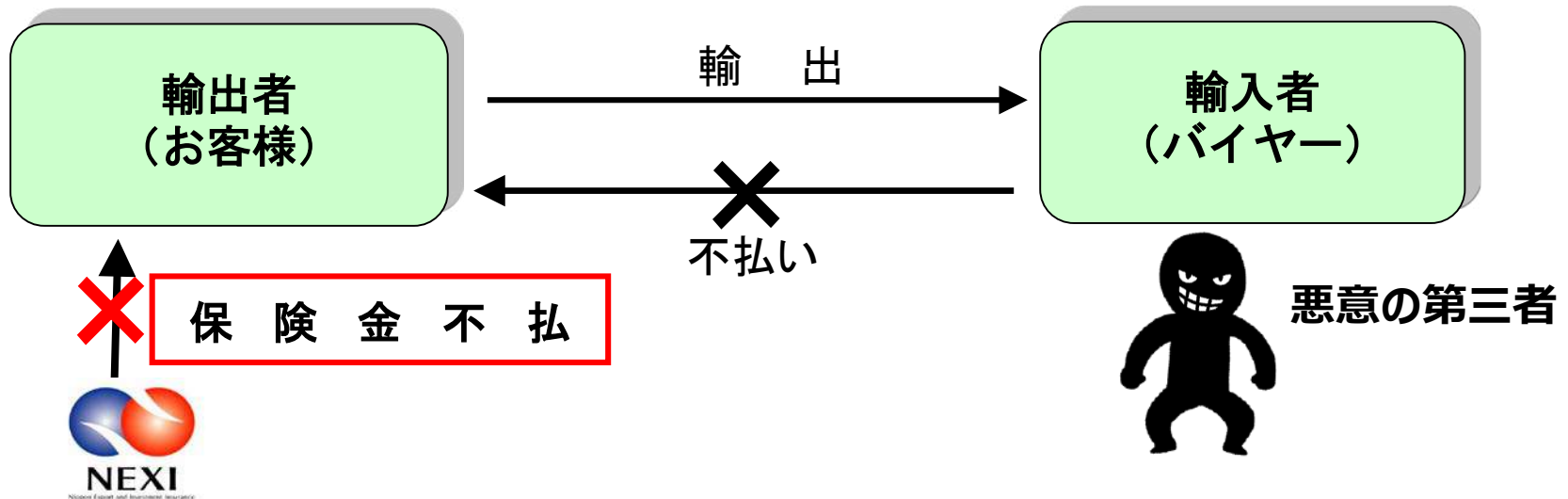
お客様が輸出契約等の相手方や第三者から付保対象の取引について保証金、預かり金、担保等(「保証金等」といいます。)を受領されている場合、**当該保証金等に相当する金額部分については、保険金支払いの対象となりません。**

上記留意事項の詳細は(8)参考資料に記載しております。

(4) 注意が必要なポイント

保険金がお支払いできない事例

近年、**輸出者とバイヤーの間に詐欺グループが介在した取引や、悪意の第三者がバイヤーになりすました取引**の相談が増えています。
このような場合、債務確認がとれず保険金をお支払できないこととなります。



その他免責・不払事項は(8)参考資料に記載しております。

(5) 債権回収

(5) 債権回収

➤ 保険金請求時

NEXIに対する権利行使等委任

保険金請求時に、保険金請求対象となる輸出契約等に係る権利について、権利行使等をする権限をNEXIに委任していただきます。

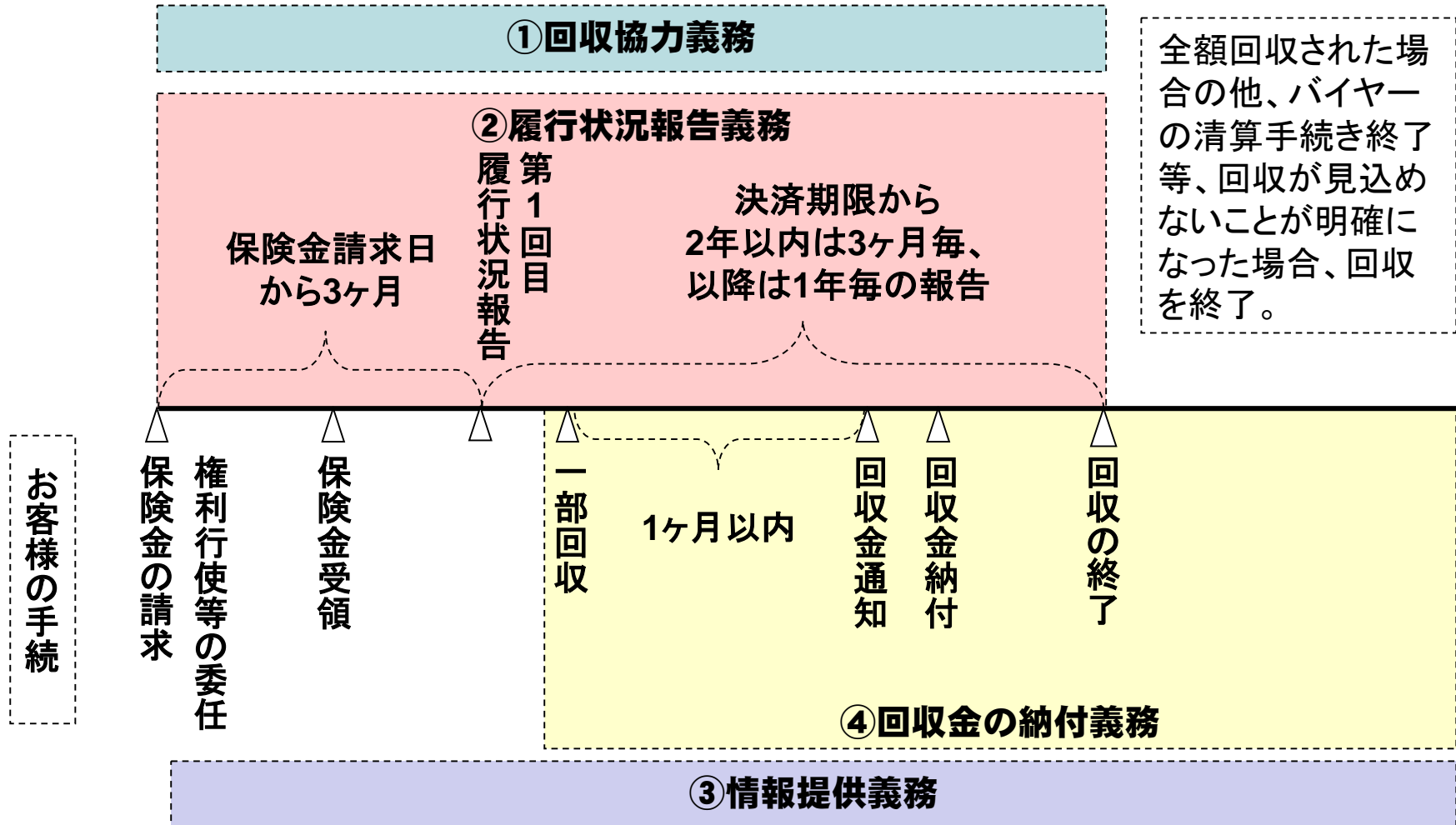
NEXIによる回収方針決定

サービスによる回収

お客様による回収(被保険者回収)

(5) 債権回収

➤ 回収に関する手続と義務



(5) 債権回収

➤ 保険金請求後の回収に関する義務

回収に関する義務は、主に以下の4つに分類されます。

- ① 回収協力義務
- ② 履行状況報告義務
- ③ 情報提供義務
- ④ 回収金の納付義務

(5) 債権回収

➤ ① 回収協力義務

- 原則として、保険金支払以降はサービサー回収に移行いたします。
- ただ、お客様側で回収交渉を継続いただくことが合理的と判断される場合等には、NEXIよりお客様に必要な行為の実施をお願いする場合があります。その場合は、指示の通り回収に協力していただく必要があります。

具体例) 回収交渉のための出張、
債権登録手続、裁判手続

(5) 債権回収

➤ ② 履行状況報告義務

NEXIから回収につき指示があった場合には、指示内容の履行状況について定期的にご報告ください。

(報告頻度)

決済日から2年以内 : 3ヶ月に1度

決済日から2年経過後 : 1年に1度

➤ ③ 情報提供義務

債務者の財産に対し法的手続が行われたこと(e.g.破産)、既に行われている法的手続に変化が生じたことを知った時には、上記の履行状況報告義務とは別に、NEXIへご報告いただく必要があります。

(5) 債権回収

➤ ④ 回収金の納付義務

バイヤーからお客様へ直接支払があった場合には、回収金受領日から1ヶ月以内にNEXIへ通知してください(※)。その後、NEXIが計算した納付額を指定日までにお振り込みください。

(※) 通知書の提出が遅れると違約金が発生しますので注意が必要です。

(5) 債権回収

➤ 回収費用の負担

- 回収の履行において費用が生じた場合、NEXIとお客様の債権額に応じた按分負担となります。

(例) サービスの成功報酬、回収交渉のための出張費用、
バイヤーの資産調査費用等

- ただし、最終的に回収費用が回収金を超過した場合は、超過分費用はNEXIが全額負担いたします。

(5) 債権回収

➤ 回収方針と回収行為の具体例(その1)

| | |
|-------------|--|
| <p>回収状況</p> | <p>バイヤーが輸出代金支払いを延滞し、保険事故が発生。被保険者はメールと電話で督促を試みるも、連絡がなかなかつかない状況。</p> |
| <p>回収方針</p> | <p>当面、サービサーからバイヤーに対する督促を継続する。一定期間内に支払がなければ、法的措置開始を検討する。</p> |
| <p>回収行為</p> | <p>サービサーからバイヤーに対する督促・交渉を行い、バイヤーとリスケ契約を締結して回収を図る。</p> |

※回収状況の変化に応じ回収方針を変更します。

(5) 債権回収

➤ 回収方針と回収行為の具体例(その2)

| | |
|------|--|
| 回収状況 | リスク契約を締結したが、契約通り支払ってきたのは1回きりで、バイヤーが破産した。 |
| 回収方針 | バイヤーの管財人に対し、債権登録を行い、配当金の受領を待つ。 |
| 回収行為 | 被保険者による債権登録、及びその後の配当手続が完了するまでモニタリングする。 |

(6) サービサー回収制度

(6) サービサー回収制度

➤ サービサー回収制度①

- サービサーとは、債権者から委託を受けて債権回収を専門に扱う会社、又は弁護士事務所のことです。
- 自らの拠点事務所もしくは提携法律事務所等との協力により回収を実施します。

➤ NEXIが提携しているサービサーの例

1. ABC-AMEGA Inc. (米)
2. Clyde & Co (英)
3. Global Recovery Group (米)

(6) サービス回収制度

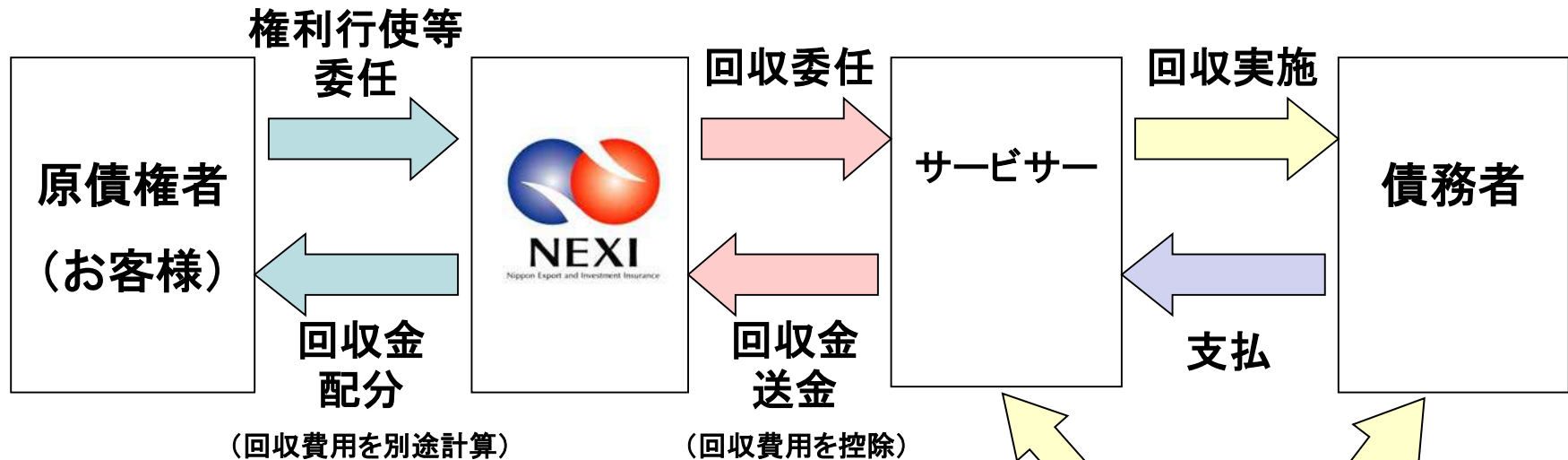
➤ サービス回収制度②

サービス活用のメリット

- ◆ 債権管理・回収業務アウトソースによる
お客様の業務負担軽減
- ◆ 債務者所在国固有の債権回収に関する慣習、
法制度に関する知見・情報の利用
- ◆ 債務者との緊密な回収交渉が可能

(6) サービス回収制度

➤ サービス回収制度③



サービスの回収実施手段

- ① 債務者への緊密な督促継続
- ② 分割返済の合意とフォローアップ
- ③ 法的手続き(仲裁・訴訟等)

連携・協力

提携法律事務所等

回収実施

(7) 保険事故関連のお問い合わせ先

保険事故・保険金請求・債権回収に関するご質問は、
ご遠慮なく下記までお願いいたします。

＜お問い合わせ先＞

債権業務部 査定グループ・回収グループ

TEL:0120-673-094(フリーダイヤル)

(8) 参考資料

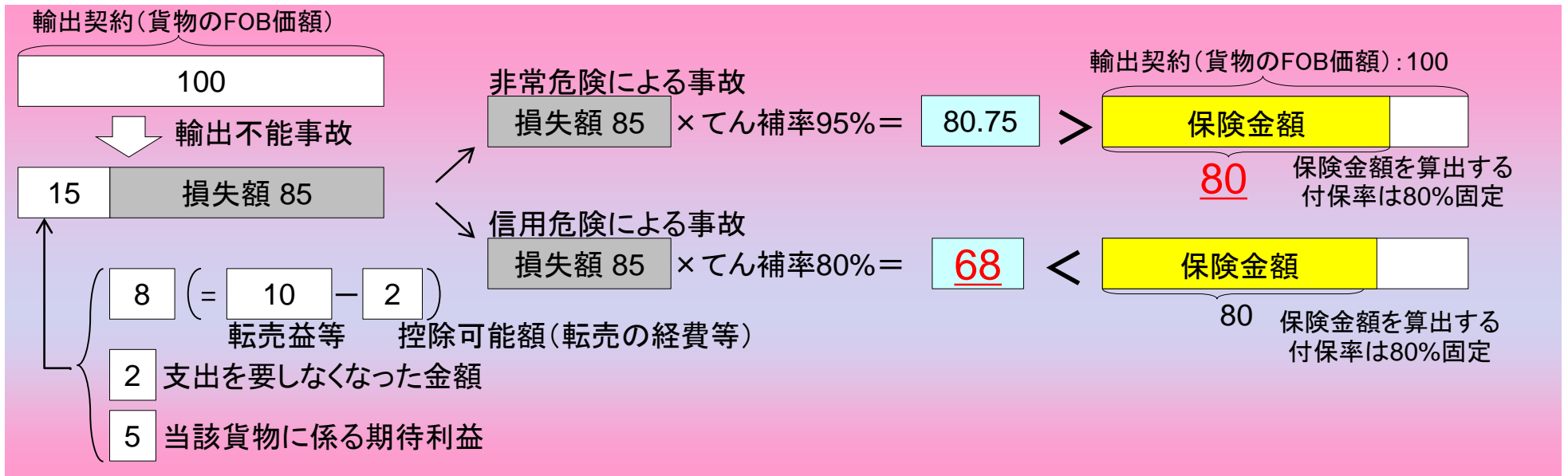
支払金額の算出方法

保険金計算例(船積前事故＝実損てん補制)

貿易一般保険(設備財)包括保険(船積前・輸出不能)の例

$$\text{支払保険金} = \text{損失額} \times \text{てん補率} \begin{pmatrix} \text{非常危険 95\%} \\ \text{信用危険 80\%} \end{pmatrix} \text{ または } \text{保険金額} \text{ のいずれか小さい方}$$

以下の事例では非常危険の場合は80百万円、信用危険の場合は68百万円のお支払いとなります。 (単位:百万円)



支払金額の算出方法

保険金計算例（船積後事故＝比例てん補制）

貿易一般保険(設備財)包括保険(船積後・代金回収不能)の例

$$\text{支払保険金} = \text{損失額} \times \text{てん補率(保険証券記載の付保率)}$$

以下の事例では非常危険の場合は97.5百万円、信用危険の場合は90百万円のお支払いとなります。(単位:百万円)

輸出契約上の代金額(未回収額) : 100

非常危険による事故

損失額100

$$\times \text{てん補率} 97.5\% = \underline{97.5}$$

信用危険による事故

損失額100

$$\times \text{てん補率} 90\% = \underline{90}$$

※保険金額の範囲内

保険金支払までの手続き

① 事情発生のお知らせ

損失を受けるおそれが高まる事情発生を知った時(※)には、これら情報を確認した日から原則15日以内に「**事情発生通知書**」を提出します。

(※) 貿易一般保険(個別保険)の例:

- バイヤーの債務保証契約等の変更や破棄
- バイヤー・支払人・信用補完措置を行う者の破産手続き開始の決定やこれに準ずる事由の発生
- プロジェクト遂行を著しく阻害する環境社会配慮上の問題発生

保険金支払までの手続き

② 損失等発生のお知らせ

輸出不能事故や代金回収不能事故等が発生した場合には、損失の発生もしくは決済期限から45日以内に「損失等発生通知書」を提出します。

※以下の保険種については、WEB上で損失等発生通知が行えます。

- ・貿易一般保険(船積後のみ)
- ・中小企業・農林水産業輸出代金保険

保険金支払までの手続き

③ 入金通知

損失等発生通知を提出いただいた後、輸出契約等の相手方から入金があった場合には、入金日から1月以内かつ
保険金請求前に「入金通知書」を提出します。

※以下の保険種については、WEB上で入金通知が行えます。

- ・貿易一般保険(船積後のみ)
- ・中小企業・農林水産業輸出代金保険

保険金支払までの手続き

④ 保険金の請求(その1)

- ・損失等発生通知を行った日以降、保険金の請求ができます。
- ・保険金請求期間は、請求が可能となる日から9ヶ月以内 *
です。

*「3ヶ月以上の債務履行遅滞」の場合は、決済期限から3ヶ月を経過した日以降、決済期限から9ヶ月以内です。

保険金支払までの手続き

④ 保険金の請求(その2)

- ・特に調査を要する場合を除き、NEXIは原則2ヶ月以内に保険金をお支払いいたします。

注意が必要なポイント

通知漏れの事例

- ①通知提出期限の起算日である「損失の発生した日」を正しく認識していなかった。
- ②支払人から送金を行ったとの連絡があり、入金を待つ内に通知期限を超過してしまった。
- ③支払遅延の理由は支払人側の事務手続きの問題であるから、信用悪化でなければ通知をせずとも良いと判断し、通知をしなかった。
- ④支払遅延の理由は支払人側がクレームを主張し、支払いを留保しているものであるから、信用悪化でなければ通知せずとも良いと判断し、通知をしなかった。

注意が必要なポイント

その他主な留意点

保険金請求に必要な書類が準備できない場合、保険金のお支払いに支障が生じることもあります。特に、輸出契約や代金に関するエビデンス取得・保管には、十分な注意が必要です。

(保険金支払いのため調査に時間を要した事例)

- ① 輸出契約書他バイヤーとの合意文書の確認に調査を要した。
- ② 仲介貿易部分について契約上の物流と船積書類から確認できる物流の整合性の確認に調査を要した。

注意が必要なポイント

その他主な留意点

エビデンスレスで保険申し込みの場合でも、事故時にはエビデンスの提出が必要です。

- 保険種によっては、エビデンスレスで保険申し込みができますが、あくまで「保険申込時に輸出契約書等の添付は不要」ということであり、後日、事故が発生した際には、全てのエビデンスをご提出頂き、締結されていた保険契約及びその内容が適切であったかの確認を行います。
- 両者サインのある契約書も必要となりますので、ご注意ください。

注意が必要なポイント

その他主な留意点

輸出契約等の相手方等と契約履行について紛争（クレーム等）がある場合には、保険金のお支払いを留保する場合があります。

- 製品及びサービス等について、輸出契約等の相手方との間でクレーム等の紛争がある場合
- 役務契約の相手方からProvisional Acceptance Certificate (PAC) やFinal Acceptance Certificate (FAC) が発行されず債権が確定しない場合
- 信用状取引において、信用状発行銀行がディスクレパンシーを主張し関係書類の引き取りを拒絶した場合

このような場合、裁判や仲裁等、輸出契約等に定める紛争解決手段が実施され、債権額を確定させていただく必要があります。

注意が必要なポイント

その他主な留意点

輸出契約等の相手方から保証金等を受領している場合

お客様が輸出契約等の相手方や第三者から付保対象の取引について保証金、預かり金、担保等（「保証金等」といいます。）を受領されている場合、当該保証金等に相当する金額部分については、保険金支払いの対象となりません。

（当該保証金等は不払いが生じた時点で弁済金として当該未払債務に充当されることになり、損失額の対象とはなりません。）

免責・保険金不払い事項

お客様にご注意いただくポイントを記載しています。円滑に保険サービスの手続きを進める為にも、お客様にはご留意いただくようお願いいたします。

(記載内容)

1. 主な免責事項(保険金をお支払いできない場合)
2. 保険金不払い又は返還となる場合
3. 保険契約解除となる場合
4. 特約書解除又は失効となる場合
5. お客様に履行していただく約款上の義務について
6. その他ご注意いただきたい主な事項

※詳細は「重要事項説明書」に掲載されております。
NEXIウェブサイトよりダウンロードできます。

免責・保険金不払い事項等

1. 主な免責事項

- お客様の故意又は重大な過失により生じた損失
- 貨物の滅失、き損、だ捕、その他貨物について生じた損失
- 輸出契約等に関してお客様の法令違反があった場合において生じた損失
- 保険責任の開始日前にてん補事由が生じたときの損失
- お客様の告知義務違反により解除した保険契約の損失
- お客様と輸出契約等の相手方が、本支店関係にある、もしくは特定の人的関係・資本関係がある場合における信用危険に対する損失
- お客様が日本貿易保険の承認を受けずに保険の目的を譲渡した場合、当該保険の目的に関する損失

免責・保険金不払い事項等

2. 保険金不払い又は返還となる場合

- お客様の過失（重大な過失を除く）により損失が発生したとき
- お客様が故意又は過失により事実を告げなかったとき、又は真実でないことを告げたとき
- 故意又は重大な過失により、保険の申込、重大な内容変更の通知及び保険料の納付を遅滞、又は脱漏したとき
- 輸出契約等が無効であったとき
- お客様が約款もしくは特約書の条項に違反したとき

免責・保険金不払い事項等

3. 保険契約解除となる場合(その1)

- 保険申込み時、お客様が損失を受けるおそれのある重要な事実のあること(告知事項)について、故意又は過失により日本貿易保険にこれを告げず、又は真実でないことを告げたとき
- 指定日までに保険料又は延滞金の全額を納付しなかったとき
- 不正競争防止法の贈賄に関する規定に違反したとき
- お客様が約款の条項に違反したとき

免責・保険金不払い事項等

3. 保険契約解除となる場合(その2)

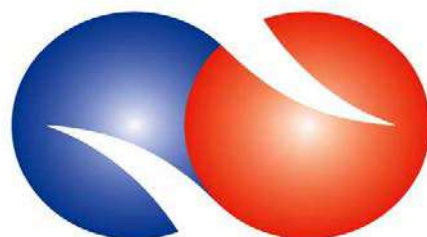
- お客様が輸出契約等の重大な内容変更の承認申請を行った場合であって日本貿易保険が当該変更を承認しなかったとき、又は承認を得る前にお客様が内容変更通知を行ったとき
- お客様が輸出契約等の重大な内容変更について、事前に日本貿易保険の承諾をとり、その際に付せられた条件が成就されていないにもかかわらず内容変更の通知を行った場合

免責・保険金不払い事項等

4. 特約書解除又は失効となる場合

- 故意又は重大な過失により、保険申込み、重大な内容変更の通知又は保険料の納付を延滞、脱漏したとき
- 特約期間中に、外国為替及び外国貿易法等の命令が改正され、日本貿易保険との特約又は約款の改定申込みに保険契約者が応じないとき
- お客様について、破産手続開始等の決定又は外国の法令上これに準ずる手続があったとき、お客様に関する部分については特約書は失効となる

6. 海外投資保険の概要



NEXI

Nippon Export and Investment Insurance

1. 海外投資保険の投資形態

■ 海外投資保険とは

本邦企業等が海外に有する**株式や不動産等の権利**について、非常リスク(外国政府による収用・権利侵害、戦争・天災、送金不能)による損失をカバーする保険

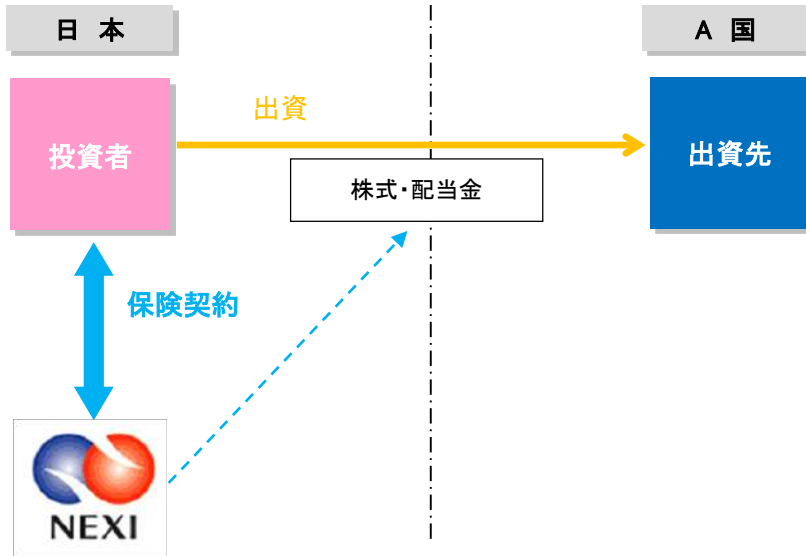
特徴：投資形態に応じて、以下2種類の約款で引受

| 投資形態 | 保険種 |
|--------------------|--------|
| 1 出資に対する保険 | 株式等約款 |
| 2 不動産に関する権利等に対する保険 | 不動産等約款 |

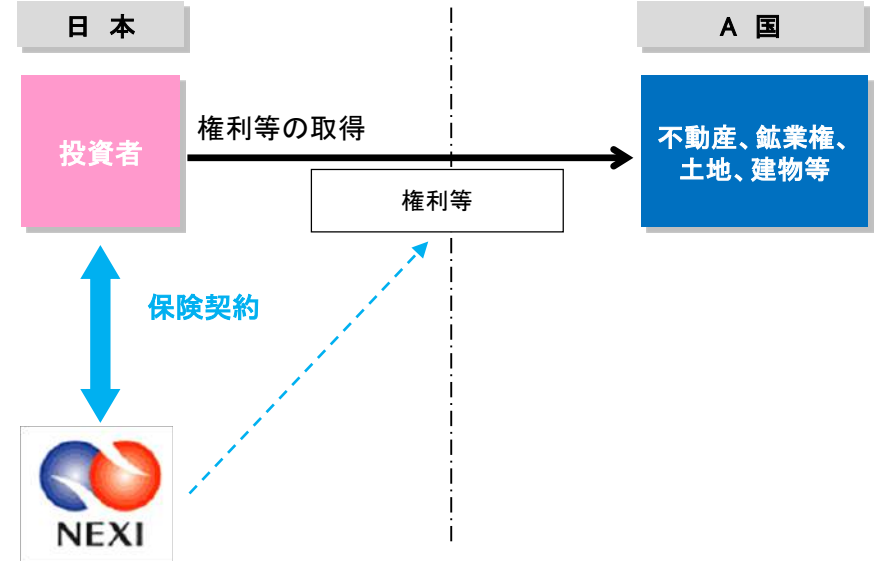
- 海外投資保険の対象となる投資形態は、**出資(海外法人を通じた投資)**と、**不動産等に関する権利等(本邦企業等が海外法人を介さず行う投資)**の2種類のみ。
 →**株式や不動産に関する権利等の所有者が被保険者となる。**
- 直接投資のみならず、中間法人を経由した再投資についても保険利用が可能。

1. 海外投資保険の投資形態

出資



不動産に関する権利等



2. 海外投資保険のてん補リスク

■ 海外投資保険とは

本邦企業等が海外に有する株式や不動産等の権利について、非常リスク(外国政府による収用・権利侵害、戦争・天災、送金不能)による損失をカバーする保険

特徴：以下3種類の基本カバーの組み合わせが可能

てん補するリスクは以下の3種類(選択可能)

- 外国政府等による収用・権利侵害リスク (※不動産等に関する権利等は収用のみ)
 - 外国で発生した戦争等・天災等リスク
 - 為替取引の制限等による送金不能
- 基本の約款カバーに加え、各種特約を付すことにより、カバーの追加が可能(後述)。

2. 海外投資保険のてん補リスク ①収用・権利侵害リスク

| 対象となるリスク | カバーする損失 |
|--|--|
| <p>外国政府等による 被保険投資の目的の収用</p> | <p>(出資の場合) ・本邦企業が所有する<u>出資持ち分(株式)や配当金支払請求権を外国政府等に奪われたことにより受ける損失</u></p> <p>(不動産に関する権利等の場合) ・本邦企業が所有する<u>不動産に関する権利等を外国政府等に奪われたことにより受ける損失</u></p> |
| <p>外国政府等の投資先企業に対する権利侵害による事業不能等</p> <p>※不動産等に関する権利等は対象外</p> | <p>(出資の場合) ・投資先企業が<u>重要資産等を外国政府等により侵害されたことにより損害を受けて、事業不能等が生じたことにより受ける損失</u></p> <p>「事業不能等」とは： <u>①事業継続不能</u> <u>②破産手続開始の決定等</u> <u>③銀行の取引停止</u> <u>④1月以上の事業休止</u> をいう。</p> |

2. 海外投資保険のてん補リスク ②戦争等・天災等リスク

| 対象となるリスク | カバーする損失 |
|---|---|
| <p>外国で発生した戦争等(戦争、革命、テロ行為その他の内乱、暴動または騒乱)</p> | <p>(出資の場合) ・<u>投資先企業が戦争等により損害を受けて、事業不能等が生じたことによる損失</u></p> <p>(不動産に関する権利等の場合) ・被保険者が戦争等により不動産に関する権利等について損害を受けて、当該権利等を<u>事業の用に供することができなくなったことによる損失</u></p> |
| <p>外国で発生した天災等(天災、国連制裁、ゼネラルストライキ、原子力事故等)</p> | <p>(出資の場合) ・<u>投資先企業が天災等により損害を受けて、事業不能等が生じたことによる損失</u></p> <p>(不動産に関する権利等の場合) ・被保険者が天災等により不動産に関する権利等について損害を受けて、当該権利等を<u>事業の用に供することができなくなったことによる損失</u></p> |

2. 海外投資保険のてん補リスク ③送金不能リスク

| 対象となるリスク | カバーする損失 |
|------------------------------|---|
| 外国において実施される為替制限等による配当金等の送金不能 | <p>(出資の場合)</p> <p>・<u>配当金や株式譲渡代金等を、外国における為替制限・禁止、戦争等による為替取引の途絶、外国政府等による管理、送金許可の取消等により、2ヶ月以上の期間本邦に送金できないことによる損失</u></p> <p>(不動産に関する権利等の場合)</p> <p>・<u>権利等の譲渡代金等を、外国における為替制限・禁止、戦争等による為替取引の途絶、外国政府等による管理、送金許可の取消等により、2ヶ月以上の期間本邦に送金できないことによる損失</u></p> |

3. 海外投資保険の諸条件（対象となる範囲、金額、期間）

特徴：条件選択が可能

保険の対象

出資の場合、①元本のみ ②元本＋配当金 ③配当金のみ の3タイプから選択可能（不動産に関する権利等は1タイプのみ）

取得のための対価の額（保険価額）・付保率

- 取得のための対価の額（保険価額）は、送金額、簿価評価額等で設定可能。
- 付保率（カバー割合）は、取得のための対価の額に対して、以下の範囲で自由に設定可能。
欠け目ありの場合：～95%／欠け目なしの場合：100%
- 保険期間中は、1年に1回（保険年度の更新時）、取得のための対価の額の洗い替えが可能（投資先の簿価純資産額の変更や、5%以上の為替レートの変動があった場合など）

保険期間

- 保険期間は2～30年（更新の場合は1～30年）の範囲で自由に設定可能
※但し、一定の場合を除き、保険期間中の保険契約解約は不可

4. 海外投資保険の保険料

特徴：保険料は年払かつ保険料率は期間中固定

保険料

- ▶ 保険期間中は、1年ごとに1年分の保険料(年払保険料)を支払う仕組み。
- ▶ 対象国のカテゴリー(A~H)やカバー対象(「投資元本のみ」「投資元本+配当金」など)、てん補リスクの範囲(「フルカバー型」「2事由てん補型」など)により保険料率が異なる。
- ▶ 保険期間中、カントリーリスクの変動にかかわらず、保険料は原則として固定。

| 約款 | 種別 | Ⅰ：非償還型 ○(元本のみ) | | | Ⅱ：混合型 ○(元本+配当金) | | | Ⅲ：償還型 ○(配当金のみ) | | |
|----------|------------|-------------------|--------|--------|--------------------|--------|--------|-------------------|--------|--------|
| | 株式等 不動産 | ○ | | | × | | | × | | |
| てん補範囲(※) | | フルカバー | 2事由 | 1事由 | フルカバー | 2事由 | 1事由 | フルカバー | 2事由 | 1事由 |
| 国カテゴリー | A | 0.174% | 0.122% | 0.113% | 0.202% | 0.141% | 0.131% | 0.252% | 0.176% | 0.164% |
| | B | 0.217% | 0.152% | 0.141% | 0.251% | 0.176% | 0.163% | 0.294% | 0.206% | 0.191% |
| | C | 0.259% | 0.181% | 0.168% | 0.288% | 0.202% | 0.187% | 0.349% | 0.244% | 0.227% |
| | D | 0.301% | 0.211% | 0.196% | 0.343% | 0.240% | 0.223% | 0.420% | 0.294% | 0.273% |
| | E | 0.364% | 0.255% | 0.237% | 0.412% | 0.288% | 0.268% | 0.504% | 0.353% | 0.328% |
| | F | 0.421% | 0.295% | 0.274% | 0.580% | 0.406% | 0.377% | 0.580% | 0.406% | 0.377% |
| | G | 0.475% | 0.333% | 0.309% | 0.659% | 0.461% | 0.428% | 0.659% | 0.461% | 0.428% |
| | H | 0.617% | 0.432% | 0.401% | 0.847% | 0.593% | 0.551% | 0.848% | 0.594% | 0.551% |

※てん補範囲は「①収用・権利侵害」、「②戦争等・天災等」、「③送金不能」の3事由から組合せで選択可

5. 海外投資保険における保険金のお支払い

特徴：実損てん補払

$$\text{支払保険金} = \text{損失額} \times \text{てん補率(95\%)} \leq \text{保険金額}$$

(注)100%てん補オプション(欠け目なし)を選択した場合は、上記の「てん補率」は100%として計算します。

損失額の計算方法

| てん補リスク | 損失額 |
|----------------------|---|
| ①収用・権利侵害 ②戦争等・天災等 | 「直前の評価額又は取得のための対価の額のいずれか低い方の額」と「直後の評価額」との差額 ・出資：投資先企業の簿価純資産額持ち分 ・不動産に関する権利等：権利等の財産目録又は鑑定評価書等における評価額 |
| ③送金不能 | 送金不能額 |

(注)取得金や支出を要しなくなった額などがある場合は、それらを控除の上で損失額を算出します。

5. 海外投資保険における保険金のお支払い ～計算事例①～

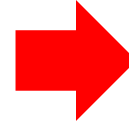
<出資のケース>

- ・取得のための対価の額 : 100
- ・保険金額 : 95

(ケース1) 戦争等による事業不能等事故

- ✓ 直前の評価額 : 90
- ✓ 直後の評価額 : 40

※控除すべき取得金等は特になし

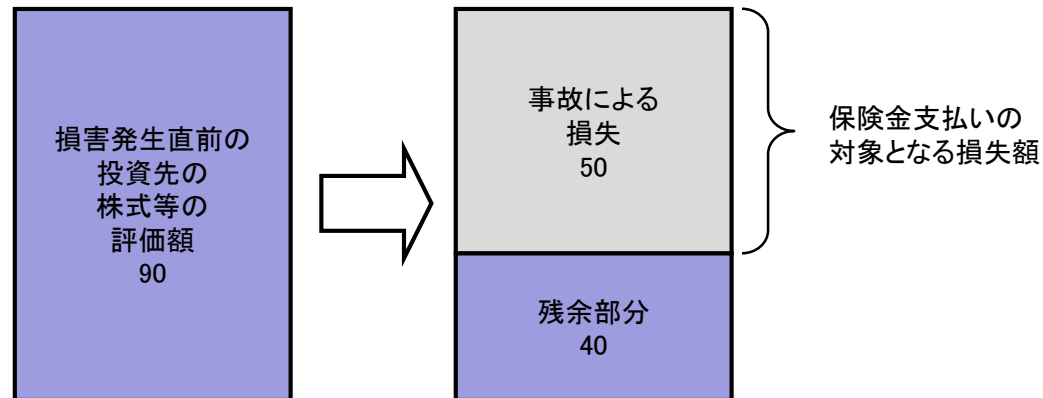


□ 損失額:

$$90 (< 100) - 40 = 50$$

□ 支払保険金の額:

$$50 \times 95\% = 47.5 (\leq 95)$$



5. 海外投資保険における保険金のお支払い ~計算事例②~

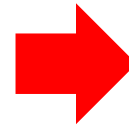
<出資のケース>

- ・取得のための対価の額 : 100
- ・保険金額 : 95

(ケース2)送金不能事故

✓ 送金不能額 : 20

※控除すべき取得金等は特になし



- 損失額:
20
- 支払保険金の額:
 $20 \times 95\% = 19 (\leq 95)$

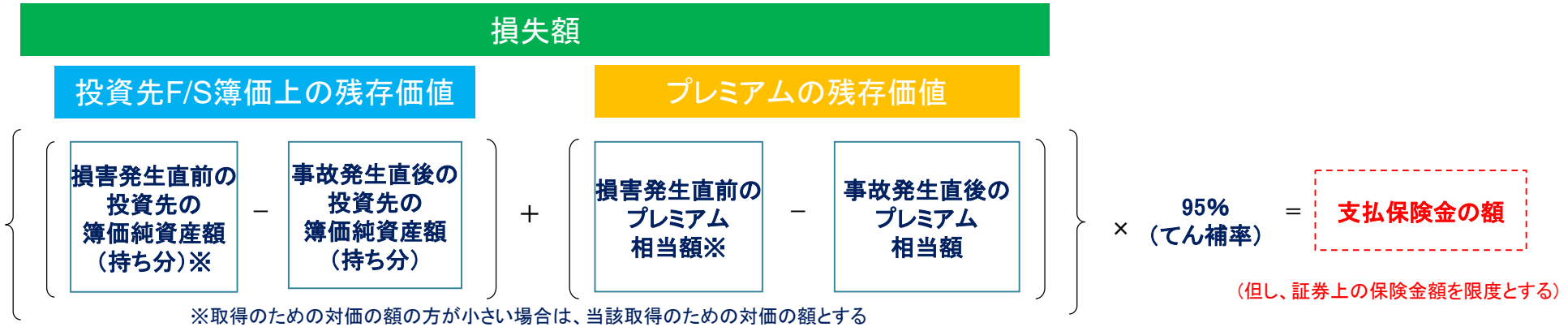


保険金支払いの
対象となる損失額

6. 海外投資保険の主な特約カバー

| 特約名称 | 特約の内容（対象は出資のみ） |
|---------|---|
| プレミアム特約 | <p>・<u>本邦企業の簿価上の投資額と、投資先企業の簿価純資産額のうち持分に相当する額との差額（プレミアム相当額）</u>をカバーする。 （戦争等・天災等リスク、権利侵害リスクが対象）</p> |
| 重要資産等特約 | <p>・投資先企業の<u>重要資産等が投資先国以外の国に存在する場合、当該所在国政府による権利侵害リスク</u>をカバーする。</p> |
| 部分損失特約 | <p>・投資先企業が<u>複数の事業会社について再投資を行っている場合、そのうちの一社の事業にのみ損害が生じ事業不能となった場合</u>をカバーする。（個々の事業会社単位での事業不能等。戦争等・天災等リスク、権利侵害リスクが対象。） <small>※特定の事業会社に係る損失のみをてん補する保険契約とすることも可能です。</small></p> |
| 事業拠点等特約 | <p>・投資先企業やその下の事業会社が<u>複数の事業拠点や事業部門を有している場合、そのうちの一つが損害を受け事業不能となった場合</u>をカバーする。（個々の事業拠点・事業部門単位での事業不能等。戦争等・天災等リスク、権利侵害リスクが対象。） <small>※事業会社の事業拠点・事業部門単位での付保の場合、部分損失特約とのセット付保となります。</small></p> |

6. 海外投資保険の主な特約カバー ~プレミアム特約~

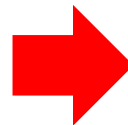


- ・取得のための対価の額 : 130 (うち30はプレミアム相当額部分)
- ・保険金額 : 123.5

(ケース3)戦争等による事業不能等事故

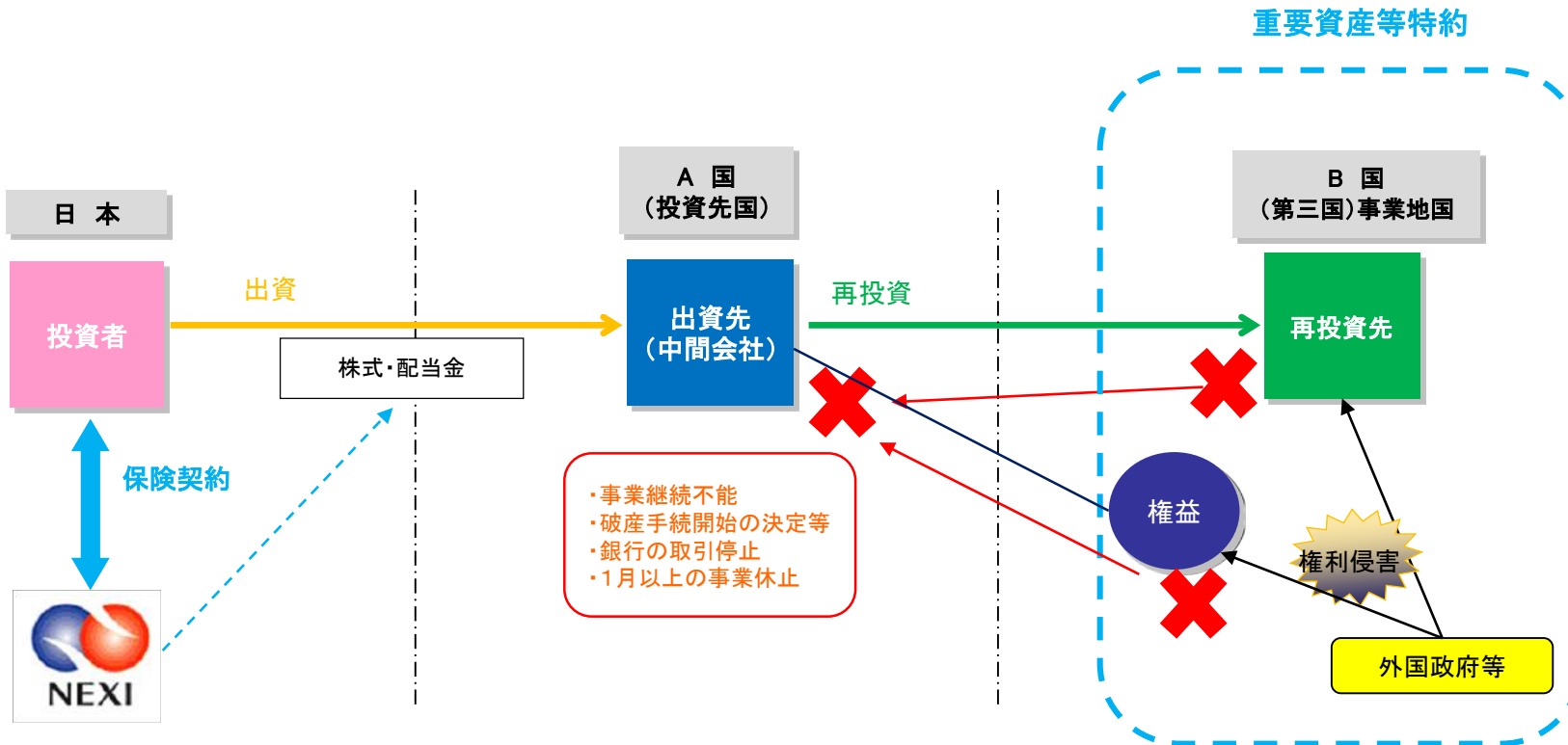
- ✓ 直前の簿価純資産持ち分 90
- ✓ 直前のプレミアム相当額 25
- ✓ 直後の簿価純資産持ち分: 40
- ✓ 直後のプレミアム相当額 5

※控除すべき取得金等は特になし



- 損失額:
 $(90 - 40) + (25 - 5) = 70$
- 支払保険金の額:
 $70 \times 95\% = 66.5 (\leq 123.5)$

6. 海外投資保険の主な特約カバー ~重要資産等特約~

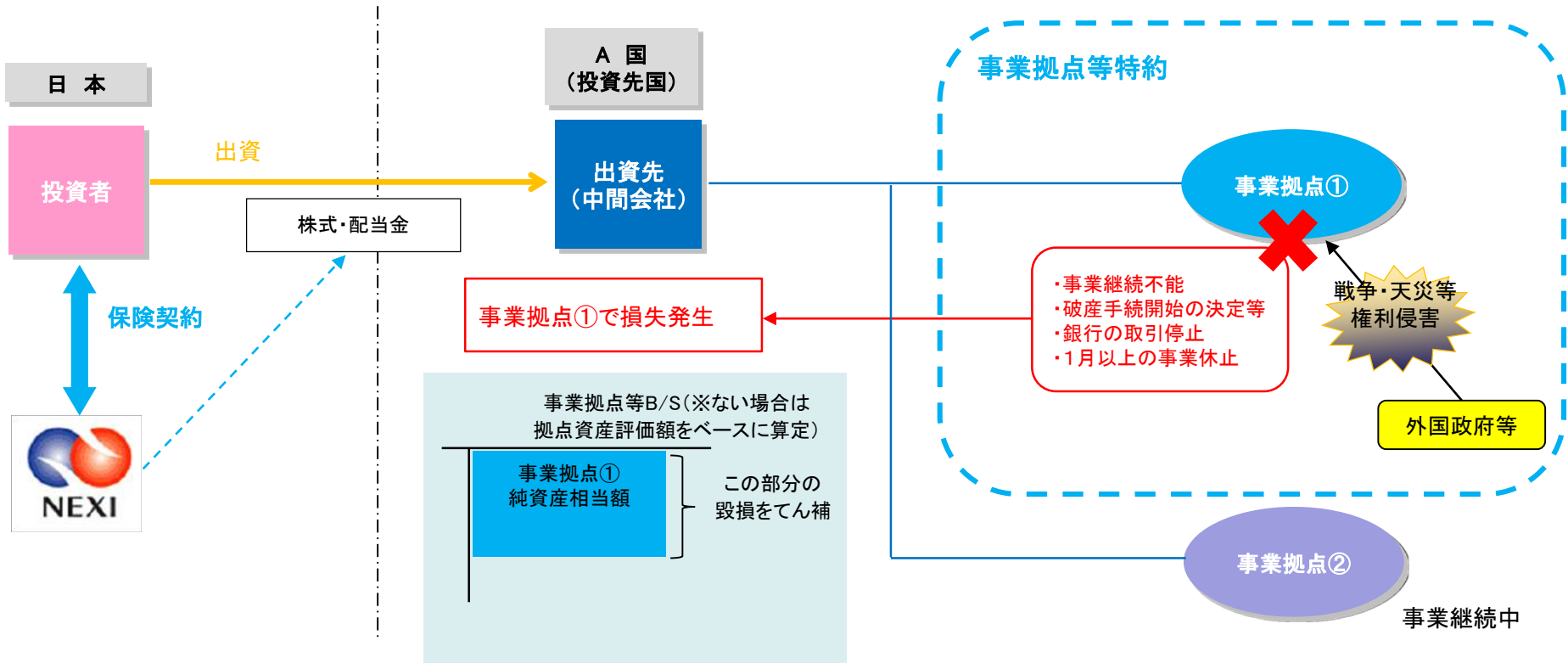


<上記のケース>

在B国再投資先の資産等が同国政府により権利侵害され、それに起因して出資先(中間会社)が事業不能等となったことによる損失をてん補。

(※支払保険金の算定方法等は通常どおり)

6. 海外投資保険の主な特約カバー ～事業拠点等特約～



<上記のケース>

事業拠点①のみが事業不能等となったことによる損失をてん補。(他の事業拠点が事業継続中であっても事故となる。戦争等・天災等リスク及び権利侵害リスクが対象。)

※損失額は、事事故事業拠点のB/S(ない場合は当該事業拠点の資産)をベースに算出されます。

7. 貿易代金貸付保険・ 海外事業資金貸付保険の概要

※資源エネルギー総合保険を含む



NEXI

Nippon Export and Investment Insurance

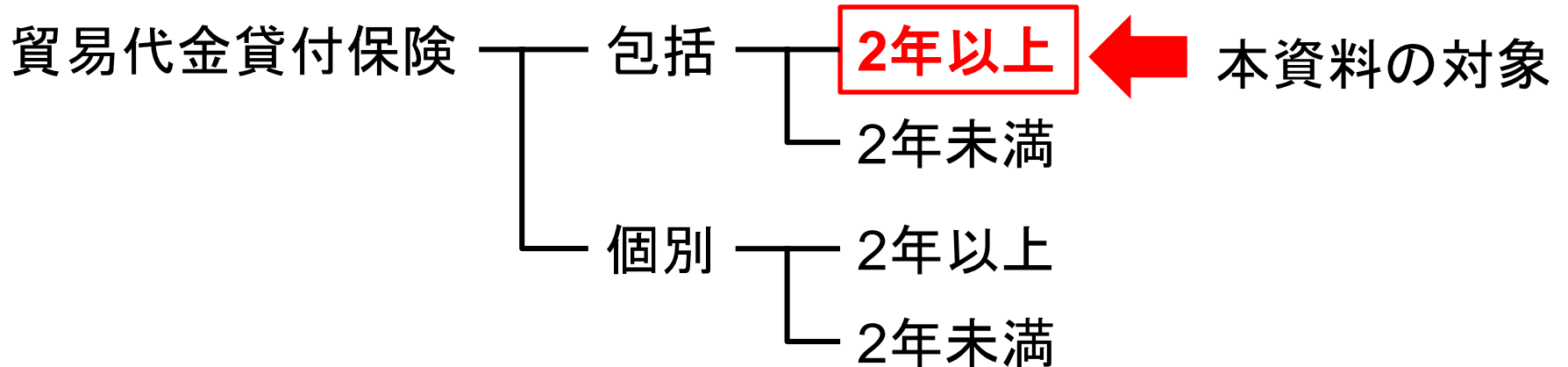
目次

- (1) 貿易代金貸付保険
- (2) 海外事業資金貸付保険
- (3) 資源エネルギー総合保険
- (4) 環境イノベーション保険
- (5) 申込み～引受までの流れ

| 種類 | 保険商品 | てん補危険 | 概要 |
|-----------|-------------|-----------------------|---|
| 融資等に関する保険 | 貿易代金貸付保険: | 非常:100% 信用:95-100% | 日本からの輸出貨物等の購入資金として、外国の輸入者や輸入者に代金貸付する外国の銀行向けに、日本所在の銀行等が償還期間2年以上の融資を行った場合において、貸付金が償還されないことにより発生する損失をカバーする保険 |
| | 海外事業資金貸付保険: | 非常:100% 信用:90-100% | 日本所在の銀行や企業等が外国企業や海外で実施される事業に対して必要資金(日本からの輸出に関連しないアンタイド資金)を貸し付けた場合において、償還不能が発生したことにより発生する損失をカバーする保険 |

(1)貿易代金貸付保険

【保険の種類】



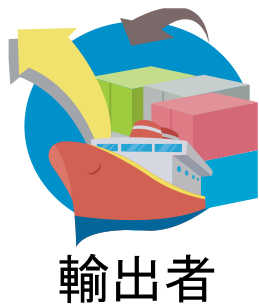
貿易代金貸付保険の概要

| 切り口 | ポイント |
|--------------|--|
| A) 被保険者 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 日本に所在する銀行等 |
| B) 利用要件 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 日本からの輸出に紐付いた資金の貸付 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 輸入者への直接貸付(バイヤーズ・クレジット:B/C)と現地の金融機関経由での貸付(バンクローン/2ステップローン)に分かれる ■ 国際ルール(OECDガイドライン)に基づいた契約であること <ul style="list-style-type: none"> ➢ 償還期間・頭金の割合・償還方法・保険料率等に関するルール ■ 原則、JBICとの協調融資(市中行分がNEXIの付保対象) |
| C) てん補リスクの範囲 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 貸付金が期日に返済されないリスク ■ 非常・信用リスクの両方を付保 |
| 対象契約金額・償還期間 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 契約金額が1.5億円以上、償還期間が2年以上 |

貿易代金貸付保険の概要－スキーム図(バイヤーズクレジット)

(日本)

(外国)



①輸出

③現金決済

②融資

④返済

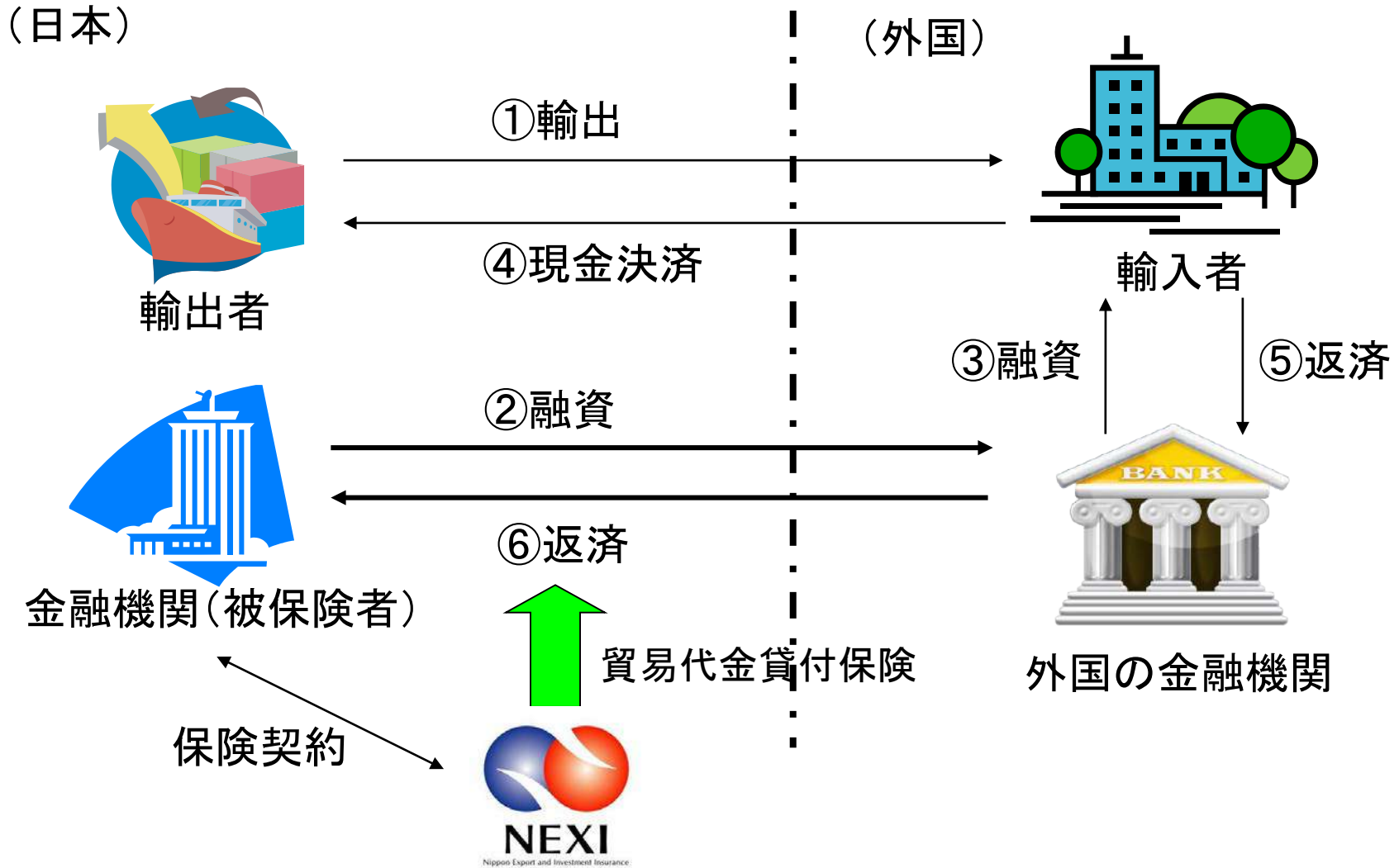


貿易代金貸付保険

保険契約



貿易代金貸付保険の概要－スキーム図(バンクローン)



対象となる貸付契約 国際ルール①

【国際ルール — OECD輸出信用アレンジメント(ガイドライン)】

■公的輸出信用の秩序ある活用による輸出者間の公平な競争環境の実現を目的とした、OECD参加国間の紳士協定。

The main purpose of the Arrangement is to provide a framework for the orderly use of officially supported export credits. In practice, this means providing for a level playing field (whereby exporters compete on the basis of the price and quality of their products rather than the financial terms provided) and reducing subsidies and trade distortions related to officially supported export credits.

■OECDアレンジメントは、基本ルールを定めた「本則」と、特定の産業部門(※)に係るルールを定めた「セクター了解」に分かれる。

(※) 船舶、原子力発電、民間航空機、再生可能エネルギー、鉄道、石炭火力発電

(OECDアレンジメントの原文)

[http://www.oecd.org/officialdocuments/publicdisplaydocumentpdf/?doclanguage=en&cote=tad/pg\(2017\)8](http://www.oecd.org/officialdocuments/publicdisplaydocumentpdf/?doclanguage=en&cote=tad/pg(2017)8)

対象となる貸付契約 国際ルール②

| 項目 | 条件 |
|------------|---|
| ①最長償還期間 | (高所得国)原則、起算点後8.5年 (高所得国以外) - 原則、起算点後10年 - 発電プラントは、起算点後12年(原発、再エネプラントの場合は、起算点後18年) - その他特定セクター毎に規定あり |
| ②頭金割合 | 輸出契約額の15%以上 |
| ③ローカルコスト融資 | ローカルコスト(輸出に必要となる現地品・現地費用)に対する融資は、輸出契約中の輸出品の30%相当金額以内 |
| ④償還方法 | - 償還開始:起算点から6か月以内 - 償還頻度:6か月に1回以上の頻度 - 償還額:元本均等返済 |
| ⑤保険料 | 国カテゴリー、債務者格付に応じた最低保険料(Minimum Premium Benchmark)が定められている |

てん補範囲(非常・信用)

■ てん補リスク

✓ 貿易代金貸付保険では、非常リスクおよび信用リスクをてん補。

■ 付保率

✓ 非常リスクは100%、信用リスクは通常95%。

(2016年3月以前は非常リスクは97.5%)

✓ ソブリン案件(ソブリン宛直貸案件・ソブリン保証案件)にかかる損失は、非常事故とみなして100%てん補(ソブリン特約)。

✓ JBICとの協調融資については非常・信用リスクともに100%てん補とすることが可能(市中優先償還の場合に限る)。

事例紹介① クウェートKNPC製油所近代化プロジェクト

| | |
|-------------|--|
| ■ 輸出先国 | クウェート |
| ■ 内容 | <ul style="list-style-type: none"> クウェート石油公社子会社で石油精製を行うKNPCが推進するClean Fuels Projectの一環として、同国南部の既存製油所を近代化するプロジェクト 日揮株式会社が参画する共同事業体がEPC契約を受注し、同製油所の改修を行うもの。 KNPCがコーポレートファイナンスにより調達する資金のうち、本邦からの輸出品等の代金に充てられる資金について貿易代金貸付保険を引受け。 |
| ■ 輸出者 | 日揮株式会社 |
| ■ 輸入者/借入者 | Kuwait National Petroleum Company (KNPC) |
| ■ 貸付者/被保険者 | 三井住友銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、HSBC東京支店 |
| ■ 保険価額・期間 | 5億米ドル、約11年 |
| ■ てん補範囲・付保率 | 非常危険100%/ 信用危険95% |

(出所)NEXIプレスリリース及び年次報告書

(4) 事例紹介② ウズベキスタン肥料プラント新設プロジェクト

| | |
|-------------|--|
| ■ 輸出先国 | ウズベキスタン |
| ■ 内容 | <ul style="list-style-type: none"> ウズベキスタンの化学産業公社傘下のNavoiyazot Joint-Stock Companyが大型アンモニア・尿素肥料プラントを建設するプロジェクト。 三菱商事株式会社及び三菱重工業株式会社がプラントを納入。輸入者にプラント購入資金を地場銀行のAsaka Bankを通じて貸し付けるにあたり、貿易代金貸付保険を引受け。 プラント購入資金に加えて、NEXI保険料支払いを資金使途とする追加融資についても保険を引受け。 |
| ■ 輸出者 | 三菱商事株式会社、三菱重工業株式会社 |
| ■ 輸入者 | Navoiyazot Joint-Stock Company |
| ■ 借入者 | Joint-Stock Commercial Bank Asaka (Asaka銀行) |
| ■ 貸付者/被保険者 | 三菱UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、ING銀行東京支店 |
| ■ 保険価額・期間 | 277億円、8.5年 |
| ■ てん補範囲・付保率 | 非常危険100%/ 信用危険95% ソブリン特約) |

(4) 事例紹介③ タンザニア向けコマツ製建機輸出案件

| | |
|-------------|---|
| ■ 輸出先国 | タンザニア |
| ■ 内容 | <ul style="list-style-type: none"> タンザニア法人 Vehicle and Equipment Leasing Limited が、コマツ製建設機械を購入するプロジェクト。 アフリカの地域開発金融機関である東・南アフリカ貿易開発銀行(“TDB”)に対し設定された輸出クレジットライン(※)の下で引受を行う第一号案件。 |
| ■ 輸出者 | 株式会社小松製作所 |
| ■ 輸入者 | Vehicle and Equipment Leasing Limited |
| ■ 借入者 | 東・南アフリカ貿易開発銀行(Eastern and Southern African Trade and Development Bank, “TDB”) |
| ■ 貸付者/被保険者 | 三井住友銀行 |
| ■ てん補範囲・付保率 | 非常危険100%/ 信用危険100% |

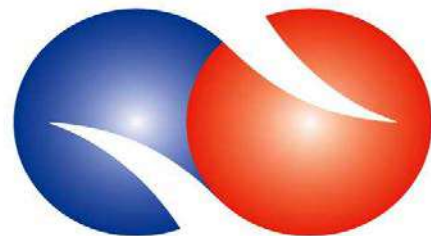
※TDB向け輸出クレジットライン概要

融資枠： 80百万米ドル

契約承認期限： 2019年8月25日

対象国： ウガンダ、エジプト、エチオピア、ケニア、コンゴ、ザンビア、タンザニアなど20か国

(2) 海外事業資金貸付保険



NEXI

Nippon Export and Investment Insurance

海外事業資金貸付保険の概要

| 切り口 | 特徴 |
|--------------|---|
| A) 被保険者 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 日本に所在する銀行及び外国金融機関*(外国銀行の外国本支店あるいは本邦銀行の現地法人) ■ 日本企業 *外国金融機関については、別途、要件あり |
| B) 対象案件 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 外国企業や外国政府等を相手方とする本邦外において行われる事業に必要な資金の貸付等(※) (※)融資、債券購入又は融資・債券に係る保証 ■ 日本からの輸出に紐付かない資金であること ■ 日本裨益(Japan Interest:JI)があること |
| C) てん補リスクの範囲 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 貸付金等が期日に返済されないリスク ■ 非常・信用リスクの両方(又は非常リスクのみ) |
| 対象契約金額・償還期間 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 個別案件毎に検討 ■ コーポレートファイナンス、プロジェクトファイナンスともに検討可能。 |

海外事業資金貸付保険の概要－スキーム図

(日本)

(外国)



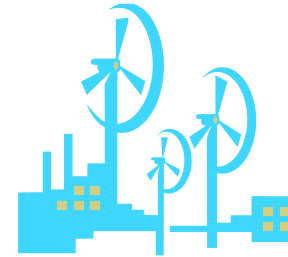
金融機関
(被保険者)

保険契約

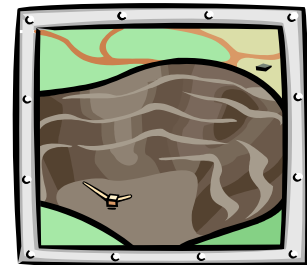
①融資

②返済

海外事業資金貸付保険



借入人



てん補範囲(非常・信用)

■ てん補リスク

- ✓ 海外事業資金貸付保険では、非常リスクおよび信用リスクをてん補。
- ✓ 非常リスクのみのでん補は可能だが、信用リスクのみのでん補は不可。
- ✓ 海外現法向けの親子ローンは信用リスクはカバーせず。

■ 付保率

- ✓ 非常リスクは100%、信用リスクは通常90%。
(2016年3月以前は非常リスクは97.5%)

事例紹介① Muara Laboh地熱IPPプロジェクト

| | |
|------------|--|
| ■事業地国 | インドネシア |
| ■内容 | <ul style="list-style-type: none"> インドネシアの西スマトラ州において、住友商事株式会社が参画する事業会社が、地熱発電所(80MW)を建設し、PT PLN (Persero)に対して商業運転開始後30年間にわたり売電を行うプロジェクト。 NEXIとして地下の地熱資源量に係るリスクを取る地熱発電事業向けプロジェクトファイナンス案件として初の案件。 住友商事による出資参画に加えて、融資期間にわたり九州電力株式会社の子会社である西日本技術開発株式会社が技術サービスアドバイザーとしてプロジェクト会社を側面支援。 |
| ■借入人 | PT Supreme Energy Muara Laboh (プロジェクト会社) |
| ■レンダー/被保険者 | みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行 |
| ■保険価額・保険期間 | 132百万米ドル、約20年 |
| ■てん補範囲・付保率 | 非常100%/ 信用90% |

(出所)NEXIプレスリリース及び年次報告書

事例紹介② トルコ病院PPPプロジェクト

| | |
|------------|--|
| ■事業地国 | トルコ |
| ■内容 | <ul style="list-style-type: none"> トルコのイスタンブール市北西部のイキテリ地区に敷地面積76万㎡、病床数2,682床の大規模病院を設計・建設し、25年間にわたる保守・運営を行うプロジェクト。 双日が、トルコの手建設会社ルネサンスグループと共に、本プロジェクト会社、並びに保守・運営会社にも出資。 NEXIとして初の病院PPPに対する保険引受案件。 |
| ■借入人 | Istanbul PPP Sağlık Yatırım A.Ş.(プロジェクト会社) |
| ■レンダー/被保険者 | 三井住友銀行、日本生命、三菱東京UFJ銀行、スタンダード・チャータード銀行東京支店、第一生命保険、伊予銀行 |
| ■保険価額・保険期間 | 650億円、18年 |
| ■てん補範囲・付保率 | 非常100%/信用90% |

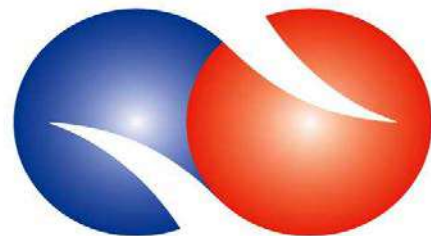
(出所)NEXIプレスリリース及び年次報告書

事例紹介③ モザンビーク・マラウイ鉄道・港湾建設プロジェクト

| | |
|------------|--|
| ■事業地国 | モザンビーク、マラウイ |
| ■内容 | <ul style="list-style-type: none"> 三井物産とブラジルVale S.A.が共同出資事業会社を通じ、モザンビーク共和国のMoatize炭鉱からNacala港まで、途中マラウイを経由する912kmの鉄道を新設・整備すると共に、Nacala港に石炭ターミナルを整備し、運営するプロジェクト。 三井物産が本プロジェクトと同時に出資を行ったMoatize炭鉱は大規模な石炭埋蔵量と高い競争力を有し、産出される石炭の一部は日本にも輸出される見込みで、本プロジェクトによる輸送インフラを整備することで、日本の石炭供給減の多様化や安定供給に貢献。 |
| ■借入人 | 三井物産とVale S.A.による共同出資事業会社4社 |
| ■レンダー/被保険者 | 三井住友銀行、みずほ銀行、スタンダードチャータード銀行東京支店、日本生命、三菱東京UFJ銀行、三井住友信託銀行 |
| ■保険価額・期間 | 10億米ドル、14年 |
| ■てん補範囲・付保率 | 非常100%/ 信用90% |

(出所)NEXIプレスリリース及び年次報告書

(3)資源エネルギー総合保険



NEXI

Nippon Export and Investment Insurance

資源エネルギー総合保険 -基本コンセプト-

■ 目的

- ✓ 本邦への安定的な資源エネルギー供給源確保への取組強化
- ✓ 本邦企業による海外エネルギー資源・鉱物資源の引取・権益取得を積極支援

■ 特徴

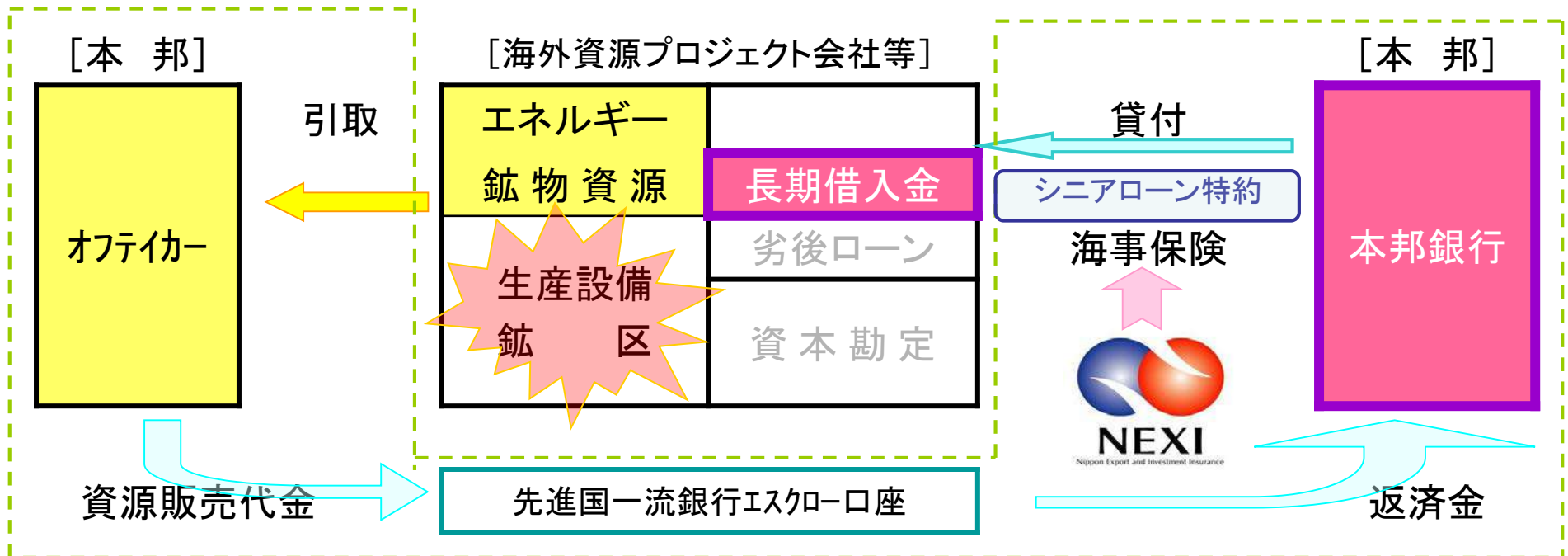
- ✓ 資源エネルギー案件のリスク特性を踏まえ、従来商品比で大幅に低い保険料率、及び幅広いリスクのカバーを実現

■ 対象

- ✓ シニアローン (海事保険の特約)

資源エネルギー総合保険 -シニアローン向け特約-

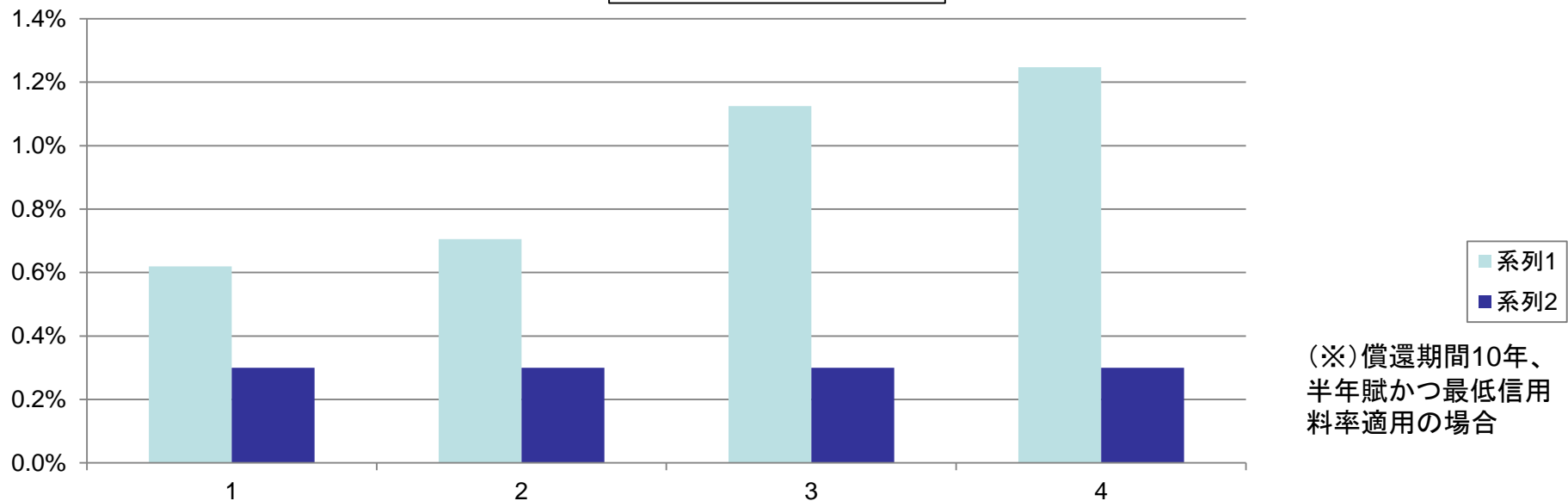
- ① 本邦への輸入に繋がるエネルギー・鉱物資源の権益取得・引取案件
向けに本邦法人が供与するシニアローンが対象
- ② 原則として、先進国一流銀行にエスクロー口座が開設されるもの



資源エネルギー総合保険 -シニアローン向け特約- 保険料率

- 非常料率： 国カテゴリーに関わらず一律年率0.25%（但しAカテ国を除く）
- 信用料率： 最も信用リスクの低い案件より、年率0.05%、0.15%、0.30%と続き、合計10段階で構成。
- 総合料率ベースで、場合によっては一般海事保険比で**50-75%の引き下げ**を実現

年率換算保険料率比較



(※)償還期間10年、半年賦かつ最低信用料率適用の場合

資源エネルギー総合保険の適用拡大(2018年10月23日～)

- ✓ これまで鉱物資源・エネルギー資源の本邦への長期引取案件のみを対象としてきたところ、一定の要件を満たす場合、本邦事業者による第三国における引取案件等にも対象を拡大。
- ✓ 我が国事業者による本邦向け長期引取契約がない場合であっても、我が国事業者による第三国における長期引取や上流権益の取得、関連インフラの整備を通じて我が国の資源エネルギーの安定供給確保に資する案件もあることから、かかる評価が可能な案件について適用。
- ✓ 液化天然ガス(LNG)については、資源の特性や取引慣行の変化等に鑑み、取組の強化が求められているところ、我が国のエネルギー安全保障強化に資する、我が国事業者がLNG供給含め主体的に関与するLNG液化案件(第三国向けに供給する場合を含む)やLNG受入ターミナル案件についても適用対象。

(参考)ニュースリリース

資源エネルギー総合保険の適用対象の拡大に係る制度改正について
～LNG関連プロジェクトに対する取組強化～

<https://www.nexi.go.jp/topics/system/2018102202.html>

LNG 産消会議 2018での岡田常務取締役の講演について

<https://www.nexi.go.jp/topics/newsrelease/2018102305.html>

資源エネルギー総合保険の適用要件見直し(2019年10月1日～)

- ✓ これまで、先進国のNEXIが認める銀行にエスクロウ口座が開設されることを要件として引受けていたところ、2018年10月の制度改正において拡大した対象とした、第三国におけるLNG受入ターミナル建設案件のようなエスクロウ口座の開設が難しい場合でも適用できるよう見直し。
- ✓ エスクロウ口座が開設されない場合であっても、我が国の資源エネルギーの安定供給確保に資する案件については本保険の対象とし、信用付保率を引き上げることとした。
- ✓ なお、エスクロウ口座の開設がない当該案件においては、一般の海外事業資金貸付保険の料率を適用。

<対象保険種> 海外事業資金貸付保険(劣後ローン特約を除く)

(参考) ニュースリリース

資源エネルギー総合保険の適用要件の見直し

<https://www.nexi.go.jp/topics/system/2019091802.html>

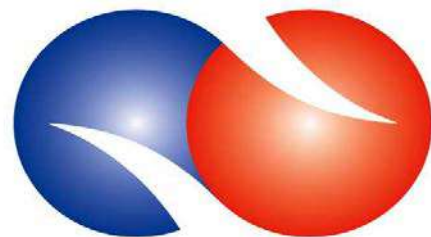
案件事例① 豪州Roy Hill鉄鉱山開発プロジェクト

| | |
|------------|---|
| ■事業地国 | オーストラリア |
| ■内容 | <ul style="list-style-type: none"> オーストラリア西豪州ピルバラ地区において鉄鉱石鉱山を新規開発し、鉄道の新設および港湾設備の整備を行う鉄鉱石生産・輸送一環開発型のプロジェクト。 丸紅株式会社が、出資参画と共に、本プロジェクトで生産される鉄鉱石(年間最大55百万トン)の内、我が国の年間鉄鉱石輸入量の約1割に相当する約11百万トンを引き取り、一部を本邦鉄鋼メーカーに供給する。 |
| ■借入人 | Roy Hill Holdings Pty Ltd |
| ■レンダー/被保険者 | みずほ銀行、三井住友銀行、三菱東京UFJ銀行ほか本邦金融機関 |
| ■保険契約の内容 | 海外事業資金貸付保険 資源エネルギー総合保険(シニアローン向け特約)付 |
| ■保険価額・保険期間 | 7億米ドル、約11年 |
| ■てん補範囲 | 非常危険100%/ 信用危険97.5% |

案件事例② 米国Freeport LNGプロジェクト

| | |
|-------------|--|
| ■ 事業地国 | 米国 |
| ■ 内容 | <ul style="list-style-type: none"> • 米国テキサス州フリーポートにおいて、既存のLNG受入基地を転用し、新たに年間440万トンの液化能力を有する天然ガス液化設備(1系列)を建設・操業。 • 中部電力、大阪ガスが、FLNG Liquefaction社とそれぞれ20年間にわたって年間220万トンの天然ガスの液化サービス利用契約を締結し、本邦向けに米国産LNGを輸出。 |
| ■ 借入人 | FLNG Liquefaction LLC |
| ■ レンダー/被保険者 | 三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、みずほ銀行、三井住友信託銀行、三菱UFJ信託銀行及びING銀行東京支店 |
| ■ 保険契約の内容 | 海外事業資金貸付保険 資源エネルギー総合保険(シニアローン向け特約)付 |
| ■ 保険価額 | 約11.5億米ドル |
| ■ てん補範囲 | 非常危険100%/ 信用危険97.5% |

(4)環境イノベーション保険



NEXI

Nippon Export and Investment Insurance

環境イノベーション保険 -基本コンセプト-

■ 目的

- ✓ 環境保全・気候変動対策への民間セクターの取組(関連情報の積極的な開示を含む)に対する支援強化。

■ 特徴

- ✓ 環境保全・気候変動対策分野のプロジェクト向けファイナンス案件であって、当該プロジェクトを実施する本邦企業(輸出企業及び出資企業)及びファイナンスを供与する本邦金融機関が環境保全・気候変動分野に係る情報開示を積極的に進めている場合に適用
- ✓ 付保率 非常危険100% / **信用危険97.5%**

■ 対象

- ✓ 貿易代金貸付保険
- ✓ 海外事業資金貸付保険(劣後ローン特約付きの場合を除く)

※保険料率は現行料率に同じ(ただし、付保率の引き上げ分に対する保険料が必要になります。)

環境イノベーション保険 -適用対象案件-

■ 貿易代金貸付保険

- ✓ 再生可能エネルギー案件(太陽光、風力、水力、自然界に存在する熱(地熱、太陽熱等)及びバイオマスエネルギー源とする発電案件又は廃棄物発電案件をいう。)向けの輸出

- ✓ 省エネルギー案件(廃熱回収設備、スマートグリッドその他エネルギー消費効率の低減に資すると見込まれる設備・機器の導入案件(発電所に導入する場合を除く)をいう。)向けの輸出

- ✓ 地球環境保全に資する新技術の活用案件(二酸化炭素回収・利用・貯留関連技術、水素関連技術、系統安定化関連技術(蓄電技術等)、燃料電池関連技術その他地球環境保全に資する新技術を主に活用する案件をいう。)向けの輸出

環境イノベーション保険 -海外事業資金貸付保険での適用対象案件-

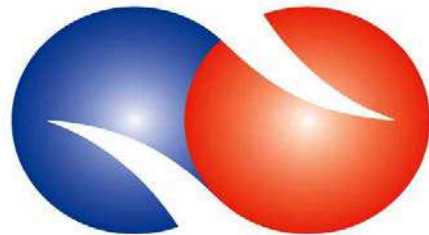
■ 海外事業資金貸付保険の場合

- ✓ 再生可能エネルギー案件(太陽光、風力、水力、自然界に存在する熱(地熱、太陽熱等)及びバイオマスをエネルギー源とする発電案件又は廃棄物発電案件をいう。)
- ✓ 省エネルギー案件(廃熱回収設備、スマートグリッドその他エネルギー消費効率の低減に資すると見込まれる設備・機器の導入案件(発電所に導入する場合を除く)をいう。)
- ✓ 地球環境保全に資する新技術の活用案件(二酸化炭素回収・利用・貯留関連技術、水素関連技術、系統安定化関連技術(蓄電技術等)、燃料電池関連技術その他地球環境保全に資する新技術を主に活用する案件をいう。)

(参考)ニュースリリース

- 環境イノベーション保険の創設について
- <https://www.nexi.go.jp/topics/system/2019071102.html>

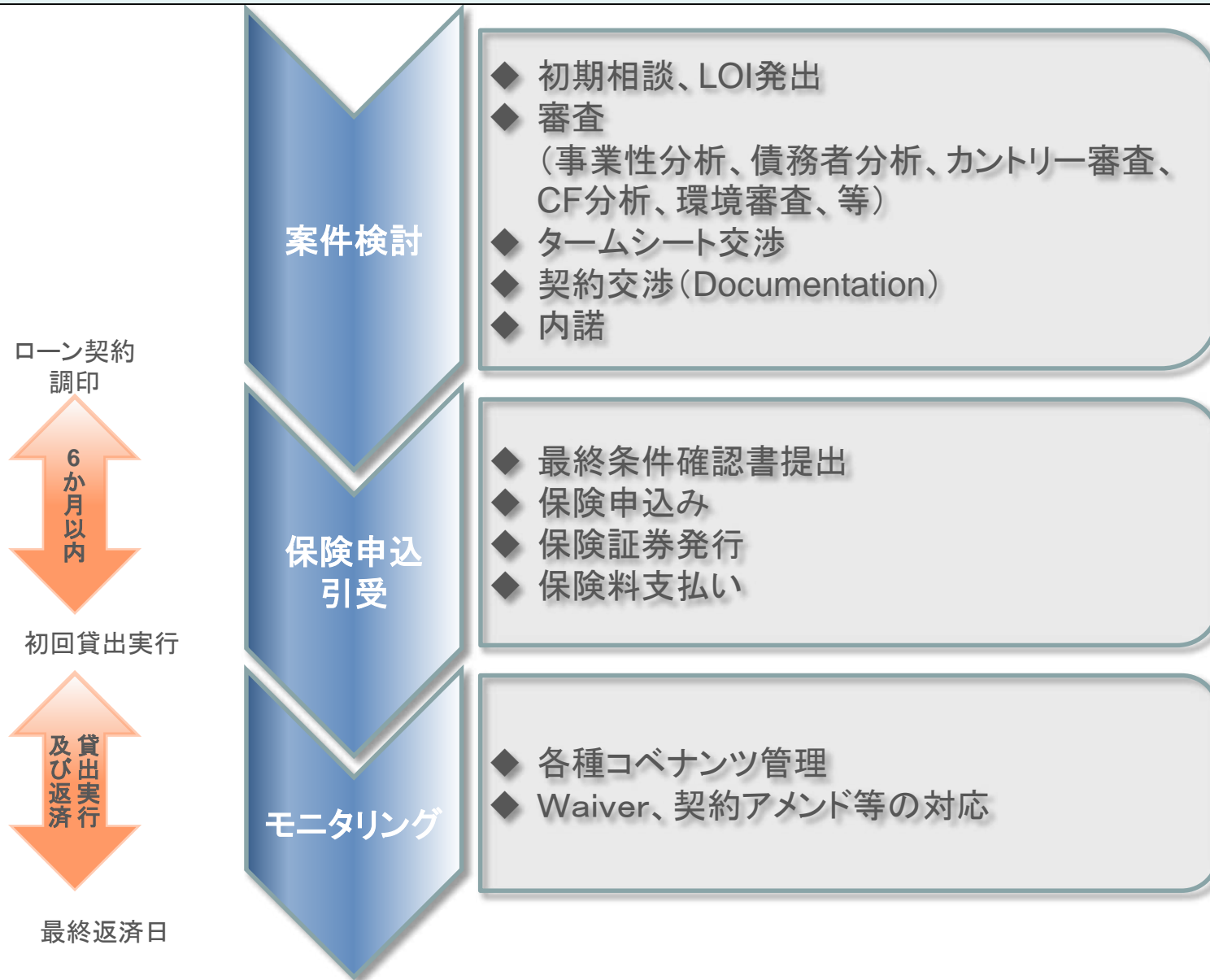
(5) 保険申込み～引受までの流れ



NEXI

Nippon Export and Investment Insurance

案件相談～引受のフロー



引受方針①

非常危険(カントリーリスク)

① 国カテゴリー

カントリーリスクに応じて、各国をA～Hの8ランクに分類(国カテゴリー)しており、国カテゴリー毎に保険料レベルが異なります。

A (リスク低) ←→ (リスク高) H

※OECDアレンジメント参加国のECAは、決済期間が2年以上の輸出又はB/Cに適用する保険料率のベンチマークを決め、公的保険の保険料率差が各国企業の輸出競争力に影響を与えないこととしている。

② 引受方針

国ごとに引受方針を設定しております。案件毎に、金額規模、与信期間、与信先、政府保証の有無、プロジェクトの事業性、リスクの軽減措置等を審査の上、引受可否を決定致します。

引受方針②

信用危険(借入人リスク)


貸付契約に政府保証が付かないNON-LG案件(コーポレートファイナンス、プロジェクトファイナンス)の信用危険は、借入人やプロジェクトを個別に審査の上、引受可否、案件格付を判断します。保険料率は国カテゴリーや案件格付により異なります。

貿易代金貸付保険 債務者格付(国カテゴリー B~H)※

| 債務者格付 | 基準 |
|-------|------------------------------|
| CC0 | ソブリン又はソブリンと同等の極めて高い信用力を持つ債務者 |
| CC1 | 信用力が非常に高い債務者 |
| CC2 | 信用力が高から中の上の債務者 |
| CC3 | 信用力が中程度の債務者 |
| CC4 | 信用力が中の下の債務者 |
| CC5 | 信用力が低い債務者 |

※Aカテゴリー国の案件は、マーケットベンチマークを参照して決定

海外事業資金貸付保険 案件格付

| 案件格付 | |
|------|---|
| 1 | リスク 低  高 |
| 2 | |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |
| 6 | |
| 7 | |
| 8 | |
| 9 | |
| 10 | |

ご相談窓口(営業第二部)

資源第1グループ
(石油ガス)

- 石油ガス上流開発、FPSO、石油ガスパイプライン
- LNG液化プラント、LNG船、LNG受入ターミナル、FSRU
- 製油所

資源第2グループ
(鉱物資源・石化)

- 鉱山開発(石炭、鉄鉱石、銅、ニッケル、レアメタル etc)
- 鉱山開発に伴う周辺インフラ(貨物鉄道、積出港)
- 石油化学プラント

電力グループ

- 火力発電、水力発電、太陽光他再生可能エネルギー
- 送変電設備

インフラグループ

- 鉄道、道路、空港、港湾
- 船舶、航空機
- 建機、その他産業機械
- 農業

管理グループ

- 既存案件のモニタリング